

平成 26 年度厚生労働省委託事業

パートタイム労働者等の健康管理事業
調査報告書

平成 27 年 3 月

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社

目次

| | |
|--|------------|
| 1 . はじめに | 2 |
| 1. 1 本事業の目的 | 3 |
| 1. 2 主な実施事項 | 3 |
| 1. 3 本事業の実施体制 | 4 |
| 2 . アンケート調査 | 5 |
| 2. 1 アンケート調査の目的 | 6 |
| 2. 2 アンケート調査実施概要 | 6 |
| 3 . ヒアリング調査 | 9 |
| 3. 1 ヒアリング調査の目的 | 10 |
| 3. 2 ヒアリング調査実施方法 | 10 |
| 3. 3 ヒアリング調査対象事業所 | 10 |
| 4 . パートタイム労働者の健康管理に関する実態・課題 および対応の在り方 | 12 |
| 4. 1 パートタイム労働者の健康管理の実態 | 13 |
| 4. 2 パートタイム労働者の健康管理の課題 | 26 |
| 4. 3 パートタイム労働者の健康管理の課題に対する対応の在り方 | 28 |
| 参考 パートタイム労働者の健康診断に関する法令・通達で定められた事項 | 29 |
| 参考資料 | 30 |
| I. アンケート調査票（事業所調査） | 31 |
| II. アンケート調査票（労働者調査） | 39 |
| III. アンケート調査結果（単純集計） | 47 |
| IV. アンケート調査結果（事業所調査クロス集計） | 91 |
| V. アンケート調査結果（労働者調査クロス集計） | 124 |
| VI. ヒアリング調査結果 | 184 |

1. はじめに

1. 1 本事業の目的

パートタイム労働者等の健康管理については、正社員に対する取組と比べて十分に行われているとはいえ、パートタイム労働者等の業務上の負傷や疾病の現状、課題の把握が十分とはいえない。

そのため、アンケート調査およびヒアリング調査により、パートタイム労働者等の健康管理に関する実態を把握し、課題の検討・抽出を行って、短時間労働者対策基本方針（以下、「パートタイム基本方針」という）に健康管理に関する事項を追加することも含めた施策の検討を行い、さらに、把握した実態、検討した課題およびヒアリングにより収集した企業の好事例を取りまとめたパンフレットを作成し、配布することにより、パートタイム労働者等の健康管理を推進することを目的とした。

なお、本報告書における「パートタイム労働者」とは、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条で定められた「短時間労働者」であり、「一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短い労働者」をいう。

1. 2 主な実施事項

上記の目的を達成するため、以下の事項を実施した。

・アンケート調査

事業所およびパートタイム労働者に調査票を配布し、郵送により回答を得る形で実施した。

・ヒアリング調査

パートタイム労働者が多いと考えられる業種である、小売業、製造業、飲食業、医療・福祉業、その他サービス業を対象として、訪問調査によりヒアリングを行った。

・委員会の開催

有識者を委員とする委員会を開催し、調査の実施方法およびパートタイム労働者等の健康管理の課題・対応の在り方に関する検討を実施した。

1. 3 本事業の実施体制

本事業は以下の委員会における検討のもとで実施した。委員会の委員を表 1-1 に示す。

表 1-1 事業企画運営委員会、課題整理・検討委員会 委員名簿

| 氏 名 | 所 属 ・ 役 職 |
|-------------------|---|
| 阿部 研二 | 中央労働災害防止協会 出版事業部 部長 |
| 久保 智英 | 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 作業条件適応研究グループ 主任研究員 |
| 後藤 博俊 | 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 顧問 |
| 高野 陽 | 伊藤人事労務研究所 社会保険労務士 |
| 増田 将史 | イオン株式会社 イオングループ総括産業医 |
| ○ 村上 文 | 帝京大学 法学部法律学科 教授 |
| (○：座長、敬称略、氏名五十音順) | |

事務局：東京海上日動リスクコンサルティング株式会社

2. アンケート調査

2. 1 アンケート調査の目的

パートタイム労働者等の健康管理に関する事業所の取組状況（健康診断の実施状況、健康増進の取組内容）や、パートタイム労働者等の負傷・疾病の発生状況等の実情を、事業所調査および労働者調査により把握し、パートタイム労働者等の健康管理における課題を整理・分析するための基礎情報とすることを目的とした。

2. 2 アンケート調査実施概要

(1) 対象事業所

事業所調査の対象事業所は、平成 24 年経済センサス活動調査の回答事業所のうち、従業員数 10 人以上、かつ「正社員・正職員以外の常用雇用者（パート・アルバイトなど）」が 2 人以上の事業所から、業種、規模（従業員数）別に無作為に抽出を行い、19,999 事業所を選定した。

労働者調査の対象者は、事業所調査の対象事業所にて、性別、年齢、職種等に偏りがないように選定していただくこととした。

(2) 実施方法

事業所調査は、調査票を対象事業所に送付し、以下の方法で回収した。

- ・ 回答を記入した調査票を、返信用封筒を使用して返送
- ・ FAX による調査票の返送
- ・ アンケート調査票をインターネット上に掲示し、ダウンロードして回答した上で、メールにて返送

労働者調査は、調査票を事業所調査の対象事業所に送付し、当該事業所にて対象労働者に配布していただくこととした。回収は、事業所が回収し、一括して返送いただくことに加え、上記事業所調査の回収方法も利用できることとした。

(3) 調査スケジュール

調査票発送 ：平成 26 年 5 月 29 日（木）

アンケート締切 ：平成 26 年 6 月 20 日（金）

(4) 回答数

事業所調査 ：5,065 件（回収率：25.3%）

労働者調査 ：13,417 件

今回のアンケート調査は、平成 24 年経済センサス活動調査において、「正社員・正職員以外の常用雇用者（パート・アルバイトなど）」が 2 人以上の事業所に送付したが、回答した事業所のうちパートタイム労働者が在籍するのは全体の 3/4 程度(3,766 件)であった。回答した事業所の残り 1/4 (1,301 件)は、フルタイムの「正社員・正職員以外の常用雇用者（パート・アルバイトなど）」が勤務していると考えられる。本報告書では、このパートタイム労働者が勤務する事業所のデータを集計した。なお、事業所調査に回答した事業所の業種、規模、労働者調査に回答した者の属性は、次ページ以降の通り。

【事業所調査に回答した事業所の業種、規模】

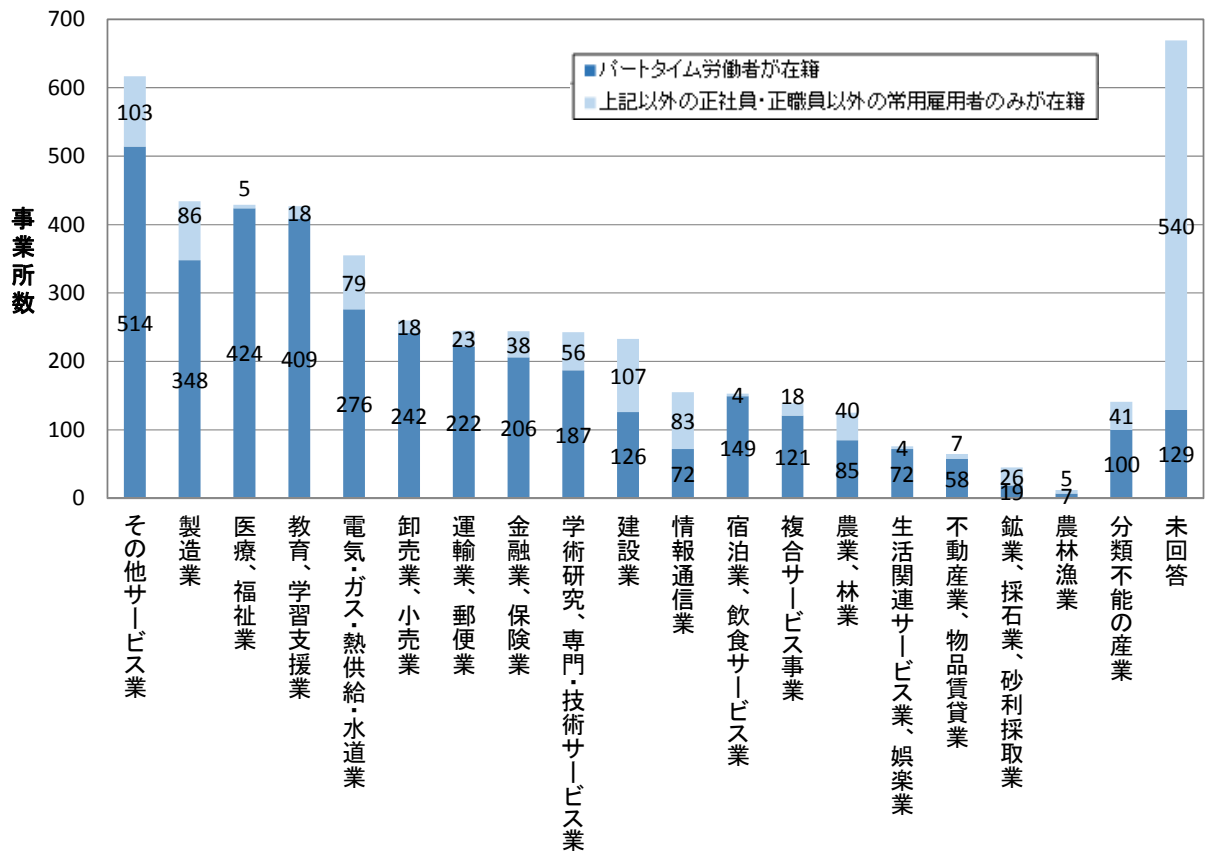


図 2-1 回答事業所の業種（パートタイム労働者が勤務する事業所数）

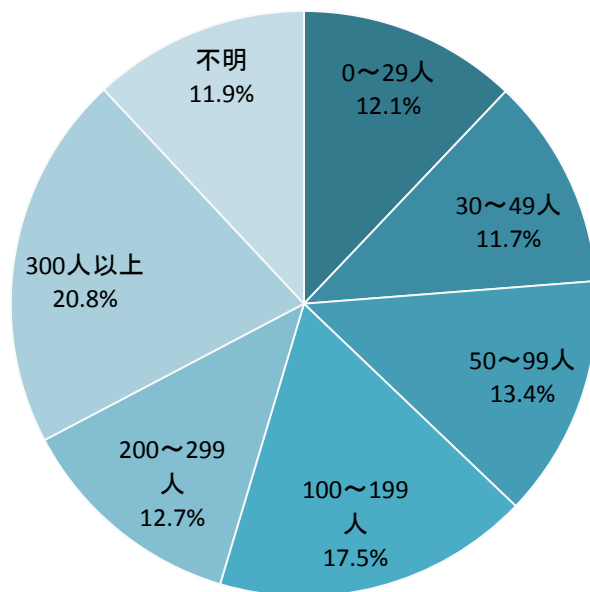


図 2-2 回答事業所の従業員数についての事業所割合（n=3,766）

【労働者調査に回答した者の属性】

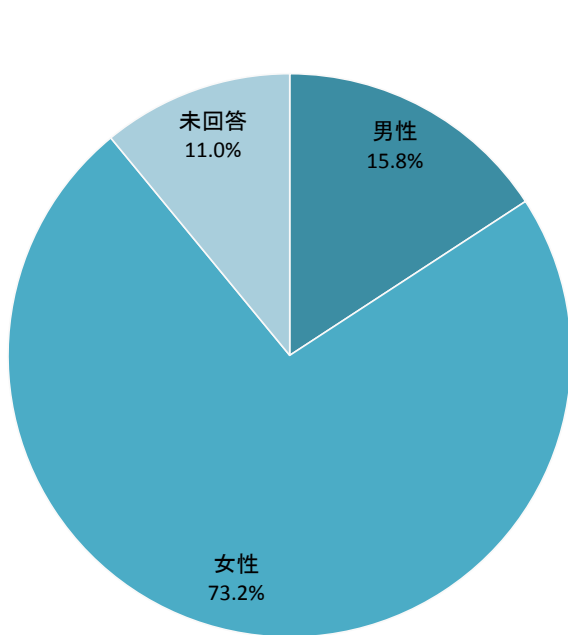


図 2-3 回答者の性別 (n=13,417)

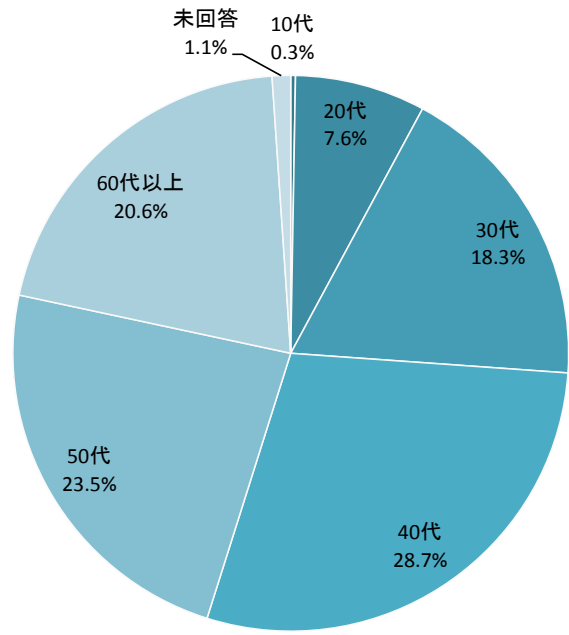


図 2-4 回答者の年齢 (n=13,417)

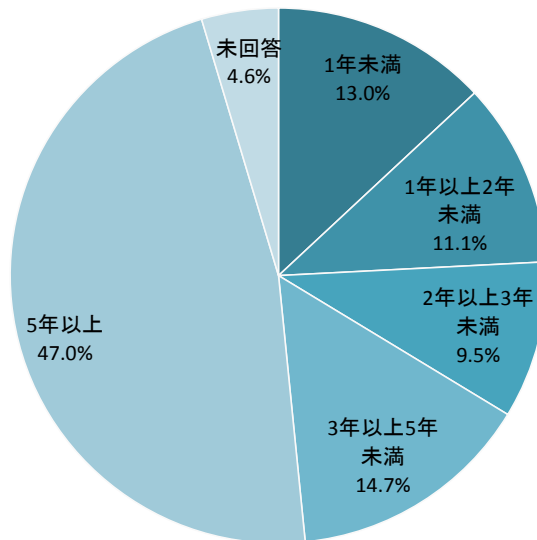


図 2-5 回答者の勤続年数 (n=13,417)

(5) 調査項目

調査票は参考資料を参照。

3. ヒアリング調査

3. 1 ヒアリング調査の目的

パートタイム労働者等の健康管理の実態として、事業所の取組状況（健康診断の実施状況、健康増進の取組内容）や事業所が考える課題等の詳細を把握し、パートタイム労働者等の健康管理における課題を整理・分析するための参考情報を収集するとともに、事業所の好事例を収集することを目的とした。

3. 2 ヒアリング調査実施方法

ヒアリング調査対象事業所に対し、予め設定したヒアリング調査項目に基づき、事務局担当者が訪問し、調査を実施した。また、実施可能な場合には、対象事業所に勤務するパートタイム労働者に対してもヒアリングを実施した。

3. 3 ヒアリング調査対象事業所

ヒアリング調査の対象事業所は、以下の観点に基づき、業種・規模が偏らないように選定した。

- ・アンケートの設問において「ヒアリング対応可」とした事業所
- ・パートタイム労働者が多い業種と考えられる、小売業、製造業、飲食業、医療・福祉業、その他サービス業の事業所
- ・深夜業に従事するパートタイム労働者の多い事業所
(全体の2割以上を深夜業に従事するパートタイム労働者の勤務する事業所とする)
- ・危険有害業務に従事するパートタイム労働者の勤務する事業所

具体的なヒアリング調査の実施スケジュールは以下のとおり。

表 3-1 ヒアリング調査スケジュール

| No. | 調査実施日時 | 企業 | 所在地 (都道府県) | 業種 | 深夜業 有無 | 危険有 害業務 有無 |
|-----|------------|----|---------------|-----------------|-----------|------------------|
| 1 | 7/8 15:30 | A社 | 千葉 | 製造業（金属製品） | | ○ |
| 2 | 7/9 14:30 | B社 | 埼玉 | 医療、福祉業（福祉施設） | ○ | |
| 3 | 7/11 16:00 | C社 | 埼玉 | 小売業（百貨店） | | |
| 4 | 7/16 16:00 | D社 | 東京 | その他サービス業（データ入力） | ○ | |
| 5 | 8/11 9:00 | E社 | 静岡 | 医療、福祉業（病院） | ○ | ○ |
| 6 | 8/11 13:00 | F社 | 愛知 | その他サービス業（警備） | ○ | |
| 7 | 8/11 16:00 | G社 | 愛知 | 医療、福祉（介護施設） | ○ | |
| 8 | 8/13 17:00 | H社 | 群馬 | 小売業（ホームセンター） | | |
| 9 | 8/15 10:00 | I社 | 東京 | 小売業（新聞販売） | ○ | |
| 10 | 8/19 10:30 | J社 | 神奈川 | 小売業（洋菓子販売） | | |
| 11 | 8/20 11:00 | K社 | 東京 | 飲食業（ドーナツ店） | ○ | |

| | | | | | | |
|----|-------------|------|-----|------------------|---|---|
| 12 | 8/22 9:30 | L 社 | 埼玉 | 医療、福祉業（福祉） | | |
| 13 | 9/3 13:00 | M 社 | 神奈川 | その他サービス業（警備） | ○ | |
| 14 | 9/17 13:00 | N 社 | 大阪 | その他サービス業（ビル管理） | ○ | |
| 15 | 9/17 16:00 | O 社 | 大阪 | 製造業（電気） | | |
| 16 | 9/18 10:00 | P 社 | 兵庫 | 製造業（プラスチック） | ○ | |
| 17 | 9/18 14:00 | Q 社 | 大阪 | その他サービス業（鉄道車両整備） | ○ | |
| 18 | 9/22 10:30 | R 社 | 栃木 | 小売業（食料品宅配） | | |
| 19 | 9/22 15:00 | S 社 | 栃木 | 医療、福祉業（介護施設） | | |
| 20 | 9/24 15:00 | T 社 | 千葉 | 飲食業（病院食提供） | | |
| 21 | 9/29 10:00 | U 社 | 静岡 | 飲食業（中華料理店） | ○ | |
| 22 | 9/29 13:00 | V 社 | 大阪 | 医療、福祉業（病院） | ○ | |
| 23 | 9/29 15:30 | W 社 | 滋賀 | 製造業（金属製品） | | |
| 24 | 9/29 16:00 | X 社 | 兵庫 | 飲食業（居酒屋） | ○ | |
| 25 | 9/30 9:00 | Y 社 | 大阪 | 飲食業（社員食堂） | | |
| 26 | 9/30 10:00 | Z 社 | 兵庫 | 医療、福祉業（介護施設） | ○ | |
| 27 | 9/30 10:30 | AA 社 | 大阪 | その他サービス業（ビル管理） | ○ | |
| 28 | 10/16 11:00 | BB 社 | 山梨 | 小売業（スーパーマーケット） | ○ | |
| 29 | 10/21 11:00 | CC 社 | 愛知 | 製造業（弁当） | ○ | |
| 30 | 10/22 14:00 | DD 社 | 岐阜 | 製造業（金属製品） | ○ | ○ |

**4. パートタイム労働者の健康管理に関する実態・課題
および対応の在り方**

4. 1 パートタイム労働者の健康管理の実態

アンケート調査をもとに、パートタイム労働者の健康管理の実態の整理を行った。整理は、パートタイム労働者の健康管理に関する主要な課題と考えられる、健康診断の実施に関わる事項を中心に行った。

4. 1. 1 パートタイム労働者の健康診断について

(1) 定期健康診断の実施について

- ① 【定期健康診断の実施】パートタイム労働者が在籍する事業所（未回答事業所を除く。n=3,679）における、従業員に対する定期健康診断の実施状況では、14.1%の事業所がパートタイム労働者を対象にしていなかった。また、パートタイム労働者が在籍する事業所（事業所規模未回答事業所を除く）において、パートタイム労働者に対する定期健康診断の実施割合を事業所の規模別で見ると、規模の小さい事業所ほど実施割合が低かった（図 4-1、図 4-2：事業所アンケート結果）。

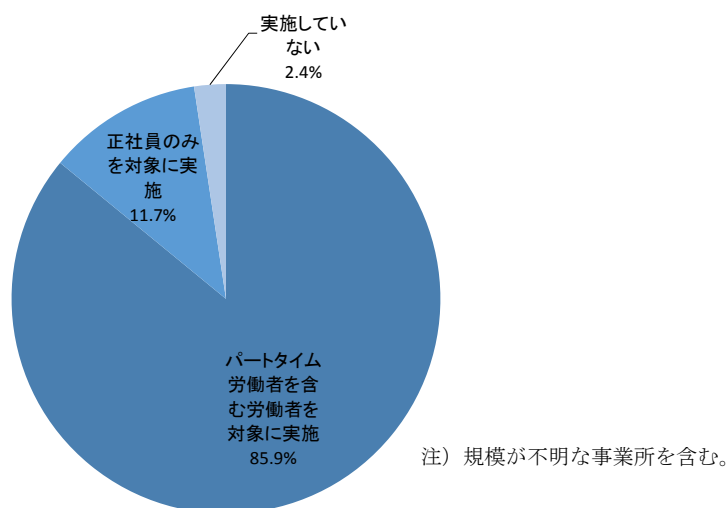


図 4-1 事業所における定期健康診断の実施状況 (n=3,679)

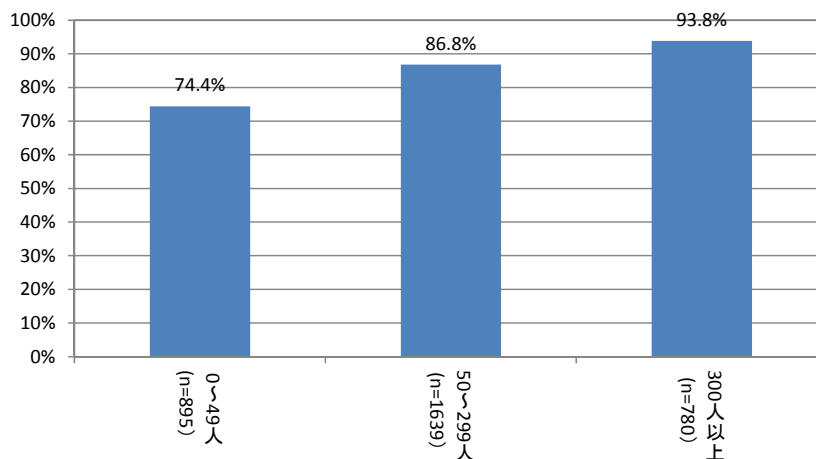


図 4-2 事業所規模別 パートタイム労働者を対象とした定期健康診断の実施割合

- ② 【正社員の週所定労働時間の 3/4 以上働く者¹の定期健康診断受診割合】正社員の週所定労働時間の 3/4 以上働くパートタイム労働者（契約期間は問わない。「勤務先で実施しているかわからない」の回答者および未回答者を除く）における、定期健康診断の受診割合は、全事業所で 91.8%であった（図 4-3：労働者アンケート結果）。

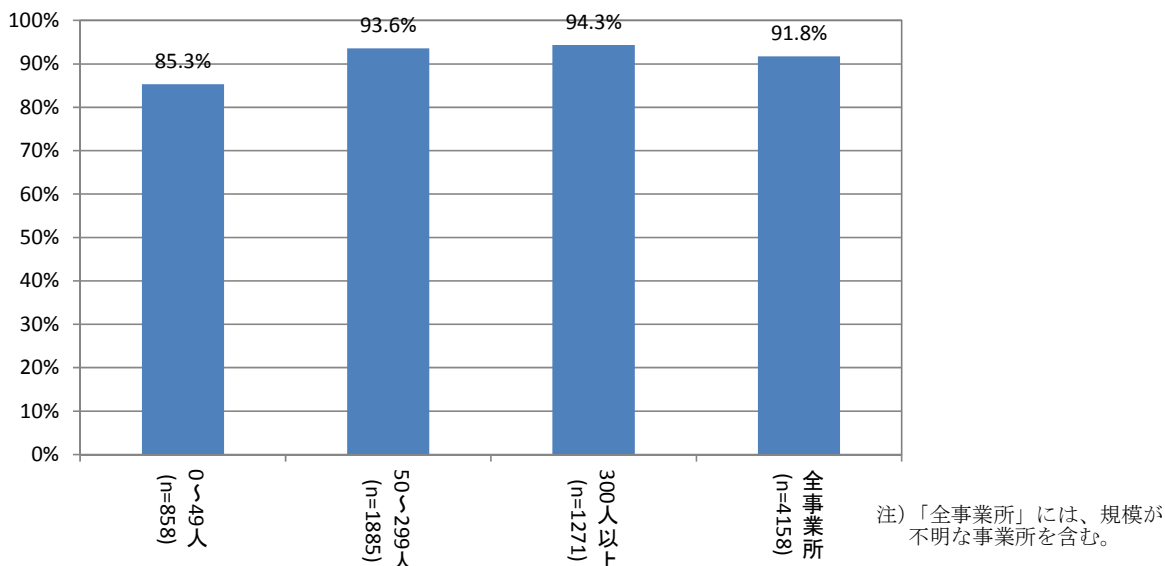


図 4-3 事業所規模別 正社員の週所定労働時間の 3/4 以上働くパートタイム労働者における定期健康診断の受診割合

- ③ 【正社員の週所定労働時間の 1/2 以上 3/4 未満働く者²に対する定期健康診断】正社員の週所定労働時間の 1/2 以上 3/4 未満働くパートタイム労働者（契約期間は問わない。「勤務先で実施しているかわからない」の回答者および未回答者を除く）における、定期健康診断の受診割合は、全事業所で 72.1%であった（図 4-4：労働者アンケート結果）。

¹ 法令、通達により、無期契約又は契約期間が 1 年以上で、正社員（同一の事業所に雇用される通常の労働者（当該事業所に雇用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に雇用される労働者）にあっては、当該労働者と同種の業務に従事する当該通常の労働者）の週所定労働時間の 3/4 以上働くパートタイム労働者に対して、定期健康診断の実施が義務付けられている。詳しくは「参考 パートタイム労働者の健康診断に関する法令・通達で定められた事項」を参照。

² 通達により、無期契約又は契約期間が 1 年以上で、正社員（同一の事業所に雇用される通常の労働者（当該事業所に雇用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に雇用される労働者）にあっては、当該労働者と同種の業務に従事する当該通常の労働者）の週所定労働時間の 1/2 以上 3/4 未満働くパートタイム労働者に対する定期健康診断の実施が望ましいとされている。詳しくは「参考 パートタイム労働者の健康診断に関する法令・通達で定められた事項」を参照。

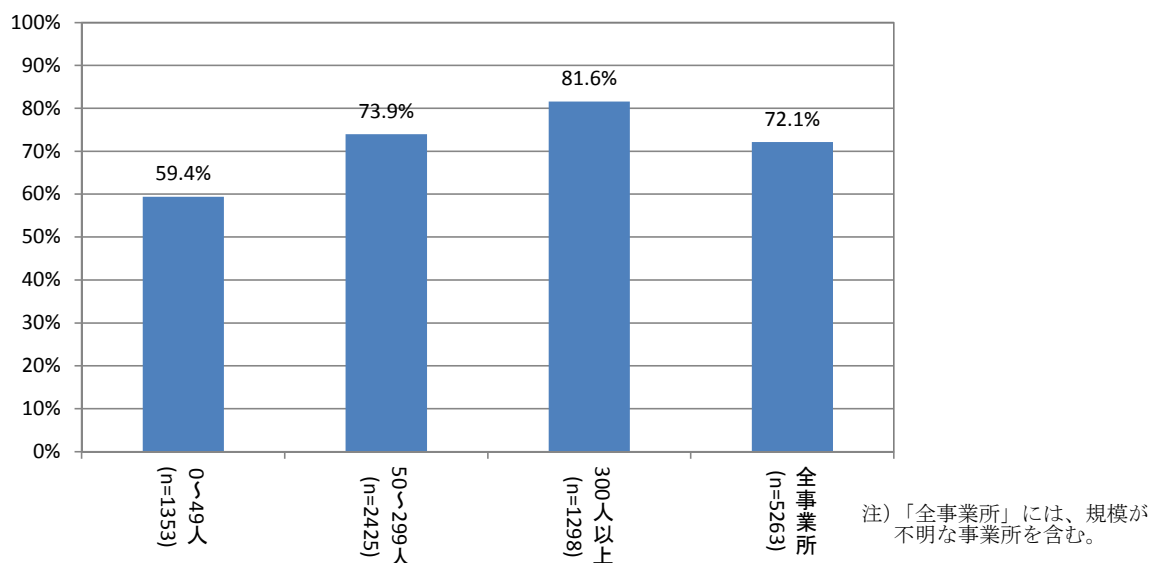


図 4-4 事業所規模別 正社員の週所定労働時間の 1/2 以上 3/4 未満働くパートタイム労働者における定期健康診断の受診割合

- ④ 【正社員の週所定労働時間の 1/2 未満働く者に対する定期健康診断】正社員の週所定労働時間の 1/2 未満働くパートタイム労働者（契約期間は問わない。「勤務先で実施しているかわからない」の回答者および未回答者を除く）における、定期健康診断の受診割合は、全事業所で 58.7%であった（図 4-5：労働者アンケート結果）。

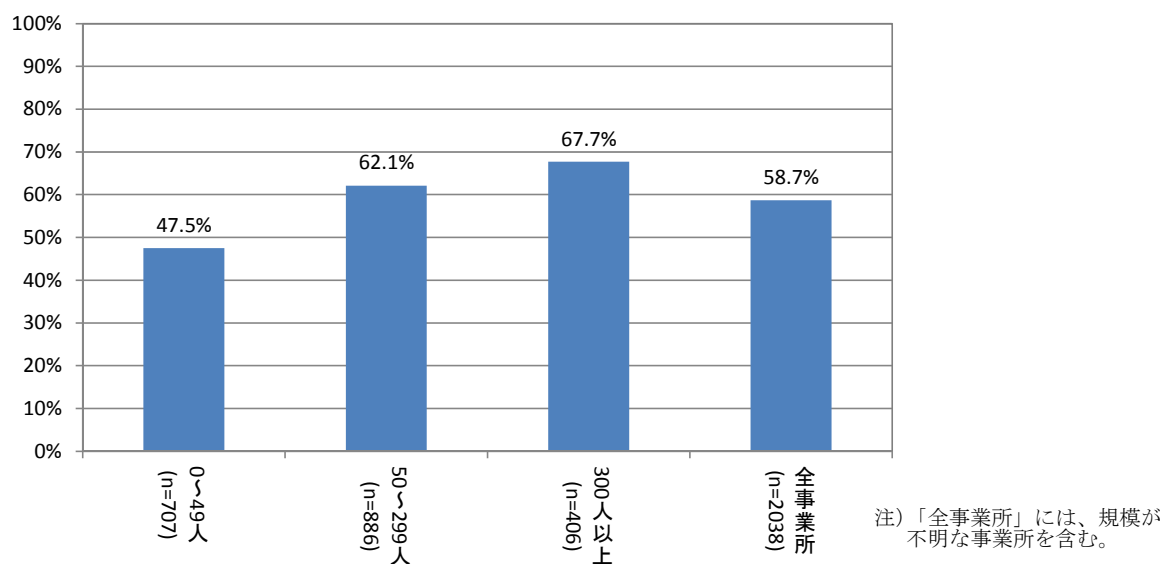


図 4-5 事業所規模別 正社員の週所定労働時間の 1/2 未満働くパートタイム労働者における定期健康診断の受診割合

(2) 深夜業従事者への定期健康診断について

- ① 【深夜業従事者等への定期健康診断の実施状況】深夜業を含む業務に従事するパートタイム労働者が在籍する事業所（未回答事業所を除く。n=600）における、深夜業を含む業務に従事する労働者への定期健康診断の実施割合は、71.3%であった（図 4-6：事業所アンケート結果）。

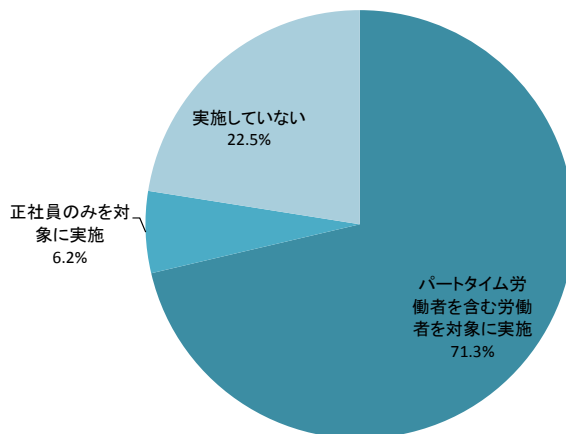


図 4-6 深夜業を含む業務等の特定業務に従事する労働者に健康診断を実施している事業所割合（n=600）

- ② 【正社員の週所定労働時間の 3/4 以上働き、深夜業に従事する者³への定期健康診断】正社員の週所定労働時間の 3/4 以上働き、深夜業に従事するパートタイム労働者（契約期間は問わない。未回答者を除く。n=179）において、深夜業を含む業務等の特定業務に従事するパートタイム労働者に対する定期健康診断を受診した者の割合は、44.1%であった（図 4-7：労働者アンケート結果）。

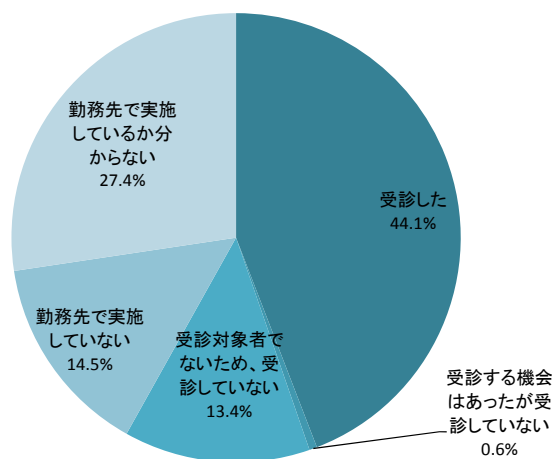


図 4-7 正社員の週所定労働時間の 3/4 以上働き、深夜業に従事するパートタイム労働者における、深夜業を含む業務等の特定業務に従事する労働者に対する定期健康診断の受診状況（n=179）

³ 法令、通達により、無期契約又は契約期間が 6 ヶ月以上で、正社員（同一の事業所に雇用される通常の労働者（当該事業所に雇用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に雇用される労働者）にあつては、当該労働者と同種の業務に従事する当該通常の労働者）の週所定労働時間の 3/4 以上働き、深夜業等の特定業務に従事するパートタイム労働者に対して、定期健康診断の実施が義務付けられている。詳しくは「参考 パートタイム労働者の健康診断に関する法令・通達で定められた事項」を参照。

- ③ 【正社員の週所定労働時間の 1/2 以上 3/4 未満働き、深夜業に従事する者⁴への定期健康診断】正社員の週所定労働時間の 1/2 以上 3/4 未満働き、深夜業に従事するパートタイム労働者（契約期間は問わない。未回答者を除く。n=122）において、深夜業を含む業務等の特定業務に従事するパートタイム労働者に対する定期健康診断を受診した者の割合は、33.6%であった（図 4-8：労働者アンケート結果）。

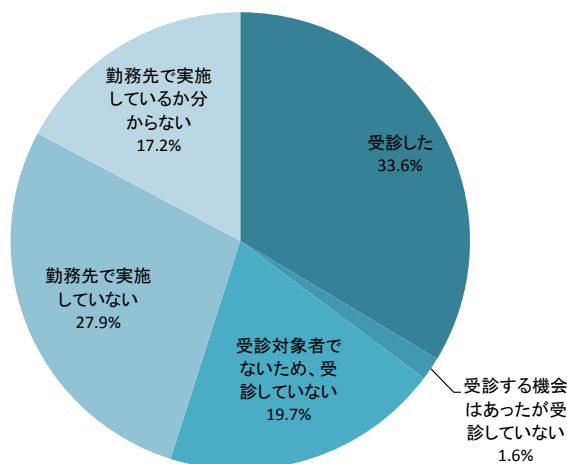


図 4-8 正社員の週所定労働時間の 1/2 以上 3/4 未満働き、深夜業に従事するパートタイム労働者における、深夜業を含む業務等の特定業務に従事する労働者に対する定期健康診断の受診状況 (n=122)

⁴ 通達により、無期契約又は契約期間が 6 ヶ月以上で、正社員（同一の事業所に雇用される通常の労働者（当該事業所に雇用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に雇用される労働者にあつては、当該労働者と同種の業務に従事する当該通常の労働者））の週所定労働時間の 1/2 以上 3/4 未満働き、深夜業等の特定業務に従事するパートタイム労働者に対する定期健康診断の実施が望ましいとされている。詳しくは「参考 パートタイム労働者の健康診断に関する法令・通達で定められた事項」を参照。

(3) 事業者の意識、事業者による実施上の問題について

- ① 【規程等の整備】パートタイム労働者が在籍する事業所において、約 3 割の事業所でパートタイム労働者の健康管理に関する社内規程がなく、特に小規模の事業所で規程のない割合が高かった（図 4-9：事業所アンケート結果）。

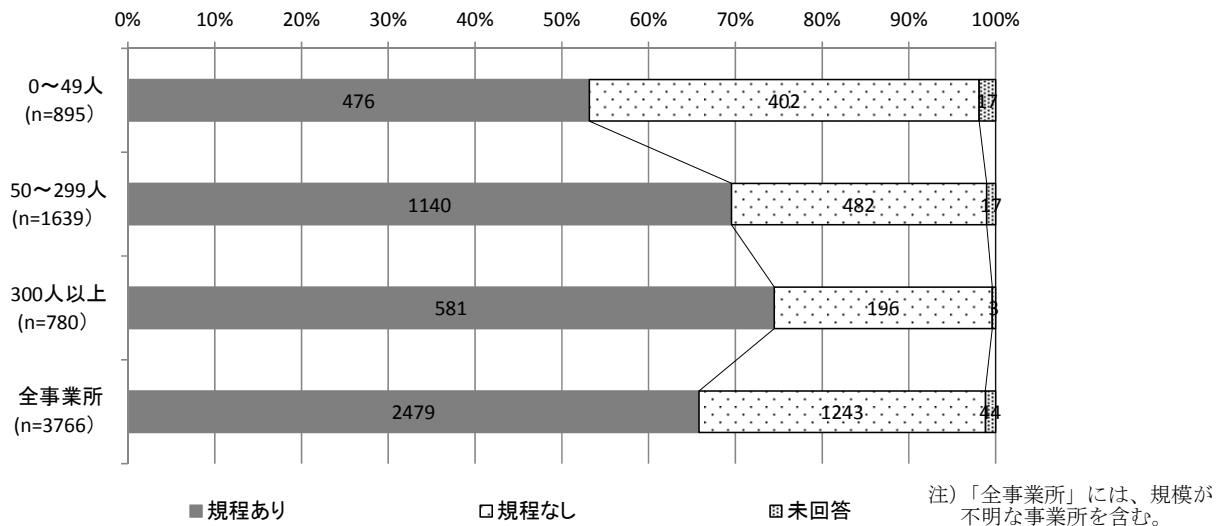


図 4-9 事業所規模別 パートタイム労働者の健康管理に関する社内規程の有無についての事業所割合

- ② 【規程の有無別 健康診断の実施状況】パートタイム労働者が在籍する事業所について、定期健康診断に関する規程の有無別に、定期健康診断の実施状況を見てみると、規程ありの事業所の 96%程度が定期健康診断を実施していた。また、規程なしの事業所においては、63%程度が定期健康診断を実施していた（図 4-10：事業所アンケート結果）。

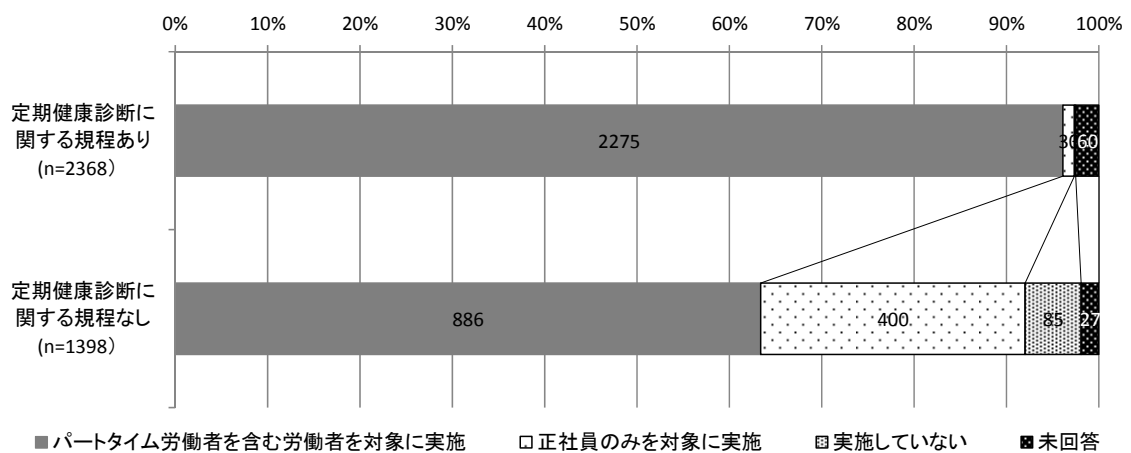


図 4-10 規程の有無別 定期健康診断の実施事業所割合

- ③ 【パートタイム労働者の健康管理上の問題点】パートタイム労働者が在籍する事業所（未回答事業所を除く。n=2,182）における、パートタイム労働者の健康管理上の問題点として「健康診断の事後措置の実施ができない、難しい」を挙げる事業所が18.8%、「定期健康診断の実施ができない、難しい」を挙げる事業所が16.9%あった（図4-11：事業所アンケート結果）。

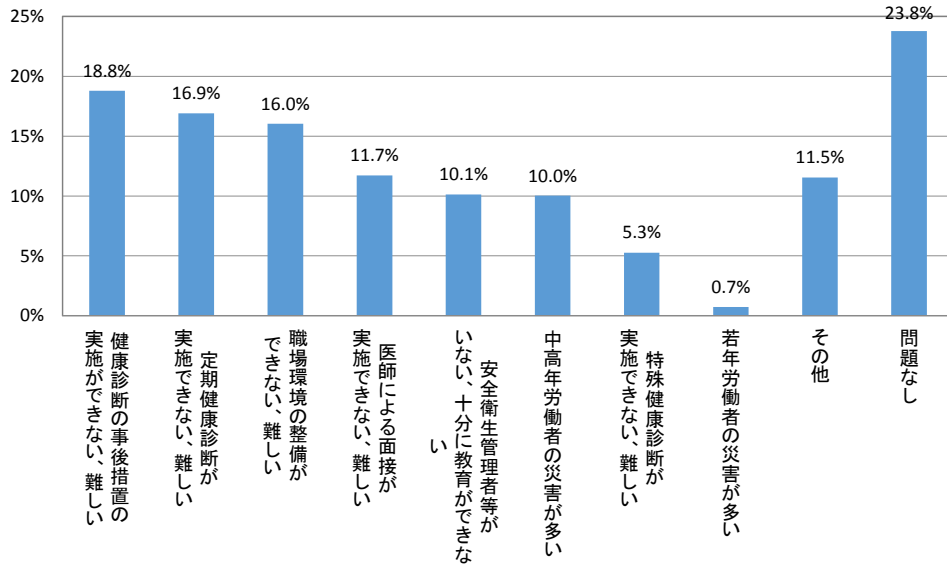


図4-11 パートタイム労働者の健康管理上の問題点についての事業所割合（複数回答、n=2,182）

- ④ 【パートタイム労働者の健康管理に有効なもの】パートタイム労働者が在籍する事業所（未回答事業所を除く。n=3,193）が考える、パートタイム労働者の健康管理に有効なものとしては、「絵で分かる等、容易に理解できる基本マニュアル」の割合が62.6%と最も高く、「他企業・他業界の教育方法や教育内容の優良事例（事例集等）」が続いた（図4-12：事業所アンケート結果）。

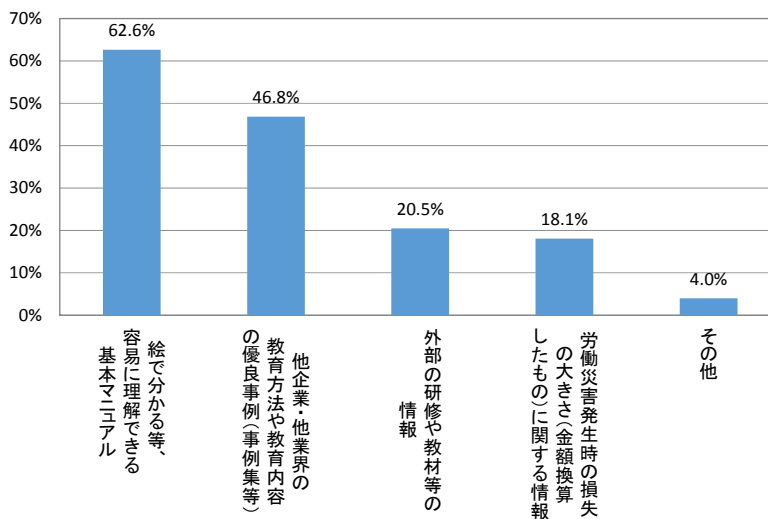


図4-12 パートタイム労働者の健康管理に有効なものについての事業所割合（複数回答、n=3,193）

(4) 労働者の意識等について

- ① 【パートタイム労働者が実施して欲しい取組】パートタイム労働者（未回答者を除く。n=11,928）が、勤務先に実施して欲しい取組で最も多かったのは「定期健康診断」であり、36.2%であった（図 4-13：労働者アンケート結果）。

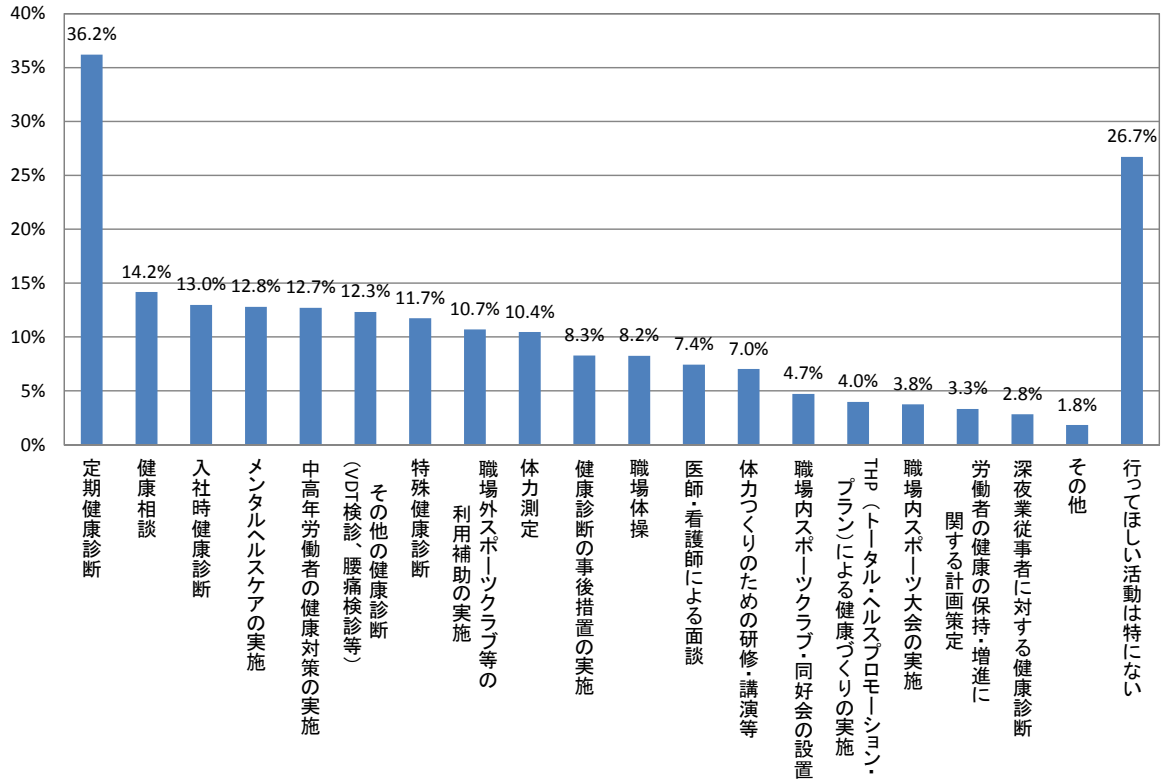


図 4-13 パートタイム労働者が勤務先で実施して欲しい取組（複数回答、n=11,928）

4. 1. 2 その他

① 【高齢者の有所見率】健康診断を受診したパートタイム労働者（年齢未回答者を除く）における、有所見の割合は、高齢になるほど高かった（図 4-14：労働者アンケート結果）。

また、有所見とされたパートタイム労働者（年齢未回答者を除く）における再検査や治療の要否については、こちらも年齢が上がるにつれて再検査や治療が必要とされた割合が高くなる傾向が見られた（図 4-15：労働者アンケート結果）。

さらに、再検査や治療が必要とされたパートタイム労働者（年齢未回答者を除く）の、再検査や治療の受診については、年齢が上がるにつれ、受診割合が高くなる傾向が見られた（図 4-16：労働者アンケート結果）。

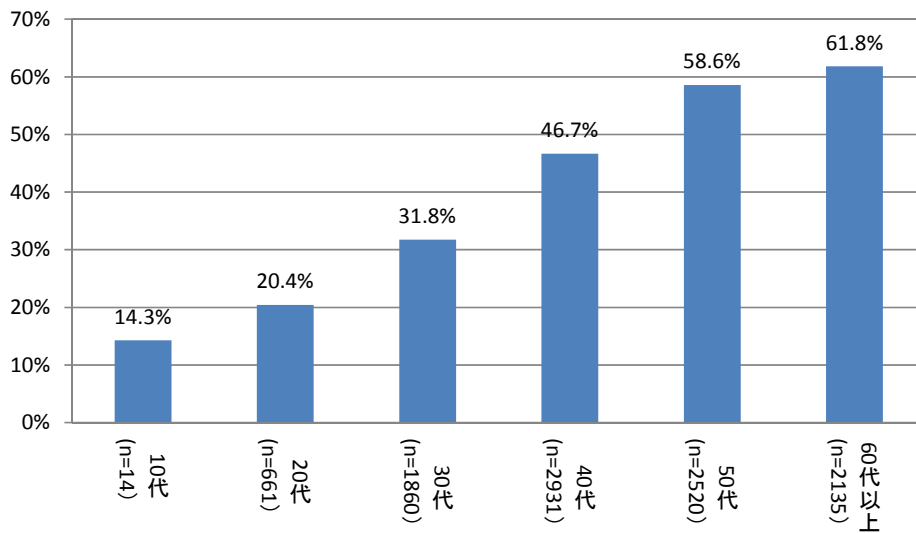


図 4-14 回答者年齢別 健康診断を受診したパートタイム労働者における有所見とされた者の割合

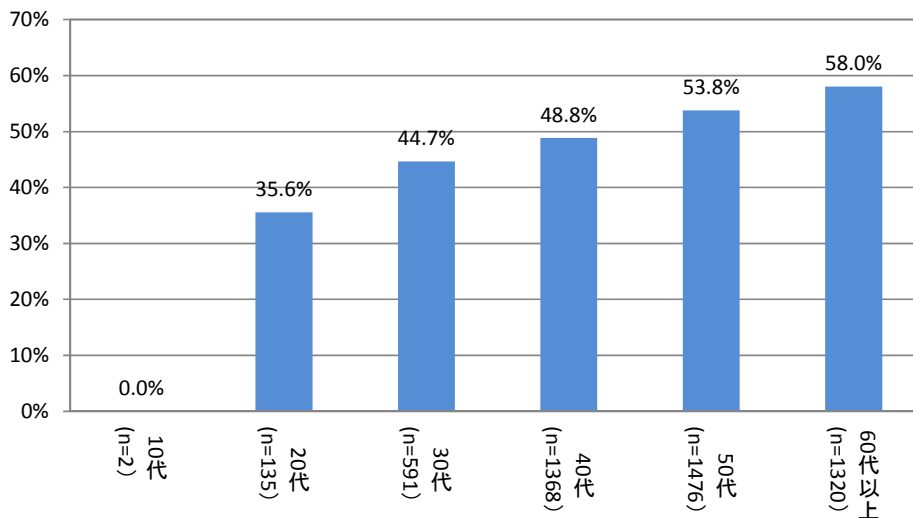


図 4-15 回答者年齢別 健康診断を受診したパートタイム労働者のうち有所見とされた者において、要再検査・要治療と診断された者の割合

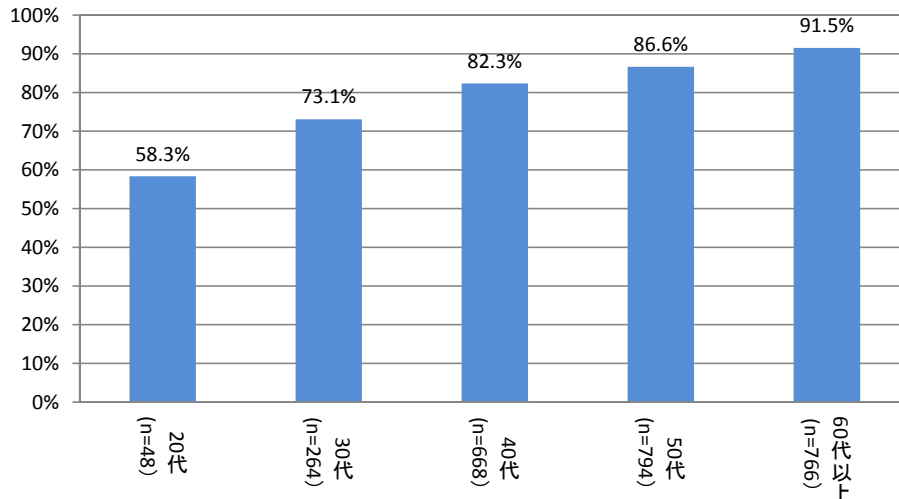


図 4-16 回答者年齢別 健康診断を受診したパートタイム労働者のうち、要再検査・要治療と診断された者における再検査・治療を受けた者の割合

② 【業務上の負傷・疾病】パートタイム労働者（年齢未回答者を除く）における、業務上の負傷の発生割合は、「10代」が13.5%、「50代」が12.6%で高かった。業務上の疾病の発生割合は、「50代」が3.0%で最も割合が高かった（図 4-17：労働者アンケート結果）。

また、業務上の負傷・疾病の経験があるパートタイム労働者（年齢未回答者を除く）のうち、年齢別に見た業務上の負傷・疾病の内容は、いずれも「切創（切り傷）」の割合が最も高かった。次いで多いのは、「10代」以外では「打撲」であった（表 4-1：労働者アンケート結果）。

業務上の負傷・疾病の経験があるパートタイム労働者（年齢未回答者を除く）における業務上の負傷・疾病の発生理由は、「20代」以外で「動作の反動・無理な動作」の割合が最も高かった（表 4-2：労働者アンケート結果）。

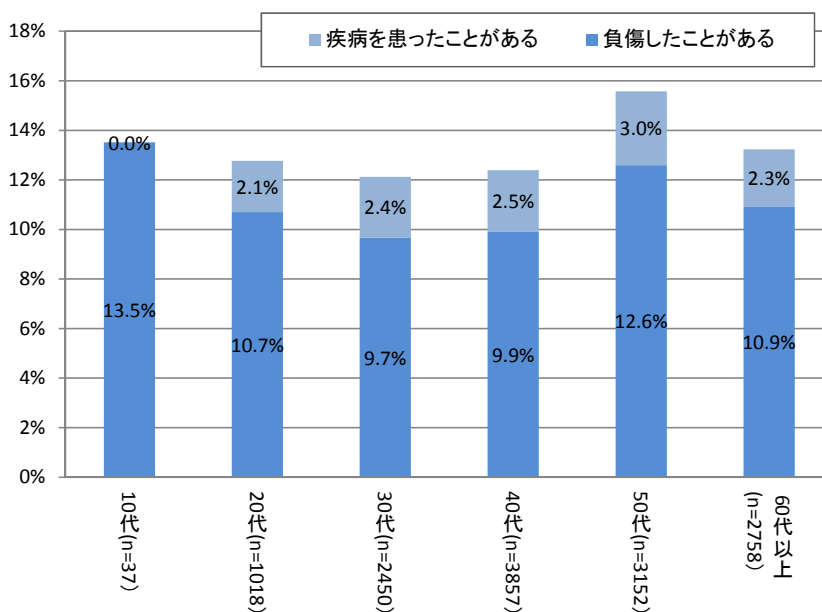


図 4-17 回答者年齢別 業務上の負傷・疾病の発生割合

表 4-1 回答者年齢別 業務上の負傷・疾病の経験があるパートタイム労働者における、
業務上の負傷・疾病の内容のうち割合の高いもの（複数回答）

| 年齢 | 最も割合が高いもの | 2 番目に割合が高いもの | 3 番目に割合が高いもの |
|---------------|---------------------------------|----------------------|--------------------------------|
| 10 代(n=5) | ・切創(切り傷) ・火傷 3 (60.0%) | - | 急性腰痛症(ぎっくり腰) 1 (20.0%) |
| 20 代(n=130) | 切創(切り傷) 75 (57.7%) | 打撲 30 (23.1%) | 火傷 27 (20.8%) |
| 30 代(n=297) | 切創(切り傷) 151 (50.8%) | 打撲 68 (22.9%) | 急性腰痛症(ぎっくり腰) 56 (18.9%) |
| 40 代(n=478) | 切創(切り傷) 211 (44.1%) | 打撲 113 (23.6%) | 急性腰痛症(ぎっくり腰) 102 (21.3%) |
| 50 代(n=491) | 切創(切り傷) 185 (37.7%) | 打撲 129 (26.3%) | 急性腰痛症(ぎっくり腰) 118 (24.0%) |
| 60 代以上(n=365) | 切創(切り傷) 122 (33.4%) | 打撲 91 (24.9%) | 急性腰痛症(ぎっくり腰) 87 (23.8%) |

上段：件数、下段括弧内：割合

表 4-2 回答者年齢別 業務上の負傷・疾病の経験があるパートタイム労働者における、
業務上の負傷・疾病の発生理由のうち割合の高いもの（複数回答）

| 年齢 | 最も割合が高いもの | 2 番目に割合が高いもの | 3 番目に割合が高いもの |
|---------------|--|------------------------------|-----------------------------|
| 10 代(n=5) | ・転倒 ・動作の反動・無理な動作 ・切れ・こすれ 1 (20.0%) | - | - |
| 20 代(n=130) | 切れ・こすれ 52 (40.0%) | 動作の反動・無理な動作 26 (20.0%) | はさまれ・巻き込まれ 13 (10.0%) |
| 30 代(n=297) | 動作の反動・無理な動作 88 (29.6%) | 切れ・こすれ 86 (29.0%) | 転倒 37 (12.5%) |
| 40 代(n=478) | 動作の反動・無理な動作 146 (30.5%) | 切れ・こすれ 96 (20.1%) | 転倒 64 (13.4%) |
| 50 代(n=491) | 動作の反動・無理な動作 150 (30.5%) | 転倒 96 (19.6%) | 切れ・こすれ 64 (13.0%) |
| 60 代以上(n=365) | 動作の反動・無理な動作 106 (29.0%) | 転倒 67 (18.4%) | 切れ・こすれ 54 (14.8%) |

上段：件数、下段括弧内：割合

4. 1. 3 ヒアリング調査により得られた情報

ヒアリング調査により得られた、参考となる情報を以下に示す。

(1) 健康診断に関する事業者の意識、健康診断実施上の問題について

- ① **【健康診断に関する法定事項】**健康診断に関する法定の事項（「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について」で示された健康診断実施義務（「参考 パートタイム労働者の健康診断に関する法令・通達で定められた事項」参照）を知らない事業者が見られた。
- ② **【定期健康診断の実施上の問題点】**定期健康診断の実施に関して「コストがかかる」「事業者が実施する健康診断の日程とパートタイム労働者の都合が合わない」などといった課題を挙げる事業者が見られた。
- ③ **【パートタイム労働者の退職】**法令上、健康診断の実施義務のあるパートタイム労働者に健康診断を受診させたにも関わらず、1年に満たない期間で辞めてしまう場合があるという問題を指摘する事業者があった。
- ④ **【健康診断の費用・給与】**健康診断に関わる費用、給与について、以下のようなケースが確認された。
 - ・労働安全衛生法の義務に基づいて実施される健康診断の費用は、事業者が負担すべきものと解されているが（昭和47年9月18日基発第602号通達）、事業者が実施する健康診断の日程とパートタイム労働者の都合が合わない場合にパートタイム労働者が自己負担で健康診断を受診するケースがあるなど、事業者が健康診断の費用を負担していないことがある。
 - ・健康診断実施時間は、業務として取り扱い、給与を支払うことが望ましいとされているが（昭和47年9月18日基発第602号通達）、給与が支払われていないケースがある。

(2) 健康診断に関する労働者の意識について

- ① **【深夜業従事者】**深夜・早朝のみ勤務する（深夜業にのみ従事する）パートタイム労働者は、昼間の時間帯は、家事などの生活時間や休息時間に充てたい場合が多く、昼間の時間帯に行われる健康診断を受診する者が少ないという指摘が事業者からあった。
- ② **【受診しない労働者】**パートタイム労働者は、健康診断等の対象としていても受診しないことがあり、その理由として以下の事項が考えられるとの指摘が事業者からあった。
 - ・健康に関心がない
 - ・時間的な余裕がない
 - ・配偶者に扶養されており、配偶者の健康保険組合が実施する健康診断を受診している
 - ・持病等で通院しており、健康診断の必要性を感じていない

(3) 参考となる取組事例

- ① **【健康診断を工夫して実施している事例】**これまでの健康診断は、1年に1日だけ健診車に来てもらって実施していたが、その日が勤務日ではなく、受けられないパートタイム労働者がいたため、健康診断の実施日（健診車の巡回日）を増やした。（製造業）
- ② **【深夜業従事者に健康診断を実施している事例】**深夜業従事者は、昼間の時間帯には休みたいと考えている場合が多く、そのために健康診断の受診率が低くなってしまう。そこで、医療機関と調整し、夜間（21時頃）にも健診車による巡回を行ってもらい、深夜業従事者が無理なく健康診断を受けられるよう配慮した。（その他サービス業）
- ③ **【事業者が健康診断実施時間分の給与を支給している事例】**健康診断は、パートタイム労働者の業務が終了した後に行うことが多いが、「給与を支払うことが望ましい」とされているため、勤務時間として取り扱い、給与を支払っている。パートタイム労働者でも、仕事として健康診断を受診するため、受診率はほぼ100%となっている。（飲食業）

4. 2 パートタイム労働者の健康管理の課題

委員会における検討の結果として、パートタイム労働者の健康管理の課題を以下に整理する。

(1) 定期健康診断の実施について

規模の小さい事業所ほど、パートタイム労働者を対象とした定期健康診断の実施率が低い。また、正社員の週所定労働時間の3/4以上働くパートタイム労働者（契約期間を問わない）は90%以上定期健康診断を受診しているが、正社員の週所定労働時間の1/2以上3/4未満働くパートタイム労働者（契約期間を問わない）は70%強しか定期健康診断を受診しておらず、規模の小さい事業所ほど定期健康診断の受診率は低かった（4. 1. 1(1) ①、②、③参照）。法令の事項および通達等で定められている事項を特に規模の小さい事業所に周知することが重要である。

(2) 深夜業従事者への健康診断の実施について

深夜業に従事するパートタイム労働者を対象とした健康診断の実施率が71.3%であった（4. 1. 1(2) ①参照）。また、正社員の週所定労働時間の3/4以上働き深夜業に従事するパートタイム労働者の受診率は44.1%であり、正社員の週所定労働時間の1/2以上3/4未満働き深夜業に従事するパートタイム労働者の受診率は33.6%であった（4. 1. 1(2) ②、③参照）。法令の事項および通達等で定められた内容を、事業者にも周知するとともに、深夜業に従事するパートタイム労働者の健康診断の受診率を高めるため、深夜業従事者に対して健康診断を受診させている好事例について周知する必要がある。

(3) 健康診断結果に基づく事後措置⁵の実施について

パートタイム労働者の健康管理として、健康診断結果に基づく事後措置の実施が困難であると考えられる事業者が多い（4. 1. 1(3) ③参照）。事後措置として実施すべき事項を周知するとともに、事後措置における医師等の意見の聴取が困難であると考えられる事業者のために、産業保健総合支援センター等の相談窓口等を周知したり、措置を講じることが困難と考える事業者のために、パートタイム労働者の業務負担軽減の方法・具体的事例を周知する必要がある。

⁵ 労働安全衛生法第66条の4において、事業者は健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づき、労働者の健康保持に必要な措置について医師又は歯科医師の意見を聞かなければならないとされている。また、同第66条の5において、事業者は、第66条の4の規定による医師又は歯科医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、当該医師又は歯科医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならないとされている。

(4) パートタイム労働者の健康管理に関する社内規程について

約 3 割の事業所でパートタイム労働者の健康管理に関する社内規程がなく、小規模事業所ほど規程のない割合が高かった(4. 1. 1(3) ①参照)。また、定期健康診断に関する規程がない事業所ほどパートタイム労働者を対象とした定期健康診断が実施されていないことから、パートタイム労働者の健康診断等の実施に関する社内規程の整備を、規程の例を示すなどして事業者に促す必要がある。

(5) 高齢パートタイム労働者の健康管理について

健康診断を受診したパートタイム労働者における有所見の割合、有所見時の要再検査・治療の割合は、高齢になるほど高かった(4. 1. 2 ①参照)。高齢化に伴い、高齢のパートタイム労働者が今後増加する可能性も考えられることから、二次健康診断等給付⁶や特定健康診査・特定保健指導⁷の活用勧奨も含め、高齢パートタイム労働者の健康管理・健康増進の在り方も検討する必要がある。

⁶ 「二次健康診断等給付」とは、労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のうち、直近のものにおいて、「過労死」等（業務上の事由による脳血管疾患および心臓疾患の発生）に関連する血圧の測定等の項目について異常の所見が認められる場合に、労働者の請求に基づき、二次健康診断および特定保健指導が給付されるもの。

⁷ 「特定健康診査・特定保健指導」とは、メタボリックシンドロームに着目した健診を受け、その結果、生活習慣病の発症のリスクがあり、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる者に対して、生活習慣を見直すサポートを実施するもの。

4. 3 パートタイム労働者の健康管理の課題に対する対応の在り方

前項で述べた、パートタイム労働者の健康管理の課題への対応としては、事業所への法定事項の遵守、法定事項以外についても通達等の内容で事業所に求められていることの周知、情報提供が主要なものと考えられる。

このための対応として、パートタイム基本方針に健康診断の実施について記載すること、事業主がパートタイム労働者の健康管理を行う上で必要と考えられる内容等を掲載したマニュアルやリーフレットを作成し、事業者へ周知することが考えられる。

マニュアルにおいては、パートタイム労働者の健康診断、健康診断結果に基づく事後措置に関する法令事項の内容、パートタイム労働者の健康管理に関する好事例（健康診断の実施が望ましいとされている者や、法令上実施義務が課せられていない者を対象に実施している事例（深夜業従事者を含む）等）を記載するとともに、パートタイム労働者の健康診断等の実施に関する社内規程のひな形を提示することが考えられる。

また、高齢のパートタイム労働者の健康管理・健康増進に資する仕組みを今後検討していくことも望まれる。

参考 パートタイム労働者の健康診断に関する法令・通達で定められた事項

パートタイム労働者の健康診断について、法令や通達等により定められた事項は以下のとおり。

| | 契約形態 | 正社員 (※1) | パートタイム労働者 | | | | | |
|--------|------------------------------|---|---|----------------|-------|--|----------------|-------|
| | | | ○無期契約 ○契約期間が1年以上の有期契約（契約更新により1年以上になる場合を含む） | | | ○契約期間が6月以上1年未満の有期契約（契約更新により6月以上となる場合を含む） | | |
| | 週所定労働時間 (対正社員) | 1 | 3/4以上 | 1/2以上 3/4未満 | 1/2未満 | 3/4以上 | 1/2以上 3/4未満 | 1/2未満 |
| 一般健康診断 | 雇入時の健康診断 | | | | | | | |
| | 定期健康診断 (1年以内に1回) | | | | | | △ | |
| | 特定業務(※2)への配置換え時に行う健康診断 | ◎ | ◎ | ○ | △ | | | |
| | 特定業務従事者の定期健康診断(6月以内に1回) | | | | | ◎ | ○ | △ |
| 特殊健康診断 | 入社時、有害業務(※3)への配置換え時に行う特殊健康診断 | 特殊健康診断については、契約形態および週所定労働時間によらず、あくまで有害業務に常時従事する場合に健康診断を実施する義務が定められている。 | | | | | | |
| | 定期の特殊健康診断 (6月以内に1回) | | | | | | | |

◎：労働安全衛生法を根拠に実施する義務があるもの。

○：法令上の実施義務規定は無いが、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について」（平成5年12月1日基発第663号）により実施が望ましいとされているもの。

△：実施根拠規定がないもの。

※1：「正社員」とは、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条における「同一の事業所に雇用される通常の労働者（当該事業所に雇用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に雇用される労働者にあつては、当該労働者と同種の業務に従事する当該通常の労働者）」をいう。

※2：労働安全衛生規則第13条第1項第2号の業務
(深夜業を含む業務、重量物の取扱い等重激な業務、著しく暑熱な場所における業務、等)

※3：労働安全衛生法施行令第22条第1項の業務
(有機溶剤業務、特定化学物質の取扱い等の業務、放射線業務、石綿等の取扱い等の業務、等)

参考資料

目次

| | |
|--|-----|
| I. アンケート調査票（事業所調査） | 31 |
| II. アンケート調査票（労働者調査） | 39 |
| III. アンケート調査結果（単純集計） | 47 |
| III. 1 アンケート調査（事業所調査）単純集計結果 | 47 |
| III. 2 アンケート調査（労働者調査）単純集計結果 | 70 |
| IV. アンケート調査結果（事業所調査クロス集計） | 91 |
| IV. 1 事業所調査 業種別クロス集計結果 | 91 |
| IV. 2 事業所調査 事業所規模別クロス集計結果 | 109 |
| IV. 3 事業所調査 満足度に関わるクロス集計結果 | 115 |
| IV. 4 事業所調査 労働時間別クロス集計結果 | 120 |
| IV. 5 事業所調査 その他のクロス集計結果 | 121 |
| V. アンケート調査結果（労働者調査クロス集計） | 124 |
| V. 1 労働者調査 業種別クロス集計結果 | 124 |
| V. 2 労働者調査 事業所規模別クロス集計結果 | 144 |
| V. 3 労働者調査 労働者属性別クロス集計結果 | 153 |
| V. 4 労働者調査 負傷・疾病の経験がある労働者に関するクロス集計結果 | 174 |
| V. 5 労働者調査 勤務先の取組満足度別クロス集計結果 | 177 |
| V. 6 労働者調査 相談相手のいない者に関する集計結果 | 182 |
| VI. ヒアリング調査結果 | 184 |
| VI. 1 ヒアリング調査項目 | 184 |
| VI. 2 ヒアリング調査結果（事業所調査） | 186 |
| VI. 3 ヒアリング調査結果（労働者調査） | 189 |

I. アンケート調査票（事業所調査）

厚生労働省 委託事業 パートタイム労働者等の健康管理に関する実態調査 ＜＜ 企業調査 調査票 ＞＞

平成 26 年 5 月
東京海上日動リスクコンサルティング(株)

【調査に当たってのお願いとご注意】

1. 本調査は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課の委託事業として、東京海上日動リスクコンサルティング(株)が実施するものです。回答いただいた内容は、パートタイム労働者*の健康管理の実態を把握し、課題および必要な対策を検討する際の基礎情報として活用します。
2. 本アンケートにご回答いただくことにより不利益を被ることはありません。ご回答いただいた内容は、全て統計的に処理し、ご回答者様や企業・事業所が特定できる形でご回答内容が公表されることはありません。なお、アンケート結果のご報告や事業成果のお知らせに際して、ご記入いただいた連絡先に、弊社よりご連絡する場合があります。また、アンケート結果の集計を、第三者に委託する可能性があります。
3. アンケートは会社全体ではなく、貴事業所についてご回答ください。また、事業所の人事・労務ご担当者様等、貴事業所における労働者の健康管理について把握されている方によるご回答をお願いします。
4. ご記入が終わりましたら、同封の返信用封筒（切手は不要）で、平成 26 年 6 月 20 日（金）までに投函してください。

※本調査における「パートタイム労働者」とは、①の労働者を指します。

| | |
|-------------|--|
| ① パートタイム労働者 | 企業等が直接雇用している労働者のうち、 <u>正社員より1週間の所定労働時間が短い者</u> （1日の所定労働時間が正社員と同じでも、1週間の勤務日数が少ない者を含む。）。ただし、短時間正社員を除く。 |
| ② 正社員 | 企業等が直接雇用している労働者で雇用期間の定めがない者のうち、上記①や他社への出向者等を除いた、いわゆる正社員、正職員。なお、短時間正社員を含む。 |
| ③ その他の労働者 | 上記①・②のいずれにも当てはまらない、企業が直接雇用している者。 契約社員、嘱託社員、期間工等。 |

本アンケートで使用する用語の定義

- ※1 管理的な仕事：課以上の組織の管理的仕事（部長、課長、支店長など）
- ※2 専門・技術的な仕事：高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事、法律・芸術その他の専門的性質の仕事（機械・電気技術者、プログラマー、薬剤師、保育士、会計士、教員、編集者、デザイナーなど）
- ※3 特殊健康診断：危険有害業務（下記参照）に従事する者に対して実施する健康診断。
- ※4 特定業務：深夜業を含む業務等、労働安全衛生規則第13条第1項第2号で規定された業務
- ※5 危険有害業務：粉じん作業、有機溶剤業務、鉛業務、高圧室内業務・潜水業務、放射線業務、四アルキル鉛等業務、特定化学物質製造・取扱業務、除染等業務、石綿等取扱業務。
- ※6 所定外労働：就業規則や雇用契約書等で定められた労働時間を超えた時間。
- ※7 時間外・休日労働：休憩時間を除き、1週間あたり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間。
- ※8 THP（トータル・ヘルスプロモーション・プラン）：厚生労働省が策定した「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」に基づいて実施される、心身両面にわたる健康づくりの活動。

＜本調査の事務局・問い合わせ先＞

東京海上日動リスクコンサルティング(株) 製品安全・環境事業部 担当: 関本
本事業の個人情報取扱責任者: 製品安全・環境事業部 島田
住所: 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-2-1 電話: 03-5288-6583、FAX: 03-5288-6596

＜アンケートのご回答に当たって＞

- ・平成 26 年 4 月 1 日現在の状況にてご回答ください。
- ・選択式の質問については該当する選択肢の番号に○をお付けください。
- ・件数や状態等、具体的な記述をお願いする質問については、所定の回答欄に数字や文章にてご回答ください。

I 貴事業所についてお伺いします

Q1. 貴事業所の主たる業種をお教えてください(○は1つだけ)。

| | | |
|------------------|---------------------|---------------------------|
| 1. 農業、林業 | 8. 運輸業、郵便業 | 14. 生活関連サービス業、娯楽業 |
| 2. 漁業 | 9. 卸売業、小売業 | 15. 教育、学習支援業 |
| 3. 鉱業、採石業、砂利採取業 | 10. 金融業、保険業 | 16. 医療、福祉 |
| 4. 建設業 | 11. 不動産業、物品賃貸業 | 17. 複合サービス事業 |
| 5. 製造業 | 12. 学術研究、専門・技術サービス業 | 18. サービス業 (他に分類されないもの) |
| 6. 電気・ガス・熱供給・水道業 | 13. 宿泊業、飲食サービス業 | 19. 分類不能の産業 |
| 7. 情報通信業 | | |

Q2. 貴事業所の労働者数について、表紙の定義をご確認の上、それぞれの労働者別および男女別の人数をお教えてください。パートタイム労働者以外の人数もご記入ください。

| | | A. 男性 | | B. 女性 | |
|----------------------|-------------|-------|---|-------|---|
| 本アンケートの パートタイム労働者 | ① パートタイム労働者 | | 人 | | 人 |
| | ② 正社員 | | 人 | | 人 |
| | ③ その他の労働者 | | 人 | | 人 |
| 合計 | | | 人 | | 人 |

※ ①に該当する労働者がいない場合には、Q19.にお進みいただき、ご回答者様の御名前等をご記入の上、ご返送ください。

II パートタイム労働者の健康管理について

Q3. パートタイム労働者の主な仕事はどのようなものですか(○はいくつでも)。

| | | |
|----------------|---------------|------------------|
| 1. 管理的な仕事※1 | 6. 保安の仕事 | 10. 運搬・清掃・包装等の仕事 |
| 2. 専門・技術的な仕事※2 | 7. 生産工程の仕事 | 11. 調理の仕事 |
| 3. 事務的な仕事 | 8. 輸送・機械運転の仕事 | 12. 看護・介護の仕事 |
| 4. 販売の仕事 | 9. 建設・採掘の仕事 | 13. その他(具体的に) |
| 5. サービスの仕事 | | () |

Q4. パートタイム労働者の健康管理に関する、明文化された社内規程がありますか(○は1つ)。

| | |
|----------|----------|
| 1. 規程がある | 2. 規程はない |
|----------|----------|

↓
Q4-1 にお進みください。

↳ Q5 にお進みください。

Q4-1. Q4で1を選択した方にお伺いします。

規程ではどのような内容が定められていますか(○はいくつでも)。

- | | |
|---|-------------------------|
| 1. 定期健康診断の実施 | 4. 長時間労働者に対する医師による面接の実施 |
| 2. 特殊健康診断の実施 ^{※3} | 5. メンタルヘルスに関する対応 |
| 3. 深夜業を含む業務等の特定業務 ^{※4} に従事する労働者に実施 | 6. その他 () |

Q5. 労働者の健康診断を実施していますか(○は1つずつ)。

| | 実施している | | 3.実施していない |
|--|-------------------------|---------------|-----------|
| | 1.パートタイム労働者を含む労働者を対象に実施 | 2.正社員のみを対象に実施 | |
| ① 入社時に実施 | 1 | 2 | 3 |
| ② 入社後、定期的実施(定期健康診断) | 1 | 2 | 3 |
| ③ 長時間労働者に対する医師による面接の実施 | 1 | 2 | 3 |
| ④ 深夜業を含む業務等の特定業務 ^{※4} に従事する労働者に実施 | 1 | 2 | 3 |
| ⑤ 危険有害業務 ^{※5} に従事する労働者に実施(特殊健康診断) | 1 | 2 | 3 |
| ⑥ その他の場合に実施 () | 1 | 2 | 3 |

Q5-1. Q5 ②で1を選択した方にお伺いします。

パートタイム労働者のうち、定期健康診断の対象者はどのような人ですか(○はいくつでも)。

- | |
|-------------------------------|
| 1. 正社員の週所定労働時間の3/4以上働く者 |
| 2. 正社員の週所定労働時間の1/2以上、3/4未満働く者 |
| 3. 正社員の週所定労働時間の1/2未満働く者 |
| 4. その他 () |

Q6. パートタイム労働者のうち、深夜業(午後10時～午前5時の間)を含む業務に従事する労働者はいますか(○は1つ)。

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| 1. 深夜業を含む業務に従事する労働者がいる | 2. 深夜業を含む業務に従事する労働者はいない |
|------------------------|-------------------------|

→Q7にお進みください。

Q6-1. Q6で1を選択した方にお伺いします。

深夜業を含む業務に従事するパートタイム労働者の人数はどのくらいですか。

具体的な人数を男女別に記入ください。

| | | | |
|------|---|------|---|
| ① 男性 | 人 | ② 女性 | 人 |
|------|---|------|---|

Q6-2. Q6で1を選択した方にお伺いします。
深夜業を含む業務に従事するパートタイム労働者の仕事はどのような仕事ですか(○はいくつでも)。

- | | | |
|--------------|---------------|------------------|
| 1. 管理的な仕事 | 6. 保安の仕事 | 10. 運搬・清掃・包装等の仕事 |
| 2. 専門・技術的な仕事 | 7. 生産工程の仕事 | 11. 調理の仕事 |
| 3. 事務的な仕事 | 8. 輸送・機械運転の仕事 | 12. 看護・介護の仕事 |
| 4. 販売の仕事 | 9. 建設・採掘の仕事 | 13. その他(具体的に) |
| 5. サービスの仕事 | | () |

Q6-3. Q6で1を選択した方にお伺いします。
深夜業を含む業務に従事するパートタイム労働者の健康管理としてどのようなことを行っていますか(○はいくつでも)。

- | | |
|------------------------|----------------------|
| 1. 定期健康診断結果に基づく事後措置の実施 | 5. 労働者の自発的な健康診断の受診推奨 |
| 2. 医師等による面接の実施 | 6. その他(具体的に) |
| 3. 人事部門等による面接の実施 | () |
| 4. 上司(管理職)による面接の実施 | 7. 特に実施していない |

Q7. パートタイム労働者のうち、危険有害業務に従事する労働者はいますか(○は1つ)。

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| 1. 危険有害業務に従事している労働者がいる | 2. 危険有害業務に従事している労働者はいない |
|------------------------|-------------------------|

→Q8にお進みください。

Q7-1. Q7で1を選択した方にお伺いします。
危険有害業務に従事するパートタイム労働者の人数はどのくらいですか。
具体的な人数を男女別にご記入ください。

| | | | |
|------|---|------|---|
| ① 男性 | 人 | ② 女性 | 人 |
|------|---|------|---|

Q7-2. Q7で1を選択した方にお伺いします。
危険有害業務に従事するパートタイム労働者の健康管理としてどのようなことを行っていますか(○はいくつでも)。

- | | |
|------------------------|--------------------|
| 1. 特殊健康診断の実施 | 5. 上司(管理職)による面接の実施 |
| 2. 定期健康診断結果に基づく事後措置の実施 | 6. その他(具体的に) |
| 3. 医師等による面接の実施 | () |
| 4. 人事部門等による面接の実施 | 7. 特に実施していない |

Q8. パートタイム労働者のうち、過去1か月(平成26年4月1日～4月30日)で、1か月あたりの所定外労働^{*6}を多く行った者の、所定外労働時間は何時間ですか(○は1つ)。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1. 80時間を超える | 4. 20時間を超え、40時間以下 |
| 2. 60時間を超え、80時間以下 | 5. 20時間以下 |
| 3. 40時間を超え、60時間以下 | 6. 所定外労働を行った者はいない |

Q8-1にお進みください。

→2～6を選択した方は、
Q9にお進みください。

Q8-1. Q8で1を選択した方にお伺いします。1か月あたりの所定外労働時間が80時間を超えるパートタイム労働者の仕事はどのような仕事ですか(○はいくつでも)。

- | | | |
|--------------|---------------|------------------|
| 1. 管理的な仕事 | 6. 保安の仕事 | 10. 運搬・清掃・包装等の仕事 |
| 2. 専門・技術的な仕事 | 7. 生産工程の仕事 | 11. 調理の仕事 |
| 3. 事務的な仕事 | 8. 輸送・機械運転の仕事 | 12. 看護・介護の仕事 |
| 4. 販売の仕事 | 9. 建設・採掘の仕事 | 13. その他(具体的に) |
| 5. サービスの仕事 | | () |

Q9. パートタイム労働者のうち、過去1か月(平成26年4月1日～4月30日)で、1か月あたり以下に該当する時間外・休日労働^{※7}を行っている労働者はいますか(○は1つ)。

- | | |
|--------------------|---------------------------|
| 1. 100時間を超える | 4. 45時間以下 |
| 2. 80時間を超え、100時間以下 | 5. 時間外・休日労働を行っている労働者はいない。 |
| 3. 45時間を超え、80時間以下 | |

2～5を選択した方は、
Q10にお進みください。

Q9-1. Q9で1を選択した方にお伺いします。1か月あたりの時間外・休日労働時間が100時間を超えるパートタイム労働者等の人数はどのくらいですか。具体的な人数を男女別にご記入ください。

| | | | |
|------|---|------|---|
| ① 男性 | 人 | ② 女性 | 人 |
|------|---|------|---|

Q9-2. Q9で1を選択した方にお伺いします。1か月あたりの時間外・休日労働時間が100時間を超えるパートタイム労働者の仕事はどのような仕事ですか(○はいくつでも)。

- | | | |
|--------------|---------------|------------------|
| 1. 管理的な仕事 | 6. 保安の仕事 | 10. 運搬・清掃・包装等の仕事 |
| 2. 専門・技術的な仕事 | 7. 生産工程の仕事 | 11. 調理の仕事 |
| 3. 事務的な仕事 | 8. 輸送・機械運転の仕事 | 12. 看護・介護の仕事 |
| 4. 販売の仕事 | 9. 建設・採掘の仕事 | 13. その他(具体的に) |
| 5. サービスの仕事 | | () |

Q9-3. Q9で1を選択した方にお伺いします。1か月あたりの時間外・休日労働時間が100時間を超えるパートタイム労働者の健康管理としてどのようなことを行っていますか(○はいくつでも)。

- | | |
|------------------------|--------------------|
| 1. 定期健康診断結果に基づく事後措置の実施 | 4. 上司(管理職)による面接の実施 |
| 2. 医師等による面接の実施 | 5. その他() |
| 3. 人事部門等による面接の実施 | 6. 特に実施していない |

Q10. パートタイム労働者のうち、業務上の負傷・疾病が発生したことはありますか(○はいくつでも)。

- | | |
|-------------------------|--------------|
| 1. 1年以内に発生したことがある | 4. 発生したことはない |
| 2. 1年を超え、3年以内に発生したことがある | 5. わからない |
| 3. 3年より前に発生したことがある | |

1～3を選択した方は、
Q10-1にお進みください。

4、5を選択した方は、
Q11にお進みください。

Q10-1. Q10で1～3を選択した方にお伺いします。

発生した負傷・疾病はどのようなものでしたか(○はいくつでも)。

| | | |
|------------|----------|------------------------|
| 1. 骨折 | 5. 腱鞘炎 | 9. その他負傷(具体的に) |
| 2. 捻挫 | 6. 火傷 | () |
| 3. 打撲 | 7. 切断 | 10. 疾病(メンタル不調を除く。具体的に) |
| 4. 切創(切り傷) | 8. 急性腰痛症 | () |
| | (ぎっくり腰) | 11. メンタル不調・鬱病等 |

Q10-2. Q10で1～3を選択した方にお伺いします。

発生した負傷・疾病はどのような理由で発生したものでしたか(○はいくつでも)。

| | | |
|----------------|---------------|--------------|
| 1. 転倒 | 4. はさまれ・巻き込まれ | 6. 飛来・落下 |
| 2. 動作の反動・無理な動作 | 5. 激突 | 7. その他(具体的に) |
| 3. 切れ・こすれ | | () |

Ⅲ パートタイム労働者の健康増進等の取組について

Q11. 労働者の健康増進の取組として、どのような活動を行っていますか(○は1つずつ)。

| | 実施している | | 3.実施していない |
|--|-------------------------|---------------|-----------|
| | 1.パートタイム労働者を含む労働者を対象に実施 | 2.正社員のみを対象に実施 | |
| ① THP(トータル・ヘルスプロモーション・プラン) ^{※8} による健康づくりの実施 | 1 | 2 | 3 |
| ② 労働者の健康の保持・増進に関する計画策定 | 1 | 2 | 3 |
| ③ 職場体操 | 1 | 2 | 3 |
| ④ 体力測定 | 1 | 2 | 3 |
| ⑤ 健康相談 | 1 | 2 | 3 |
| ⑥ 体力づくりのための研修・講演等 | 1 | 2 | 3 |
| ⑦ 職場内スポーツクラブ・同好会の設置 | 1 | 2 | 3 |
| ⑧ 職場外スポーツクラブ等の利用補助の実施 | 1 | 2 | 3 |
| ⑨ 職場内スポーツ大会の実施 | 1 | 2 | 3 |
| ⑩ その他() | 1 | 2 | 3 |
| ⑪ 実施していない | 1 | 2 | 3 |

Q12. 労働者のメンタルヘルスケアとして、どのような活動を行っていますか(○は1つずつ)。

| | 実施している | | 3.実施していない |
|--------------------------------|-------------------------|---------------|-----------|
| | 1.パートタイム労働者を含む労働者を対象に実施 | 2.正社員のみを対象に実施 | |
| ① メンタルヘルス対策について衛生委員会等での調査審議 | 1 | 2 | 3 |
| ② メンタルヘルスケアに関する問題解決のための計画策定・実施 | 1 | 2 | 3 |
| ③ メンタルヘルスケア担当者の選任 | 1 | 2 | 3 |
| ④ 労働者への教育研修・情報提供 | 1 | 2 | 3 |
| ⑤ 管理監督者への教育研修・情報提供 | 1 | 2 | 3 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ⑥ 事業所内産業保健スタッフへの教育・情報提供 | 1 | 2 | 3 |
| ⑦ 職場環境等の評価・改善 | 1 | 2 | 3 |
| ⑧ 労働者からの相談対応体制整備 | 1 | 2 | 3 |
| ⑨ 職場復帰における支援 | 1 | 2 | 3 |
| ⑩ 都道府県産業保健総合支援センターを活用した対策の実施 | 1 | 2 | 3 |
| ⑪ 地域産業保健センターを活用した対策の実施 | 1 | 2 | 3 |
| ⑫ 医療機関を活用した対策の実施 | 1 | 2 | 3 |
| ⑬ 他の外部機関を活用した対策の実施 | 1 | 2 | 3 |
| ⑭ 労働者のストレスの状況等を調査票で確認(ストレスチェックの実施)(定期健康診断の機会に併せて実施) | 1 | 2 | 3 |
| ⑮ 労働者のストレスの状況等を調査票で確認(ストレスチェックの実施)(定期健康診断以外の機会に実施) | 1 | 2 | 3 |
| ⑯ その他() | 1 | 2 | 3 |

Q13. パートタイム労働者の健康管理の取組について、貴事業所にて工夫して実施していること、力を入れている点などがございましたら、ご記入ください。

Q14 貴事業所における労働者の健康管理の取組について、事業所として全般的にどの程度満足していますか(○は1つずつ)。

| | | | | | |
|---------------------------|------|--------|-------------|--------------|-------------|
| ①事業所全体における健康管理の取組について | 1.満足 | 2.まあ満足 | 3.どちらともいえない | 4.あまり満足していない | 5.全く満足していない |
| ②パートタイム労働者に対する健康管理の取組について | 1.満足 | 2.まあ満足 | 3.どちらともいえない | 4.あまり満足していない | 5.全く満足していない |

Q15. パートタイム労働者に対する健康管理の取組について上記のようにお答えになった理由はどのようなことからでしょうか。また、Q13の①と②の回答が異なる場合は、その理由についてもお教え下さい。

Q16. パートタイム労働者の健康管理を行う上での問題点は何ですか(○はいくつでも)。

| | |
|--------------------------|---------------------------|
| 1. 定期健康診断が実施できない、難しい | 6. 安全衛生管理者等がない、十分に教育ができない |
| 2. 特殊健康診断が実施できない、難しい | 7. 中高年労働者の災害が多い |
| 3. 健康診断の事後措置の実施ができない、難しい | 8. 若年労働者の災害が多い |
| 4. 医師による面接が実施できない、難しい | 9. その他() |
| 5. 職場環境の整備ができない、難しい | |

Q17. パートタイム労働者の健康管理を進めるためには、どのような情報等が有効だと思いますか。自社のご経験やご自身のご意見、日頃お考えになっていることで結構ですので、当てはまるものをお選びください(○はいくつでも)。

- | |
|-----------------------------------|
| 1. 絵で分かる等、容易に理解できる基本マニュアル |
| 2. 他企業・他業界の教育方法や教育内容の優良事例(事例集等) |
| 3. 外部の研修や教材等の情報 |
| 4. 労働災害発生時の損失の大きさ(金額換算したもの)に関する情報 |
| 5. その他(具体的に) |

Q18. パートタイム労働者の健康管理に関してお考えになっていることがございましたら、どんなことでも結構ですのでご記入ください。

| |
|--|
| |
|--|

IV ご回答者ご自身について

Q19. 本事業では、パートタイム労働者の健康管理の実態を把握するため、事業所へのヒアリング調査を行う予定です。貴事業所において、このヒアリング調査に対応いただくことは可能でしょうか。可能／不可のいずれかをお選びください(○は1つ)。

ヒアリング調査は、1回1時間半程度を予定しています。なお、ヒアリング内容は本事業における調査・分析の資料として使用し、個別の事業所の指導等に利用されることはありません。

- | | |
|---------|---------|
| 1. 対応可能 | 2. 対応不可 |
|---------|---------|

Q20. ご回答いただきました方の企業・事業所名、御所属、御役職、御名前とご連絡先をお教え下さい。特徴的な取組や不明な点等、改めてご確認させていただきたい場合がございます。御手数ですがご記入いただきますようお願いいたします。

| | | | |
|--------|--|-------|--|
| 貴社名 | | | |
| 貴事業所名 | | | |
| 御所属 | | 御役職 | |
| 御名前 | | 御電話番号 | |
| e-mail | | | |
| 企業コード | | | |

企業コードは、お送りした外封筒の宛名部分に記載しておりますので、こちらに転記ください。

以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。

II. アンケート調査票（労働者調査）

厚生労働省 委託事業
パートタイム労働者等の健康管理に関する実態調査
<< 労働者調査 調査票 >>

平成 26 年 5 月

東京海上日動リスクコンサルティング(株)

【調査に当たってのお願いとご注意】

1. 本調査は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課の委託事業として、東京海上日動リスクコンサルティング(株)が実施するものです。回答いただいた内容は、パートタイム労働者※1の健康管理の実態を把握し、課題および必要な対策を検討する際の基礎情報として活用します。
2. 本アンケートにご回答いただくことにより不利益を被ることはありません。ご回答いただいた内容は、全て統計的に処理し、ご回答者様や企業・事業所が特定できる形でご回答内容が公表されることはありません。また、回答内容を弊社から勤務先にお伝えすることはありません。なお、アンケート結果の集計を、第三者に委託する可能性があります。
3. アンケートは、パートタイム労働者である、回答者ご本人についてご回答ください。
4. アンケート項目のうち、答えにくい項目があれば、飛ばしていただいて結構です。
5. ご記入が完了しましたら、平成 26 年 6 月 20 日(金)までに、同封の返信用封筒に入れて封かんし、勤務先のご担当者様にお渡しいただくか、ご回答者様が直接投函(切手は不要)をお願いいたします。

※本アンケートで使用する用語の定義

- ※1 パートタイム労働者：企業等が直接雇用している労働者のうち、正社員より1週間の所定労働時間が短い方（1日の所定労働時間が正社員と同じでも、1週間の勤務日数が少ない方を含む）。ただし、短時間正社員を除く。
- ※2 所定労働時間：就業規則や雇用契約書等で定められた労働時間。
- ※3 実労働時間：労働者が実際に働いた時間。所定労働時間内の労働時間、所定外労働時間の合計。
- ※4 所定外労働時間：就業規則や雇用契約書等で定められた労働時間を超えた時間。
- ※5 管理的な仕事：課以上の組織の管理的仕事（部長、課長、支店長など）
- ※6 専門・技術的な仕事：高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事、法律・芸術その他の専門的性質の仕事（機械・電気技術者、プログラマー、薬剤師、保育士、会計士、教員、編集者、デザイナーなど）
- ※8 特定業務：深夜業を含む業務等の労働安全衛生規則第13条第1項第2号で規定された業務
- ※7 THP（トータル・ヘルスプロモーション・プラン）：厚生労働省が策定した「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」に基づいて実施される、心身両面にわたる健康づくりの活動。

<本調査の事務局・問い合わせ先>

東京海上日動リスクコンサルティング(株) 製品安全・環境事業部 担当：関本

本事業の個人情報取扱責任者：製品安全・環境事業部 島田

住所：〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-2-1 電話：03-5288-6583、FAX：03-5288-6596

e-mail: ps-management@tokiorisk.co.jp

＜アンケートのご回答に当たって＞

- ・平成26年4月1日現在の状況、または過去1か月(平成26年4月1日～4月30日)の状況についてご回答ください。
- ・選択式の質問については該当する選択肢の番号に○をお付けください。
件数や状態等、具体的な記述をお願いする質問については、所定の回答欄に数字や文章にてご回答ください。

I 勤務先についてお伺いします

(Q1、Q2 は、勤務先の人事・労務ご担当者様にご記入をお願いしていますが、未記入の場合で内容が不明な場合には、勤務先の人事・労務ご担当者様にご確認をお願いいたします。)

Q1. あなたの勤務する事業所の主な業種を教えてください(○は1つだけ)。

| | | |
|------------------|---------------------|-----------------------|
| 1. 農業、林業 | 8. 運輸業、郵便業 | 14. 生活関連サービス業、娯楽業 |
| 2. 漁業 | 9. 卸売業、小売業 | 15. 教育、学習支援業 |
| 3. 鉱業、採石業、砂利採取業 | 10. 金融業、保険業 | 16. 医療、福祉 |
| 4. 建設業 | 11. 不動産業、物品賃貸業 | 17. 複合サービス事業 |
| 5. 製造業 | 12. 学術研究、専門・技術サービス業 | 18. サービス業(他に分類されないもの) |
| 6. 電気・ガス・熱供給・水道業 | 13. 宿泊業、飲食サービス業 | 19. 分類不能の産業 |
| 7. 情報通信業 | 20. 知らない・わからない | |

Q2. あなたの勤務する事業所の従業員数を教えてください(○は1つだけ)。

従業員数には、事業所が直接雇用する労働者のみを含め、派遣社員、請負労働者等は除いてください。

| | | |
|-----------|-------------|-----------|
| 1. 9人以下 | 4. 50～99人 | 7. 300人以上 |
| 2. 10～29人 | 5. 100～199人 | 8. わからない |
| 3. 30～49人 | 6. 200～299人 | |

II あなたご自身についてお伺いします

Q3. あなたの性別・年齢・勤続年数を教えてください(○は1つずつ)。

| ① 性別 | ② 年齢 | | ③ 勤続年数 |
|-------|--------|----------|-------------|
| 1. 男性 | 1. 10代 | 4. 40代 | 1. 1年未満 |
| 2. 女性 | 2. 20代 | 5. 50代 | 2. 1年以上2年未満 |
| | 3. 30代 | 6. 60代以上 | 3. 2年以上3年未満 |
| | | | 4. 3年以上5年未満 |
| | | | 5. 5年以上 |

Q4. あなたの1週間の所定労働時間^{※2}、実労働時間^{※3}、所定外労働時間^{※4}はどのくらいですか。

| | | | | | | | | |
|----------------|--------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---|
| ① 所定労働時間 | 1週間当たり | <input type="text"/> | <input type="text"/> | 時間 | <input type="text"/> | <input type="text"/> | 分 | |
| ② 実労働時間 | 1週間当たり | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | 時間 | <input type="text"/> | <input type="text"/> | 分 |
| ③ ②のうち、所定外労働時間 | 1週間当たり | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | 時間 | <input type="text"/> | <input type="text"/> | 分 |

Q4-1. すべての方にお伺いします。あなたの 1 週間の所定労働時間は、正社員の所定労働時間と比べてどの程度ですか(○は1つ)。

- | |
|-------------------------------|
| 1. 正社員の週所定労働時間の 3/4 以上 |
| 2. 正社員の週所定労働時間の 1/2 以上、3/4 未満 |
| 3. 正社員の週所定労働時間の 1/2 未満 |

Q5. あなたご自身の主な仕事はどのようなものですか(○は1つ)。

- | | | |
|----------------------------|---------------|------------------|
| 1. 管理的な仕事※ ⁵ | 6. 保安の仕事 | 10. 運搬・清掃・包装等の仕事 |
| 2. 専門・技術的な仕事※ ⁶ | 7. 生産工程の仕事 | 11. 調理の仕事 |
| 3. 事務的な仕事 | 8. 輸送・機械運転の仕事 | 12. 看護・介護の仕事 |
| 4. 販売の仕事 | 9. 建設・採掘の仕事 | 13. その他(具体的に) |
| 5. サービスの仕事 | | () |

Q5-1. すべての方にお伺いします。あなたは以下のいずれかに該当する危険有害業務に従事していますか(10を除き、○はいくつでも)。

- | | | |
|-----------|----------------|------------------|
| 1. 粉じん作業 | 4. 高圧室内業務・潜水業務 | 7. 特定化学物質製造・取扱業務 |
| 2. 有機溶剤業務 | 5. 放射線業務 | 8. 除染等業務 |
| 3. 鉛業務 | 6. 四アルキル鉛等業務 | 9. 石綿等取扱業務 |
| | | 10. 従事したことはない |

Q6. あなたは深夜勤務を行っていますか(○は1つ)。

深夜勤務とは、午後 10:00(22:00)から午前 5:00 の時間帯に業務を行うことをいいます。

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 行っている | 2. 行っていない |
|----------|-----------|

Q6-1. Q6 で 1 を選択した方にお伺いします。

深夜勤務を行う頻度は、平均的に 1 週間のうちどのくらいですか(○は1つ)。

- | | |
|----------|--------|
| 1. 6 日以上 | 4. 3 日 |
| 2. 5 日 | 5. 2 日 |
| 3. 4 日 | 6. 1 日 |

Q7. あなたには、健康に関して相談する相手がありますか。それはどのような人ですか。頼りになる順に、3 つまで選んで番号をご記入ください。

- | | |
|--------------|-------------------|
| 1. 上司・同僚 | 6. 衛生管理者または衛生推進者等 |
| 2. 家族・友人 | 7. カウンセラー等 |
| 3. 産業医 | 8. 労働組合等の団体・組織 |
| 4. 産業医以外の医師 | 9. その他() |
| 5. 保健師または看護師 | 10. 相談できる相手はいない |

| | | | |
|--------|---|---|---|
| | ① | ② | ③ |
| 頼りになる順 | | | |

Q8. あなたには、仕事・職場等に関する不安やストレスがありますか。それはどのようなことですか（12を除き、○はいくつでも）。

| | |
|---------------|---------------|
| 1. 仕事の質の問題 | 7. 雇用の安定性の問題 |
| 2. 仕事の量の問題 | 8. 会社の将来性の問題 |
| 3. 仕事への適性の問題 | 9. 老後の問題 |
| 4. 職場の人間関係の問題 | 10. 自己や災害の経験 |
| 5. 昇進、昇給の問題 | 11. その他() |
| 6. 配置転換の問題 | 12. ストレスは特にない |

Q9. あなたの勤務先には次に挙げる健康診断は実施されていますか。また、実施されている場合、健康診断を受診する機会がありますか（ありましたか）（○は1つずつ）。

| | 勤務先で実施されている | | | 4. 勤務先で実施していない | 5. 勤務先で実施しているかわからない |
|--|-------------|-----------------------|-----------------------|----------------|---------------------|
| | 1. 受診した | 2. 受診する機会があったが受診していない | 3. 受診対象者でないため、受診していない | | |
| ① 入社時に実施する健康診断 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ② 入社後、定期的実施(定期健康診断) | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ③ 長時間労働者に対する医師による面接の実施 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ④ 深夜業を含む業務等の特定業務 ^{**7} を行う労働者に対する健康診断 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑤ 危険有害業務 ^{**} に従事する労働者に実施 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑥ その他の場合に実施する健康診断() | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

※「危険有害業務」とは、Q5-1の選択肢の業務を指します。

Q9-1. Q9の①～⑥のいずれかで1を選択した方（何らかの健康診断を受診した方）にお伺いします。健康診断の結果、所見（異常）ありの項目はありましたか（○は1つ）。

| | |
|----------------|-----------------|
| 1. 所見ありの項目があった | 2. 所見ありの項目はなかった |
|----------------|-----------------|

Q9-2. Q9-1で1を選択した方（所見ありの項目があった方）にお伺いします。所見ありの項目は、再検査や治療が必要でしたか（○は1つ）。

| | |
|-----------------|---------------------------|
| 1. 再検査や治療が必要だった | 2. 再検査や治療は不要だった（要経過観察 など） |
|-----------------|---------------------------|

Q9-3. Q9-2で1を選択した方（再検査や治療が必要とされた方）にお伺いします。その後、再検査や治療は行いましたか（○は1つ）。

| | |
|---------------|------------------|
| 1. 再検査や治療を行った | 2. 再検査や治療は行わなかった |
|---------------|------------------|

Q10. あなたは、仕事を行う上で、負傷や疾病を負ったことはありますか（○は1つ）。

| | | |
|--------------|----------------|-------------------|
| 1. 負傷したことがある | 2. 疾病を負ったことがある | 3. 負傷・疾病を負ったことはない |
|--------------|----------------|-------------------|

↓
Q10-1にお進みください。

↓
Q11にお進みください。

Q10-1. Q10 で1または2を選択した方(負傷・疾病を負ったことがある方)にお伺いします。
それはどのような負傷・疾病でしたか(○はいくつでも)。

| | | |
|------------|---------------------|------------------------|
| 1. 骨折 | 5. 腱鞘炎 | 9. その他負傷(具体的に) |
| 2. 捻挫 | 6. 火傷 | () |
| 3. 打撲 | 7. 切断 | 10. 疾病(メンタル不調を除く。具体的に) |
| 4. 切創(切り傷) | 8. 急性腰痛症 (ぎっくり腰) | () |
| | | 11. メンタル不調・鬱病等 |

Q10-2. Q10 で1または2を選択した方(負傷・疾病を負ったことがある方)にお伺いします。
それはどのような理由で発生したものでしたか(○はいくつでも)。

| | |
|----------------|-----------|
| 1. 転倒 | 5. 激突 |
| 2. 動作の反動・無理な動作 | 6. 飛来・落下 |
| 3. 切れ・こすれ | 7. その他() |
| 4. はさまれ・巻き込まれ | |

Q10-3. Q10 で1または2を選択した方(負傷・疾病を負ったことがある方)にお伺いします。
負傷・疾病を負った際、勤務先に申し出ましたか(○は1つ)。

| | |
|-------------|-----------------|
| 1. 勤務先に申し出た | 2. 勤務先に申し出していない |
|-------------|-----------------|

Q10-4. Q10-3 で2を選択した方(勤務先に申し出していない方)にお伺いします。
負傷・疾病を負った際、勤務先に申し出なかった理由は何ですか(8を除き、○はいくつでも)。

| | |
|-------------------------------|--------------------------------|
| 1. 申し出ることを思いつかなかったから | 5. 会社に迷惑がかかると思ったから |
| 2. 申し出ようと思ったが忘れていたから | 6. 同僚等に相談したら、申し出るべきではないと言われたから |
| 3. 大したけが・病気ではなかったから | 7. その他() |
| 4. 自分が悪かった(けが・病気の原因を自分で作った)から | 8. 特に理由はない |

Q11. あなたは、このアンケートを受け取った勤務先以外に、掛け持ちで勤務しているところがありますか(○は1つ)。

| | | |
|------------|----------------------------------|------------------------------------|
| 1. 掛け持ちはない | 2. 他にもう1つ掛け持ちしている (2つの勤務先がある) | 3. 他に2つ以上掛け持ちしている (3つ以上の勤務先がある) |
|------------|----------------------------------|------------------------------------|

→ Q12にお進みください。

Q11-1. Q11 で2または3を選んだ方(掛け持ちしている方)にお伺いします。
あなたの掛け持ち先(複数ある場合には、その合計)における、1週間の勤務日数、実労働時間を教えてください。

| | | | | | |
|---------|--------|----------------------|----|----------------------|---|
| ① 勤務日数 | 1週間当たり | <input type="text"/> | 日 | | |
| ② 実労働時間 | 1週間当たり | <input type="text"/> | 時間 | <input type="text"/> | 分 |

Q11-2. Q11 で 2 または 3 を選んだ方(掛け持ちしている方)にお伺いします。
 あなたの掛け持ち先(複数ある場合には、そのいずれか)において、深夜勤務はありますか(○は1つ)。深夜勤務がある場合には、1 週間の深夜時間帯における実労働時間(複数ある場合には、その合計)を教えてください。

| | | | | | | | | |
|--------------|------------|--|--|--|--|--|--|--|
| ① 深夜勤務の有無 | 1. 深夜勤務がある | 2. 深夜勤務はない | | | | | | |
| ② 深夜勤務の実労働時間 | 1週間当たり | <table border="1"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 時間 <table border="1"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 分 | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

Ⅲ 勤務先の制度・活動等についてお伺いします

Q12. あなたの勤務先には、長時間労働者に対する、医師による面接指導の制度がありますか(○は1つ)。

- | | | |
|---------------|---------------|----------|
| 1. 面接指導の制度がある | 2. 面接指導の制度はない | 3. わからない |
|---------------|---------------|----------|



Q12-1. Q12 で 1 を選択した方(面接指導の制度があると回答された方)にお伺いします。
 あなたは面接指導を受けたことがありますか(○は1つ)。

- | | |
|------------------|------------------|
| 1. 面接指導を受けたことがある | 2. 面接指導を受けたことはない |
|------------------|------------------|

Q13. あなたは、勤務先からの指導・要請で、チェックリスト等による疲労蓄積度の自己チェックを行ったことはありますか(○は1つ)。

- | | | |
|-----------------------------|-----------------------------|-----------------|
| 1. チェックリスト等によるチェックを行ったことがある | 2. チェックリスト等によるチェックを行ったことはない | 3. わからない、覚えていない |
|-----------------------------|-----------------------------|-----------------|

Q14. あなたの勤務先では、以下のような活動を行っていますか。あなたはこれらの活動の対象となっており、これらの活動に参加していますか(○は1つずつ)。

| | 勤務先で実施している | | | 4. 勤務先で実施していない | 5. 勤務先で実施しているかわからない |
|--|--------------|-------------------|--------------------|----------------|---------------------|
| | 1. 自分も参加している | 2. 自分は対象だが参加していない | 3. 自分は対象外のため参加できない | | |
| ① THP(トータル・ヘルスプロモーション・プラン) ^{*8} による健康づくりの実施 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ② 労働者の健康の保持・増進に関する計画策定 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ③ 職場体操 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ④ 体力測定 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑤ 健康相談 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑥ 体力づくりのための研修・講演等 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑦ 職場内スポーツクラブ・同好会の設置 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑧ 職場外スポーツクラブ等の利用補助の実施 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑨ 職場内スポーツ大会の実施 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑩ その他() | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

Q15. あなたの勤務先では、メンタルヘルスケア(心の健康確保)として以下のような活動を行っていますか(○は1つずつ)。

| | 1. 実施している | 2. 実施していない | 3. わからない |
|---|-----------|------------|----------|
| ① メンタルヘルス対策について衛生委員会等での調査審議 | 1 | 2 | 3 |
| ② メンタルヘルスケアに関する問題解決のための計画策定・実施 | 1 | 2 | 3 |
| ③ メンタルヘルスケア担当者の選任 | 1 | 2 | 3 |
| ④ 労働者への教育研修・情報提供 | 1 | 2 | 3 |
| ⑤ 管理監督者への教育研修・情報提供 | 1 | 2 | 3 |
| ⑥ 事業所内産業保健スタッフへの教育・情報提供 | 1 | 2 | 3 |
| ⑦ 職場環境等の評価・改善 | 1 | 2 | 3 |
| ⑧ 労働者からの相談対応体制整備 | 1 | 2 | 3 |
| ⑨ 職場復帰における支援 | 1 | 2 | 3 |
| ⑩ 都道府県産業保健総合支援センターを活用した対策の実施 | 1 | 2 | 3 |
| ⑪ 地域産業保健センターを活用した対策の実施 | 1 | 2 | 3 |
| ⑫ 医療機関を活用した対策の実施 | 1 | 2 | 3 |
| ⑬ 他の外部機関を活用した対策の実施 | 1 | 2 | 3 |
| ⑭ 労働者のストレスの状況等を調査票で確認(ストレスチェックの実施)(定期健康診断の機会に併せて実施) | 1 | 2 | 3 |
| ⑮ 労働者のストレスの状況等を調査票で確認(ストレスチェックの実施)(定期健康診断以外の機会に実施) | 1 | 2 | 3 |
| ⑯ その他() | 1 | 2 | 3 |

Q16. あなたは、勤務先が実施する労働者の健康管理の取組について満足していますか(○はいくつでも)。

| | | | | |
|------|---------|-----------------|------------------|-----------------|
| 1.満足 | 2. まあ満足 | 3.どちらとも いえない | 4.あまり満足 していない | 5.全く満足 していない |
|------|---------|-----------------|------------------|-----------------|

Q16-1. すべての方にお伺いします。

Q16 であなたが回答した理由は何ですか(○はいくつでも)。

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| 1. たくさんの取組をしているから | 7. 取組の数が少ないから |
| 2. 雇用形態によらず参加できるから | 8. 雇用形態によって参加できないものがあるから |
| 3. 健康増進に役立っているから | 9. その他、参加に制限があるから |
| 4. 気軽に参加できるものがあるから | 10. 健康増進に役立っていないから |
| 5. 無料で利用できるから | 11. お金がかかるから |
| 6. 会社に大切にされていると感じるから | 12. 会社に大切にされていないと感じるから |
| | 13. その他() |

Q17. 労働者の健康管理・健康増進のため、あなたの勤務先でどのような活動を行ってほしいと思いますか(19を除き、○はいくつでも)。

- | | |
|--|-------------------------|
| 1. 入社時健康診断 | 11. 体力測定 |
| 2. 定期健康診断 | 12. 健康相談 |
| 3. 特殊健康診断 | 13. 体力づくりのための研修・講演等 |
| 4. 深夜業従事者に対する健康診断 | 14. 職場内スポーツクラブ・同好会の設置 |
| 5. その他の健康診断(VDT 検診、腰痛検診等) | 15. 職場外スポーツクラブ等の利用補助の実施 |
| 6. 健康診断の事後措置の実施 | 16. 職場内スポーツ大会の実施 |
| 7. 医師・看護師による面談 | 17. 中高年労働者の健康対策の実施 |
| 8. THP(トータル・ヘルスプロモーション・プラン)による健康づくりの実施 | 18. メンタルヘルスケアの実施 |
| 9. 労働者の健康の保持・増進に関する計画策定 | 19. その他() |
| 10. 職場体操 | 20. 行ってほしい活動は特にない |

Q18. 労働者の健康管理・健康増進について、勤務先へのお願いや伝えたいことなどがございましたらご記入ください(記載いただいた内容は広く労働者の考えとしてお聞きするだけで、勤務先に直接お伝えすることはありません。またご希望があってもお伝えすることはできません)。

Q19. ご自身の健康管理に関して気になること、お考えになっていることがございましたら、どんなことでも結構ですのでご記入ください。

以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。

Ⅲ. アンケート調査結果（単純集計）

Ⅲ. 1 アンケート調査（事業所調査）単純集計結果

各設問の集計結果を以下に示す。パーセントの数値は、小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計すると 100%を前後するものが含まれる場合がある。

Ⅲ. 1. 1 回答事業所の属性

(1) 回答事業所の業種（Q1）

アンケート調査に回答した事業所の業種は、「その他サービス業」が最も多く、次いで「製造業」「医療、福祉業」、「教育、学習支援業」が続いた。

なお、「その他サービス業」は、自らの企業・事業所の業種が正確に分からなかった場合に選択される可能性があり、日本標準産業分類の定義で正確に選択されていないおそれがある。

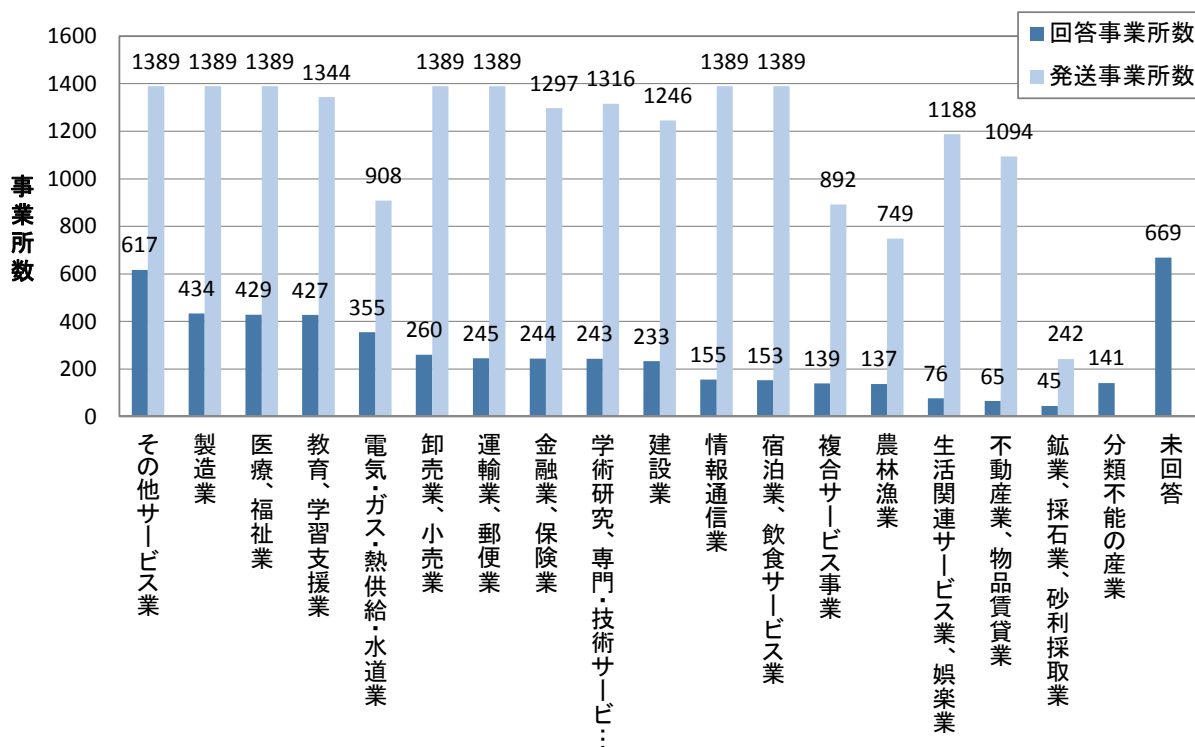


図 III-1 回答事業所の業種（発送事業所数との比較）

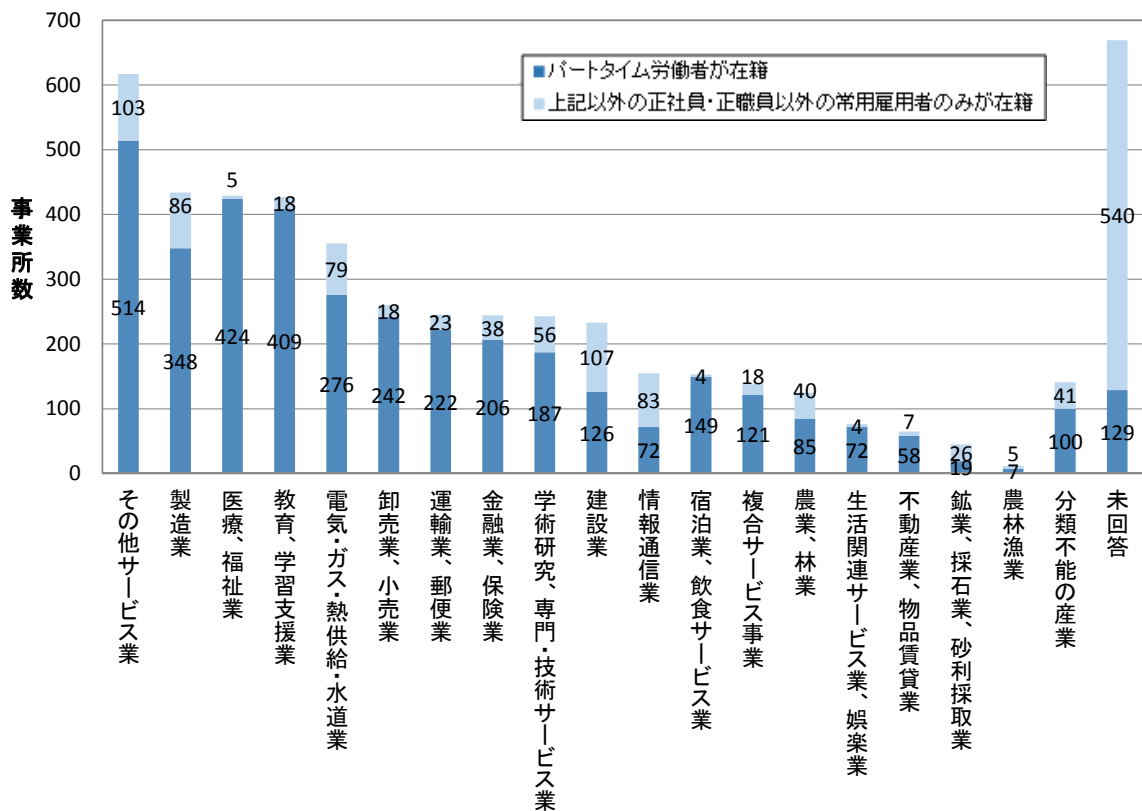


図 III-2 回答事業所の業種（パートタイム労働者が勤務する事業所数）

(2) 回答事業所の従業員数 (Q2)

パートタイム労働者が在籍する事業所(n=3,766)の従業員数をランク別に見ると、「300人以上」の事業所の割合が最も高く、次いで「100人～199人」「50～99人」の事業所の割合が高かった。

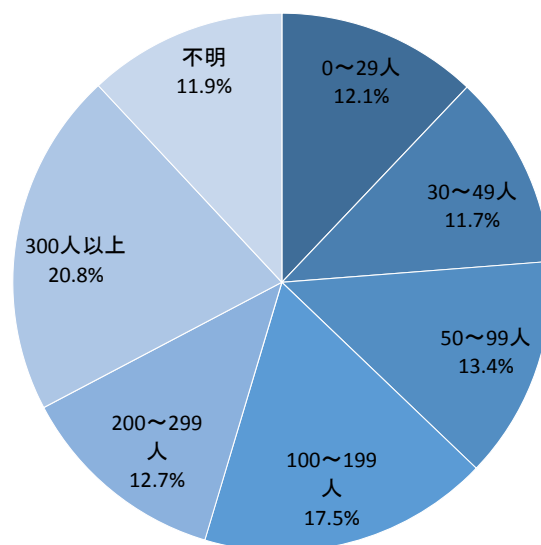


図 III-3 回答事業所の従業員数についての事業所割合 (n=3,766)

(3) パートタイム労働者数 (Q2)

パートタイム労働者が在籍する事業所 (n=3,766) におけるパートタイム労働者数は、「1~5人」の事業所の割合が最も高く、全体の3割近くを占め、次いで「10~19人」「30~49人」の事業所が続いた。

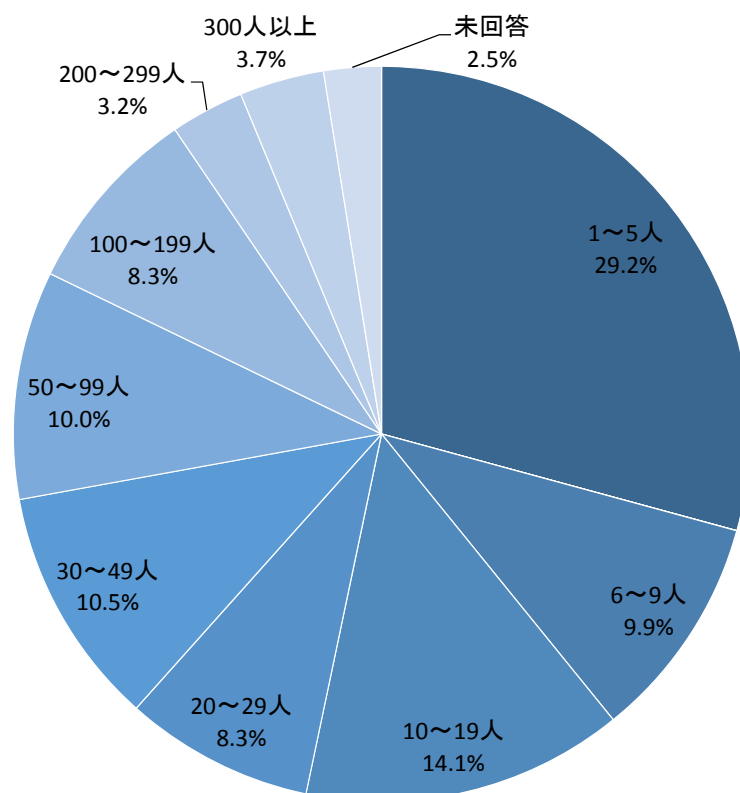


図 III-4 回答事業所のパートタイム労働者数についての事業所割合 (n=3,766)

パートタイム労働者が在籍する事業所 (事業所従業員数等が不明な事業所を除く。n=3,316) の全従業員に占めるパートタイム労働者の割合 (パートタイム労働者数を従業員数で割った値) は、「1割以下」の事業所の割合が 35.7%と最も高く、パートタイム労働者の割合が多くなるにつれ、該当する事業所の割合が低くなる傾向にあった。

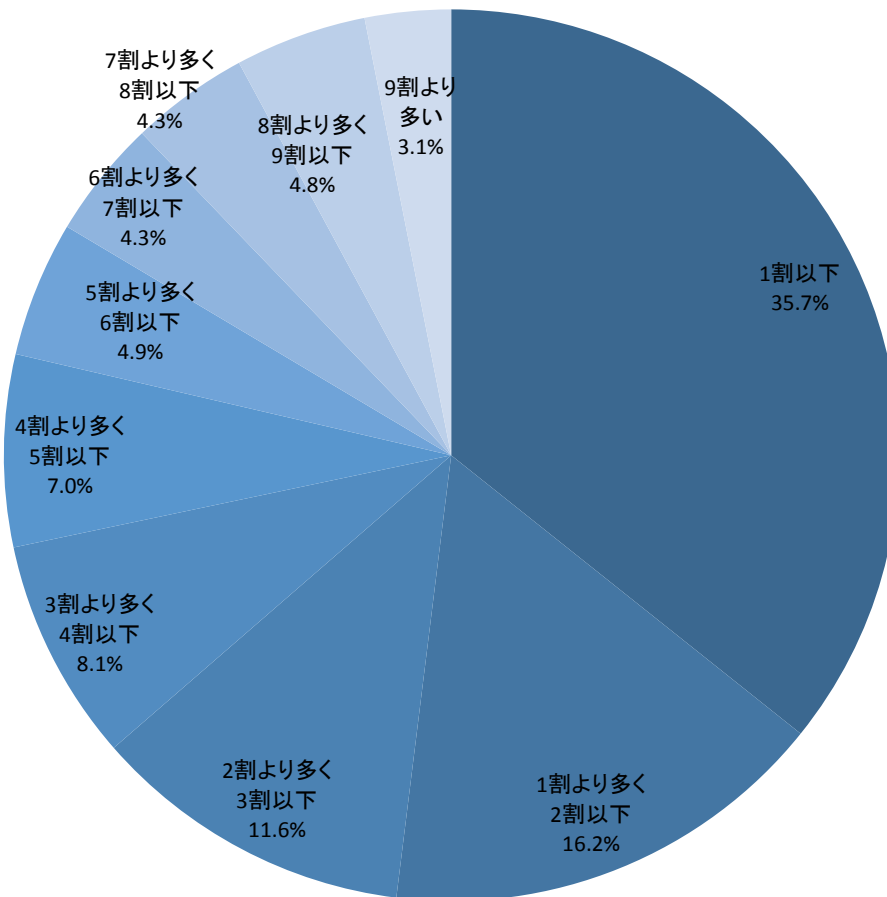


図 III-5 回答事業所の従業員に占めるパートタイム労働者の割合についての事業所割合
(n=3,316)

また、パートタイム労働者が在籍する事業所（未回答事業所を除く。n=3,671）における、男女別のパートタイム労働者数を見ると、男性の在籍しない事業所が全体の 2 割以上あり、男性のパートタイム労働者数は「1～5 人」の事業所の割合が 31.8%と最も高かった。女性は「1～5 人」の事業所の割合が 31.9%と最も高く、「10～19 人」「6～9 人」と続いた。

さらに、パートタイム労働者が在籍する事業所（未回答事業所を除く。n=3,671）のパートタイム労働者に占める、男性および女性の割合を見ると、男性は、「なし」と回答した事業所が 30.7%と最も多かった。女性については、「9 割より多い」と回答した事業所が 42.2%と最も多かった。

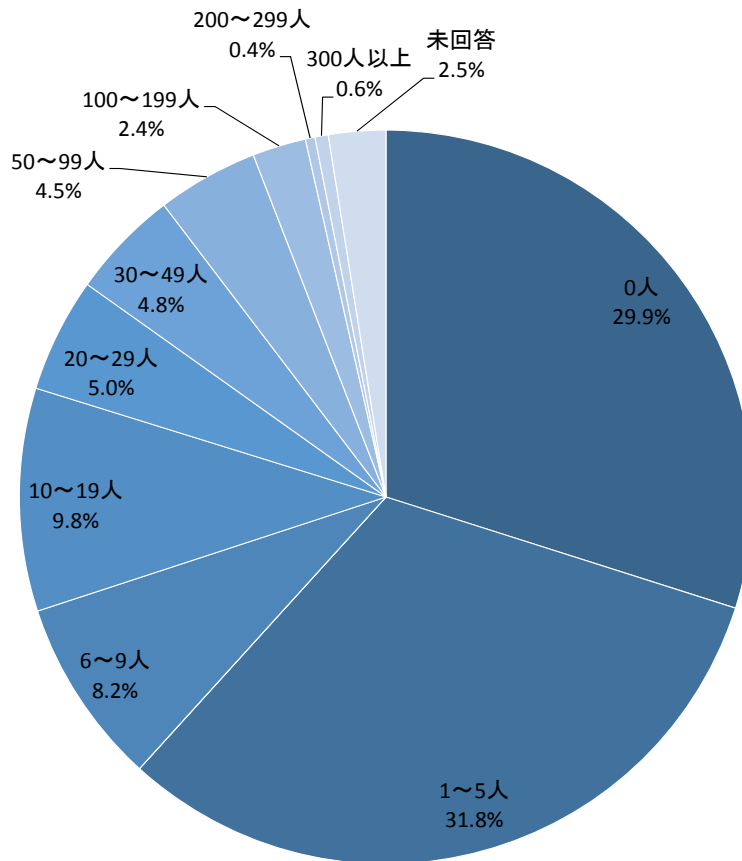


図 III-6 男性パートタイム労働者数についての事業所割合 (n=3,766)

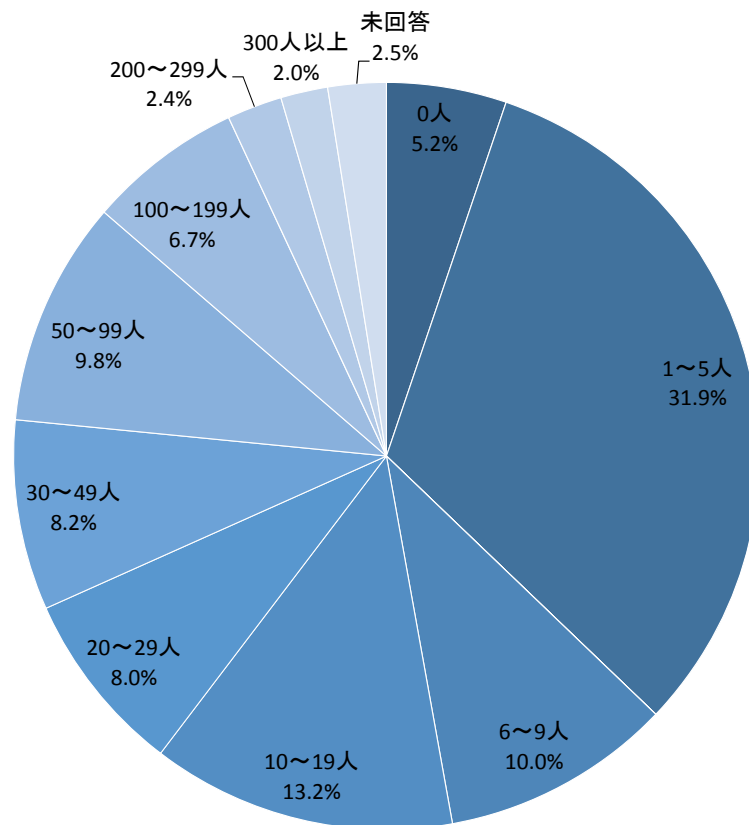


図 III-7 女性パートタイム労働者数についての事業所割合 (n=3,766)

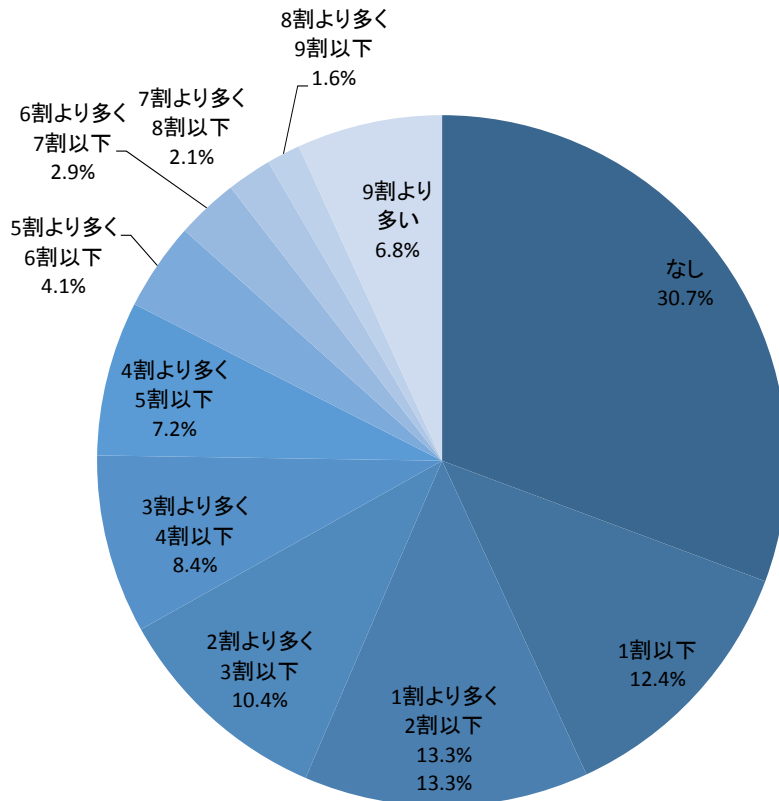


図 III-8 パートタイム労働者に占める男性の割合についての事業所割合 (n=3,671)

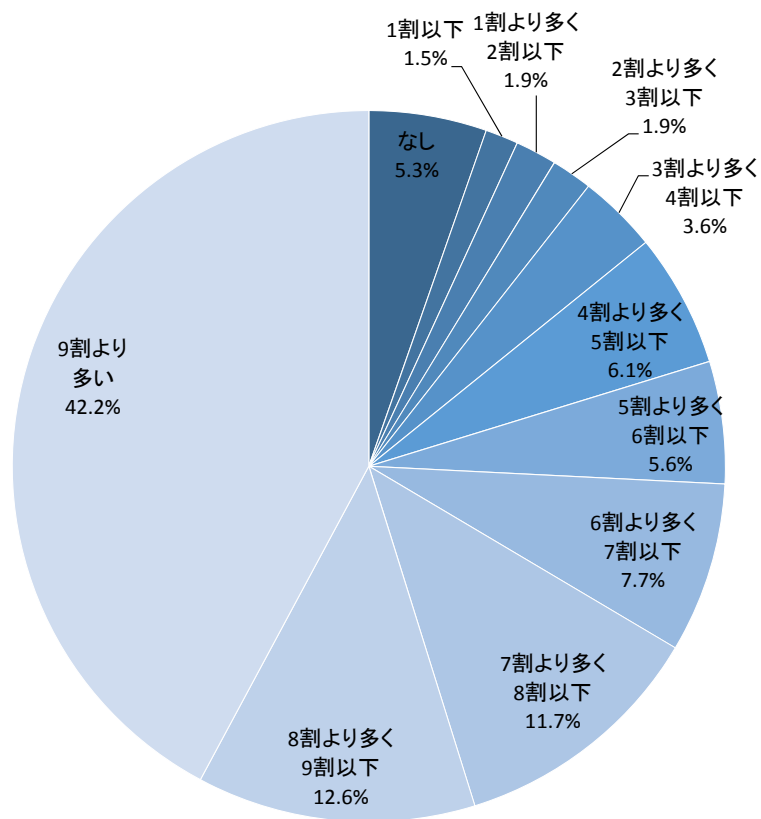


図 III-9 パートタイム労働者に占める女性の割合についての事業所割合 (n=3,671)

(4) パートタイム労働者の主な仕事 (Q3)

パートタイム労働者が在籍する事業所 (n=3,766) における、パートタイム労働者の主な仕事は、「事務的な仕事」の割合が 62.7%と最も高かった。次いで、「運搬・清掃・包装等の仕事」「専門・技術的な仕事」「サービスの仕事」が続いたが、その割合は 2 割以下であった。

なお、「その他」として挙げた仕事のうち主なものは、以下のとおりである。

- ・商品の仕分け、ピッキング
- ・農林水産関係（農作業、果実の選別、家畜の飼育など）の仕事
- ・教員（塾講師、非常勤講師等）
- ・施設の管理・保全

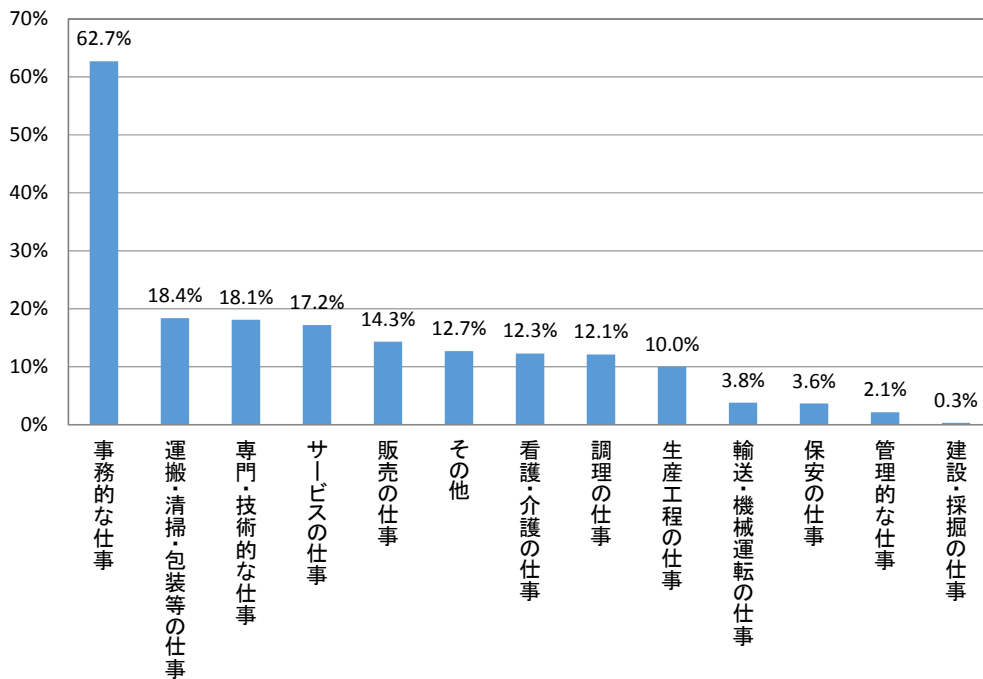


図 III-10 パートタイム労働者の主な仕事についての事業所割合（複数回答、n=3,766）

III. 1. 2 パートタイム労働者の健康管理に関する明文化された社内規程の有無 (Q4)

パートタイム労働者が在籍する事業所 (n=3,766) における、パートタイム労働者の健康管理に関する社内規程については、2/3 程度の事業所が「ある」と回答した。

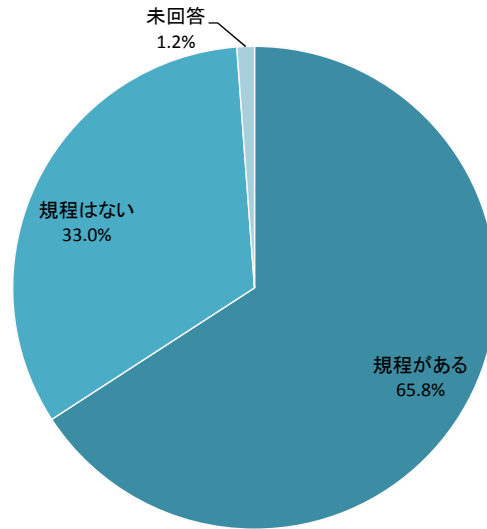


図 III-11 パートタイム労働者の健康管理に関する明文化された社内規程の有無についての事業所割合 (n=3,766)

III. 1. 3 規程で定められた内容 (Q4-1)

パートタイム労働者の健康管理に関する明文化された社内規程があると回答した事業所 (n=2,479) における、規程で定められた内容は、「定期健康診断の実施」が 95.5%であった。また、「メンタルヘルスに関する対応」「長時間労働者に対する医師による面接の実施」は全体の 1/4 の事業所において定められていた。

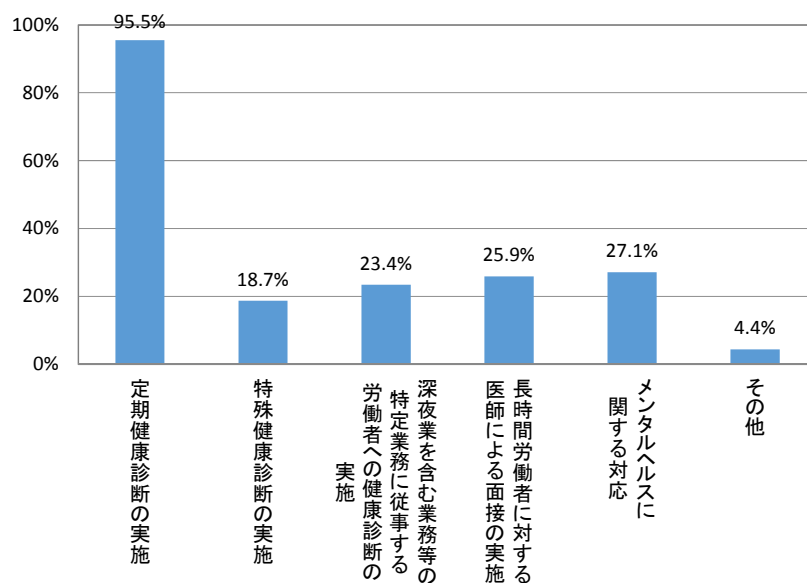


図 III-12 規程で定められた内容についての事業所割合 (複数回答、n=2,479)

III. 1. 4 健康診断等の実施状況 (Q5)

パートタイム労働者が在籍する事業所 (n=3,766) における、事業所の従業員に対する健康診断等の実施状況について、「パートタイム労働者を含む労働者を対象に実施」「正社員のみを対象に実施」「実施していない」から選択する形で回答を得た。

「定期健康診断」は、80%以上の事業所においてパートタイム労働者を含む労働者に対して実施されていた。また、パートタイム労働者を含む労働者に対して実施されている健康診断等のうち、「入社時に実施する健康診断」は 42.5%、「長時間労働者に対する医師による面接の実施」は 32.8%であった。

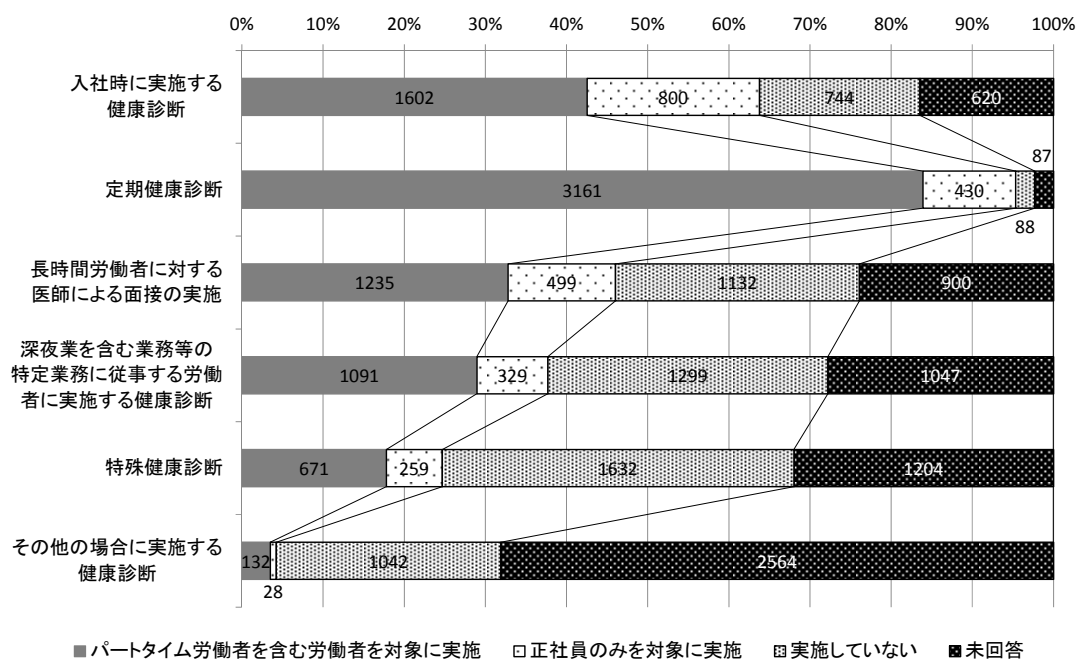


図 III-13 健康診断等の実施状況についての事業所割合 (複数回答、n=3,766)

なお、「その他の場合に実施」として挙げた、主な健康診断等は以下のとおりである。

- ・ VDT 検診
- ・ 婦人科検診
- ・ 海外派遣時の健康診断

III. 1. 5 定期健康診断の対象者 (Q5-1)

パートタイム労働者に対して定期健康診断を実施していると回答した事業所(未回答事業所を除く。n=3,094) における、定期健康診断の対象としているパートタイム労働者の正社員に対する労働時間の割合を確認したところ、「正社員の週所定労働時間の 3/4 以上働く者」を対象者としている事業所の割合が 79.0%と最も高く、労働時間が短くなるにつれ、パートタイム労働者を対象として定期健康診断を実施している事業所の割合が低くなる傾向にあった。ただし、実施していないとした事業所には、対象者がいない事業所が含まれている可能性がある。

なお、「その他」として挙げた、主な対象者は以下のとおりである。

- ・ 1年以上勤務している者、雇用期間が1年超の者
- ・ 希望者
- ・ 社会保険加入者
- ・ (学生) アルバイトを除く全員
- ・ 健康保険加入者

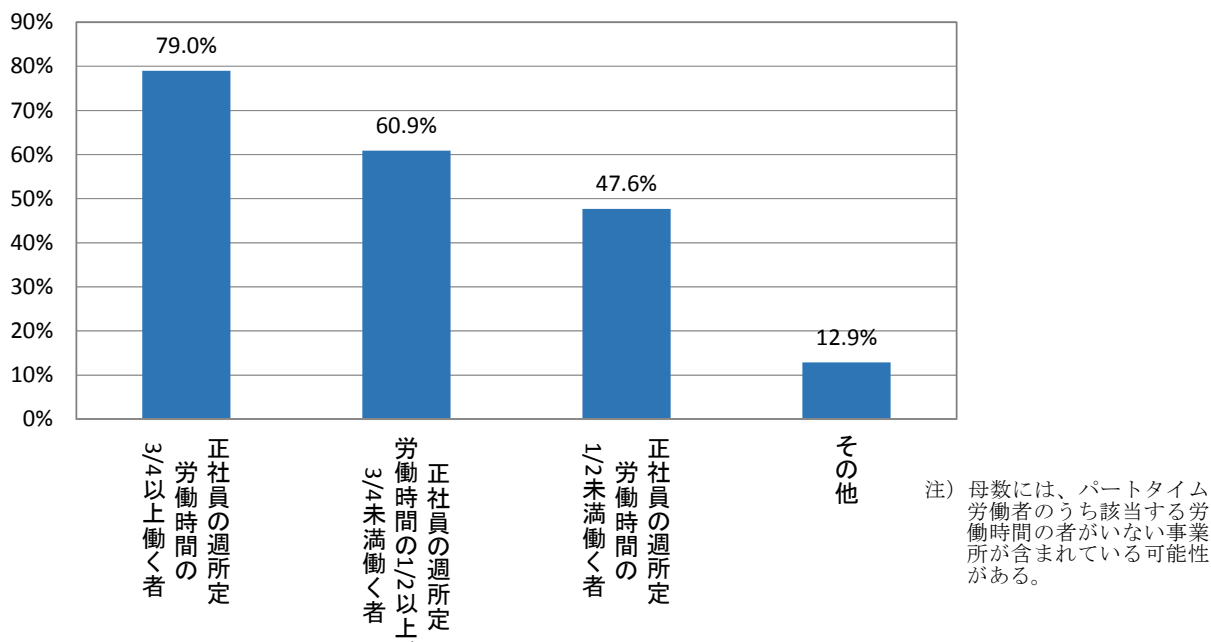


図 III-14 パートタイム労働者への定期健康診断実施事業所における定期健康診断の対象者についての事業所割合（複数回答、n=3,094）

III. 1. 6 回答事業所の深夜業を含む業務に従事するパートタイム労働者の有無、労働者数（Q6、Q6-1）

パートタイム労働者が在籍する事業所（n=3,766）のうち、18.7%の事業所に、深夜業を含む業務に従事するパートタイム労働者が勤務していた。

また、深夜業を含む業務に従事するパートタイム労働者がいると回答した事業所（n=704）における、深夜業を含む業務に従事するパートタイム労働者数は、「1～5人」の事業所の割合が35.9%と最も高かった。

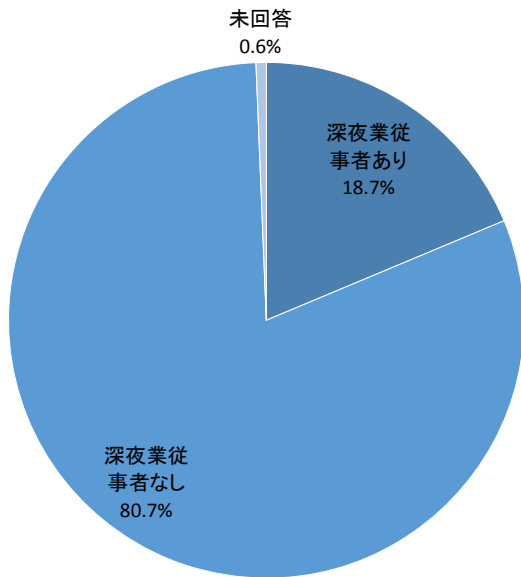


図 III-15 深夜業を含む業務に従事するパートタイム労働者の有無についての事業所割合 (n=3,766)

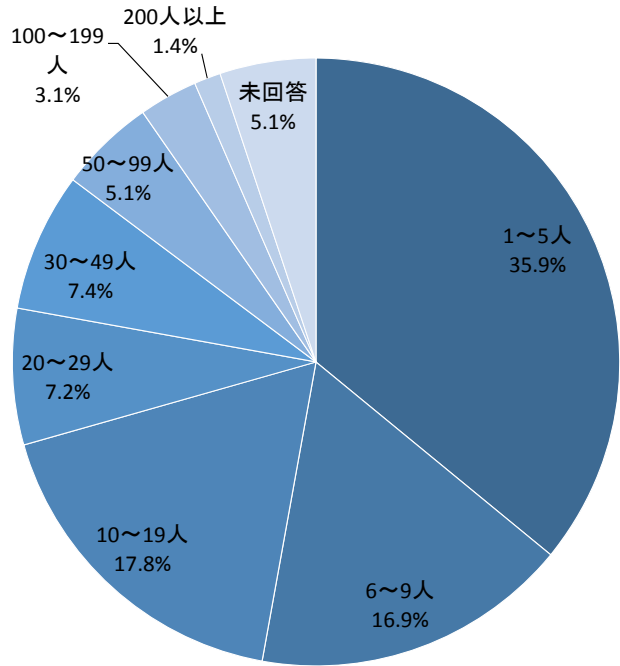


図 III-16 深夜業を含む業務に従事するパートタイム労働者数についての事業所割合 (n=704)

III. 1. 7 深夜業を含む業務に従事するパートタイム労働者の割合 (Q6-1)

深夜業を含む業務に従事するパートタイム労働者が勤務する事業所(未回答事業所を除く。n=647)において、事業所のパートタイム労働者に占める、深夜業を含む業務に従事するパートタイム労働者の割合は、「1割以下」の事業所の割合が36.3%と最も高かった。なお、「9割より多い」も6.0%あった。

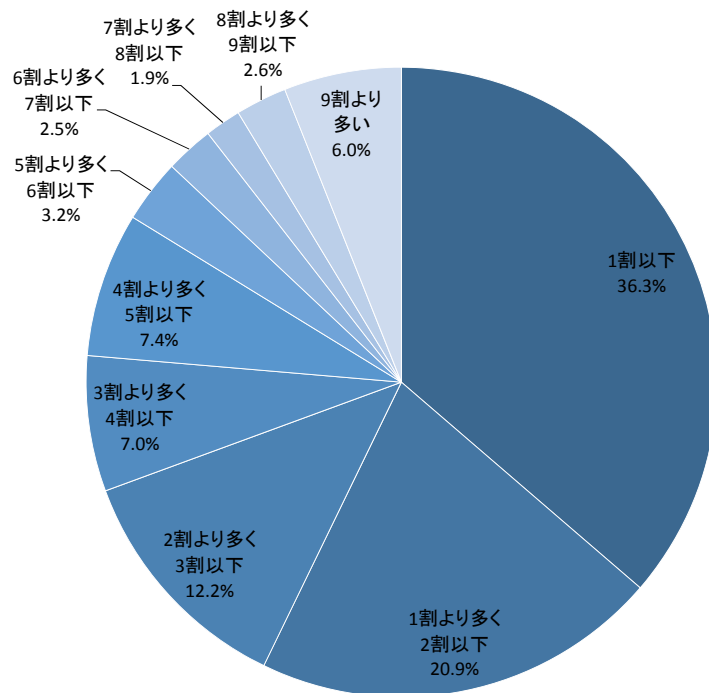


図 III-17 事業所のパートタイム労働者に占める深夜業を含む業務に従事するパートタイム労働者の割合 (n=647)

III. 1. 8 深夜業を含む業務に従事するパートタイム労働者の仕事（Q6-2）

深夜業を含む業務に従事するパートタイム労働者が勤務する事業所(未回答事業所を除く。n=699)における、深夜業を含む業務に従事するパートタイム労働者の仕事は、「サービスの仕事」の割合が23.7%と最も高く、「看護・介護の仕事」が16.6%で続いた。なお、「その他」として挙げた、主な仕事は以下のとおりである。

- ・施設管理・保守
- ・商品の仕分け、ピッキング
- ・宿直（医療機関、電気・ガス等）

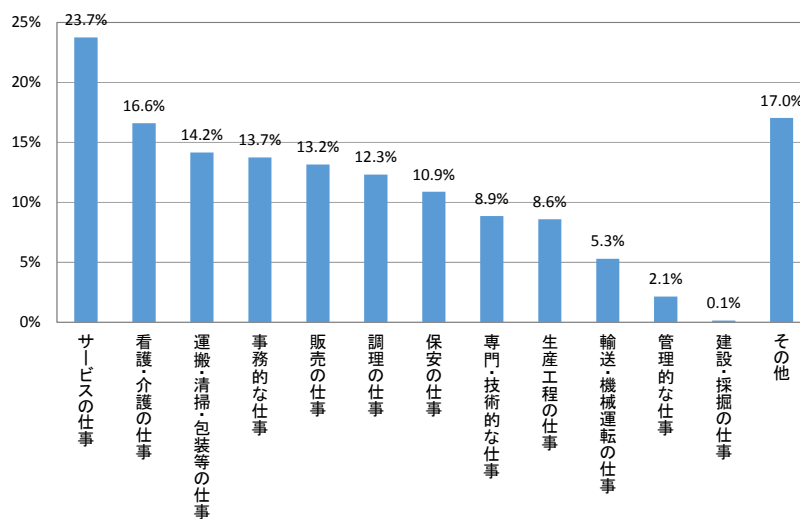


図 III-18 深夜業を含む業務に従事するパートタイム労働者の仕事についての事業所割合（複数回答、n=699）

III. 1. 9 深夜業を含む業務に従事するパートタイム労働者の健康管理（Q6-3）

深夜業を含む業務に従事するパートタイム労働者が勤務する事業所(未回答事業所を除く。n=667)において、深夜業を含む業務に従事するパートタイム労働者の健康管理の内容としては、「定期健康診断結果に基づく事後措置の実施」が72.1%、「上司による面接の実施」が21.0%であり、それ以外の取組の実施率は20%未満であった。

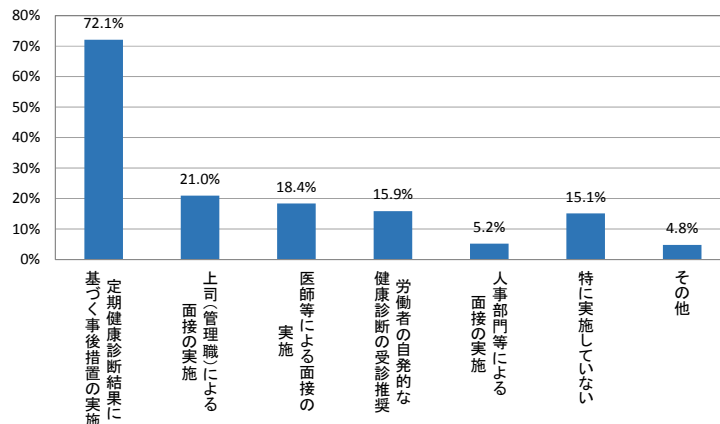


図 III-19 深夜業を含む業務に従事するパートタイム労働者の健康管理の取組についての事業所割合（複数回答、n=667）

III. 1. 10 危険有害業務に従事するパートタイム労働者の有無、労働者数 (Q7、Q7-1)

パートタイム労働者が在籍する事業所 (n=3,766) のうち、危険有害業務に従事するパートタイム労働者が勤務する事業所の割合は、6.1%であった。

また、危険有害業務に従事するパートタイム労働者がいると回答した事業所 (n=229) における、危険有害業務に従事するパートタイム労働者数は、「1~5人」の事業所の割合が55%と半数以上を占め、次いで「6~9人」「10~19人」「20~29人」が続いた。

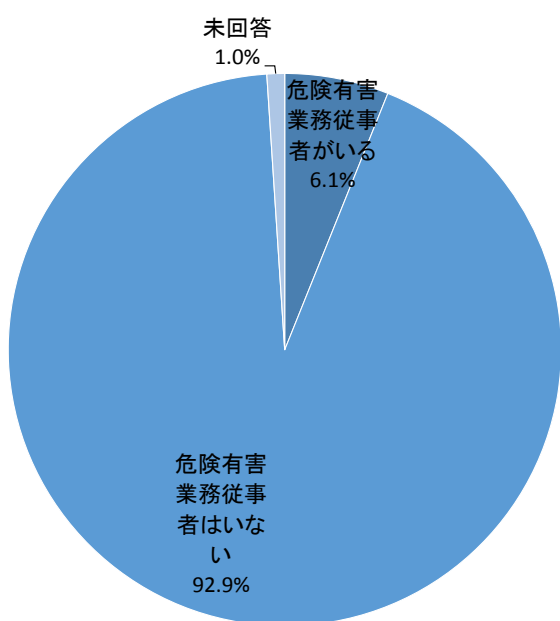


図 III-20 危険有害業務に従事するパートタイム労働者の有無についての事業所割合 (n=3,766)

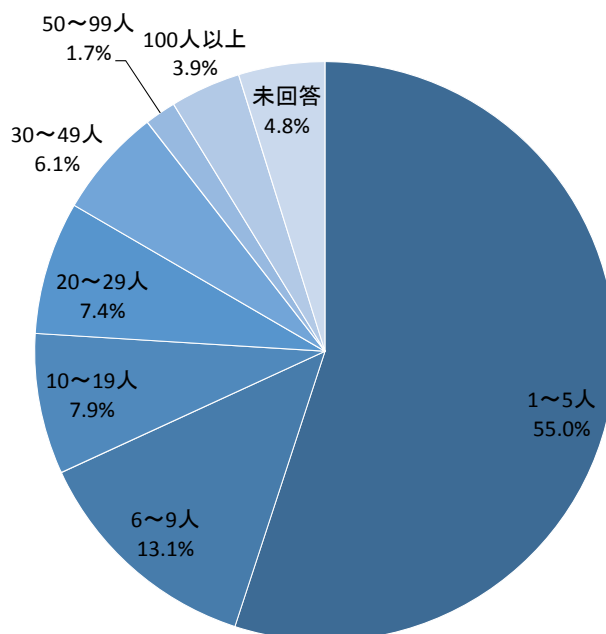


図 III-21 危険有害業務に従事するパートタイム労働者数についての事業所割合 (n=229)

III. 1. 11 危険有害業務に従事するパートタイム労働者の割合 (Q7-1)

危険有害業務に従事するパートタイム労働者が勤務する事業所 (未回答事業所を除く。n=216) における、事業所のパートタイム労働者に占める、危険有害業務に従事するパートタイム労働者の割合は、「1割以下」が48.1%と半数近くを占めた。なお、「9割より多い」も5.1%あった。

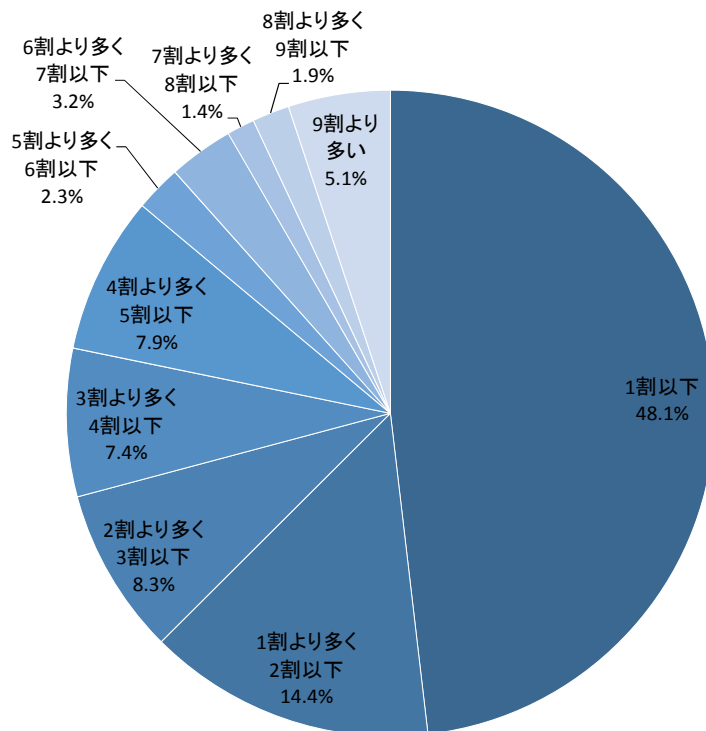


図 III-22 危険有害業務に従事するパートタイム労働者の割合 (n=216)

III. 1. 12 危険有害業務に従事するパートタイム労働者の健康管理の取組 (Q7-2)

危険有害業務に従事するパートタイム労働者がいると回答した事業所(未回答事業所を除く。n=228)における、危険有害業務に従事するパートタイム労働者の健康管理の内容については、「特殊健康診断の実施」が 94.8%と、大半の事業所において実施されていた。

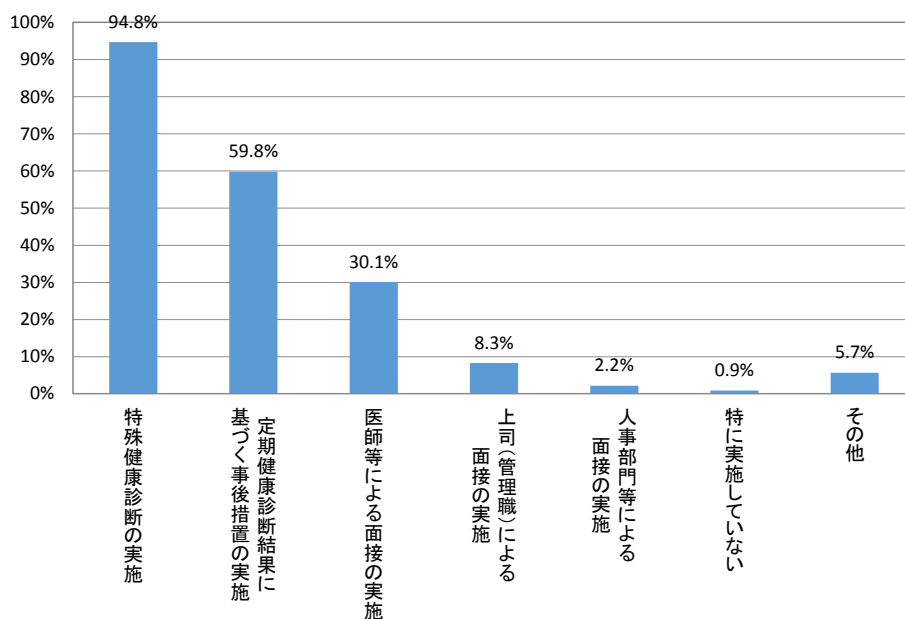


図 III-23 危険有害業務に従事するパートタイム労働者の健康管理の取組についての事業所割合 (複数回答、n=228)

III. 1. 13 パートタイム労働者の所定外労働時間（Q8）

パートタイム労働者が在籍する事業所（n=3,766）における、パートタイム労働者の所定外労働については、37.5%の事業所で行われていなかった。

一方で、事業所において所定労働時間が最も多いパートタイム労働者の所定外労働時間としては、「20時間以下」の事業所の割合が38.3%と最も高かった。なお、「80時間を超える」も3.8%と少数ながらあった。

なお、所定外労働時間とは、「就業規則や雇用契約書等で定められた労働時間を超えた時間」としている。

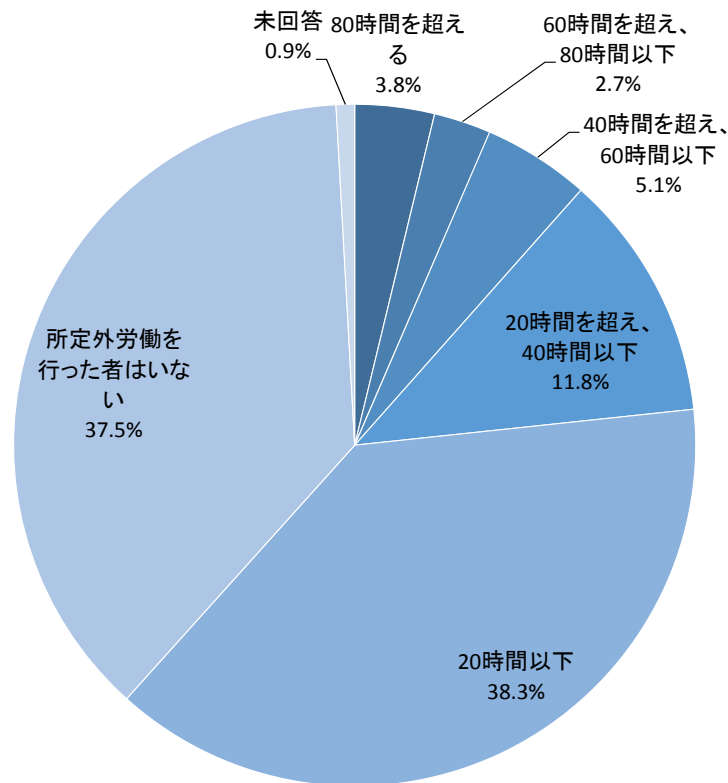


図 III-24 パートタイム労働者の所定外労働時間についての事業所割合（n=3,766）

III. 1. 14 所定外労働時間が80時間を超えるパートタイム労働者の仕事（Q8-1）

所定外労働時間が80時間を超えるパートタイム労働者が在籍する事業所（未回答事業所を除く。n=141）における、所定外労働時間が80時間を超えるパートタイム労働者の仕事は、「事務的な仕事」の割合が36.2%と最も高く、「サービスの仕事」「運搬・清掃・包装等の仕事」が続いた。

「その他」としては、「倉庫での荷物の管理・ピッキング」「施設管理」などが挙がっていた。

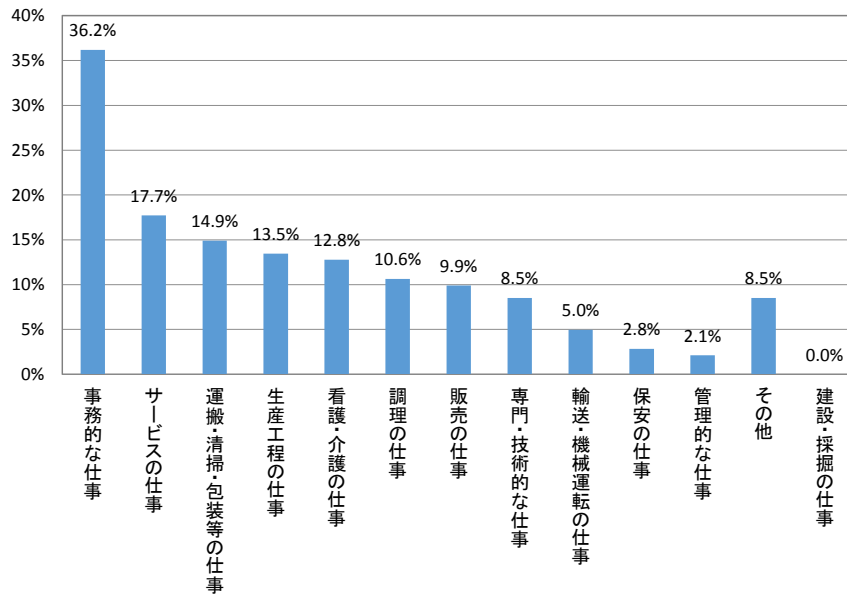


図 III-25 所定外労働時間外 80 時間を超えるパートタイム労働者の仕事についての事業所割合（複数回答、n=141）

III. 1. 15 パートタイム労働者の時間外・休日労働時間（Q9）

パートタイム労働者が在籍する事業所（n=3,766）における、時間外・休日労働時間については、半数以上の事業所において、時間外・休日労働を行っている労働者はいなかった。また、時間外・休日労働を行っている労働者がいる事業所については、「45 時間以下」の事業所の割合が 39.0%であった。また、「100 時間を超える」労働者のいる事業所は、0.8%、30 件であった。

なお、時間外・休日労働時間とは、「休憩時間を除き、1 週間あたり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間」としている。

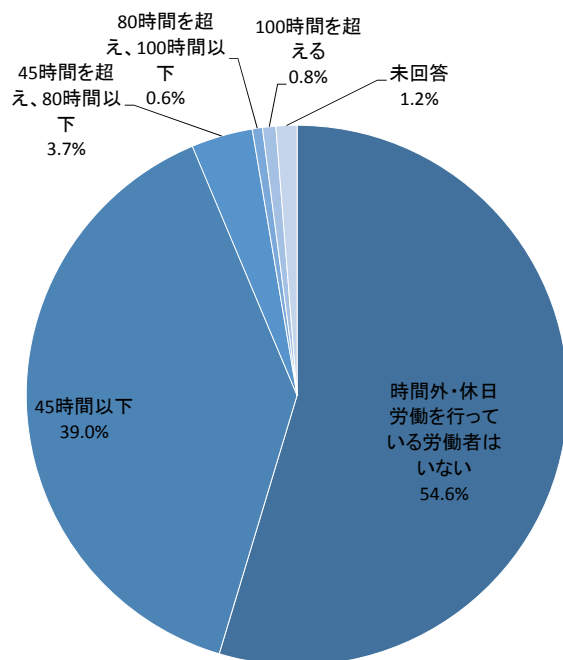


図 III-26 パートタイム労働者の時間外・休日労働時間についての事業所割合（n=3,766）

III. 1. 16 時間外・休日労働時間が 100 時間を超えるパートタイム労働者の人数 (Q9-1)

時間外・休日労働時間が 100 時間を超える労働者がいると回答した事業所 (n=30) における、時間外・休日労働時間が 100 時間を超える労働者の人数は、「1~2 人」が 40%、「3~5 人」が 16.7%と 5 人以下が半数以上であった。

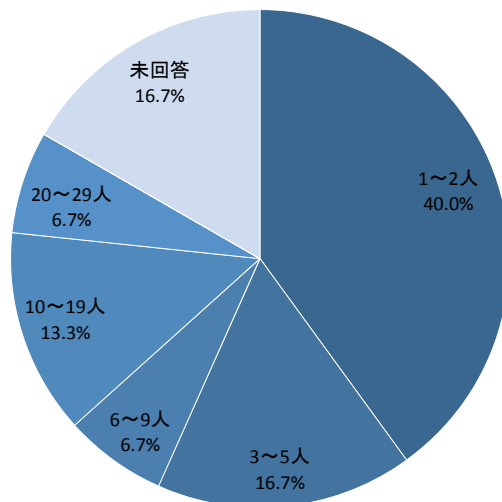


図 III-27 時間外・休日労働時間が 100 時間を超えるパートタイム労働者の人数についての事業所割合 (n=30)

III. 1. 17 時間外・休日労働時間が 100 時間を超えるパートタイム労働者の仕事 (Q9-2)

時間外・休日労働時間が 100 時間を超える労働者がいると回答した事業所 (未回答事業所を除く。n=21) における、時間外・休日労働時間が 100 時間を超えるパートタイム労働者の仕事は、「事務的な仕事」の割合が 38.1%で最も高く、「運搬・清掃・包装等の仕事」が続いた。

「その他」としては、「テレフォンオペレーター」「住込み管理人」などが挙がっていた。

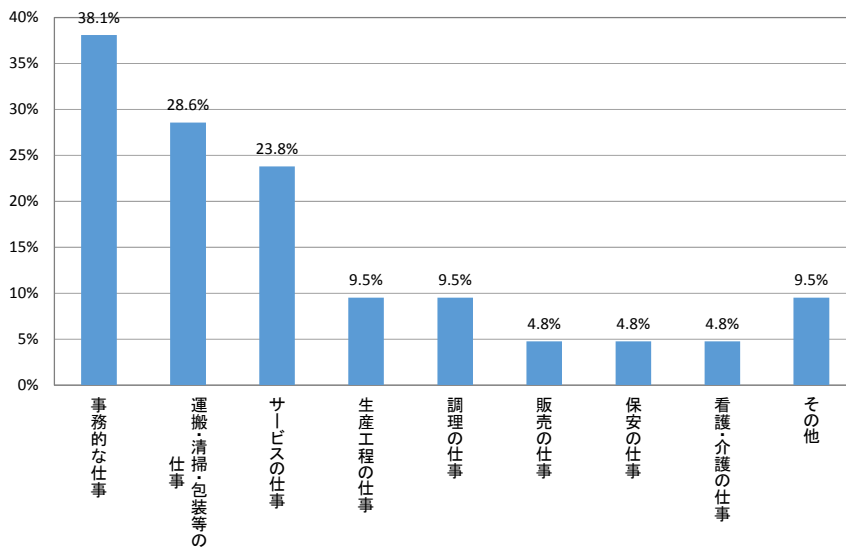


図 III-28 時間外・休日労働時間が 100 時間を超えるパートタイム労働者の仕事についての事業所割合 (複数回答、n=21)

III. 1. 18 時間外・休日労働時間が100時間を超えるパートタイム労働者の健康管理 (Q9-3)

時間外・休日労働時間が100時間を超える労働者がいると回答した事業所（未回答事業所を除く。n=18）において、時間外・休日労働時間が100時間を超えるパートタイム労働者の健康管理の取組として最も多かったのは、「定期健康診断結果に基づく事後措置の実施」であり、その割合は47.6%であった。一方で「特に実施していない」が3割程度を占めた。

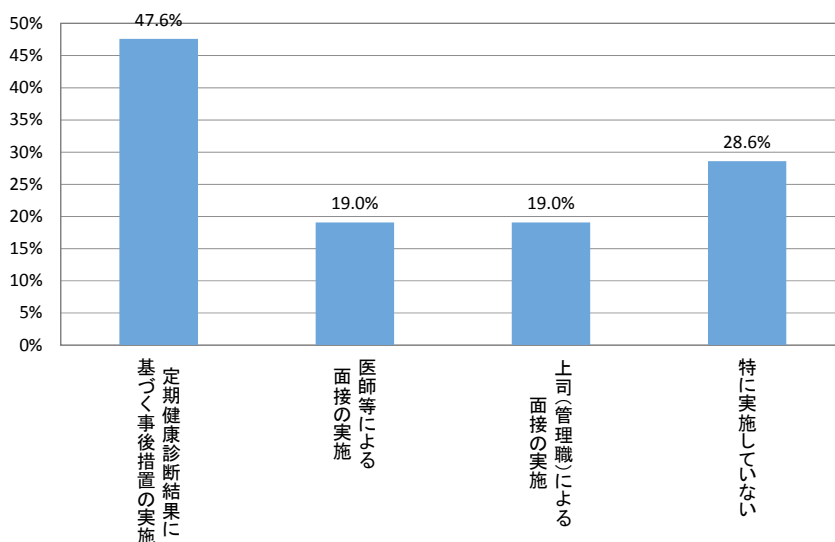


図 III-29 時間外・休日労働時間が100時間を超えるパートタイム労働者の健康管理の取組についての事業所割合（複数回答、n=18）

III. 1. 19 業務上の負傷・疾病の発生状況 (Q10)

パートタイム労働者が在籍する事業所（n=3,766）における、パートタイム労働者の業務上の負傷・疾病の発生状況は、60.6%の事業所で発生したことがなかった。一方で、「1年以内に発生したことがある」事業所の割合は19.0%であった。

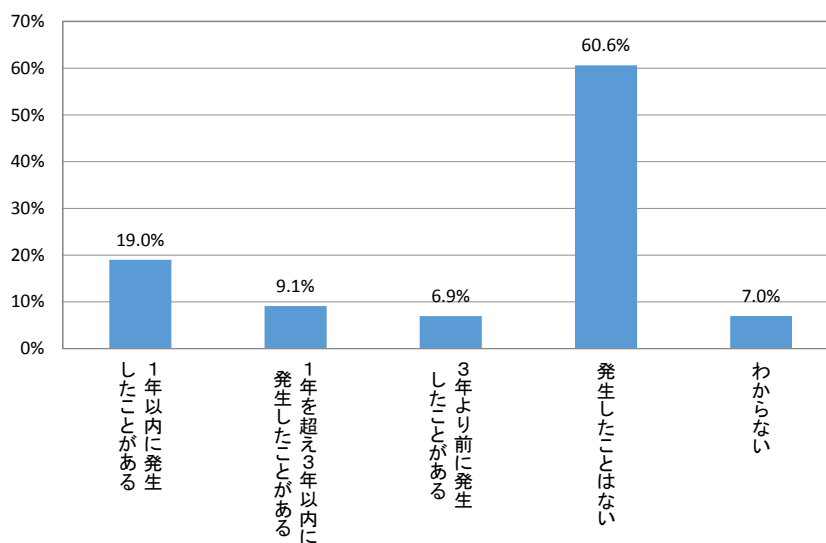


図 III-30 業務上の負傷・疾病の発生状況についての事業所割合（複数回答、n=3,766）

III. 1. 20 業務上の負傷・疾病の内容 (Q10-1)

パートタイム労働者の業務上の負傷・疾病の発生があったと回答した事業所（未回答事業所を除く。n=1,201）における、業務上の負傷・疾病の内容は、「打撲」の割合が 38.4%と最も高く、次いで「切創（切り傷）」、「骨折」「捻挫」が続いた。

「その他負傷」の内容は、「(注射針の) 針刺し」「虫（蜂等）刺され」などであった。

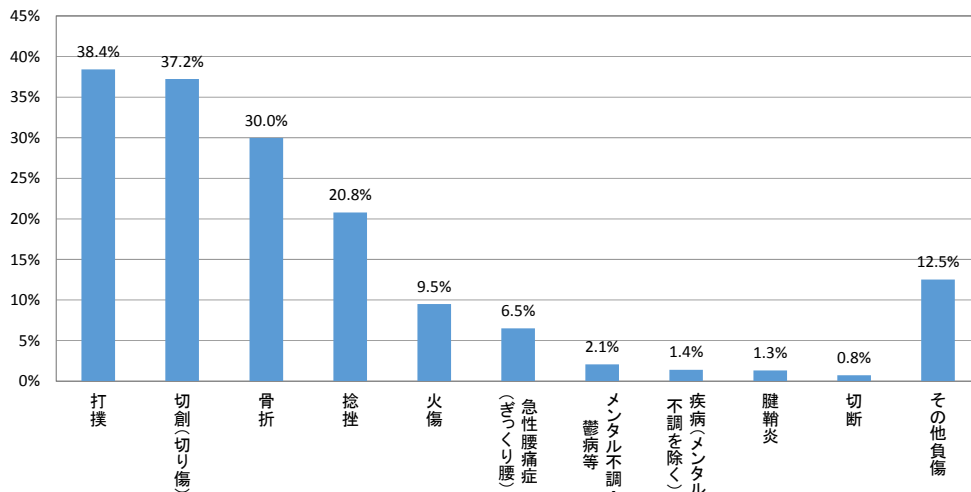


図 III-31 業務上の負傷・疾病の内容についての事業所割合（複数回答、n=1,201）

III. 1. 21 業務上の負傷・疾病発生の理由 (Q10-2)

パートタイム労働者の業務上の負傷・疾病の発生があったと回答した事業所（未回答事業所を除く。n=1,075）における、負傷・疾病の理由は、「転倒」の割合が 50.5%であった。

「その他」として挙げた主な理由は、以下のとおりであった。

- ・ 交通事故
- ・ 調理中の不注意（油のはね等）
- ・ 虫（蜂等）刺され

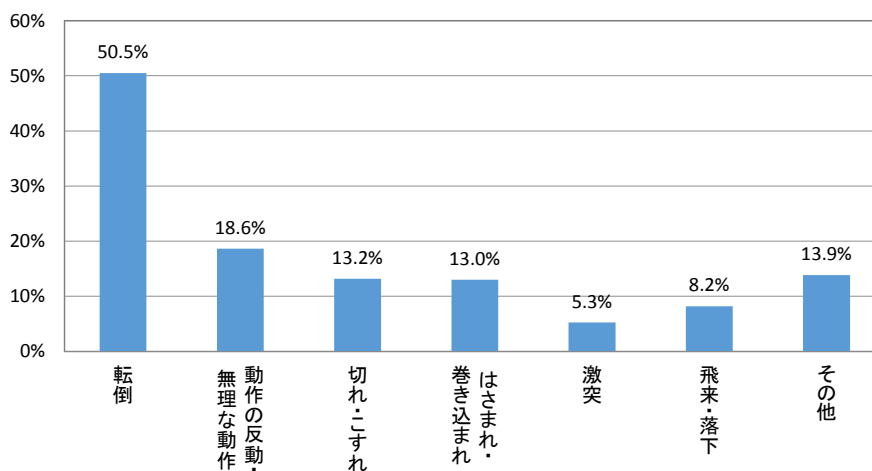


図 III-32 業務上の負傷・疾病の理由についての事業所割合（複数回答、n=1,075）

III. 1. 22 労働者の健康増進の取組実施状況 (Q11)

パートタイム労働者が在籍する事業所 (n=3,766) における、労働者の健康増進の取組について、「パートタイム労働者を含む労働者を対象に実施」「正社員のみを対象に実施」「実施していない」から選択する形で回答を得た。

健康増進の取組のうち、「健康相談」はパートタイム労働者を含む労働者を対象に実施している割合が50%を超えていた。次いで、「労働者の健康の保持・増進に関する計画策定」「職場体操」が続いた。

なお、「その他」の主な取組としては、以下のようなものが挙げられた。

- ・運動するイベント・レクリエーションの開催 (ウォーキング、ボウリングなど)
- ・インフルエンザ等の予防接種の実施
- ・健康チャレンジキャンペーンの実施
- ・健康づくりのための冊子の配布

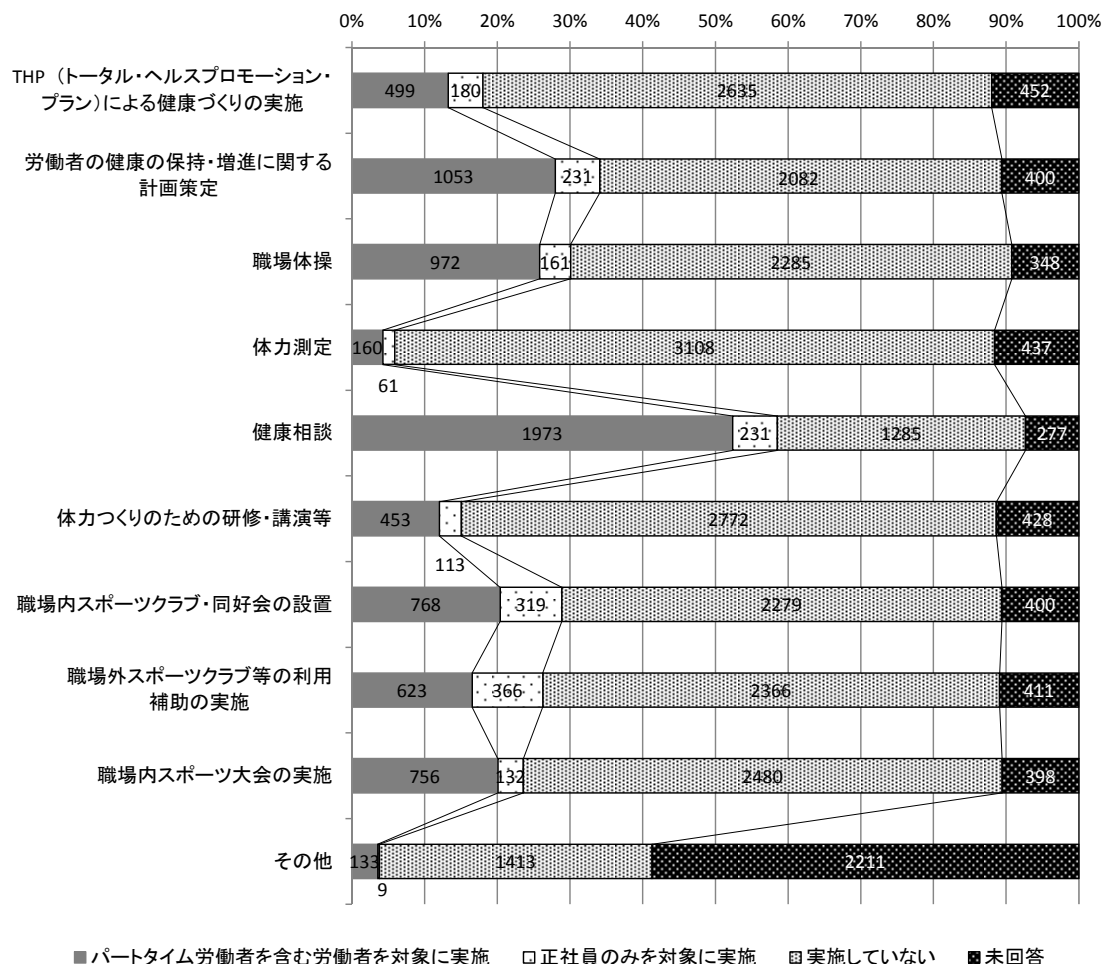


図 III-33 労働者の健康増進の取組実施状況についての事業所割合 (複数回答、n=3,766)

III. 1. 23 労働者のメンタルヘルスケアの取組実施状況 (Q12)

パートタイム労働者が在籍する事業所 (n=3,766) における、メンタルヘルスケアの取組について、「パートタイム労働者を含む労働者を対象に実施」「正社員のみを対象に実施」「実施していない」から選択する形で回答を得た。

パートタイム労働者を含む労働者を対象に実施している取組のうち最も実施割合が高いのは、「労働者からの相談対応体制整備」であり、6割を超えていた。次いで、「職場環境等の評価・改善」「労働者への教育研修・情報提供」「職場復帰における支援」が続いた。

なお、「その他」の主な取組としては、以下のようなものが挙げられた。

- ・ カウンセラーの配置
- ・ 産業医による健康相談の実施
- ・ メンタルヘルスケアのための冊子の配布

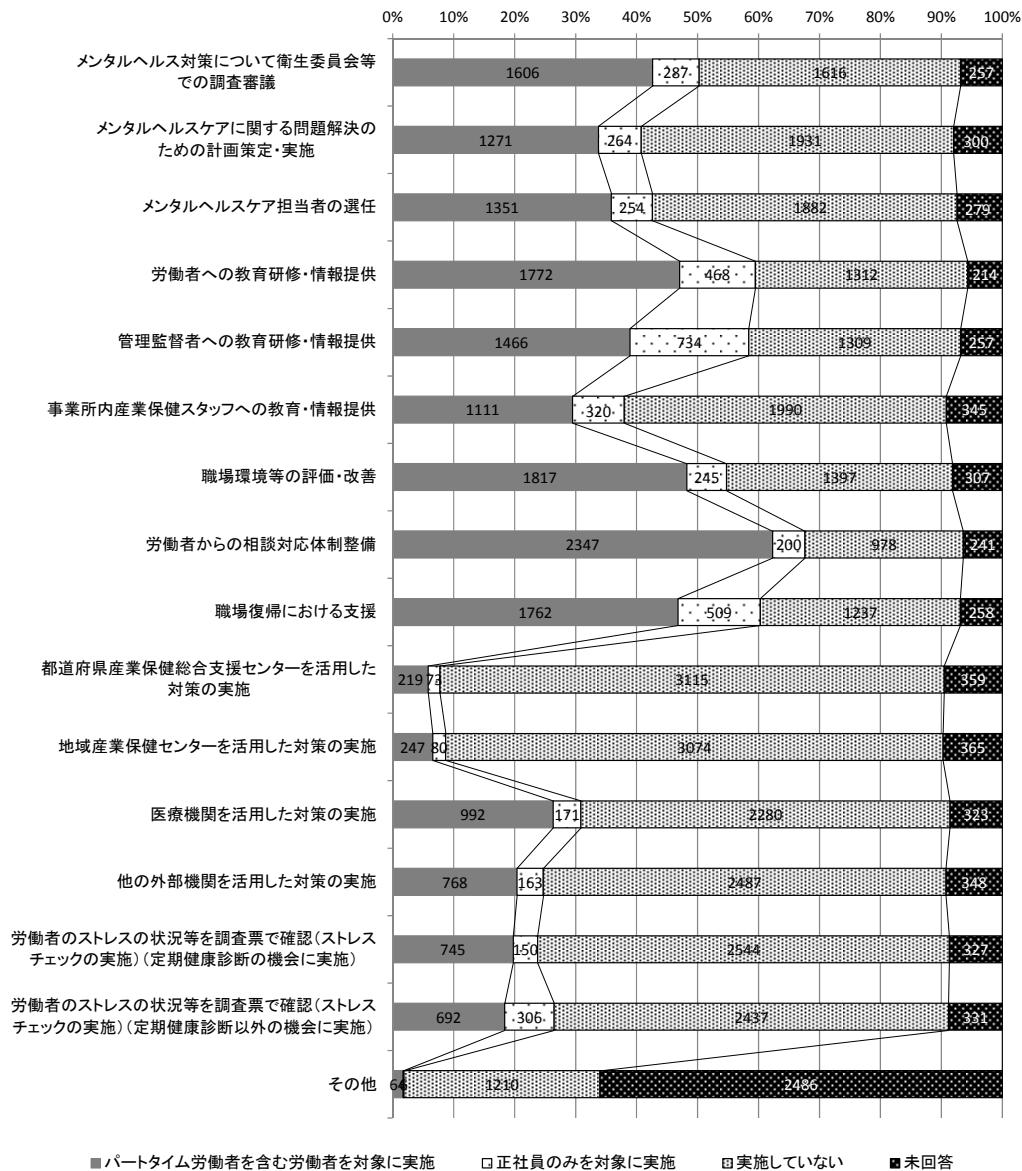


図 III-34 労働者のメンタルヘルスケアの取組実施状況についての事業所割合 (複数回答、n=3,766)

III. 1. 24 健康管理の取組の満足度 (Q14)

パートタイム労働者が在籍する事業所 (n=3,766) における、労働者の健康管理の取組に関する満足度について、事業所全体 (事業所に勤務するすべての労働者を対象とする) の取組とパートタイム労働者のみを対象とした取組のそれぞれについて回答を得た。

比較的満足度の高い回答 (「満足」「まあ満足」の合計) の割合は、「事業所全体」では 56.3%、「パートタイム労働者のみ」は 50.3%であった。

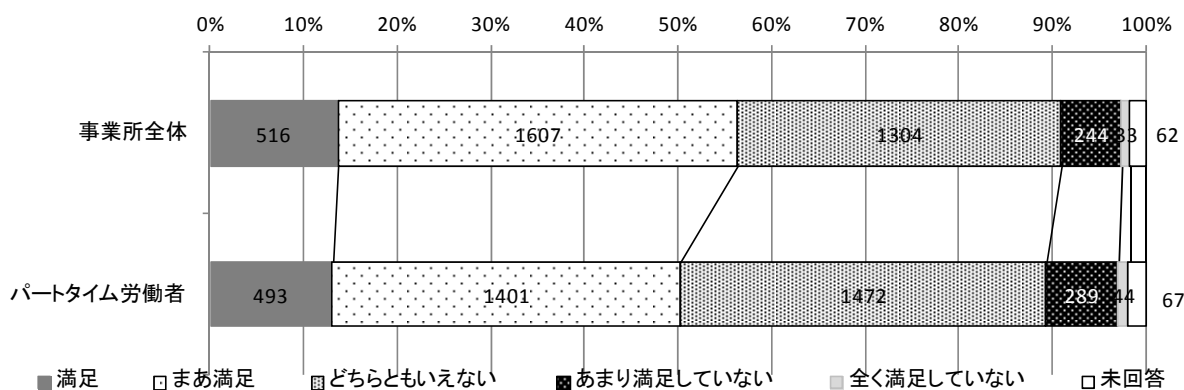


図 III-35 健康管理の取組の満足度についての事業所割合 (n=3,766)

III. 1. 25 パートタイム労働者の健康管理上の問題点 (Q16)

パートタイム労働者が在籍する事業所 (未回答事業所を除く。n=2,182) における、パートタイム労働者の健康管理上の問題点は、「問題なし」と回答した事業所の割合が最も高かった (「その他」として得られた回答のうち、自由記述で「問題なし」と記入されたものについて集計を行った。下記グラフにおける「その他」は「問題なし」を除いた割合を示している)。一方、問題点としては、「健康診断の事後措置の実施ができない、難しい」「定期健康診断が実施できない、難しい」といった健康診断に関するものを挙げた事業所が多かった。

また、「その他」のうち、コメントとして多かったのは以下のとおりである。

- ・十分な時間の確保ができない
- ・高齢者が多く、有所見が多い
- ・本人の意識の問題 (健康診断を受診しない、労働者が会社の管理を求めている等)

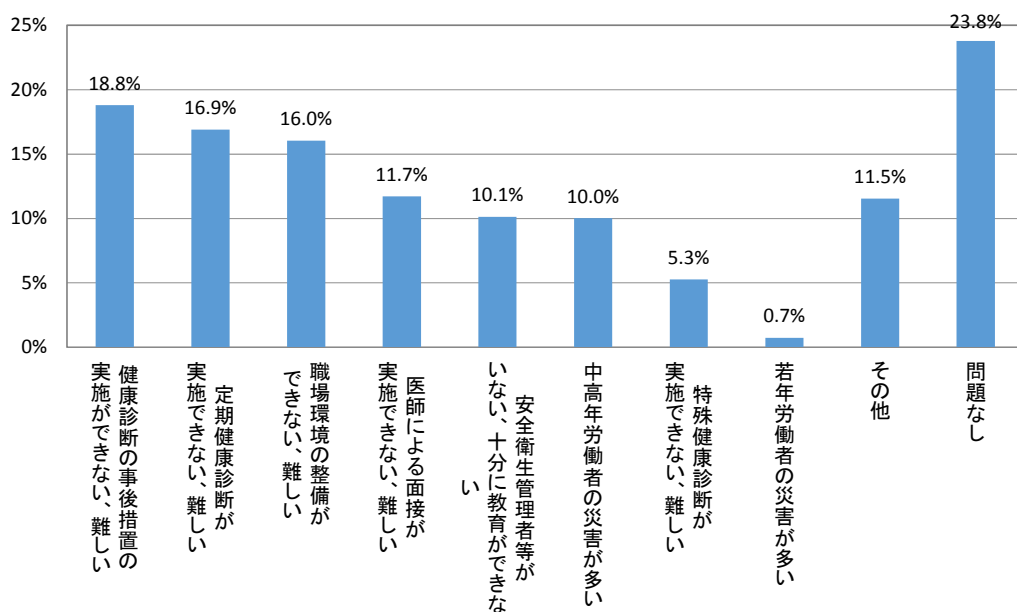


図 III-36 パートタイム労働者の健康管理上の問題点についての事業所割合
(複数回答、n=2,182)

III. 1. 26 パートタイム労働者の健康管理に有効なもの (Q17)

パートタイム労働者が在籍する事業所(未回答事業所を除く。n=3,193)が考える、パートタイム労働者の健康管理に有効なものとしては、「絵で分かる等、容易に理解できる基本マニュアル」の割合が62.6%と最も高く、「他企業・他業界の教育方法や教育内容の優良事例(事例集等)」が続いた。

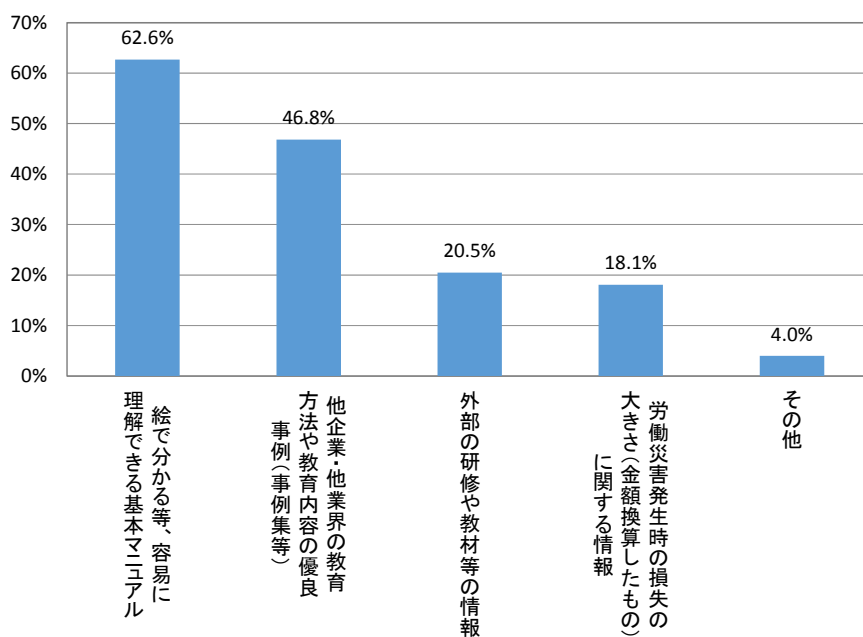


図 III-37 パートタイム労働者の健康管理に有効なものについての事業所割合
(複数回答、n=3,193)

III. 2 アンケート調査（労働者調査）単純集計結果

労働者調査における各設問の集計結果を以下に示す。パーセントの数値は、小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計すると 100%を前後するものがある。

III. 2. 1 回答者の勤務する事業所の業種（Q1）

アンケート調査に回答したパートタイム労働者（n=13,417）が勤務する事業所の業種は、「医療、福祉業」が最も多く、次いで「教育、学習支援業」「その他サービス業」が続いた。

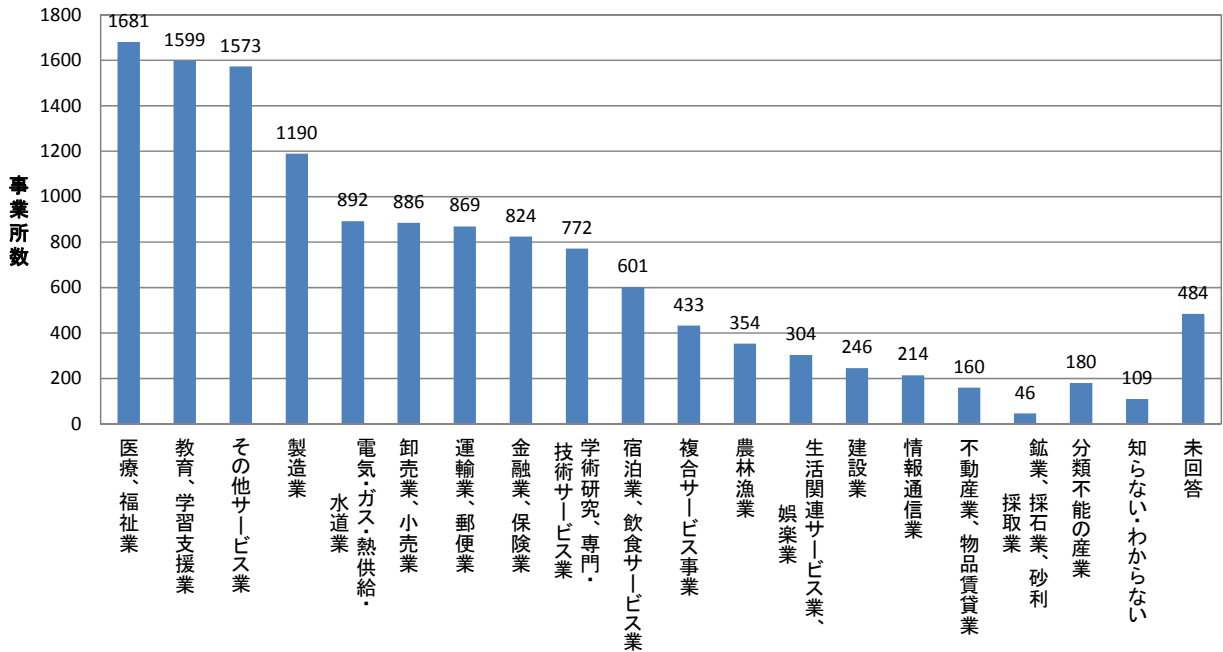


図 III-38 回答者の勤務する事業所の業種（n=13,417）

III. 2. 2 勤務先事業所の従業員数（Q2）

アンケート回答者（n=13,417）の勤務する事業所の従業員数は、「300人以上」の割合が 24.1%と最も高く、全体の 1/4 程度を占めていた。

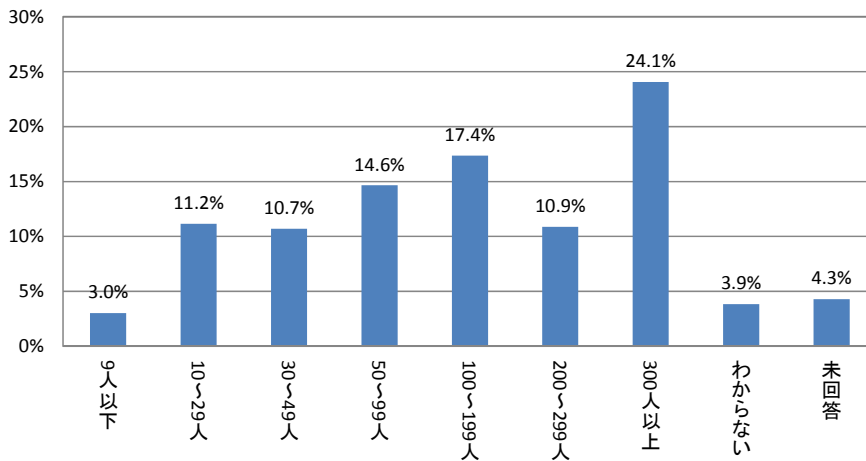


図 III-39 回答者の勤務する事業所の従業員数（n=13,417）

III. 2. 3 回答者の性別 (Q3 ①)

アンケート回答者 (n=13,417) の性別は、73.2%が女性、15.8%が男性であり、全体の3/4近くが女性であった。

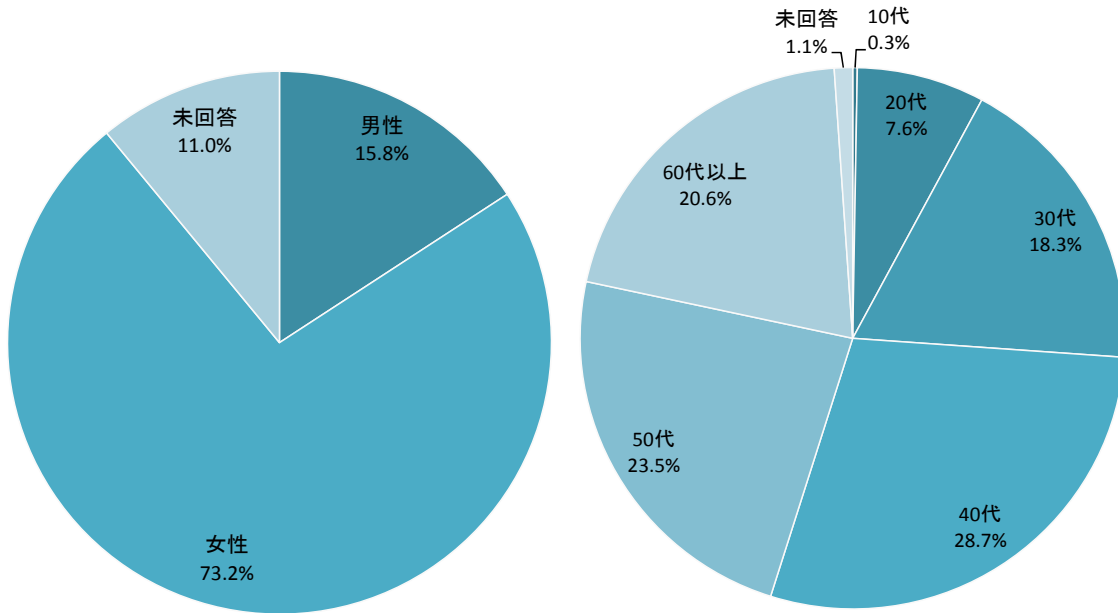


図 III-40 回答者の性別 (n=13,417)

図 III-41 回答者の年齢 (n=13,417)

III. 2. 4 回答者の年齢 (Q3 ②)

アンケート回答者 (n=13,417) の年齢は、「40代」が 28.7%、「50代」が 23.5%で、40～50代で全体の半数以上を占めた。

III. 2. 5 回答者の勤続年数 (Q3 ③)

アンケート回答者 (n=13,417) の勤続年数は、「5年以上」が 47.0%と半数近くを占めた。

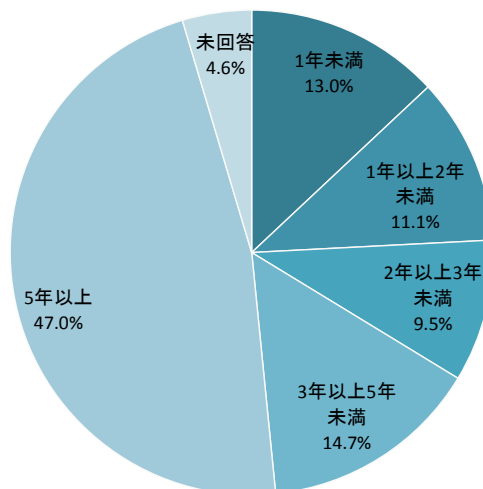


図 III-42 回答者の勤続年数 (n=13,417)

III. 2. 6 回答者の所定労働時間 (Q4 ①)

アンケート回答者 (n=13,417) の所定労働時間は、「20 時間より長く 30 時間以下」が 4 割を占め、次いで「30 時間より長く 40 時間以下」が約 3 割を占めた。さらに「10 時間より長く 20 時間以下」が 17.7%であった。

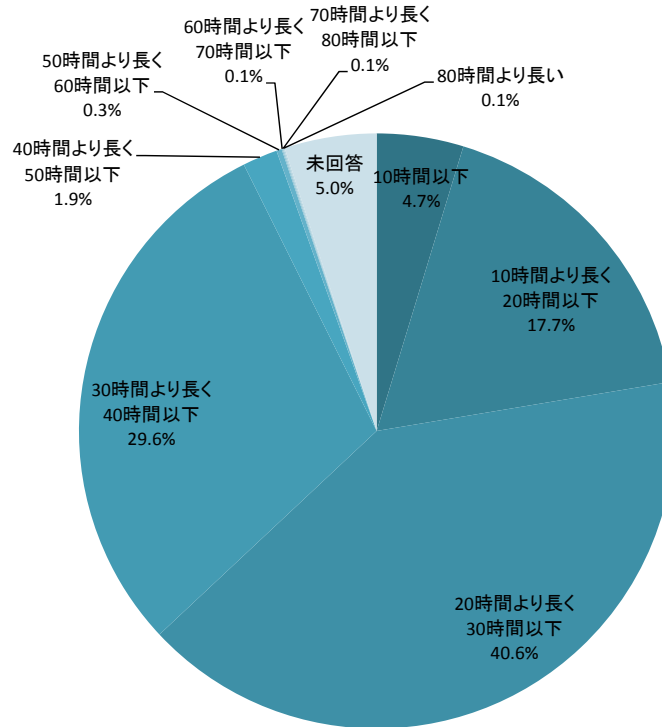


図 III-43 回答者の所定労働時間 (n=13,417)

また、パートタイム労働者の所定労働時間と、正社員の週所定労働時間との比較では、「正社員の週所定労働時間の 1/2 以上、3/4 未満」の割合が 41.8%で最も高く、「正社員の週所定労働時間の 3/4 以上」が 32.2%であった。

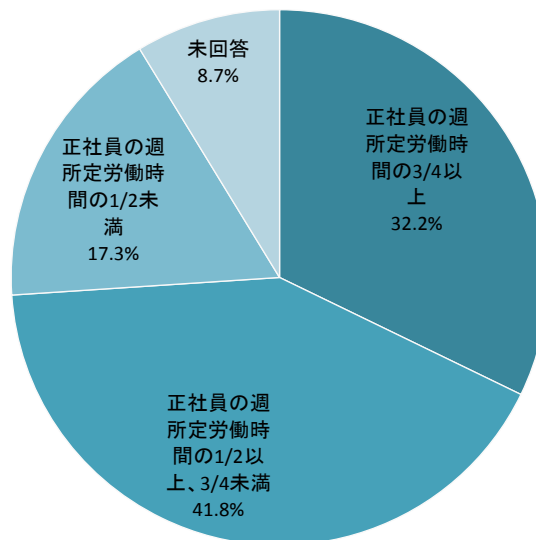


図 III-44 正社員の所定労働時間に対する回答者の所定労働時間の割合 (n=13,417)

III. 2. 7 回答者の実労働時間 (Q4 ②)

アンケート回答者 (n=13,417) の実労働時間は、所定労働時間と同様に、「20 時間より長く 30 時間以下」の割合が 39.3%と最も高く、次いで「30 時間より長く 40 時間以下」が 27.5%であった。なお、少数であるものの、実労働時間が 60 時間以上、80 時間以上との回答もあった。

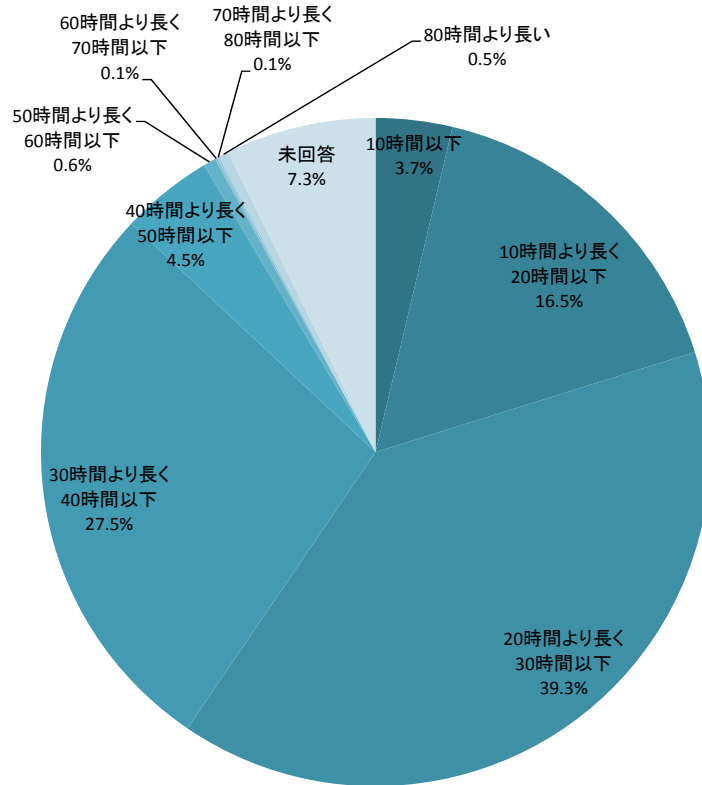


図 III-45 回答者の実労働時間 (n=13,417)

III. 2. 8 回答者の所定外労働時間 (Q4 ③)

アンケート回答者 (n=13,417) の所定外労働時間は、「0 時間」の割合が最も高く、6割以上を占めた。

なお、アンケートで回答のあった所定外労働時間は、実労働時間と同じ数字が記入されているなど、誤りと思われるものが数多く見られたため、上記の「所定労働時間」と「実労働時間」の差を求め、事務局にて算出した結果を示している。

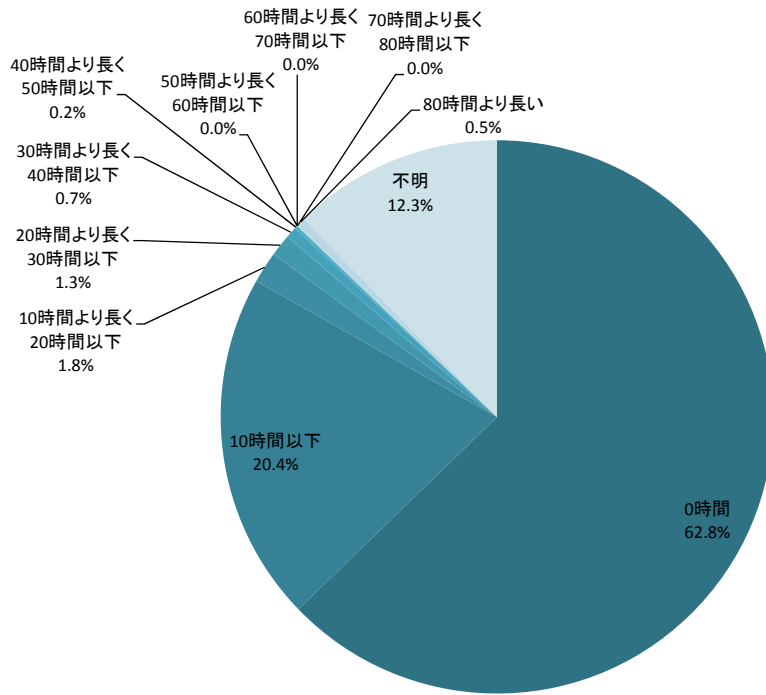


図 III-46 回答者の所定外労働時間 (n=13,417)

III. 2. 9 回答者の仕事 (Q5)

アンケート回答者 (n=13,417) の仕事は、「事務的な仕事」が4割以上を占めた。次いで「サービスの仕事」「専門・技術的な仕事」が8%台、「看護・介護の仕事」「運搬・清掃・包装等の仕事」が6%台で続いた。

なお、「その他」の主な仕事は、以下のとおりであった。

- ・ 教員
- ・ 農林水産関係 (農作物の収穫、家畜の飼育等)
- ・ 仕分、ピッキング
- ・ テレフォンオペレーター

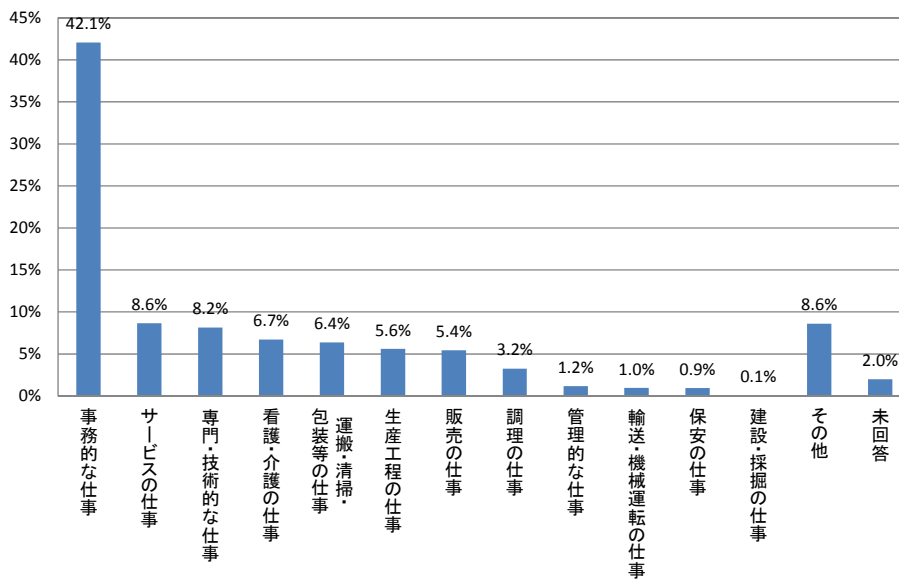


図 III-47 回答者の仕事 (n=13,417)

III. 2. 10 危険有害業務への従事 (Q5-1)

アンケート回答者 (n=13,417) における、危険有害業務への従事については、9割以上のパートタイム労働者で従事がなかった。従事がある場合では、「有機溶剤業務」「粉じん作業」「放射線業務」が比較的多かった。

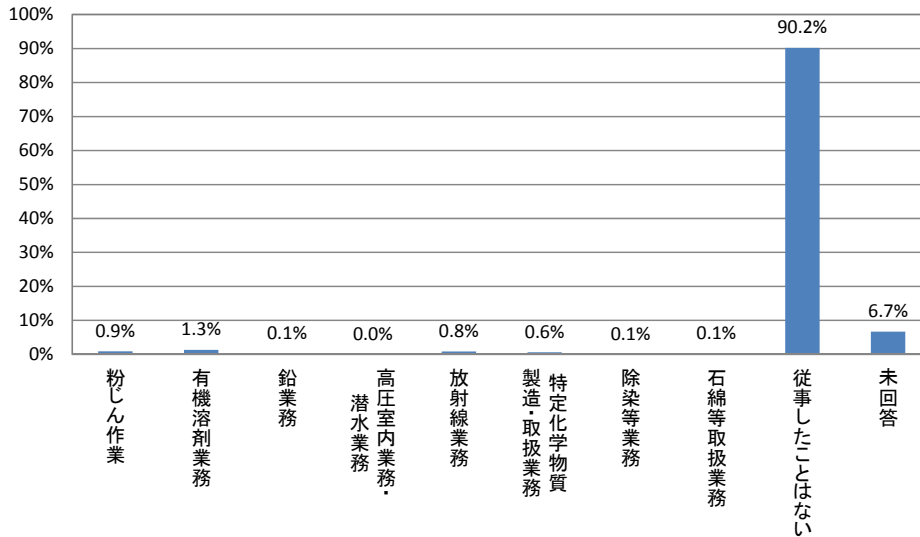


図 III-48 危険有害業務への従事 (複数回答、n=13,417)

III. 2. 11 回答者の深夜業の有無、従事日数 (Q6)

アンケート回答者 (n=13,417) における深夜業への従事の有無については、95.3%が従事しておらず、3.9%が従事していた。

また、深夜業従事者 (n=523) の一週間の深夜業従事日数は、「1日」の割合が26.6%と最も高く、次いで「2日」が21.2%と続いた。

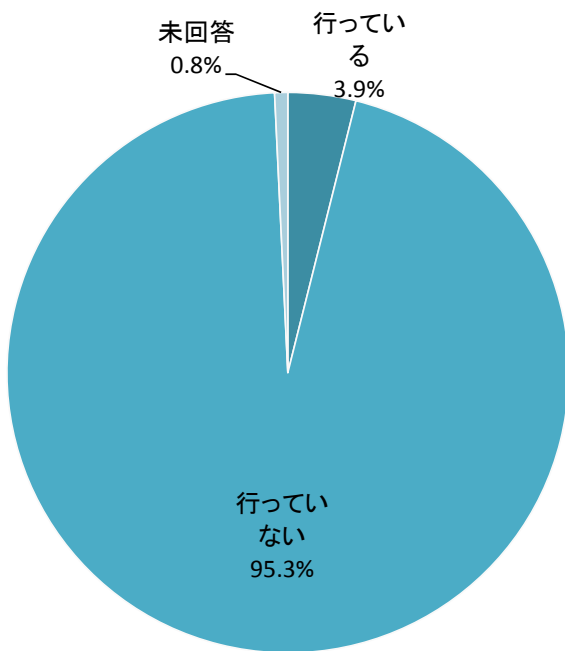


図 III-49 深夜業の従事有無 (n=13,417)

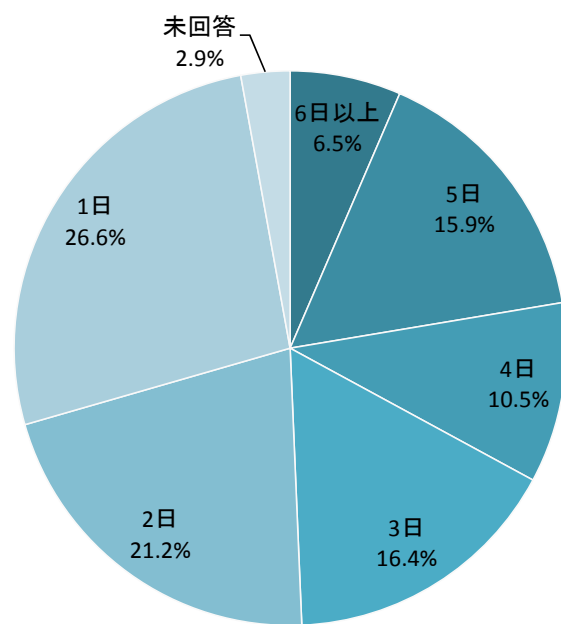


図 III-50 深夜業従事日数 (n=523)

III. 2. 12 健康に関する相談相手 (Q7)

アンケート回答者（未回答者を除く。n=13,287）の健康に関する相談相手は、優先順位の高い順に、最大3項目を選択するという方法で回答を得た。

優先順位によらず、選択された項目を見ると、本設問への回答者のうち9割以上が「家族・友人」を選択していた。次いで「上司・同僚」「産業医以外の医師」の割合が高かった。

優先順位順に見てみると、1位は「家族・友人」の割合が73.6%と最も高く、2位で最も割合が高かったのは「上司・同僚」で36.1%であった。

なお、「その他」の主な相談相手は、「薬剤師」「インターネット・本」「栄養士」などが挙げられた。

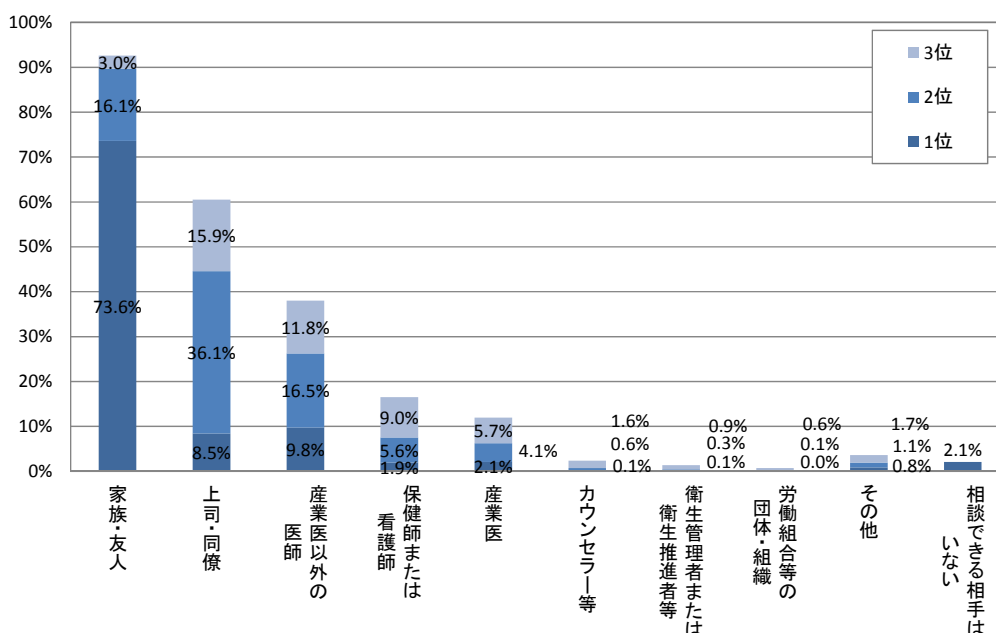


図 III-51 健康に関する相談相手（複数回答、n=13,287）

III. 2. 13 仕事・職場等に関する不安・ストレスの有無、内容 (Q8)

アンケート回答者（未回答者を除く。n=12,857）の仕事・職場等に関する不安・ストレスについては、30.1%が「ストレスは特にない」と回答した。一方、不安・ストレスの内容としては、「職場の人間関係の問題」の割合が最も高く、次いで「雇用の安定性の問題」「老後の問題」の割合が高かった。

なお、「その他」の主な項目は以下のとおりであった。

- ・ 休み（有給休暇）が取りにくい、取れない
- ・ 家事との両立
- ・ （自分自身の）健康面
- ・ 家族の健康

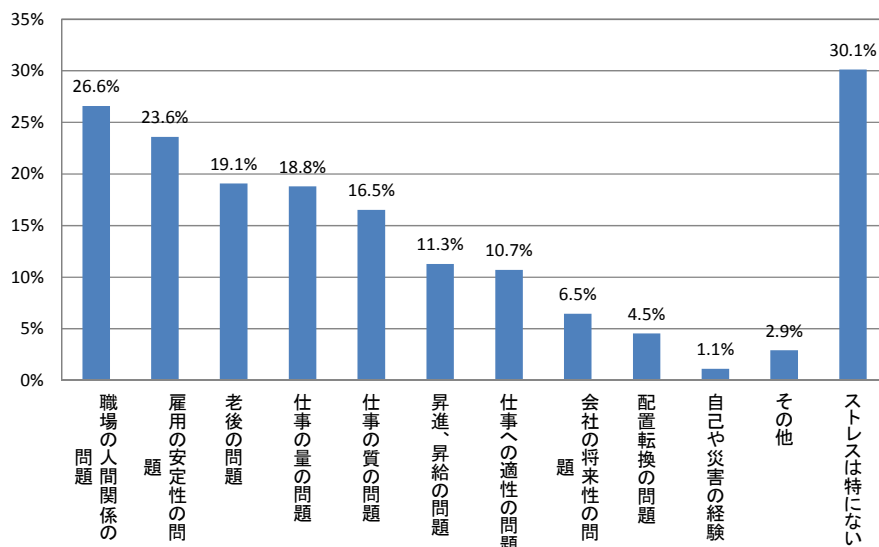


図 III-52 仕事・職場等に関する不安・ストレスの有無、内容（複数回答、n=12,857）

III. 2. 14 勤務先における健康診断等の実施状況（Q9）

アンケート回答者（n=13,417）の勤務先における健康診断等の実施状況は、「入社時に実施する健康診断」は4割弱、「定期健康診断」は7割以上の回答者が受診していた。

なお、「その他の場合に実施する健康診断」の主な項目は、「VDT 健診」「婦人科健診」「人間ドック」などであった。

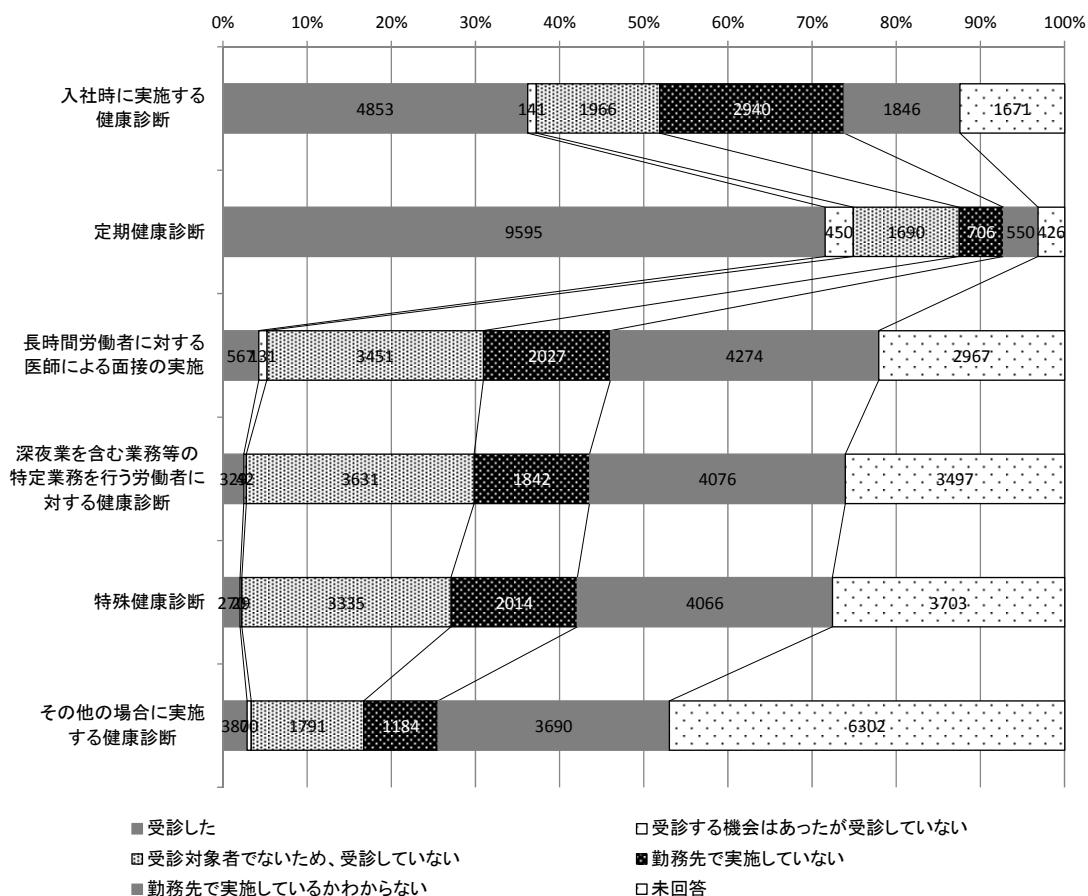


図 III-53 勤務先における健康診断等の実施状況（複数回答、n=13,417）

III. 2. 15 健康診断における所見（異常）の有無、再検査・治療の実施状況（Q9-1～3）

いずれかの健康診断を受診したと回答したパートタイム労働者（n=10,215）における、健康診断で所見があったかどうかについては、所見ありと所見なしがほぼ半数ずつで二分していた。

有所見者（n=4,934）において、再検査や治療が必要であったかどうかについては、「再検査や治療が必要だった」の割合が 51.9%、「不要だった」の割合が 47.9%であった。

さらに、再検査や治療が必要であった者（n=2,563）の、再検査・治療の実施状況については、「再検査や治療を行った」割合が 85.1%と大部分を占め、「行わなかった」のは 14.3%であった。

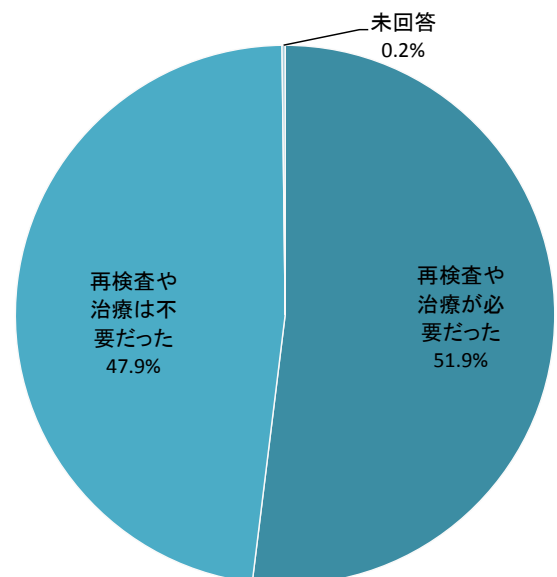
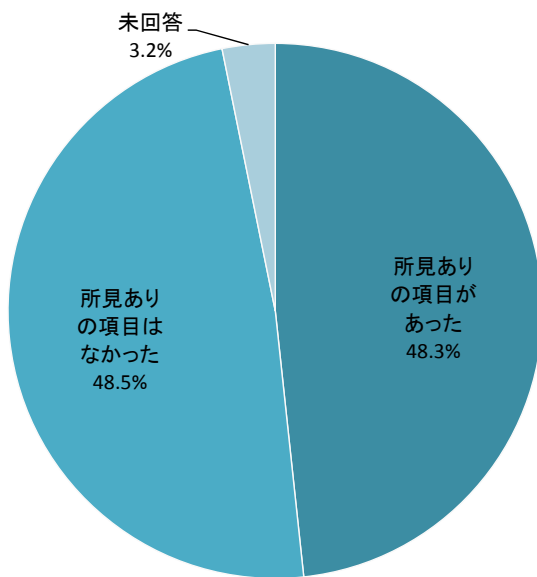


図 III-54 健康診断における所見の有無（n=10,215）

図 III-55 有所見時の再検査・治療の要否（n=4,934）

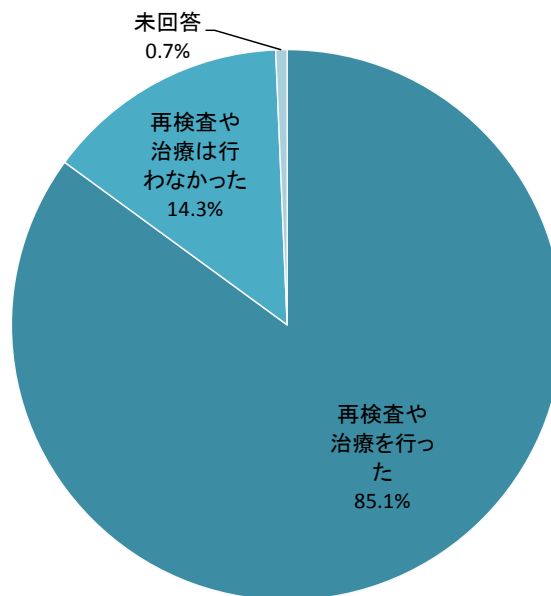


図 III-56 要再検査・治療の場合の再検査・治療の実施有無（n=2,563）

III. 2. 16 業務上の負傷、疾病の有無 (Q10)

アンケート回答者 (n=13,417) における業務上の負傷、疾病の有無は、83.5%で発生がなく、「負傷したことがある」割合は 10.8%、「疾病を患ったことがある」割合は 2.5%であった。

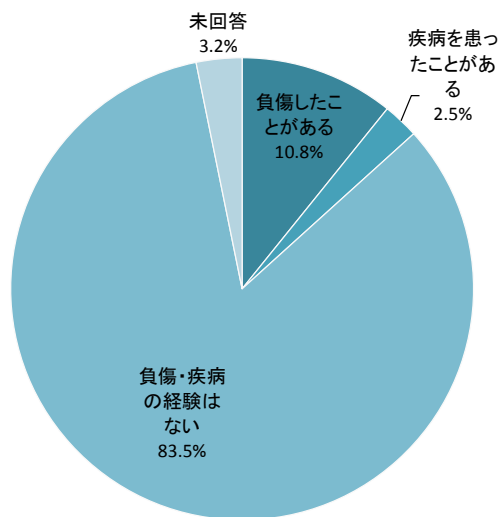


図 III-57 業務上の負傷、疾病の有無 (n=13,417)

III. 2. 17 業務上の負傷、疾病の内容 (Q10-1)

業務上の負傷、疾病の経験があると回答したパートタイム労働者 (n=1,784) の、負傷、疾病の内容を見ると、「切創 (切り傷)」の割合が 42.3%と最も高く、「打撲」「急性腰痛症 (ぎっくり腰)」が続いた。

なお、「その他負傷」の主なものは、「虫 (蜂等) さされ」「針刺し」など、「疾病 (メンタル不調を除く)」の主なものは、「腰痛」「胃炎」などであった。

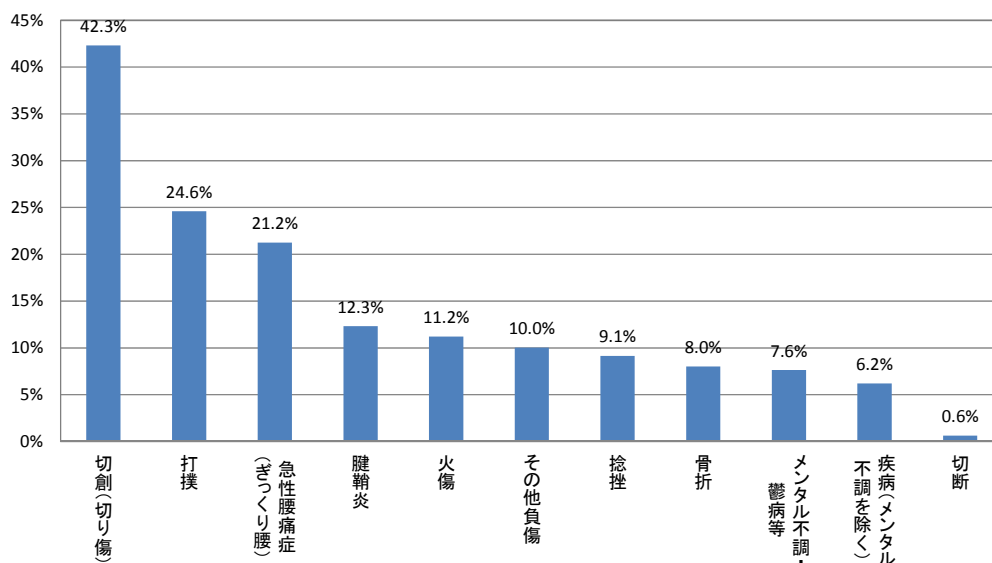


図 III-58 業務上の負傷、疾病の内容 (複数回答、n=1,784)

III. 2. 18 業務上の負傷、疾病の発生理由 (Q10-2)

業務上の負傷、疾病の経験があると回答したパートタイム労働者 (n=1,784) の、業務上の負傷、疾病の発生理由は「動作の反動・無理な動作」の割合が最も高く、次いで「切れ・こすれ」「転倒」が続いた。

なお、「その他」の主な内容は、「重い荷物の運搬」「ストレス」「他者からの暴力」などであった。

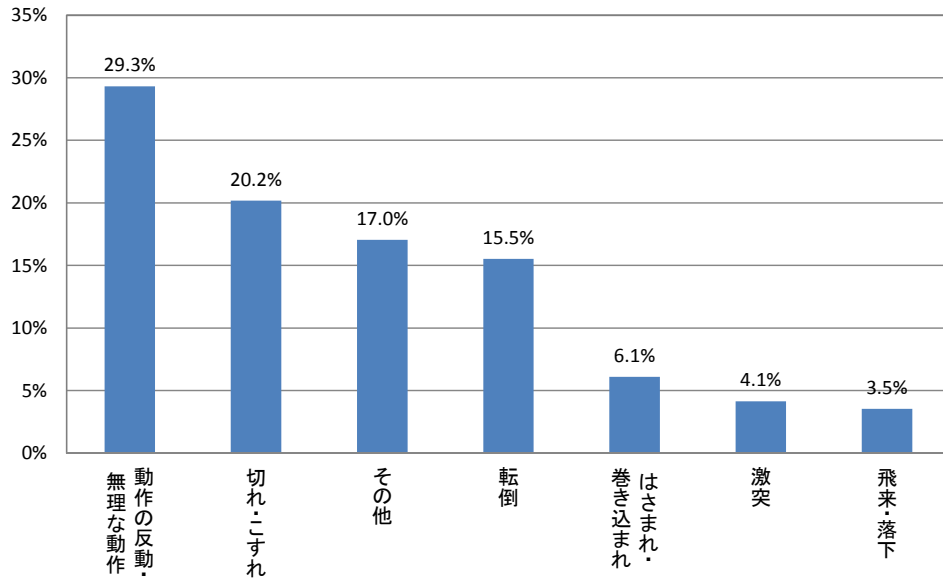


図 III-59 業務上の負傷、疾病の発生理由 (複数回答、n=1,784)

III. 2. 19 業務上の負傷、疾病の勤務先への申し出有無 (Q10-3)

業務上の負傷、疾病の経験があると回答したパートタイム労働者 (n=1,784) が、負傷、疾病について勤務先に申し出たかどうかについては、42.7%が「勤務先に申し出た」と回答しており、37.1%は「勤務先に申し出していない」と回答した。

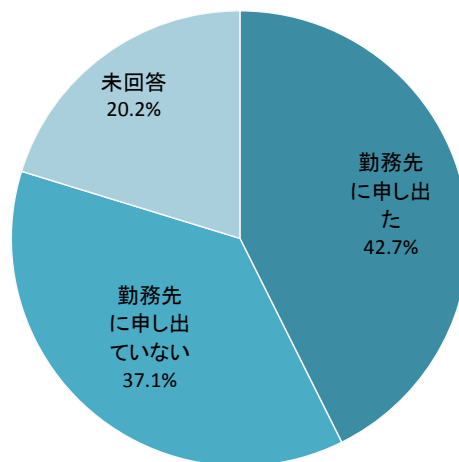


図 III-60 業務上の負傷、疾病の勤務先への申し出有無 (n=1,784)

III. 2. 20 業務上の負傷、疾病を勤務先に申し出なかった理由 (Q10-4)

業務上の負傷、疾病について、勤務先に申し出なかったと回答したパートタイム労働者（未回答者を除く。n=666）の、勤務先に申し出なかった理由は、「大したけが・病気でなかったから」が66.8%と2/3程度を占め、「自分が悪かったから」「申し出ることを思いつかなかったから」が続いた。

なお、「その他」の主な理由の多くは「言っても無駄だと思った」というものだった。

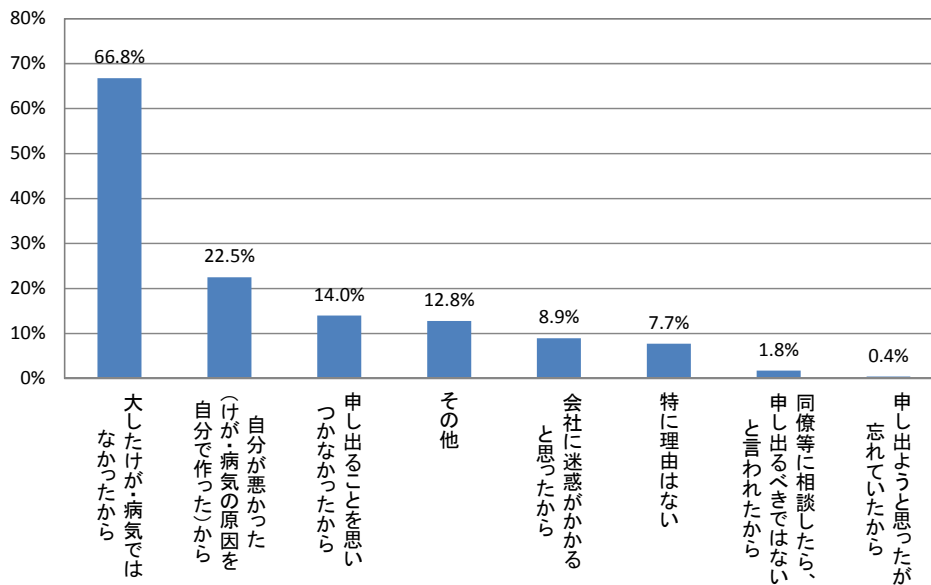


図 III-61 業務上の負傷、疾病を勤務先に申し出なかった理由（複数回答、n=666）

III. 2. 21 複数の勤務先の掛け持ちの有無 (Q11)

アンケート回答者（n=13,417）における複数の勤務先の掛け持ちの有無については、「掛け持ちはない」が93.1%であり、「他にもう一つ掛け持ちしている」が4.9%、「他に2つ以上掛け持ちしている」が0.6%、「他に」が1.4%、「他に」が0.6%であった。

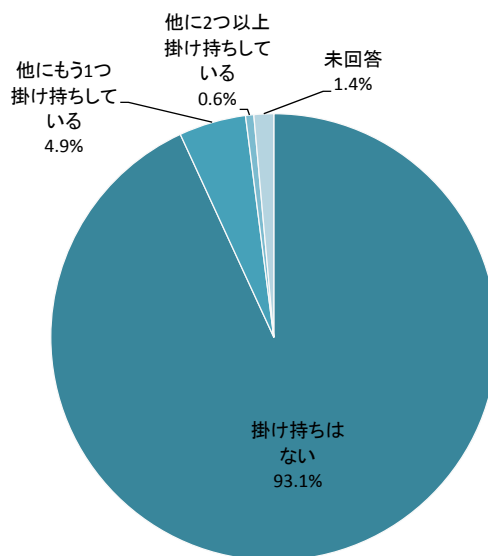


図 III-62 掛け持ちの有無（n=13,417）

III. 2. 22 掛け持ち先における勤務日数、実労働時間（Q11-1 ①、②）

掛け持ちしているパートタイム労働者（n=732）の、掛け持ち先における勤務日数、実労働時間は、「1日より多く2日以下」の割合が24.1%、「1日以下」の割合が21.1%と続いた。

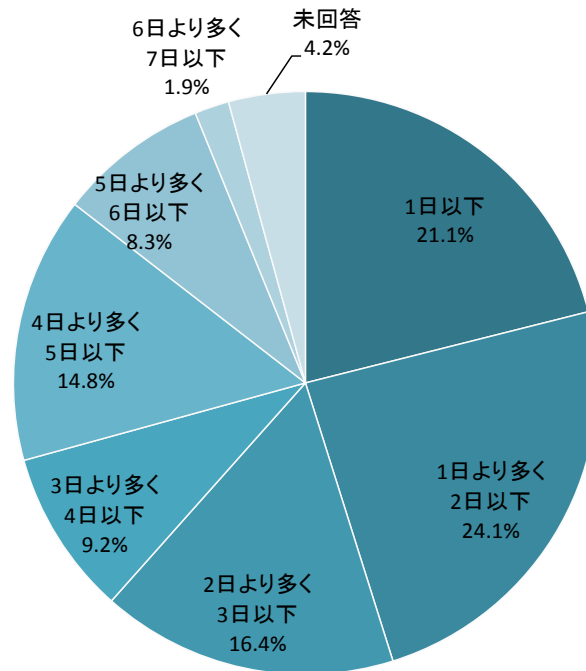


図 III-63 掛け持ちしている者の掛け持ち先における勤務日数（n=732）

また、掛け持ちしているパートタイム労働者（n=732）の、掛け持ち先の実労働時間は、「10時間以下」の割合が45.8%と約半数を占め、時間が長くなるにつれ、割合も少なくなる傾向にあったが、「80時間より多い」の割合は0.4%あった。

さらに、アンケートを回答した勤務先の実労働時間と、掛け持ち先の実労働時間を合わせた、実労働時間の総合計は、「30時間より多く40時間以下」の割合が最も多く、次いで、「20時間より多く30時間以下」「40時間より多く50時間以下」が続いた。

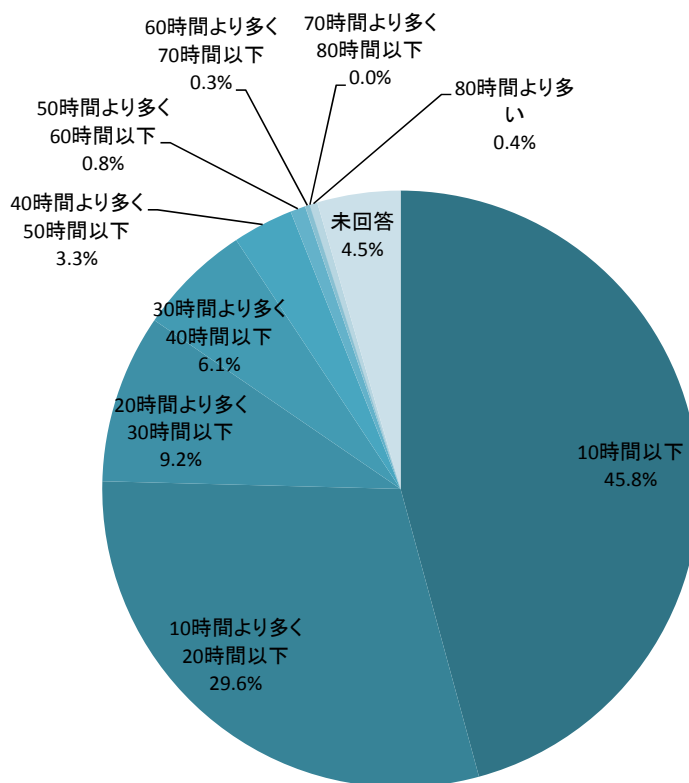


図 III-64 掛け持ちしている者の掛け持ち先における実労働時間 (n=732)

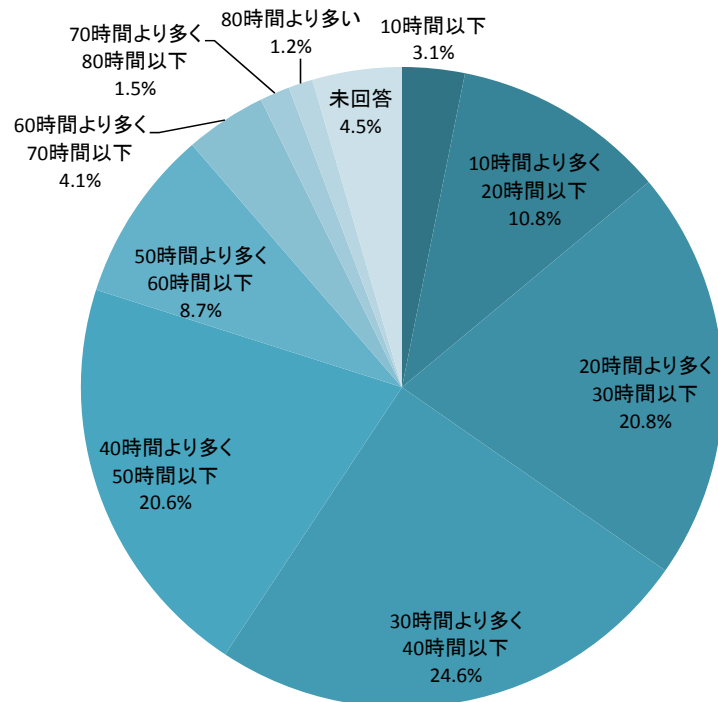


図 III-65 掛け持ちしている者の掛け持ち先を含めた実労働時間総合計 (n=732)

III. 2. 23 掛け持ちがある場合の掛け持ち先における深夜業の有無、深夜時間帯における実労働時間（Q11-2 ①、②）

掛け持ちしているパートタイム労働者（n=732）における、掛け持ち先での深夜業の有無については、14.2%が深夜業に従事していた。

また、深夜業の実労働時間は、「10時間以下」の割合が65.4%と最も高く、「10時間より多く20時間以下」が19.2%と続いた。一方で、「80時間より多い」が1.0%あった。

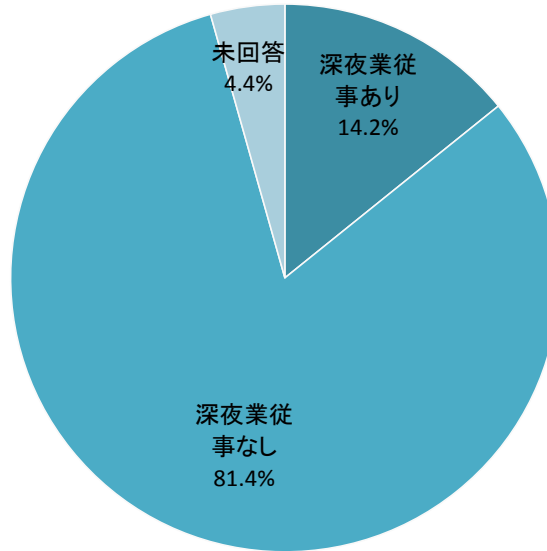


図 III-66 掛け持ちがある場合の掛け持ち先の深夜業の従事有無（n=732）

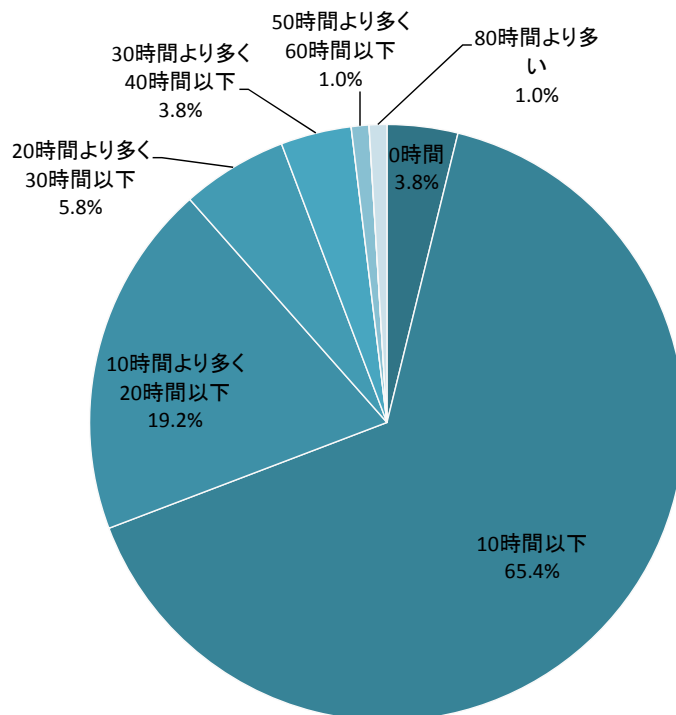


図 III-67 掛け持ちがある場合の掛け持ち先の深夜業の実労働時間（n=732）

III. 2. 24 長時間労働者に対する医師の面接指導制度の有無 (Q12)

アンケート回答者 (n=13,417) が勤務する事業所における、長時間労働者に対する医師による面接指導制度の有無については、15.2%が「面接指導の制度がある」と回答し、一方で18.4%が「面接指導の制度はない」とした。

なお、「わからない」が66.4%と2/3を占めた。

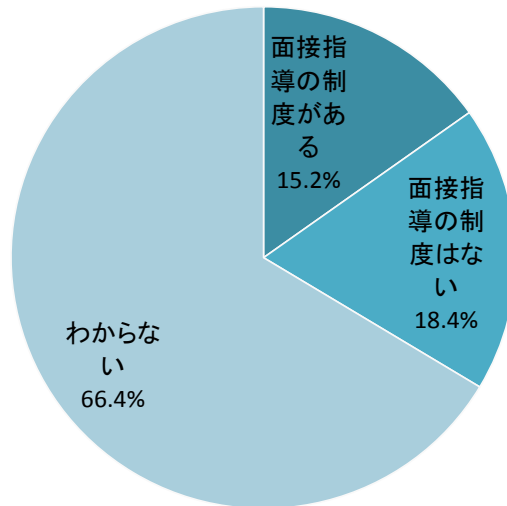


図 III-68 長時間労働者に対する医師の面接指導制度の有無 (n=13,417)

III. 2. 25 長時間労働者に対する医師の面接指導受診の有無 (Q12-1)

アンケート回答者 (n=13,417) が、長時間労働者に対する医師の面接指導を受けたことがあるかどうかについては、14.6%が「面接指導を受けたことがある」と回答した。

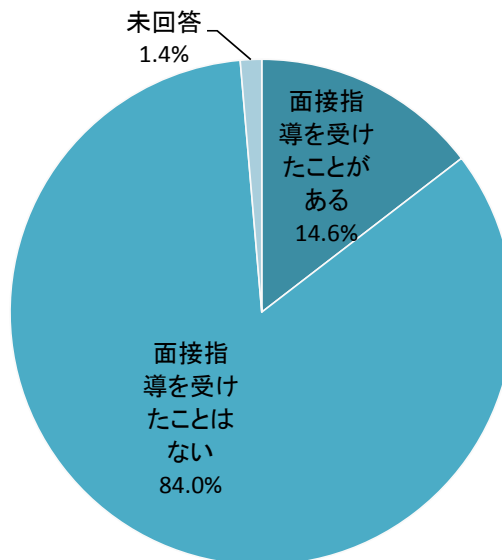


図 III-69 長時間労働者に対する医師の面接指導の受診有無 (n=13,417)

III. 2. 26 チェックリスト等による疲労蓄積度自己チェック実施の有無 (Q13)

アンケート回答者 (n=13,417) における、チェックリスト等による疲労蓄積度自己チェックの実施の有無については、8.7%が「チェックリスト等によるチェックを行ったことがある」と回答した。

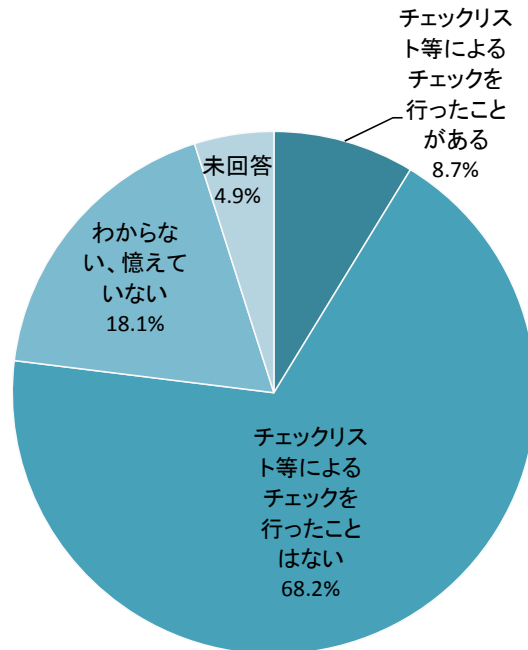


図 III-70 チェックリスト等による疲労蓄積度自己チェック実施の有無 (n=13,417)

III. 2. 27 健康管理の取組実施状況 (Q14)

アンケート回答者 (n=13,417) の勤務先における健康管理の取組の実施状況については、「自分も参加している」と回答した割合が最も高い取組は「職場体操」であり、「健康相談」「職場内スポーツ大会の実施」が続いた。

また、パートタイム労働者を対象として実施している取組（「自分も参加している」と「自分は対象だが参加していない」の合計）では、「健康相談」の割合が最も高く、次いで「職場体操」「職場内スポーツ大会の実施」「職場内スポーツクラブ・同好会の設置」の割合が高かった。

なお、「その他」の主な取組は、「レクリエーション（ボウリング、ウォーキング等）の実施」「旅行の補助」などであった。

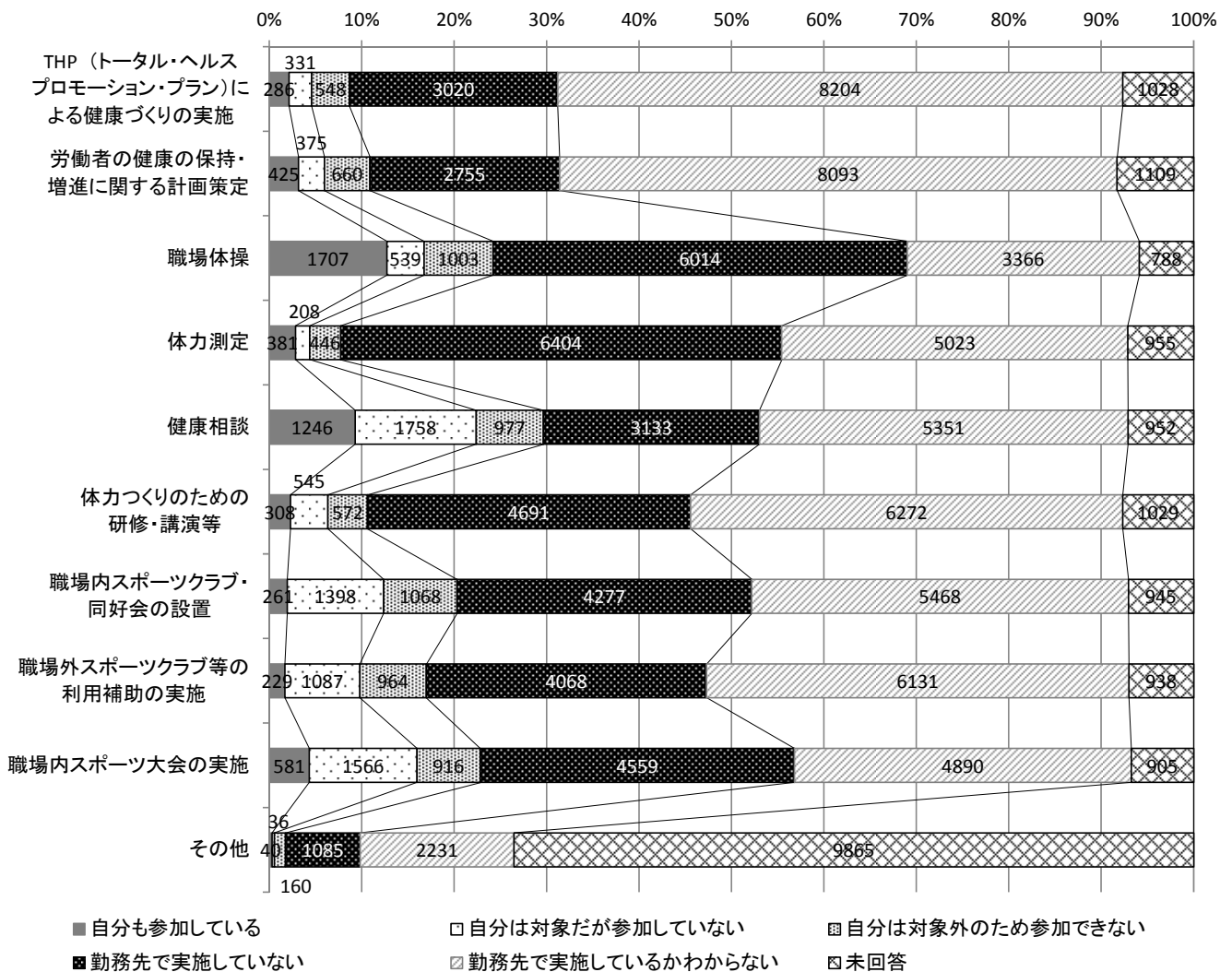


図 III-71 健康管理の取組実施状況（複数回答、n=13,417）

III. 2. 28 メンタルヘルスケアの取組実施状況（Q15）

アンケート回答者（n=13,417）の勤務先におけるメンタルヘルスケアの取組の実施状況については、「労働者への教育研修・情報提供」「職場環境等の評価・改善」「労働者からの相談対応体制整備」の割合が25%程度で高かった。

一方で、産業保健総合支援センターなどを活用した対策の実施は実施割合が低かった。なお、「その他」の主な取組は、「カウンセリングサービス」などであった。

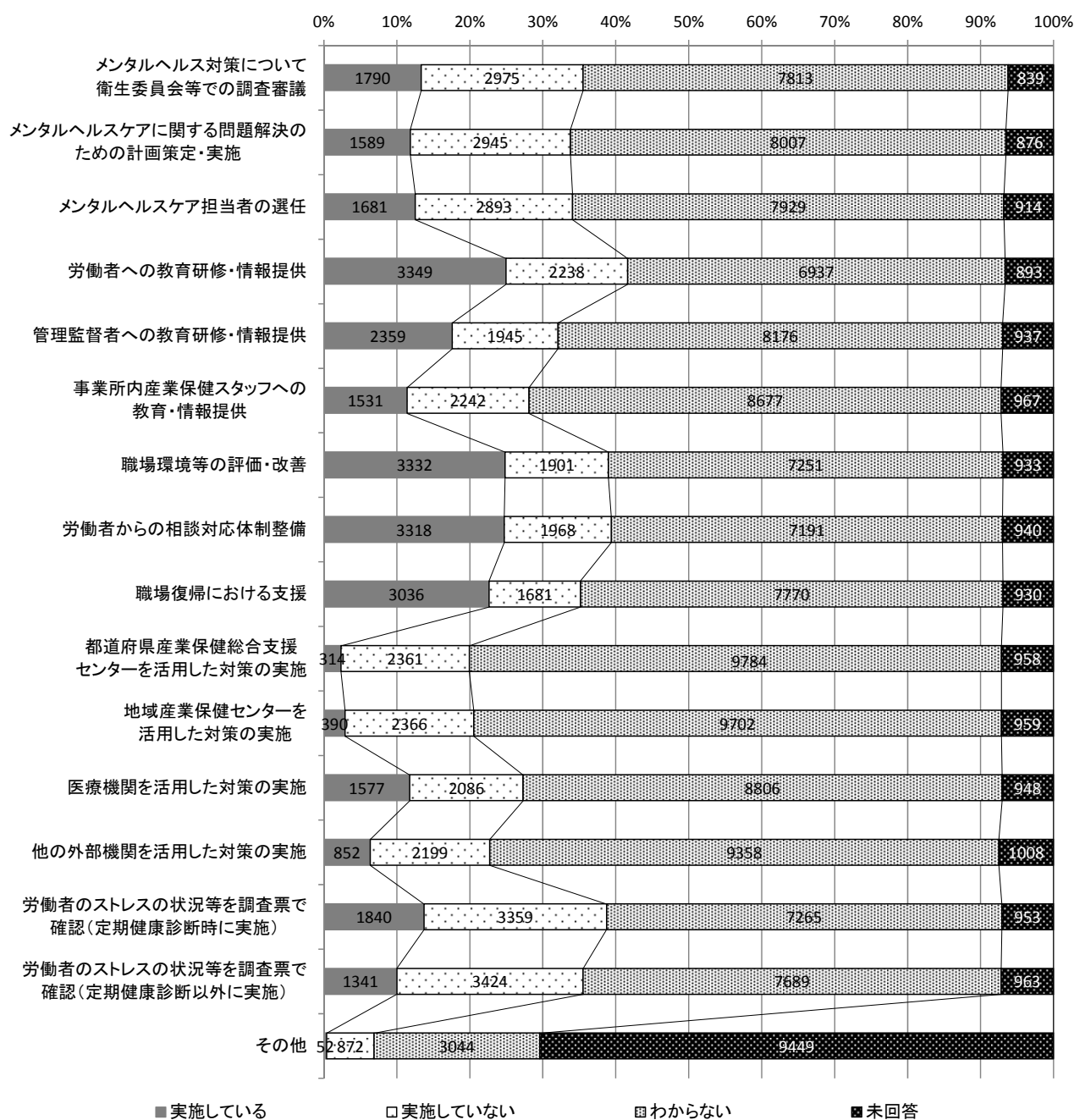


図 III-72 メンタルヘルスケアの取組実施状況（複数回答、n=13,417）

III. 2. 29 勤務先における健康管理の取組満足度（Q16）

アンケート回答者（n=13,417）が考える、勤務先における健康管理の取組に対する満足度は、「どちらともいえない」が 39.7%、「まあ満足」が 30.2%、「満足」が 12.7%であり、満足している傾向にある人の割合（42.9%：「満足」と「まあ満足」の合計）は、不満足傾向にある人の割合（13.3%：「全く満足していない」と「あまり満足していない」の合計）に比べて 3 倍程度あった。

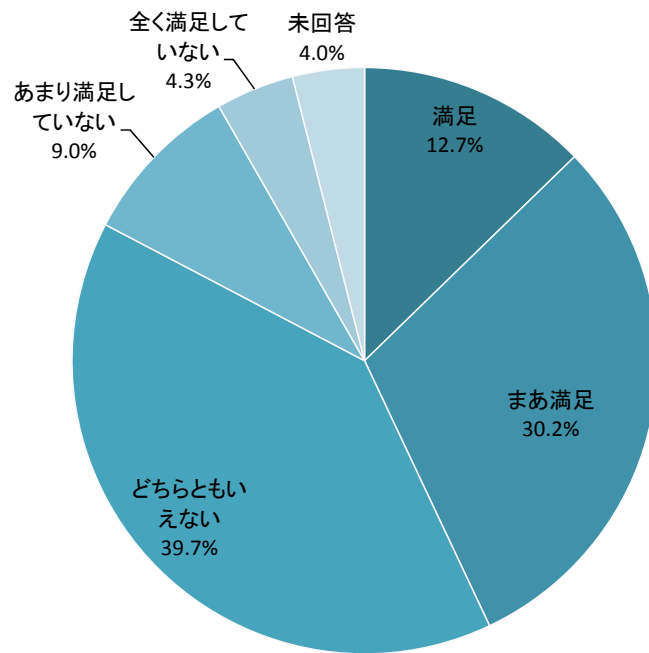


図 III-73 勤務先における健康管理の取組満足度 (n=13,417)

III. 2. 30 満足度の回答理由 (Q16-1)

勤務先における健康管理の取組の満足度に回答したパートタイム労働者(未回答者を除く。n=11,331)における、満足度の理由について得られた回答を、ポジティブな内容(満足している傾向にある人の回答)とネガティブな内容(不満足な傾向にある人の回答)を分けて見てみると、ポジティブな内容では、「無料で利用できるから」「雇用形態によらず参加できるから」の割合が高く、一方でネガティブな内容では、「雇用形態によって参加できないものがあるから」「取組の数が少ないから」の割合が高かった。

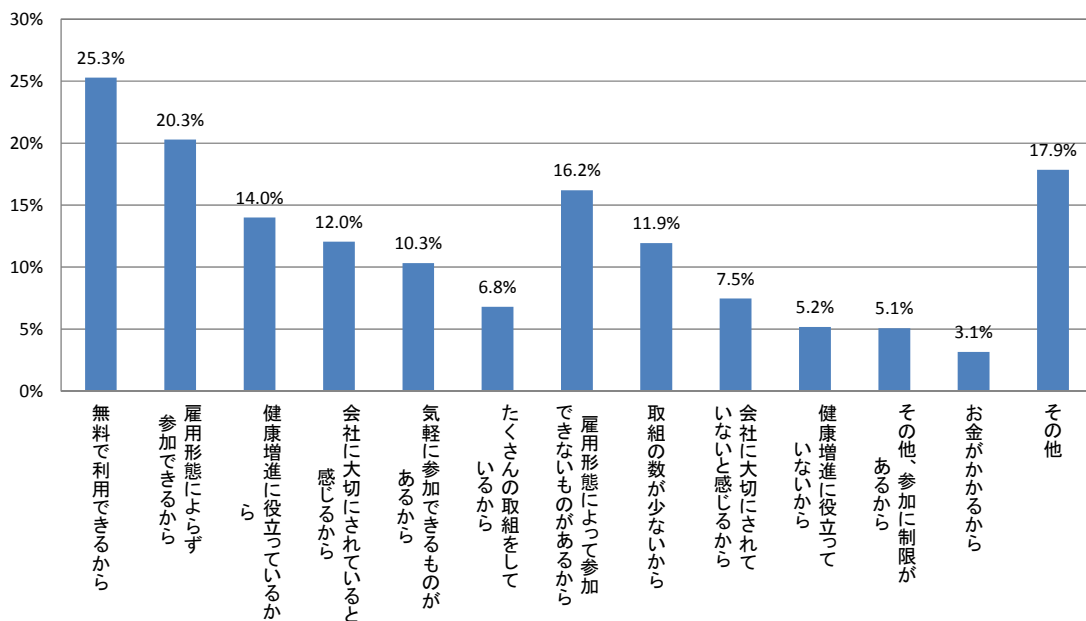


図 III-74 満足度の回答理由 (複数回答、n=11,331)

III. 2. 31 勤務先で実施して欲しい取組 (Q17)

アンケート回答者（未回答者を除く。n=11,928）が、勤務先で実施して欲しい取組は、「定期健康診断」の割合が他の項目に比べて 36.2%と高かった。一方で、「行ってほしい活動は特にない」の割合が 26.7%であった。

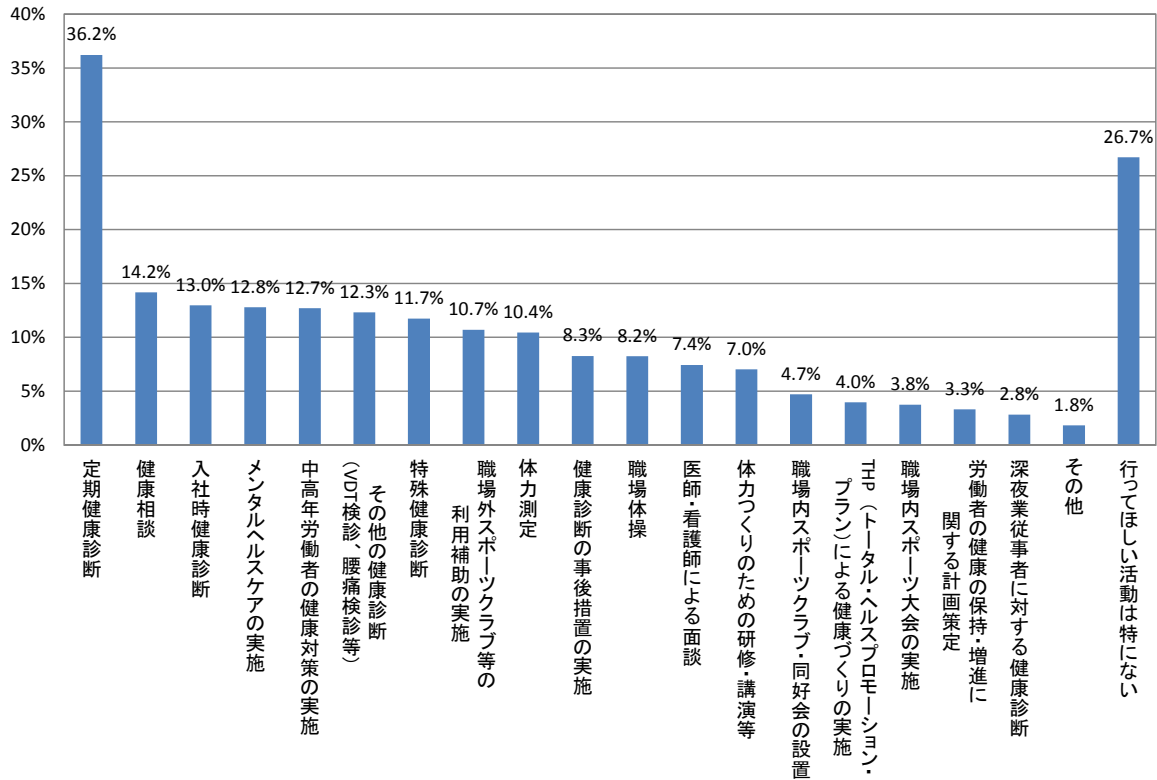


図 III-75 勤務先で実施して欲しい取組（複数回答、n=11,928）

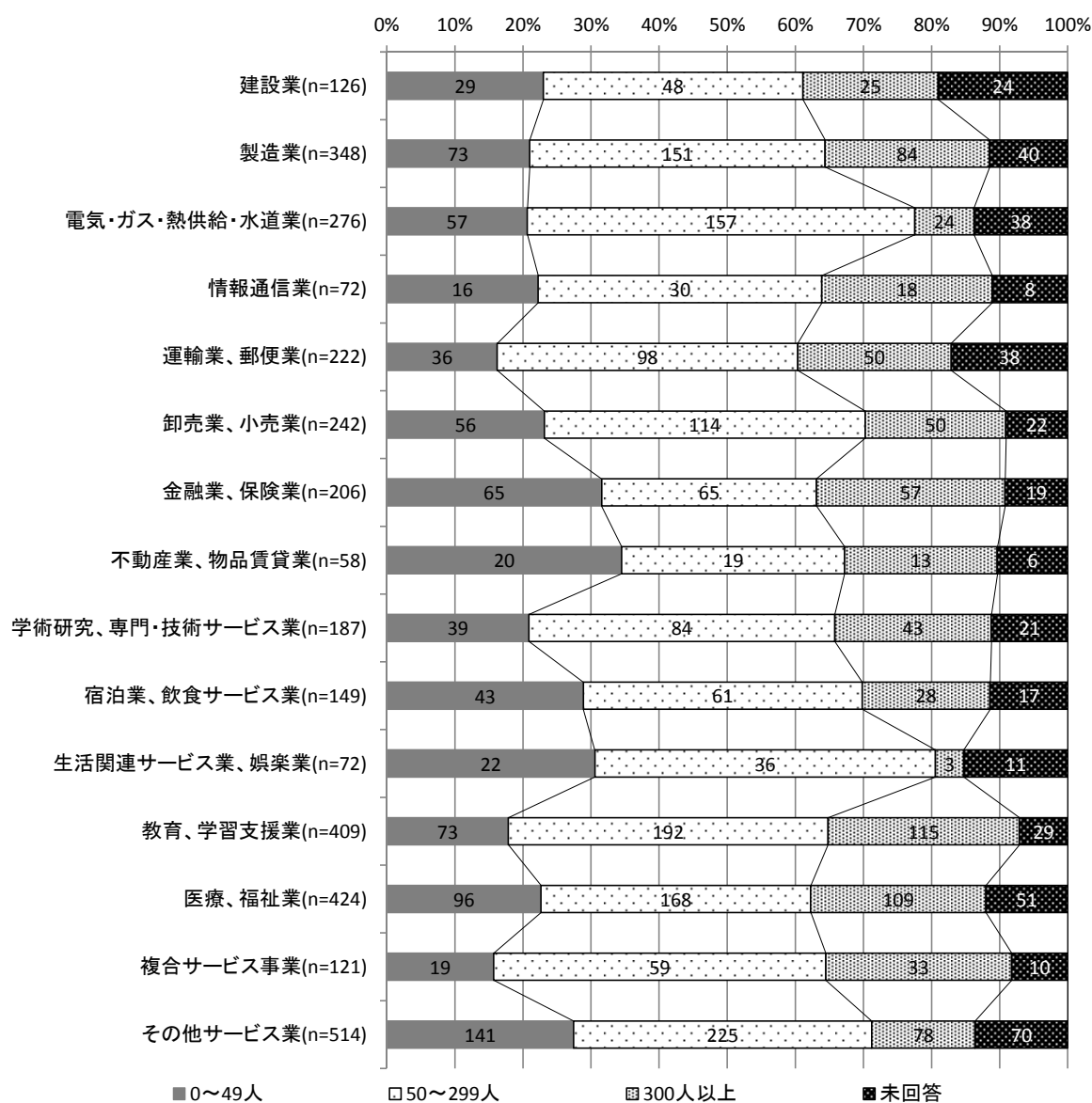
IV. アンケート調査結果（事業所調査クロス集計）

IV. 1 事業所調査 業種別クロス集計結果

業種別に見た、各設問のクロス集計結果を以下に示す。パーセントの数値は、小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計すると100%を前後するものがある場合がある。

IV. 1. 1 業種別 事業所規模（Q2）

パートタイム労働者が在籍する事業所（農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、業種未回答事業所を除く）における、業種別の事業所規模（従業員数）を確認したところ、以下のとおりであった。



IV-1 業種別 事業所の規模別事業所割合

IV. 1. 2 業種別 事業所従業員に占めるパートタイム労働者の割合 (Q2)

パートタイム労働者が在籍する事業所（農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、業種未回答事業所を除く）における、業種別のパートタイム労働者の割合を見てみると、パートタイム労働者の割合が「80%を超える」事業所の割合が最も高いのは「卸売業、小売業」であり、3割を超えていた。次いで「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」が続いた。

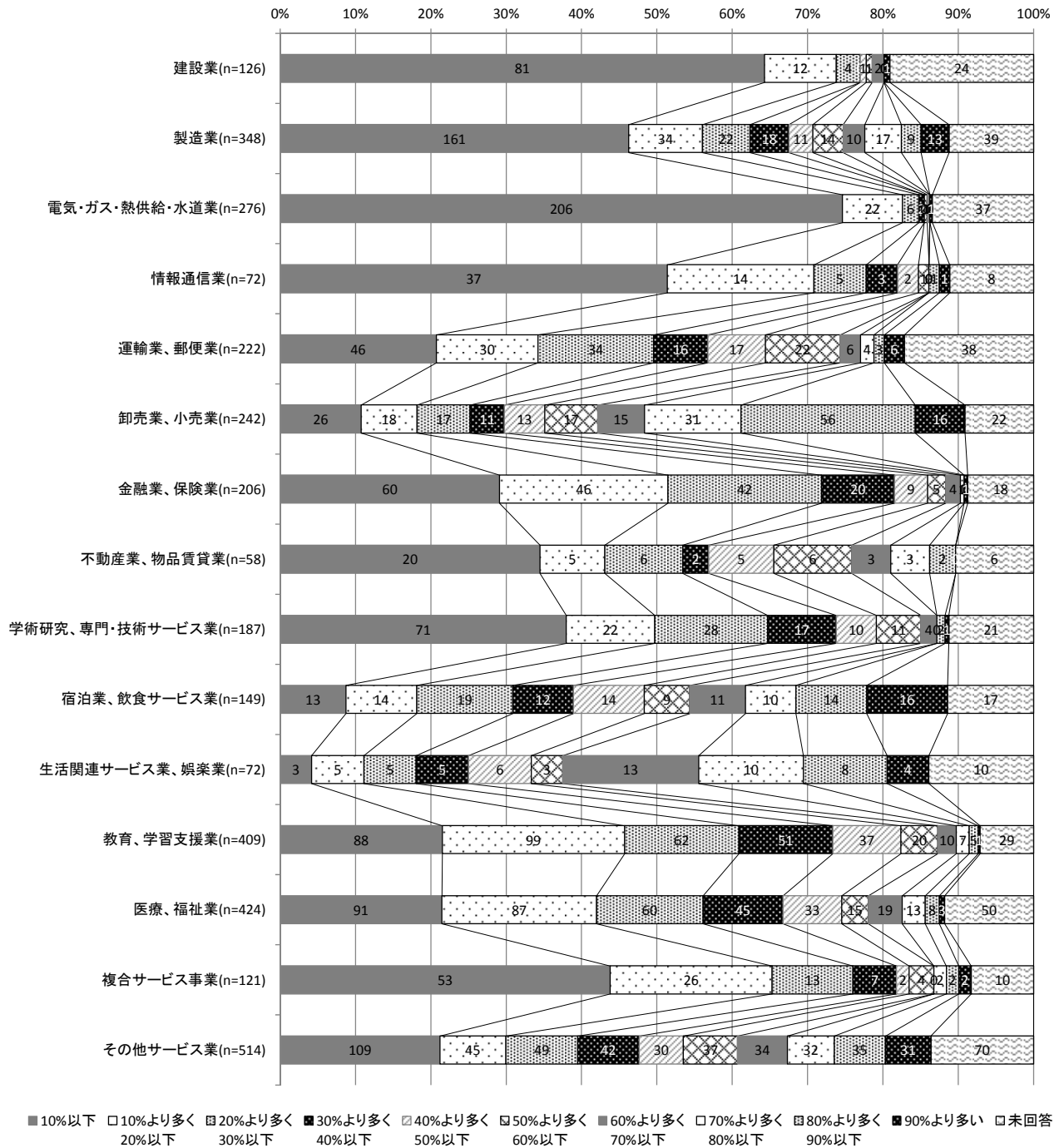


図 IV-2 業種別 回答事業所の従業員に占めるパートタイム労働者の割合

IV. 1. 3 業種別 パートタイム労働者の健康管理に関する規程の有無 (Q4)

パートタイム労働者が在籍する事業所（農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、業種未回答事業所を除く）における、業種別のパートタイム労働者の健康管理に関する規程の有無については、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」で規程があると回答した事業所の割合が8割を超えていた。一方、「生活関連サービス業、娯楽業」で規程があると回答した事業所は半数に満たなかった。

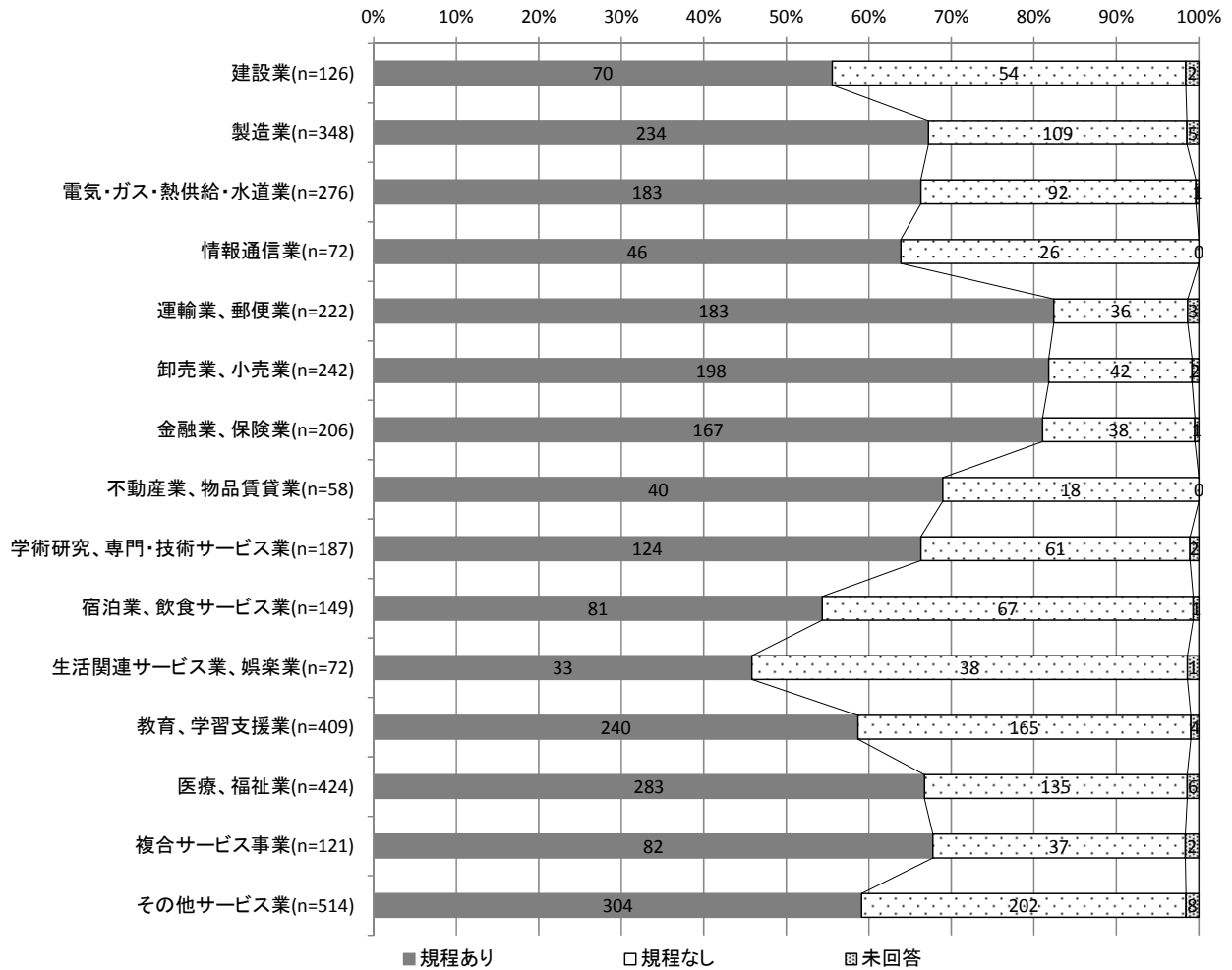


図 IV-3 業種別 パートタイム労働者の健康管理に関する規程の有無に関する事業所割合

IV. 1. 4 業種別 パートタイム労働者の健康管理に関して規程で定められた内容 (Q2)

パートタイム労働者が在籍する事業所（農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、未回答事業所を除く）における、業種別のパートタイム労働者の健康管理に関して規程で定められた内容は、すべての業種において「定期健康診断の実施」の割合が最も高かった。2番目に割合が高いものは、「深夜業を含む業務等の特定業務に従事する労働者への健康診断の実施」「特殊健康診断の実施」「長時間労働者に対する医師による面接の実施」であった。

表 IV-1 業種別 パートタイム労働者の健康管理に関する規程で定めている事業所の割合が高いもの（複数回答）

| | 最も割合が高いもの | | 2番目に割合が高いもの | | 3番目に割合が高いもの | |
|------------------------|-----------|----------------|---------------------------------|----------------|---------------------------------|---------------|
| | 内容 | 件数 (割合) | 内容 | 件数 (割合) | 内容 | 件数 (割合) |
| 建設業 (n=70) | 定期健康診断の実施 | 67 (95.7%) | 深夜業を含む業務等の特定業務に従事する労働者への健康診断の実施 | 22 (31.4%) | 特殊健康診断の実施 | 21 (30.0%) |
| 製造業 (n=234) | 定期健康診断の実施 | 222 (94.9%) | メンタルヘルスに関する対応 | 73 (31.2%) | 深夜業を含む業務等の特定業務に従事する労働者への健康診断の実施 | 70 (29.9%) |
| 電気・ガス・熱供給・水道業(n=183) | 定期健康診断の実施 | 177 (96.7%) | 特殊健康診断の実施 | 39 (21.3%) | 長時間労働者に対する医師による面接の実施 | 29 (15.8%) |
| 情報通信業 (n=46) | 定期健康診断の実施 | 46 (100.0%) | 深夜業を含む業務等の特定業務に従事する労働者への健康診断の実施 | 15 (32.6%) | 特殊健康診断の実施 | 14 (30.4%) |
| 運輸業、郵便業 (n=183) | 定期健康診断の実施 | 180 (98.4%) | 長時間労働者に対する医師による面接の実施 | 102 (55.7%) | 特殊健康診断の実施 | 98 (53.6%) |
| 卸売業、小売業 (n=198) | 定期健康診断の実施 | 193 (97.5%) | 深夜業を含む業務等の特定業務に従事する労働者への健康診断の実施 | 69 (34.8%) | 特殊健康診断の実施 | 63 (31.8%) |
| 金融業、保険業 (n=167) | 定期健康診断の実施 | 161 (96.4%) | 特殊健康診断の実施 | 63 (37.7%) | 深夜業を含む業務等の特定業務に従事する労働者への健康診断の実施 | 33 (19.8%) |
| 不動産業、物品賃貸業(n=40) | 定期健康診断の実施 | 40 (100.0%) | 深夜業を含む業務等の特定業務に従事する労働者への健康診断の実施 | 6 (15.0%) | 特殊健康診断の実施 | 5 (12.5%) |
| 学術研究、専門・技術サービス業(n=124) | 定期健康診断の実施 | 121 (97.6%) | メンタルヘルスに関する対応 | 69 (55.6%) | 深夜業を含む業務等の特定業務に従事する労働者への健康診断の実施 | 43 (34.7%) |
| 宿泊業、飲食サービス業(n=81) | 定期健康診断の実施 | 71 (87.7%) | 長時間労働者に対する医師による面接の実施 | 32 (39.5%) | 深夜業を含む業務等の特定業務に従事する労働者への健康診断の実施 | 20 (24.7%) |
| 生活関連サービス業、娯楽業(n=33) | 定期健康診断の実施 | 33 (100.0%) | 長時間労働者に対する医師による面接の実施 | 8 (24.2%) | 深夜業を含む業務等の特定業務に従事する労働者への健康診断の実施 | 4 (12.1%) |
| 教育、学習支援業 (n=240) | 定期健康診断の実施 | 230 (95.8%) | メンタルヘルスに関する対応 | 72 (30.0%) | 深夜業を含む業務等の特定業務に従事する労働者への健康診断の実施 | 53 (22.1%) |
| 医療、福祉業 (n=283) | 定期健康診断の実施 | 272 (96.1%) | 長時間労働者に対する医師による面接の実施 | 83 (29.3%) | メンタルヘルスに関する対応 | 61 (21.6%) |
| 複合サービス事業 (n=82) | 定期健康診断の実施 | 79 (96.3%) | 特殊健康診断の実施 | 24 (29.3%) | 深夜業を含む業務等の特定業務に従事する労働者への健康診断の実施 | 23 (28.0%) |
| その他サービス業 (n=304) | 定期健康診断の実施 | 276 (90.8%) | 特殊健康診断の実施 | 80 (26.3%) | 深夜業を含む業務等の特定業務に従事する労働者への健康診断の実施 | 65 (21.4%) |

上段：件数、下段括弧内：割合

IV. 1. 5 業種別 健康診断等の実施状況 (Q5)

パートタイム労働者が在籍する事業所（農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、業種未回答事業所を除く）における、業種別の健康診断等の実施状況は、以下のとおりであった。

「入社時の健康診断」をパートタイム労働者に対して実施している事業所の割合は、「医療、福祉業」が最も高かった。一方で、入社時の健康診断の実施割合が低いのは、「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」であった。

また、「定期健康診断」の実施については、多くの業種で80%を超えていたが「生活関連サービス、娯楽業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「宿泊業、飲食サービス業」で実施率が70%前後と他の業種に比べて低かった。

「長時間労働者に対する医師による面接」を、パートタイム労働者を対象に実施している割合が最も高い業種は「運輸業、郵便業」であり、50%を超えていた。他の業種は50%以下であり、特に「生活関連サービス業、娯楽業」「医療、福祉業」の実施割合が低かった。

なお、回答した事業所において、長時間労働を行うパートタイム労働者が存在するとは限らない。

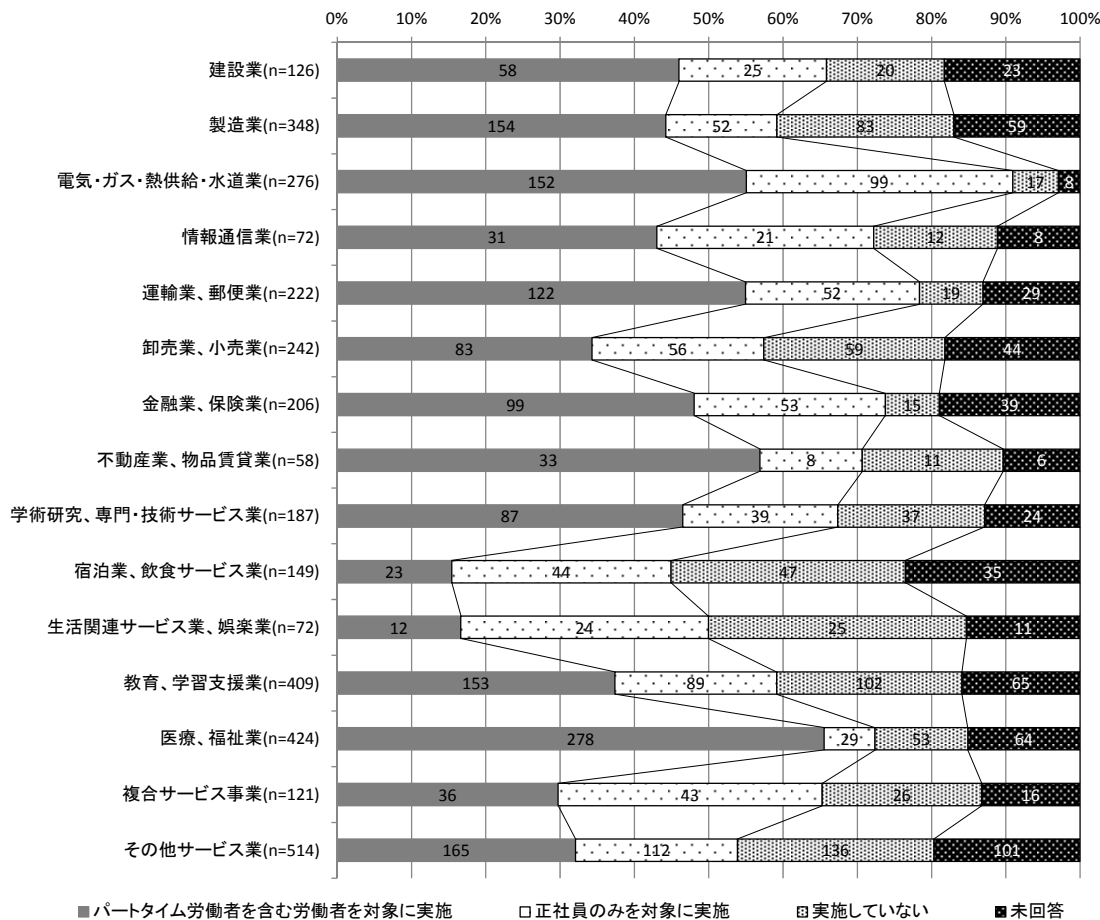


図 IV-4 業種別 入社時の健康診断の実施状況についての事業所割合

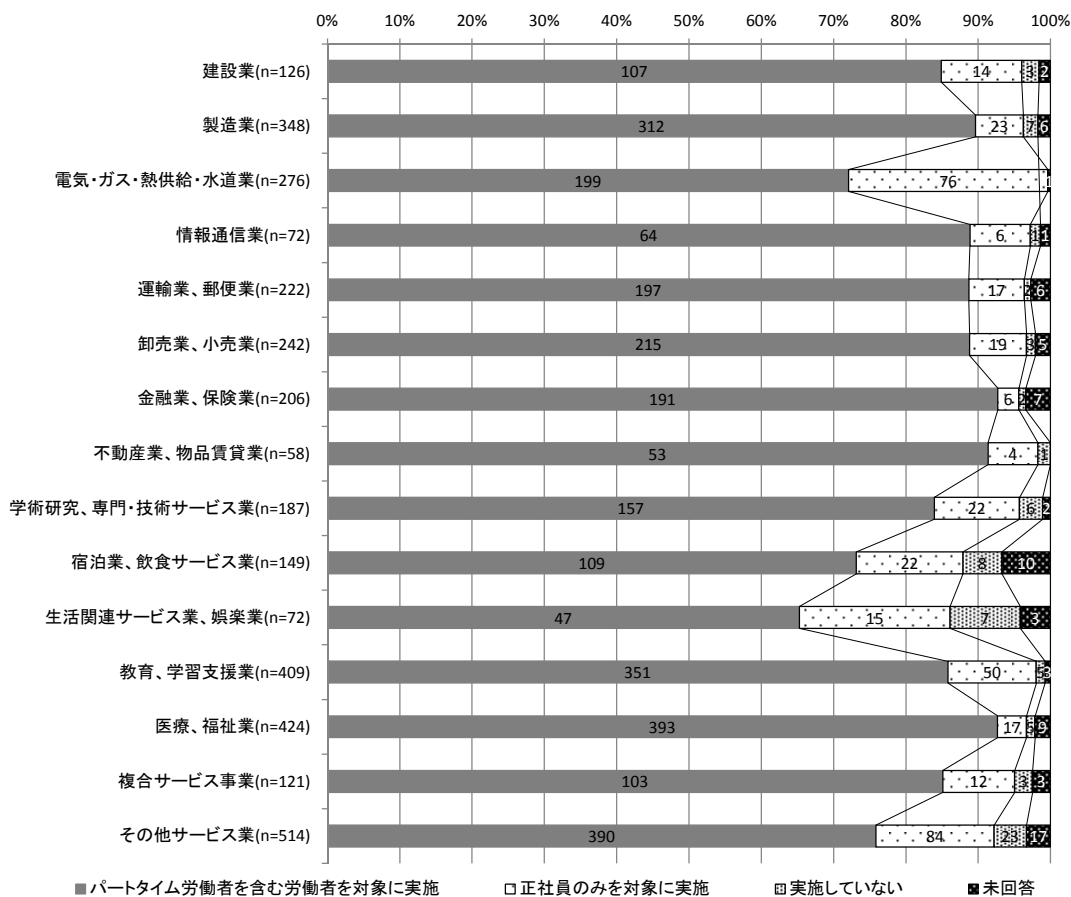


図 IV-5 業種別 定期健康診断の実施状況についての事業所割合

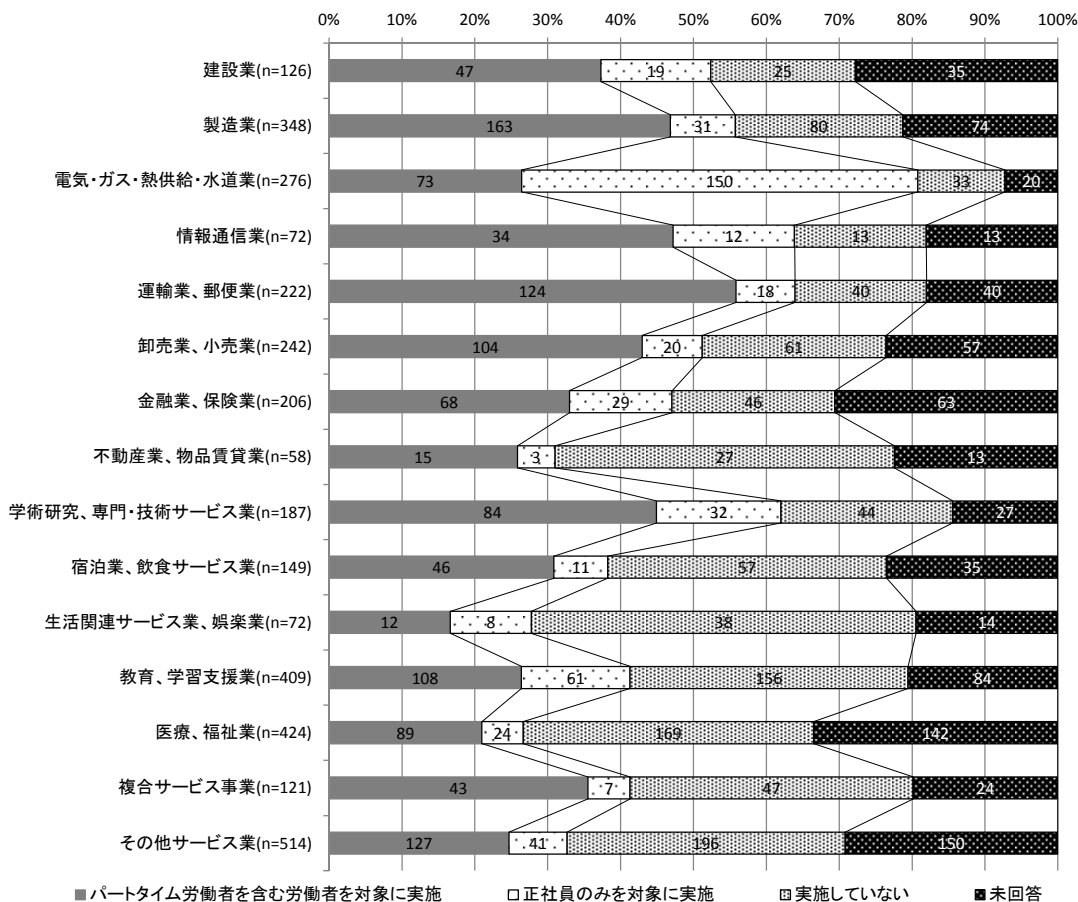


図 IV-6 業種別 長時間労働者に対する医師による面接の実施状況についての事業所割合

IV. 1. 6 業種別 深夜業を含む業務に従事する労働者の有無 (Q6)

パートタイム労働者が在籍する事業所（農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、業種未回答事業所を除く）における、業種別の深夜業を含む業務に従事するパートタイム労働者が存在する事業所の割合は、「宿泊業、飲食サービス業」が最も高く、50%を超えていた。次いで「生活関連サービス業、娯楽業」が高かった。

一方で、「建設業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「金融業、保険業」「学術研究、専門・技術サービス業」「教育、学習支援業」の割合は5%以下と低かった。

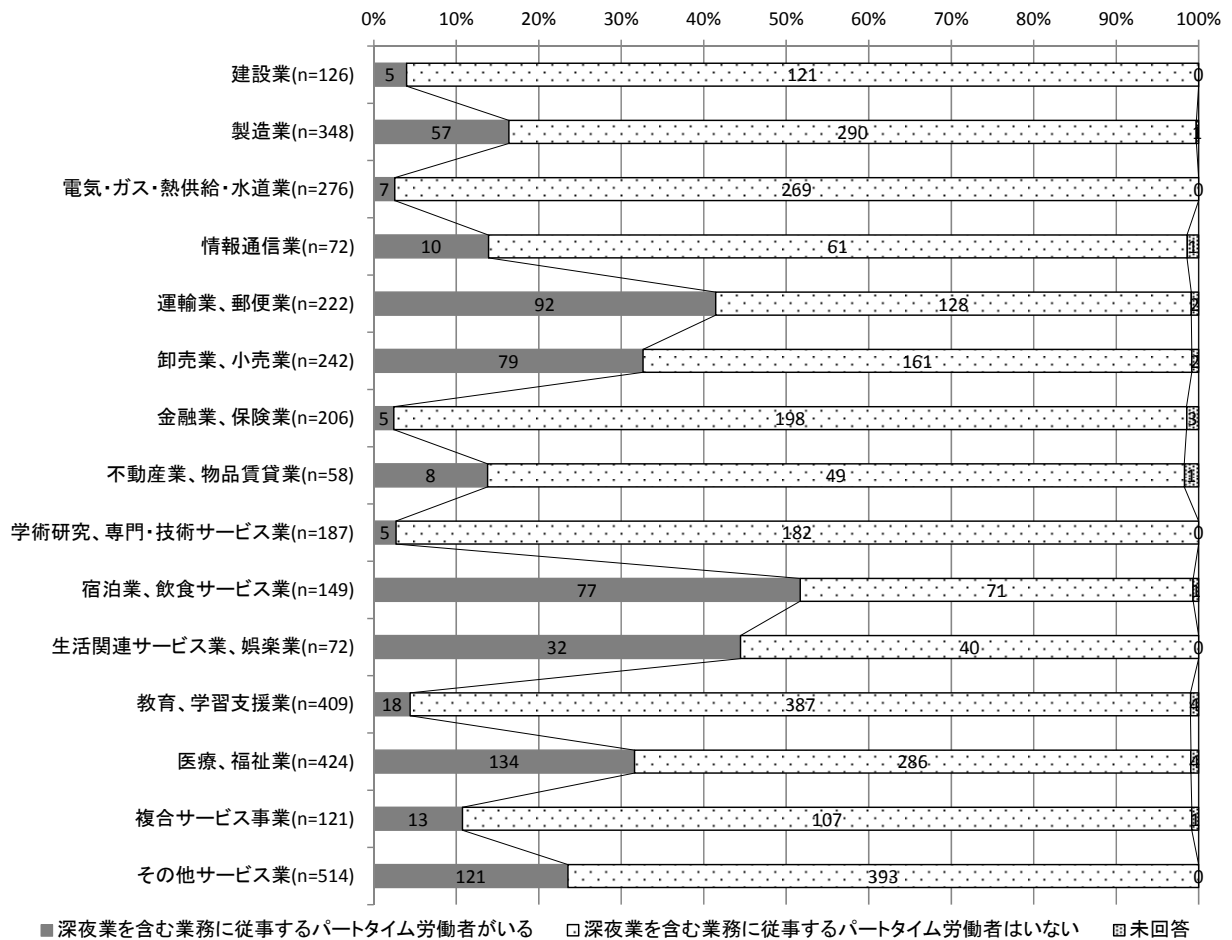


図 IV-7 業種別 深夜業を含む業務に従事する労働者の有無についての事業所割合

IV. 1. 7 業種別 深夜業を含む業務に従事するパートタイム労働者の健康管理の取組
(Q6-3)

パートタイム労働者が在籍する事業所（農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、業種未回答事業所を除く）における、業種別の深夜業を含む業務に従事するパートタイム労働者の健康管理の取組は、すべての業種において「定期健康診断結果に基づく事後措置の実施」の割合が最も高かった。次いで、「上司（管理職）による面接の実施」「医師等による面接の実施」の割合が高かった。

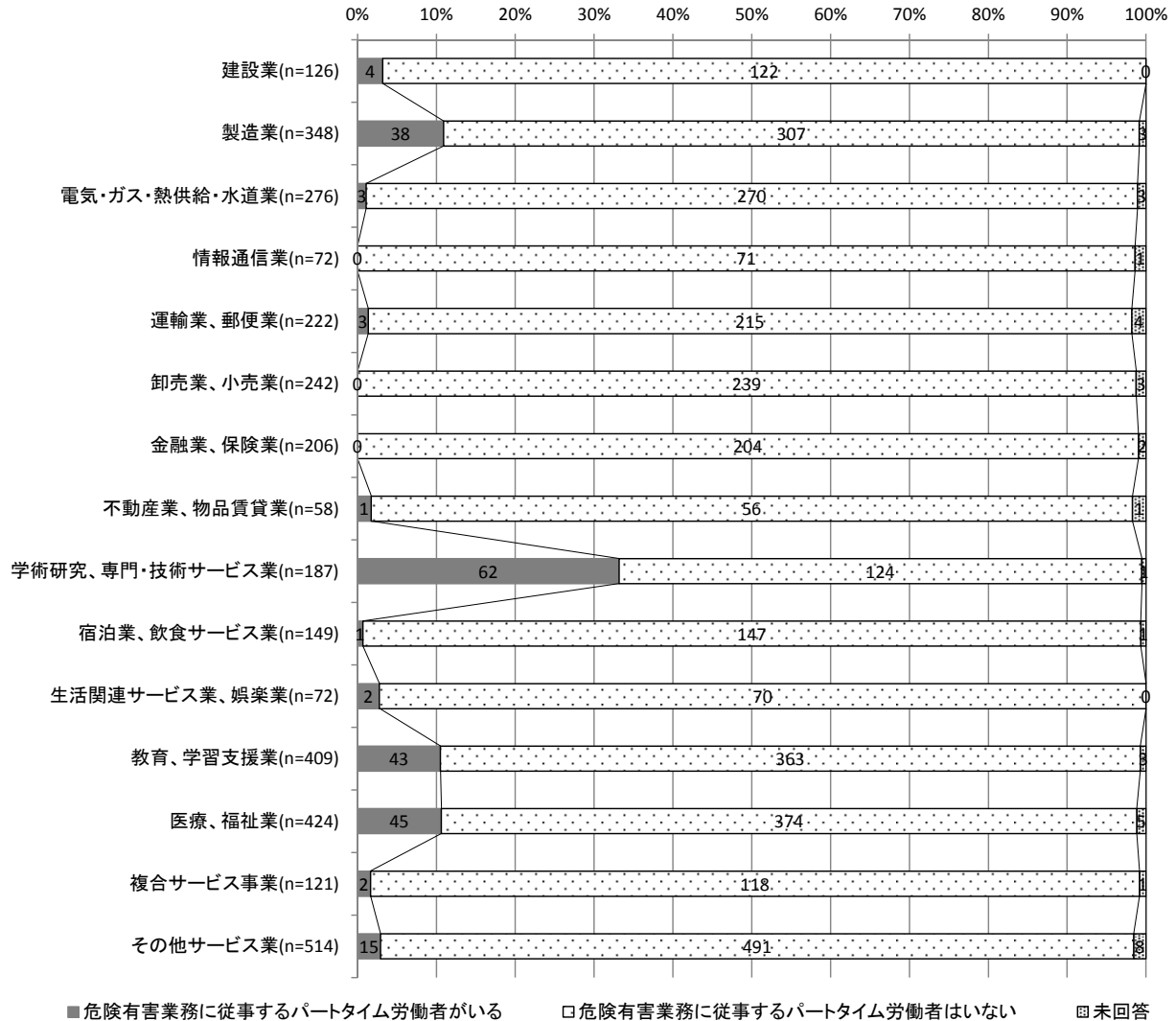
表 IV-2 業種別 深夜業を含む業務に従事する労働者の健康管理の取組のうち、
実施割合が高いもの（複数回答）

| 業種 | 最も割合が高いもの | | 2番目に割合が高いもの | |
|----------------------|---------------------|----------------|-------------------|---------------|
| 建設業(n=5) | 定期健康診断結果に基づく事後措置の実施 | 4 (80.0%) | 医師等による面接の実施 | 2 (40.0%) |
| 製造業(n=57) | 定期健康診断結果に基づく事後措置の実施 | 52 (91.2%) | 医師等による面接の実施 | 16 (28.1%) |
| 電気・ガス・熱供給・水道業(n=7) | 定期健康診断結果に基づく事後措置の実施 | 6 (85.7%) | 人事部門等による面接の実施 | 2 (28.6%) |
| 情報通信業(n=10) | 定期健康診断結果に基づく事後措置の実施 | 5 (50.0%) | 上司(管理職)による面接の実施 | 4 (40.0%) |
| 運輸業、郵便業(n=92) | 定期健康診断結果に基づく事後措置の実施 | 74 (80.4%) | 医師等による面接の実施 | 31 (33.7%) |
| 卸売業、小売業(n=79) | 定期健康診断結果に基づく事後措置の実施 | 59 (74.7%) | 上司(管理職)による面接の実施 | 18 (22.8%) |
| 金融業、保険業(n=5) | 定期健康診断結果に基づく事後措置の実施 | 1 (20.0%) | - | |
| 不動産業、物品賃貸業(n=8) | 定期健康診断結果に基づく事後措置の実施 | 7 (87.5%) | - | |
| 学術研究、専門・技術サービス業(n=5) | 定期健康診断結果に基づく事後措置の実施 | 4 (80.0%) | 労働者の自発的な健康診断の受診推奨 | 2 (40.0%) |
| 宿泊業、飲食サービス業(n=77) | 定期健康診断結果に基づく事後措置の実施 | 44 (57.1%) | 医師等による面接の実施 | 12 (15.6%) |
| 生活関連サービス業、娯楽業(n=32) | 定期健康診断結果に基づく事後措置の実施 | 9 (28.1%) | 労働者の自発的な健康診断の受診推奨 | 5 (15.6%) |
| 教育、学習支援業(n=18) | 定期健康診断結果に基づく事後措置の実施 | 8 (44.4%) | 労働者の自発的な健康診断の受診推奨 | 3 (16.7%) |
| 医療、福祉業(n=134) | 定期健康診断結果に基づく事後措置の実施 | 107 (79.9%) | 上司(管理職)による面接の実施 | 26 (19.4%) |
| 複合サービス事業(n=13) | 定期健康診断結果に基づく事後措置の実施 | 8 (61.5%) | 上司(管理職)による面接の実施 | 3 (23.1%) |
| その他サービス業(n=121) | 定期健康診断結果に基づく事後措置の実施 | 74 (61.2%) | 上司(管理職)による面接の実施 | 31 (25.6%) |

上段：件数、下段括弧内：割合

IV. 1. 8 業種別 危険有害業務に従事するパートタイム労働者の有無 (Q7)

パートタイム労働者が在籍する事業所（農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、業種未回答事業所を除く）における、業種別の危険有害業務に従事するパートタイム労働者が存在する事業所の割合は、「学術研究、専門・技術サービス業」が最も高く、30%を超えていた。次いで「製造業」「教育、学習支援業」「医療、福祉業」が高かった。



IV. 1. 9 業種別 事業所で最も所定外労働時間が長い者の所定外労働時間 (Q8)

パートタイム労働者が在籍する事業所（農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、業種未回答事業所を除く）における、業種別の最も所定外労働時間（就業規則や雇用契約書等で定められた労働時間を超えた時間）が長いパートタイム労働者の1か月あたりの所定外労働時間は、「80時間を超える」が、少数ながら「不動産業、物品賃貸業」「宿泊業、飲食サービス業」などで見られた。

一方で「所定外労働時間を行った者はいない」事業所の割合は、「電気・ガス・熱供給・水道業」「建設業」「情報通信業」で高かった。

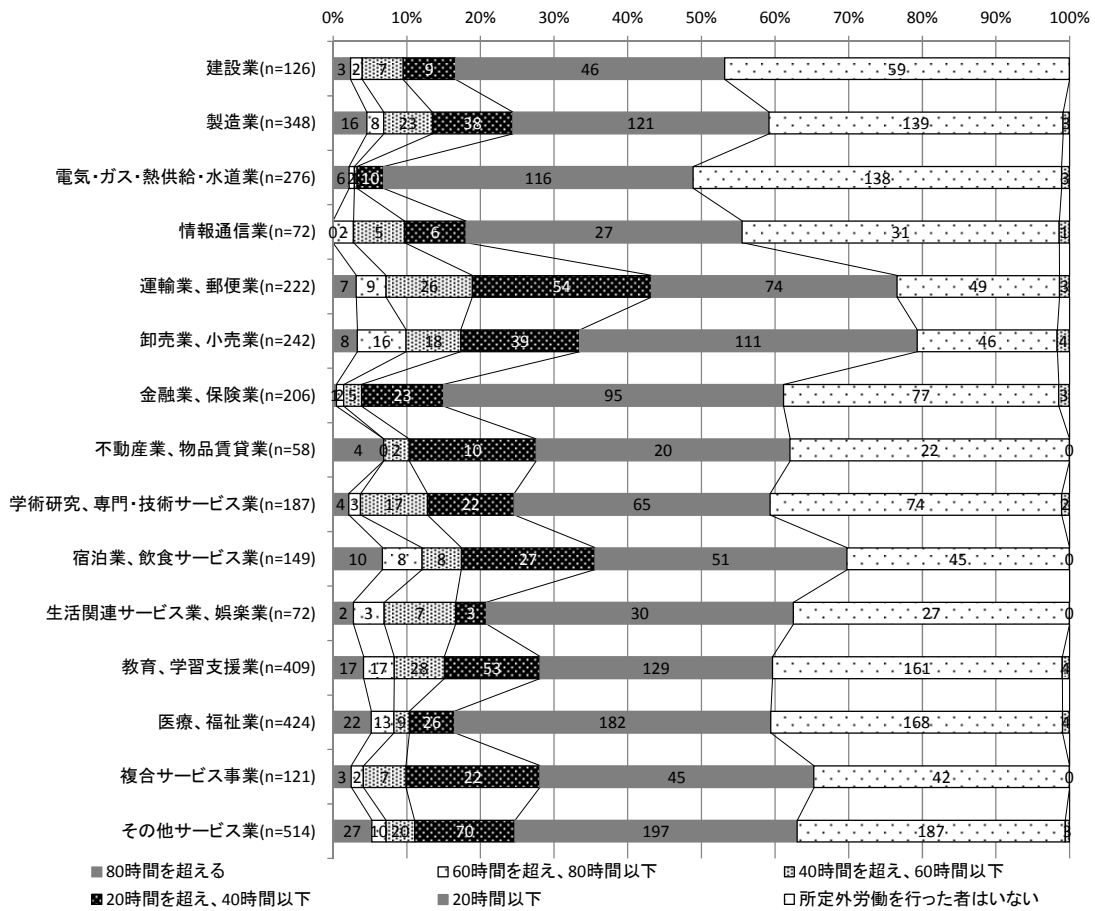


図 IV-9 業種別 事業所で最も所定外労働時間が長いパートタイム労働者の1か月あたりの所定外労働時間の事業所割合

IV. 1. 10 業種別 パートタイム労働者の時間外・休日労働時間（Q9）

パートタイム労働者が在籍する事業所（農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、業種未回答事業所を除く）における、業種別のパートタイム労働者の1か月あたりの時間外・休日労働時間（休憩時間を除き、1週間あたり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間）については、「100時間を超える」「80時間を超え、100時間以下」はほとんど見られなかった。なお、「45時間を超え、80時間以下」は「宿泊業、飲食サービス業」などで多かった。

一方、「時間外・休日労働を行っている労働者はいない」事業所の割合は、「電気・ガス・熱供給・水道業」で最も高く、85%を超えていた。

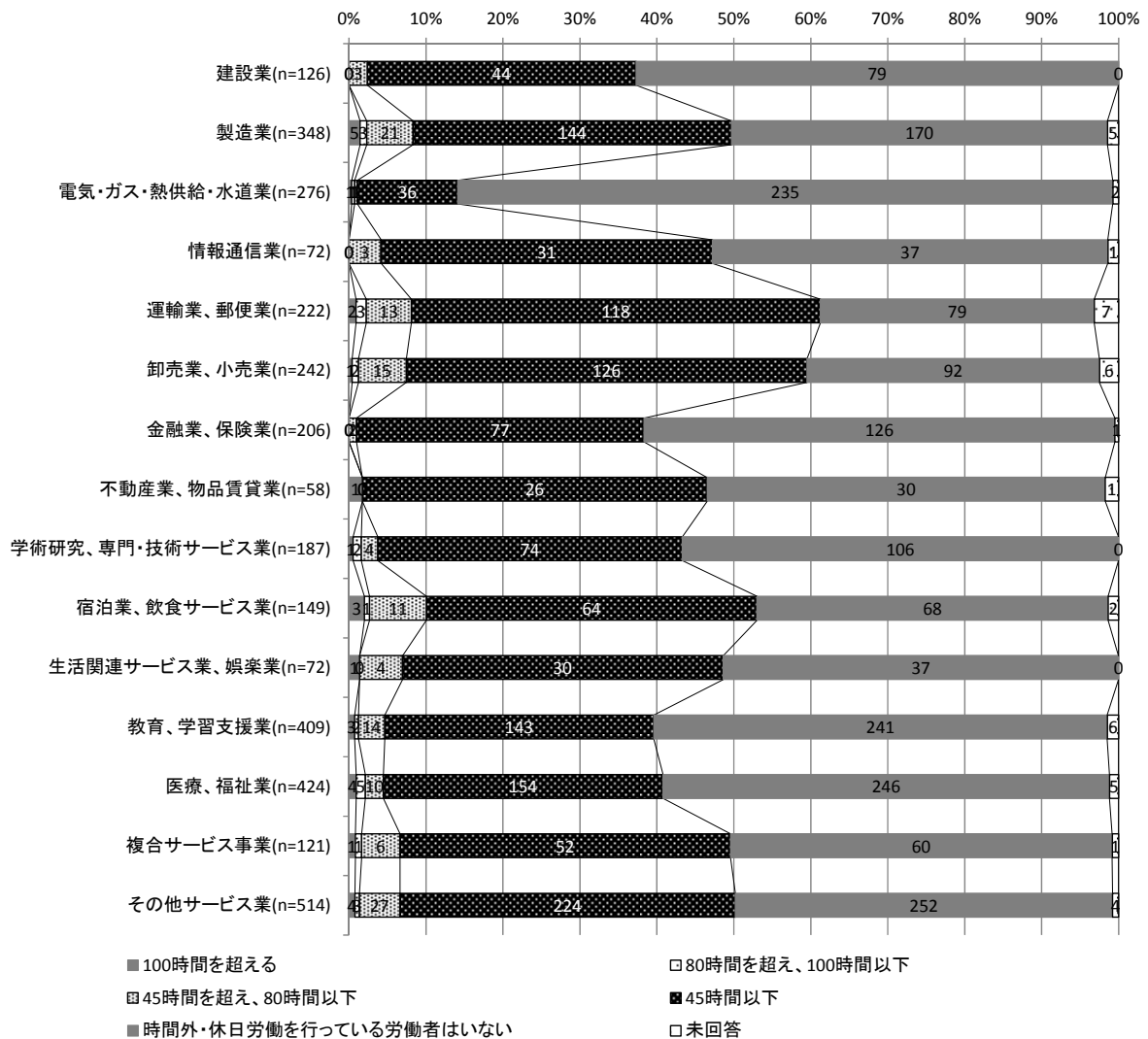


図 IV-10 業種別 パートタイム労働者の1か月あたりの時間外・休日労働時間の事業所割合

IV. 1. 11 業種別 業務上の負傷・疾病の発生状況 (Q10)

パートタイム労働者が在籍する事業所（農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、業種未回答事業所を除く）における、業種別のパートタイム労働者に負傷・疾病が発生したことがある事業所の割合は、「卸売業、小売業」が最も高く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」が高かった。

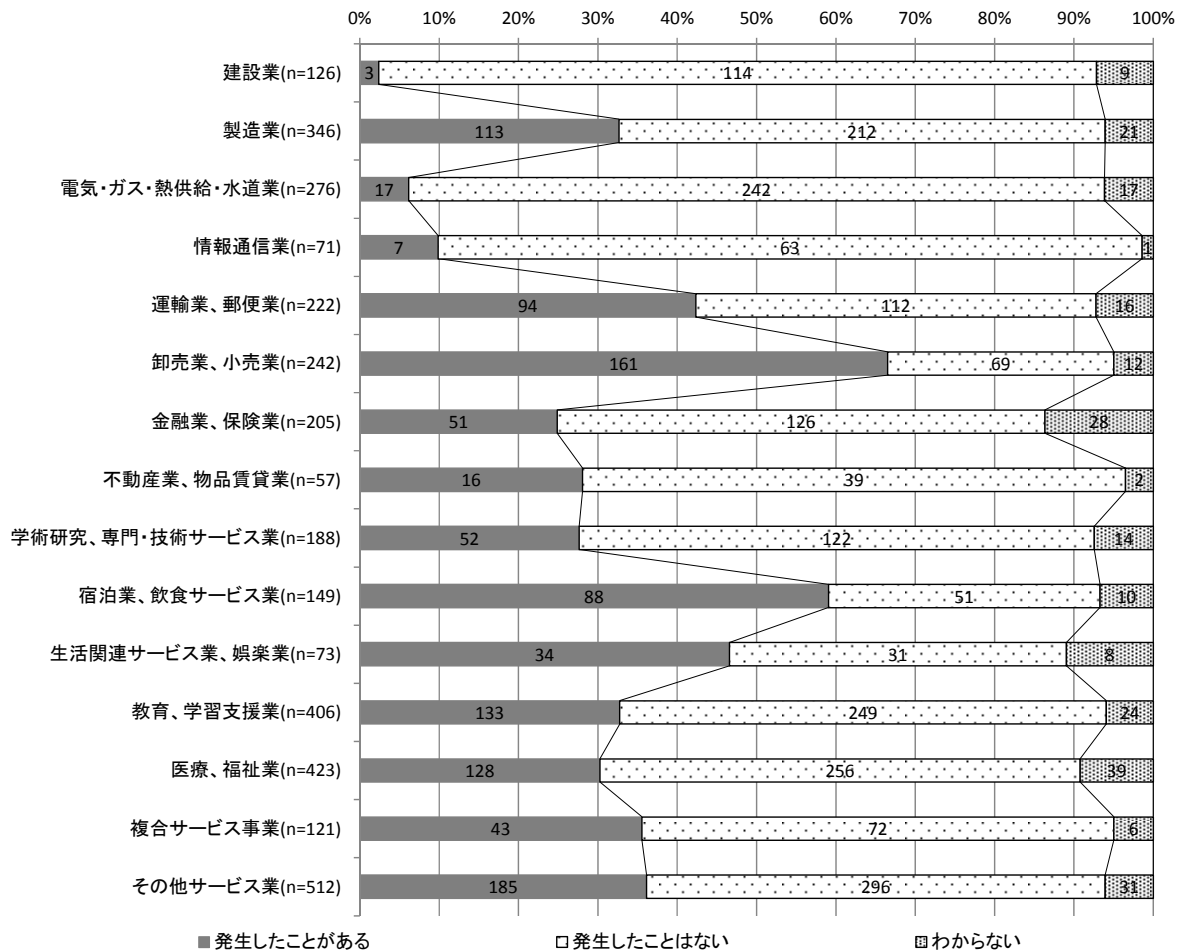


図 IV-11 業種別 パートタイム労働者の業務上の負傷・疾病が発生したことがある事業所割合

IV. 1. 12 業種別 負傷・疾病が発生したことがある事業所の負傷・疾病の内容 (Q10-1)

パートタイム労働者に負傷・疾病が発生したことがある事業所において、最も割合の高い負傷・疾病の内容が「打撲」である業種は、7業種あった。次いで割合が高い負傷・疾病の内容は「切創（切り傷）」であり、5業種あった。

表 IV-3 業種別 負傷・疾病の発生がある事業所の負傷・疾病の内容のうち
割合が高いもの（複数回答）

| 業種 | 最も割合が高いもの | | 2番目に割合が高いもの | |
|-----------------------|-----------|---------------|--------------------|---------------|
| 建設業(n=3) | 切創(切り傷) | 2 (66.7%) | ・骨折 ・メンタル不調・鬱病等 | 1 (33.3%) |
| 製造業(n=113) | 切創(切り傷) | 50 (44.6%) | 打撲、骨折 | 35 (31.3%) |
| 電気・ガス・熱供給・水道業(n=17) | 切創(切り傷) | 4 (23.5%) | ・打撲 ・骨折 ・捻挫 | 3 (17.6%) |
| 情報通信業(n=7) | 捻挫 | 4 (57.1%) | 打撲 | 2 (28.6%) |
| 運輸業、郵便業(n=94) | 打撲 | 52 (55.3%) | 骨折 | 34 (36.2%) |
| 卸売業、小売業(n=161) | 切創(切り傷) | 89 (55.6%) | 打撲 | 79 (49.4%) |
| 金融業、保険業(n=51) | 打撲 | 23 (45.1%) | 骨折 | 17 (33.3%) |
| 不動産業、物品賃貸業(n=16) | 骨折 | 6 (37.5%) | 捻挫 | 5 (31.3%) |
| 学術研究、専門・技術サービス業(n=52) | 打撲 | 20 (38.5%) | 切創(切り傷) | 16 (30.8%) |
| 宿泊業、飲食サービス業(n=88) | 切創(切り傷) | 50 (56.8%) | 火傷 | 36 (40.9%) |
| 生活関連サービス業、娯楽業(n=34) | 切創(切り傷) | 13 (38.2%) | 打撲 | 11 (32.4%) |
| 教育、学習支援業(n=133) | 打撲 | 51 (38.9%) | 切創(切り傷) | 44 (33.6%) |
| 医療、福祉業(n=128) | 打撲 | 39 (31.2%) | 骨折 | 33 (26.4%) |
| 複合サービス事業(n=43) | 打撲 | 18 (41.9%) | 切創(切り傷) | 16 (37.2%) |
| その他サービス業(n=185) | 打撲 | 71 (38.4%) | 切創(切り傷) | 62 (33.5%) |

上段：件数、下段括弧内：割合

IV. 1. 13 業種別 負傷・疾病が発生したことの事業所における負傷・疾病の理由
(Q10-2)

パートタイム労働者に負傷・疾病が発生したことの事業所における負傷・疾病の理由は、すべての業種で「転倒」の割合が最も高かった。次いで割合が高いのは「切れ・こすれ」「動作の反動・無理な動作」であった。

表 IV-4 業種別 負傷・疾病の発生がある事業所の負傷・疾病の理由のうち
割合が高いもの（複数回答）

| 業種 | 最も割合が高いもの | 2 番目に割合が高いもの |
|---------------------------|--------------------------------|---|
| 建設業(n=3) | ・転倒 ・切れ・こすれ 1 (33.3%) | - |
| 製造業(n=113) | 転倒 45 (40.2%) | ・切れ・こすれ ・はさまれ・巻き込まれ 25 (22.3%) |
| 電気・ガス・熱供給・水道業(n=17) | 転倒 5 (29.4%) | 飛来・落下 4 (23.5%) |
| 情報通信業(n=7) | 転倒 3 (42.9%) | はさまれ・巻き込まれ 2 (28.6%) |
| 運輸業、郵便業(n=94) | 転倒 52 (55.3%) | はさまれ・巻き込まれ 22 (23.4%) |
| 卸売業、小売業(n=161) | 転倒 86 (53.8%) | 切れ・こすれ 41 (25.6%) |
| 金融業、保険業(n=51) | 転倒 37 (72.5%) | 切れ・こすれ 7 (13.7%) |
| 不動産業、物品賃貸業(n=16) | 転倒 10 (62.5%) | ・動作の反動・無理な動作 ・切れ・こすれ ・はさまれ・巻き込まれ ・飛来・落下 1 (6.3%) |
| 学術研究、専門・技術サービス業 (n=52) | 転倒 27 (51.9%) | 飛来・落下 10 (19.2%) |
| 宿泊業、飲食サービス業(n=88) | 転倒 32 (36.4%) | 切れ・こすれ 20 (22.7%) |
| 生活関連サービス業、娯楽業 (n=34) | 転倒 17 (50.0%) | 動作の反動・無理な動作 7 (20.6%) |
| 教育、学習支援業(n=133) | 転倒 62 (47.3%) | 動作の反動・無理な動作 35 (26.7%) |
| 医療、福祉業(n=128) | 転倒 49 (39.2%) | 動作の反動・無理な動作 22 (17.6%) |
| 複合サービス事業(n=43) | 転倒 19 (44.2%) | はさまれ・巻き込まれ 11 (25.6%) |
| その他サービス業(n=185) | 転倒 113 (61.1%) | 動作の反動・無理な動作 36 (19.5%) |

上段：件数、下段括弧内：割合

IV. 1. 14 業種別 パートタイム労働者の健康管理のための取組 (Q11)

パートタイム労働者が在籍する事業所（農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、業種未回答事業所を除く）における、業種別のパートタイム労働者の健康管理のための取組の実施割合は、「健康相談」が「建設業」を除くすべての業種で最も高かった。次いで高いのは「労働者の健康の保持・増進に関する計画策定」「職場体操」であった。

なお、「健康相談」を実施している事業所割合を業種別に見ると、「生活関連サービス業、娯楽業」は20.8%、「宿泊業、飲食サービス業」は32.2%と他の業種に比べて実施割合が低かった。

表 IV-5 業種別 パートタイム労働者の健康管理の取組のうち実施している事業所の割合が高いもの（複数回答）

| 業種 | 最も割合が高いもの | | 2番目に割合が高いもの | | 3番目に割合が高いもの | |
|------------------------|-----------|----------------|----------------------|----------------|--------------------------------|----------------|
| 建設業(n=126) | 職場体操 | 64 (50.8%) | 健康相談 | 62 (49.2%) | 労働者の健康の保持・増進に関する計画策定 | 36 (28.6%) |
| 製造業(n=348) | 健康相談 | 195 (56.0%) | 職場体操 | 175 (50.3%) | 労働者の健康の保持・増進に関する計画策定 | 110 (31.6%) |
| 電気・ガス・熱供給・水道業(n=276) | 健康相談 | 175 (63.4%) | 職場体操 | 144 (52.2%) | 労働者の健康の保持・増進に関する計画策定 | 117 (42.4%) |
| 情報通信業(n=72) | 健康相談 | 46 (63.9%) | 労働者の健康の保持・増進に関する計画策定 | 25 (34.7%) | 職場内スポーツクラブ・同好会の設置、職場内スポーツ大会の実施 | 22 (30.6%) |
| 運輸業、郵便業(n=222) | 健康相談 | 148 (66.7%) | 職場体操 | 110 (49.5%) | 労働者の健康の保持・増進に関する計画策定 | 105 (47.3%) |
| 卸売業、小売業(n=242) | 健康相談 | 126 (52.1%) | 労働者の健康の保持・増進に関する計画策定 | 70 (28.9%) | 職場外スポーツクラブ等の利用補助の実施 | 60 (24.8%) |
| 金融業、保険業(n=206) | 健康相談 | 140 (68.0%) | 労働者の健康の保持・増進に関する計画策定 | 70 (34.0%) | 職場外スポーツクラブ等の利用補助の実施 | 53 (25.7%) |
| 不動産業、物品賃貸業(n=58) | 健康相談 | 27 (46.6%) | 労働者の健康の保持・増進に関する計画策定 | 14 (24.1%) | 職場外スポーツクラブ等の利用補助の実施 | 9 (15.5%) |
| 学術研究、専門・技術サービス業(n=187) | 健康相談 | 119 (63.6%) | 労働者の健康の保持・増進に関する計画策定 | 74 (39.6%) | 職場内スポーツクラブ・同好会の設置 | 71 (38.0%) |
| 宿泊業、飲食サービス業(n=149) | 健康相談 | 48 (32.2%) | 職場内スポーツ大会の実施 | 23 (15.4%) | 労働者の健康の保持・増進に関する計画策定 | 20 (13.4%) |
| 生活関連サービス業、娯楽業(n=72) | 健康相談 | 15 (20.8%) | 職場体操 | 12 (16.7%) | 職場内スポーツクラブ・同好会の設置 | 11 (15.3%) |
| 教育、学習支援業(n=409) | 健康相談 | 239 (58.4%) | 労働者の健康の保持・増進に関する計画策定 | 94 (23.0%) | 職場内スポーツ大会の実施 | 76 (18.6%) |
| 医療、福祉業(n=424) | 健康相談 | 198 (46.7%) | 職場内スポーツクラブ・同好会の設置 | 130 (30.7%) | 労働者の健康の保持・増進に関する計画策定 | 85 (20.0%) |
| 複合サービス事業(n=121) | 健康相談 | 72 (59.5%) | 職場内スポーツクラブ・同好会の設置 | 44 (36.4%) | 職場体操 | 36 (29.8%) |
| その他サービス業(n=514) | 健康相談 | 208 (40.5%) | 労働者の健康の保持・増進に関する計画策定 | 119 (23.2%) | 職場体操 | 114 (22.2%) |

上段：件数、下段括弧内：割合

IV. 1. 15 業種別 パートタイム労働者のメンタルヘルスケアのための取組（Q12）

パートタイム労働者が在籍する事業所（農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、業種未回答事業所を除く）における、業種別のパートタイム労働者のメンタルヘルスケアの取組の実施割合は、「労働者からの相談対応体制整備」がすべての業種で最も高かった。次いで「職場環境等の評価・改善」「労働者への教育研修・情報提供」が高かった。

なお、「労働者からの相談対応体制整備」を実施している事業所割合を業種別に見ると、「生活関連サービス業、娯楽業」は37.5%、「不動産業、物品賃貸業」は46.6%と他の業種に比べて実施割合が低かった。

表 IV-6 業種別 パートタイム労働者のメンタルヘルスケアの取組のうち実施している事業所の割合が高いもの（複数回答）

| 業種 | 最も割合が高いもの | | 2番目に割合が高いもの | | 3番目に割合が高いもの | |
|------------------------|----------------|----------------|-------------------------------|----------------|------------------------------|----------------|
| 建設業(n=126) | 労働者からの相談対応体制整備 | 68 (54.0%) | 職場環境等の評価・改善 | 58 (46.0%) | 労働者への教育研修・情報提供 職場復帰における支援 | 56 (44.4%) |
| 製造業(n=348) | 労働者からの相談対応体制整備 | 233 (67.0%) | 職場復帰における支援 | 204 (58.6%) | 職場環境等の評価・改善 | 187 (53.7%) |
| 電気・ガス・熱供給・水道業(n=276) | 労働者からの相談対応体制整備 | 179 (64.9%) | 職場環境等の評価・改善 | 159 (57.6%) | 労働者への教育研修・情報提供 | 123 (44.6%) |
| 情報通信業(n=72) | 労働者からの相談対応体制整備 | 57 (79.2%) | 労働者への教育研修・情報提供 職場環境等の評価・改善 | 41 (56.9%) | - | |
| 運輸業、郵便業(n=222) | 労働者からの相談対応体制整備 | 160 (72.1%) | 労働者への教育研修・情報提供 | 142 (64.0%) | 職場復帰における支援 | 132 (59.5%) |
| 卸売業、小売業(n=242) | 労働者からの相談対応体制整備 | 162 (66.9%) | 職場復帰における支援 | 137 (56.6%) | 職場環境等の評価・改善 | 129 (53.3%) |
| 金融業、保険業(n=206) | 労働者からの相談対応体制整備 | 147 (71.4%) | 労働者への教育研修・情報提供 | 124 (60.2%) | 職場復帰における支援 | 113 (54.9%) |
| 不動産業、物品賃貸業(n=58) | 労働者からの相談対応体制整備 | 27 (46.6%) | 労働者への教育研修・情報提供 | 25 (43.1%) | 職場環境等の評価・改善 | 24 (41.4%) |
| 学術研究、専門・技術サービス業(n=187) | 労働者からの相談対応体制整備 | 135 (72.2%) | 労働者への教育研修・情報提供 | 114 (61.0%) | 職場環境等の評価・改善 | 106 (56.7%) |
| 宿泊業、飲食サービス業(n=149) | 労働者からの相談対応体制整備 | 82 (55.0%) | 職場環境等の評価・改善 | 64 (43.0%) | 労働者への教育研修・情報提供 職場復帰における支援 | 55 (36.9%) |
| 生活関連サービス業、娯楽業(n=72) | 労働者からの相談対応体制整備 | 27 (37.5%) | 職場復帰における支援 | 20 (27.8%) | 職場環境等の評価・改善 | 18 (25.0%) |
| 教育、学習支援業(n=409) | 労働者からの相談対応体制整備 | 278 (68.0%) | 職場環境等の評価・改善 | 186 (45.5%) | 職場復帰における支援 | 170 (41.6%) |
| 医療、福祉業(n=424) | 労働者からの相談対応体制整備 | 277 (65.3%) | 職場復帰における支援 | 225 (53.1%) | 労働者への教育研修・情報提供 | 215 (50.7%) |
| 複合サービス事業(n=121) | 労働者からの相談対応体制整備 | 77 (63.6%) | 労働者への教育研修・情報提供 | 63 (52.1%) | 管理監督者への教育研修・情報提供 | 60 (49.6%) |
| その他サービス業(n=514) | 労働者からの相談対応体制整備 | 265 (51.6%) | 職場環境等の評価・改善 | 211 (41.1%) | 労働者への教育研修・情報提供 | 209 (40.7%) |

上段：件数、下段括弧内：割合

IV. 1. 16 業種別 パートタイム労働者の健康管理のための取組に対する事業所の満足度 (Q14)

パートタイム労働者が在籍する事業所（農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、業種未回答事業所を除く）における、業種別のパートタイム労働者の健康管理のための取組に対する事業所の満足度は、「満足」と回答した事業所の割合は「電気・ガス・熱供給・水道業」が最も高かった。

また、「満足」と「まあ満足」を合せた、満足している傾向にある事業所の割合は「金融業、保険業」が最も高かった。

一方、「全く満足していない」と「あまり満足していない」を合せた、満足していない傾向にある割合は、「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」で高かった。

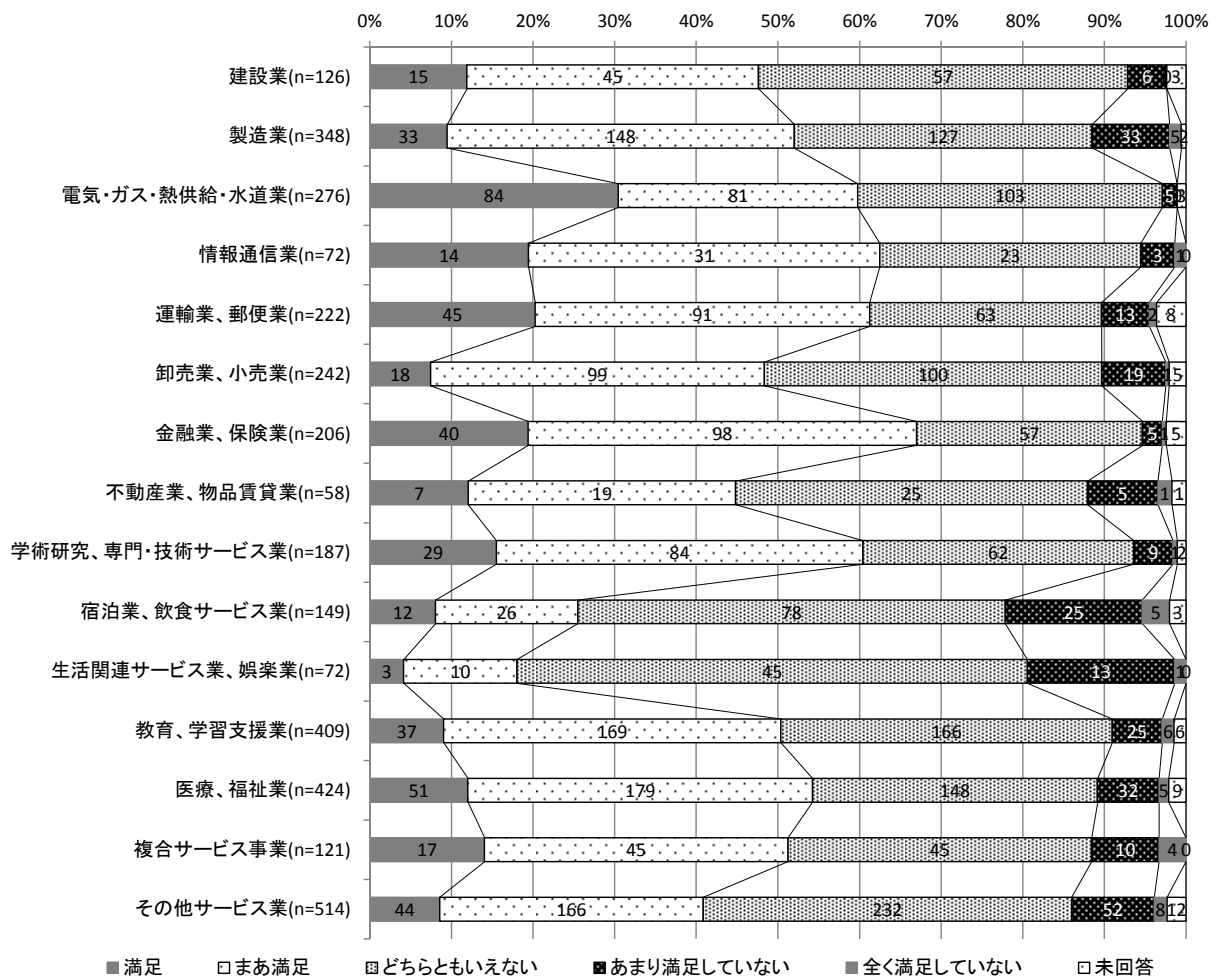


図 IV-12 業種別 パートタイム労働者の健康管理のための取組に対する事業所満足度の割合

IV. 1. 17 業種別 パートタイム労働者の健康管理を行う上の問題点（Q16）

パートタイム労働者が在籍する事業所（農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、業種未回答事業所を除く）における、パートタイム労働者の健康管理を行う上での問題点を業種別に見ると、「定期健康診断が実施できない、難しい」と回答した事業所の割合が最も高い業種が多かった。次いで「職場環境の整備ができない、難しい」の割合が高かった。一方で、「問題なし」と回答した事業所の割合は「電気・ガス・熱供給・水道業」が最も高く、次いで「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」が高かった。

表 IV-7 業種別 パートタイム労働者の健康管理を行う上の問題点（複数回答）

| 業種 | 最も割合が高いもの | | 2番目に割合が高いもの | | 問題なし | |
|------------------------|--|---------------|-----------------------|---------------|------------|----------------|
| | 問題点 | 件数 (割合) | 問題点 | 件数 (割合) | 件数 (割合) | 件数 (割合) |
| 建設業(n=126) | 定期健康診断が実施できない、難しい | 10 (7.9%) | 職場環境の整備ができない、難しい | 7 (5.6%) | 問題なし | 17 (13.5%) |
| 製造業(n=348) | 健康診断の事後措置の実施ができない、難しい | 41 (11.8%) | 職場環境の整備ができない、難しい | 39 (11.2%) | 問題なし | 47 (13.5%) |
| 電気・ガス・熱供給・水道業(n=276) | 中高年労働者の災害が多い | 15 (5.4%) | 定期健康診断が実施できない、難しい | 10 (3.6%) | 問題なし | 107 (38.8%) |
| 情報通信業(n=72) | ・定期健康診断が実施できない、難しい ・職場環境の整備ができない、難しい ・安全衛生管理者等がいらない、十分に教育ができない | 7 (9.7%) | - | - | 問題なし | 7 (9.7%) |
| 運輸業、郵便業(n=222) | 職場環境の整備ができない、難しい | 26 (11.7%) | 健康診断の事後措置の実施ができない、難しい | 23 (10.4%) | 問題なし | 25 (11.3%) |
| 卸売業、小売業(n=242) | 健康診断の事後措置の実施ができない、難しい | 51 (21.1%) | 中高年労働者の災害が多い | 46 (19.0%) | 問題なし | 13 (5.4%) |
| 金融業、保険業(n=206) | 健康診断の事後措置の実施ができない、難しい | 23 (11.2%) | 医師による面接が実施できない、難しい | 9 (4.4%) | 問題なし | 30 (14.6%) |
| 不動産業、物品賃貸業(n=58) | 定期健康診断が実施できない、難しい | 8 (13.8%) | 中高年労働者の災害が多い | 5 (8.6%) | 問題なし | 13 (22.4%) |
| 学術研究、専門・技術サービス業(n=187) | 定期健康診断が実施できない、難しい | 16 (8.6%) | 職場環境の整備ができない、難しい | 14 (7.5%) | 問題なし | 34 (18.2%) |
| 宿泊業、飲食サービス業(n=149) | ・定期健康診断が実施できない、難しい ・健康診断の事後措置の実施ができない、難しい | 26 (17.4%) | - | - | 問題なし | 12 (8.1%) |
| 生活関連サービス業、娯楽業(n=72) | 定期健康診断が実施できない、難しい | 24 (33.3%) | 職場環境の整備ができない、難しい | 13 (18.1%) | 問題なし | 5 (6.9%) |
| 教育、学習支援業(n=409) | 定期健康診断が実施できない、難しい | 51 (12.5%) | 健康診断の事後措置の実施ができない、難しい | 46 (11.2%) | 問題なし | 62 (15.2%) |
| 医療、福祉業(n=424) | 健康診断の事後措置の実施ができない、難しい | 45 (10.6%) | 職場環境の整備ができない、難しい | 44 (10.4%) | 問題なし | 56 (13.2%) |
| 複合サービス事業(n=121) | 定期健康診断が実施できない、難しい | 18 (14.9%) | 健康診断の事後措置の実施ができない、難しい | 14 (11.6%) | 問題なし | 11 (9.1%) |
| その他サービス業(n=514) | 定期健康診断が実施できない、難しい | 80 (15.6%) | 健康診断の事後措置の実施ができない、難しい | 65 (12.6%) | 問題なし | 37 (7.2%) |

上段：件数、下段括弧内：割合

IV. 2 事業所調査 事業所規模別クロス集計結果

アンケートに回答した事業所の規模（従業員数）を、「0～49人」「50～299人」「300人以上」の3種類に分類し、各設問についてクロス集計した結果を以下に示す。

IV. 2. 1 事業所規模別 パートタイム労働者の健康管理に関する規程の有無（Q4）

パートタイム労働者が在籍する事業所（規模未回答事業所を除く）における、「パートタイム労働者の健康管理に関する規程がある」割合は、「300人以上」の事業所で最も高く、7割を超えていた。一方で、「0～49人」では50%強であった。

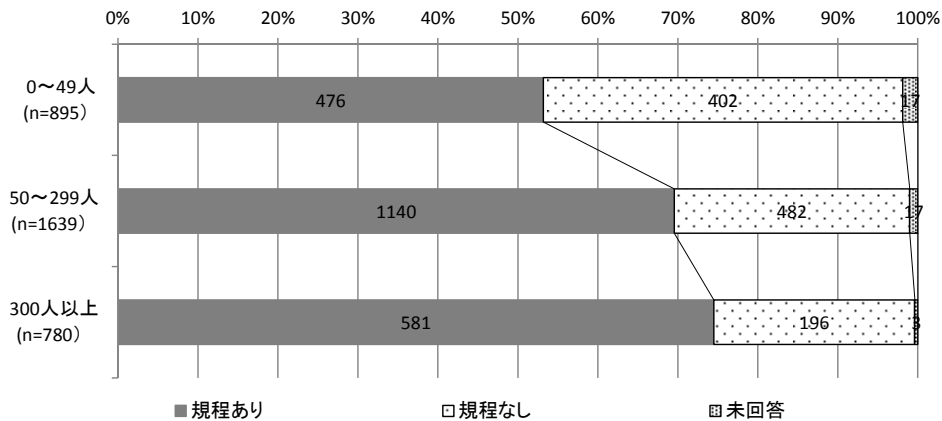


図 IV-13 事業所規模別 パートタイム労働者の健康管理に関する規程の有無についての事業所割合

IV. 2. 2 事業所規模別 パートタイム労働者の健康管理に関する規程で定められた内容（Q4-1）

パートタイム労働者の健康管理に関する規程がある事業所（規模未回答事業所を除く）の、すべての事業所規模で「定期健康診断の実施」を規程に定めている事業所の割合が最も高く、すべて90%を超えていた。いずれの内容も、「300人以上」の事業所割合が最も高く、「0～49人」の事業所が最も低かった。

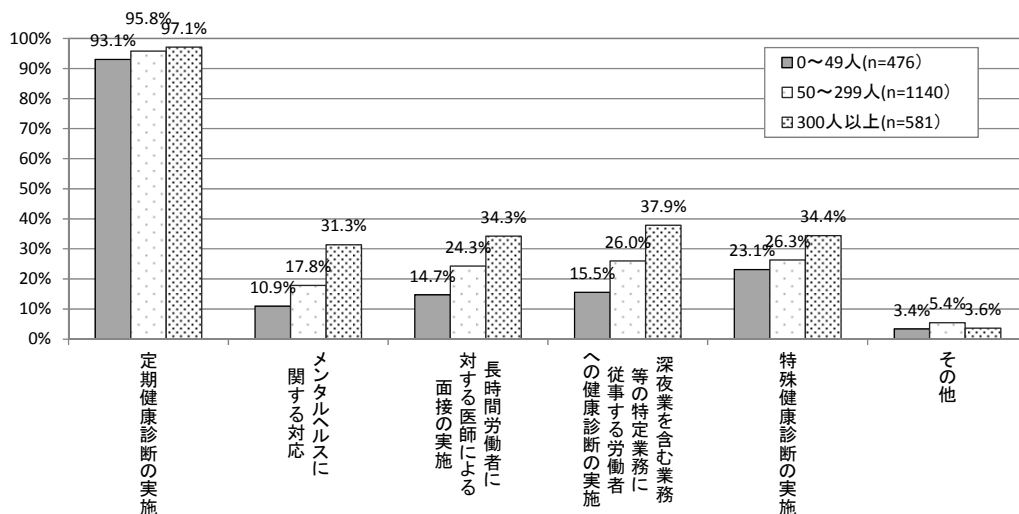


図 IV-14 事業所規模別 パートタイム労働者の健康管理に関する規程で定められた内容の事業所割合（複数回答）

IV. 2. 3 事業所規模別 健康診断等の実施状況 (Q5)

パートタイム労働者が在籍する事業所（規模未回答事業所を除く）における、パートタイム労働者を含む労働者を対象に実施している健康診断の実施状況を見ると、すべての事業所規模において「定期健康診断」の実施割合が最も高かった。また、いずれの健康診断も「300人以上」の事業所の実施割合が最も高く、「0～49人」の事業所が最も低かった。

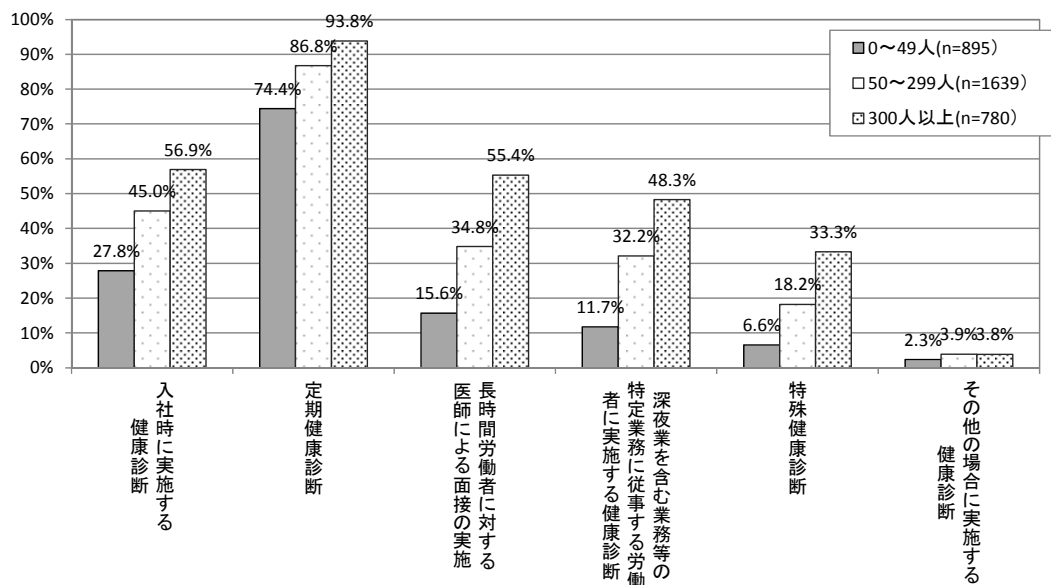


図 IV-15 事業所規模別 パートタイム労働者の健康診断等の実施割合

IV. 2. 4 事業所規模別 深夜業を含む業務に従事するパートタイム労働者の有無 (Q6)

パートタイム労働者が在籍する事業所（規模未回答事業所を除く）における、深夜業を含む業務に従事するパートタイム労働者が存在する事業所の割合は、「300人以上」の事業所が最も高く、「0～49人」の事業所が最も低かった。

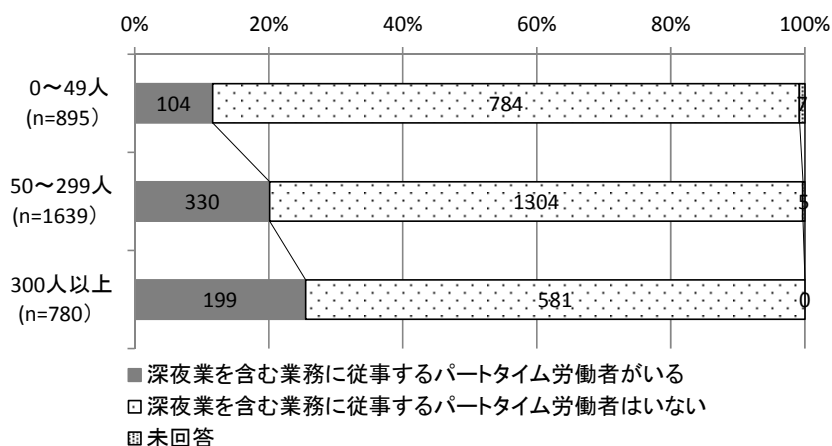


図 IV-16 事業所規模別 深夜業を含む業務に従事するパートタイム労働者の有無についての事業所割合

IV. 2. 5 事業所規模別 深夜業を含む業務に従事するパートタイム労働者の健康診断等の実施状況 (Q5)

深夜業を含む業務に従事するパートタイム労働者が在籍する事業所(規模未回答事業所を除く)における、健康診断等の実施状況を事業所規模別に見てみると、「定期健康診断」および「深夜業を含む業務等の特定業務に従事する労働者への健康診断」のいずれも、事業所規模が大きいほど実施割合が高かった。

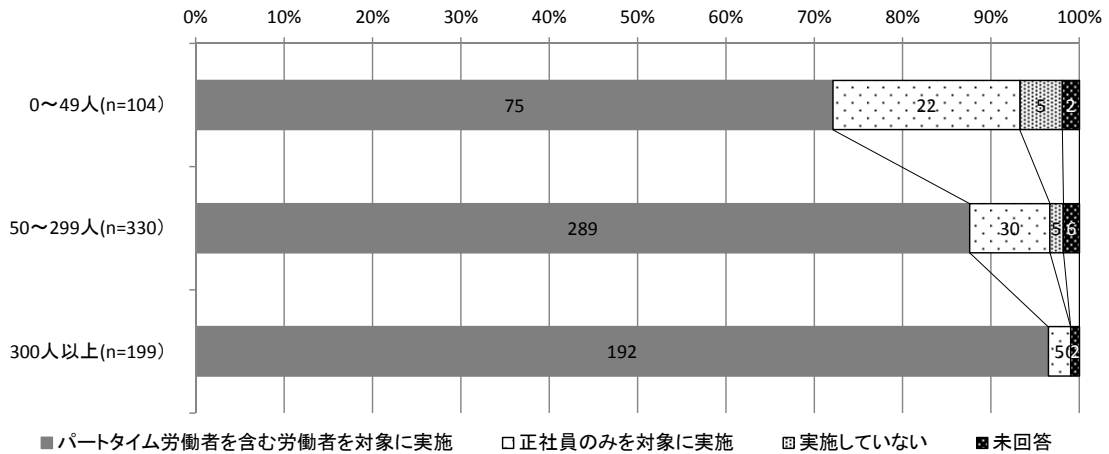


図 IV-17 事業所規模別 深夜業を含む業務に従事するパートタイム労働者のいる事業所における定期健康診断の実施事業所の割合

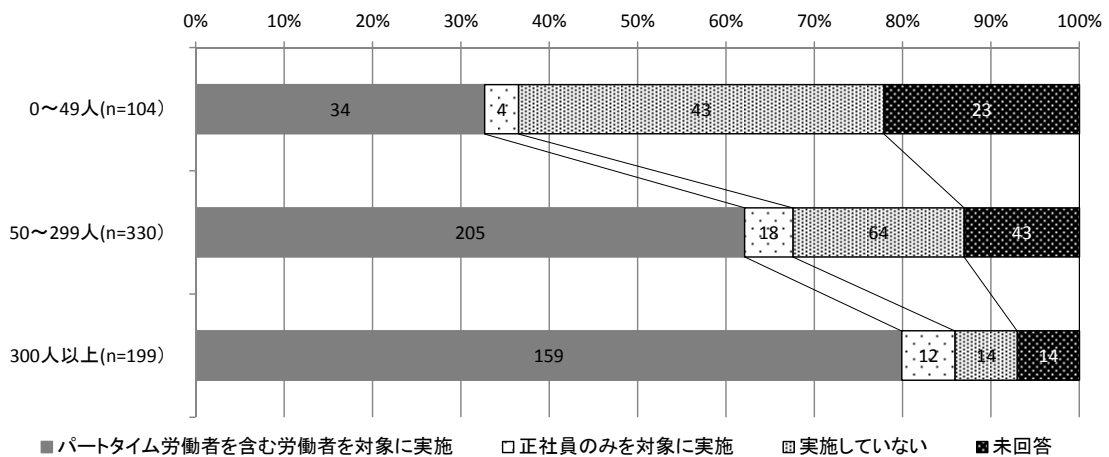


図 IV-18 事業所規模別 深夜業を含む業務に従事するパートタイム労働者のいる事業所における深夜業を含む業務等の特定業務に従事する労働者への健康診断の実施事業所割合

IV. 2. 6 事業所規模別 深夜業を含む業務に従事するパートタイム労働者の健康管理の取組 (Q6-3)

深夜業を含む業務に従事するパートタイム労働者が在籍する事業所(規模未回答事業所を除く)における、深夜業を含む業務に従事する労働者の健康管理の取組では、「定期健康診断結果に基づく事後措置の実施」を行っている事業所の割合が、すべての事業所規模で最も高く、また、事業所規模が大きいほど実施している事業所の割合が高かった。

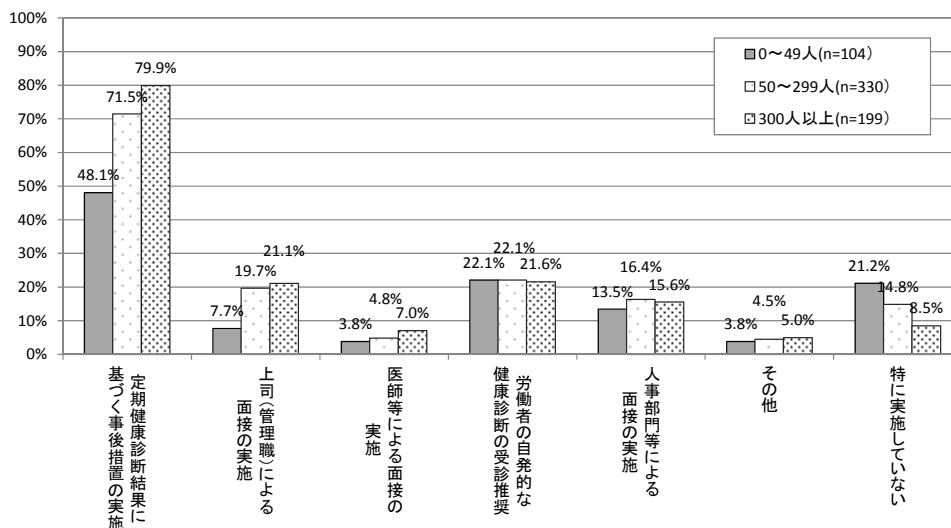


図 IV-19 事業所規模別 深夜業を含む業務に従事するパートタイム労働者の健康管理の取組についての事業所割合 (複数回答)

IV. 2. 7 事業所規模別 パートタイム労働者の業務上の負傷・疾病の発生状況 (Q10)

パートタイム労働者が在籍する事業所(規模未回答事業所を除く)において、事業所規模が大きいほど、パートタイム労働者の負傷・疾病が発生したと回答した事業所の割合が高く、事業所規模が小さいほど「発生したことはない」と回答した事業所の割合が高かった。

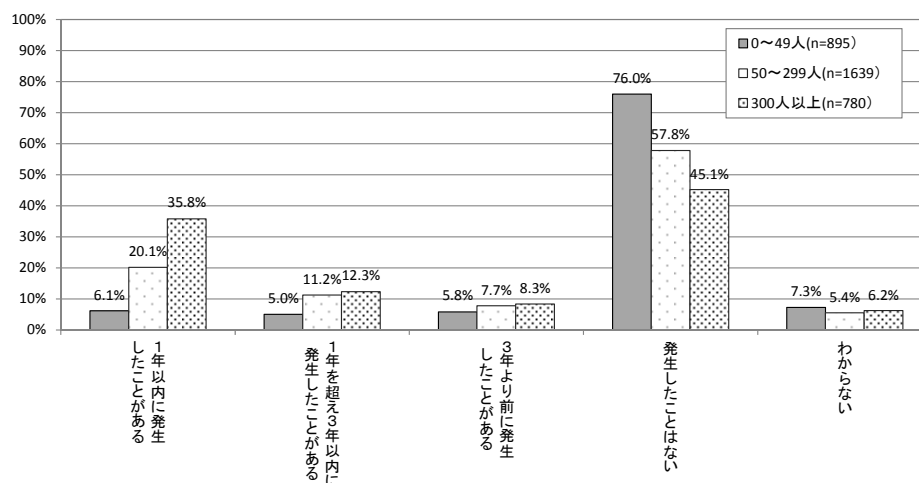


図 IV-20 事業所規模別 パートタイム労働者の業務上の負傷・疾病についての事業所割合 (複数回答)

IV. 2. 8 事業所規模別 パートタイム労働者の健康管理のための取組実施状況 (Q11)

パートタイム労働者が在籍する事業所（規模未回答事業所を除く）におけるパートタイム労働者の健康管理のための取組のうち、実施している事業所の割合が最も高かったのは、すべての事業所規模で共通して「健康相談」であった。次いで高いのは、「300人以上」「50～299人」の事業所では「労働者の健康の保持・増進に関する計画策定」、「0～49人」の事業所では「職場体操」であった。

表 IV-8 事業所規模別 パートタイム労働者の健康管理のための取組のうち
事業所実施割合が高いもの（複数回答）

| 事業所規模 | 最も割合が高いもの | | 2番目に割合が高いもの | | 3番目に割合が高いもの | |
|---------------------|-----------|----------------|----------------------|----------------|----------------------|----------------|
| 0～49人 (n=895) | 健康相談 | 295 (33.0%) | 職場体操 | 157 (17.5%) | 労働者の健康の保持・増進に関する計画策定 | 132 (14.7%) |
| 50～299人 (n=1639) | 健康相談 | 939 (57.3%) | 労働者の健康の保持・増進に関する計画策定 | 489 (29.8%) | 職場体操 | 457 (27.9%) |
| 300人以上 (n=780) | 健康相談 | 553 (70.9%) | 労働者の健康の保持・増進に関する計画策定 | 338 (43.3%) | 職場内スポーツクラブ・同好会の設置 | 275 (35.3%) |

上段：件数、下段括弧内：割合

IV. 2. 9 事業所規模別 メンタルヘルスケアの取組実施状況 (Q12)

パートタイム労働者が在籍する事業所（規模未回答事業所を除く）におけるメンタルヘルスケアの取組のうち、実施割合が最も高いのは、すべての事業所規模において「労働者からの相談対応体制整備」であった。また、「0～49人」「50～299人」の事業所では「職場環境等の評価・改善」、「300人以上」の事業所では「職場復帰における支援」の割合が高かった。

表 IV-9 事業所規模別 パートタイム労働者のメンタルヘルスケアのための取組のうち
事業所実施割合の高いもの（複数回答）

| 事業所規模 | 最も割合が高いもの | | 2番目に割合が高いもの | | 3番目に割合が高いもの | |
|---------------------|----------------|-----------------|-------------|----------------|----------------|----------------|
| 0～49人 (n=895) | 労働者からの相談対応体制整備 | 376 (42.0%) | 職場環境等の評価・改善 | 314 (35.1%) | 職場復帰における支援 | 293 (32.7%) |
| 50～299人 (n=1639) | 労働者からの相談対応体制整備 | 1093 (66.7%) | 職場環境等の評価・改善 | 840 (51.3%) | 労働者への教育研修・情報提供 | 829 (50.6%) |
| 300人以上 (n=780) | 労働者からの相談対応体制整備 | 658 (84.4%) | 職場復帰における支援 | 502 (64.4%) | 労働者への教育研修・情報提供 | 496 (63.6%) |

上段：件数、下段括弧内：割合

IV. 2. 10 事業所規模別 パートタイム労働者の健康管理のための取組に対する事業所満足度 (Q14)

パートタイム労働者が在籍する事業所（規模未回答事業所を除く）における、パートタイム労働者の健康管理のための取組に対する満足度について、「満足」「まあ満足」と回答した事業所の割合は、事業所規模が大きいほど高かった。

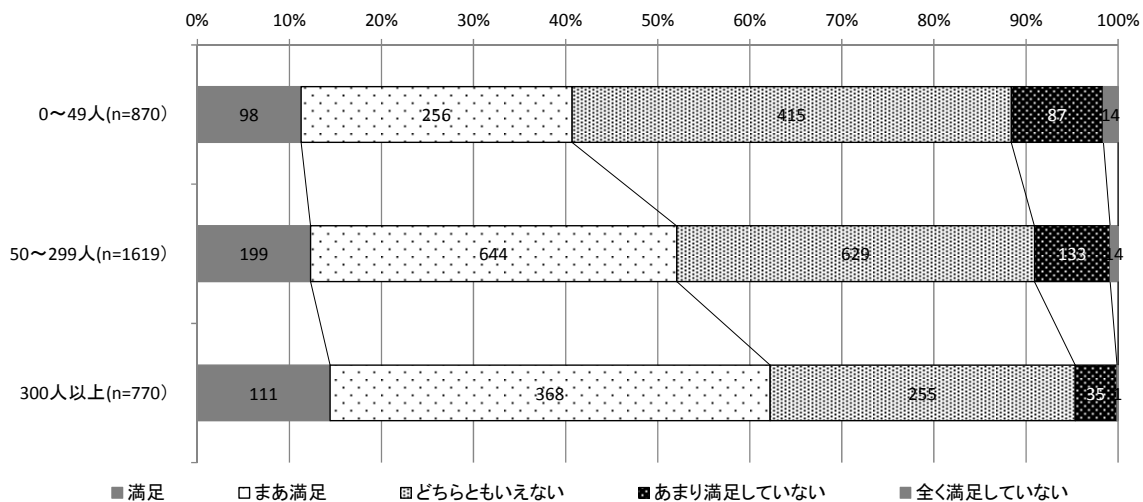


図 IV-21 事業所規模別 パートタイム労働者の健康管理のための取組に対する事業所満足度の割合

IV. 2. 11 事業所規模別 パートタイム労働者の健康管理を行う上の問題点 (Q16)

パートタイム労働者が在籍する事業所（規模未回答事業所を除く）における、パートタイム労働者の健康管理を行う上での問題点は、事業所規模によって異なり、「0~49人」の事業所は「健康診断の事後措置の実施ができない、難しい」、「50~299人」の事業所は「職場環境の整備ができない、難しい」、「300人以上」の事業所では「安全衛生管理者等がない、十分に教育ができない」と回答した事業所の割合が高かった。

表 IV-10 事業所規模別 パートタイム労働者の健康管理を行う上の問題点のうち割合が高いもの（複数回答）

| 事業所規模 | 最も割合が高いもの | | 2番目に割合が高いもの | | 問題なし | |
|--------------------|------------------------|----------------|------------------------|----------------|------|----------------|
| | 問題点 | 件数 | 問題点 | 件数 | 問題点 | 件数 |
| 0~49人 (n=538) | 健康診断の事後措置の実施ができない、難しい | 67 (12.5%) | 職場環境の整備ができない、難しい | 47 (8.7%) | 問題なし | 40 (7.4%) |
| 50~299人 (n=957) | 職場環境の整備ができない、難しい | 188 (19.6%) | 安全衛生管理者等がない、十分に教育ができない | 142 (14.8%) | 問題なし | 255 (26.6%) |
| 300人以上 (n=436) | 安全衛生管理者等がない、十分に教育ができない | 84 (19.3%) | 職場環境の整備ができない、難しい | 77 (17.7%) | 問題なし | 121 (27.8%) |

上段：件数、下段括弧内：割合

IV. 3 事業所調査 満足度に関わるクロス集計結果

パートタイム労働者の健康管理の取組の満足度（Q14）の設問において、「満足」「まあ満足」の回答は満足している傾向にあるとして、本項では「満足」と表示し、「あまり満足していない」「全く満足していない」は満足していない傾向にあるとして、本項では「不満足」と表示し、各設問についてのクロス集計した結果を以下に示す。

IV. 3. 1 健康診断等の実施事業所におけるパートタイム労働者の健康管理の取組満足度（Q5）

パートタイム労働者が在籍する事業所（健康診断等の実施状況未回答事業所を除く）のうち、各健康診断等を実施している事業所における、パートタイム労働者の健康管理の取組の満足度は、健康診断等の種類によって大きな差はなかった。

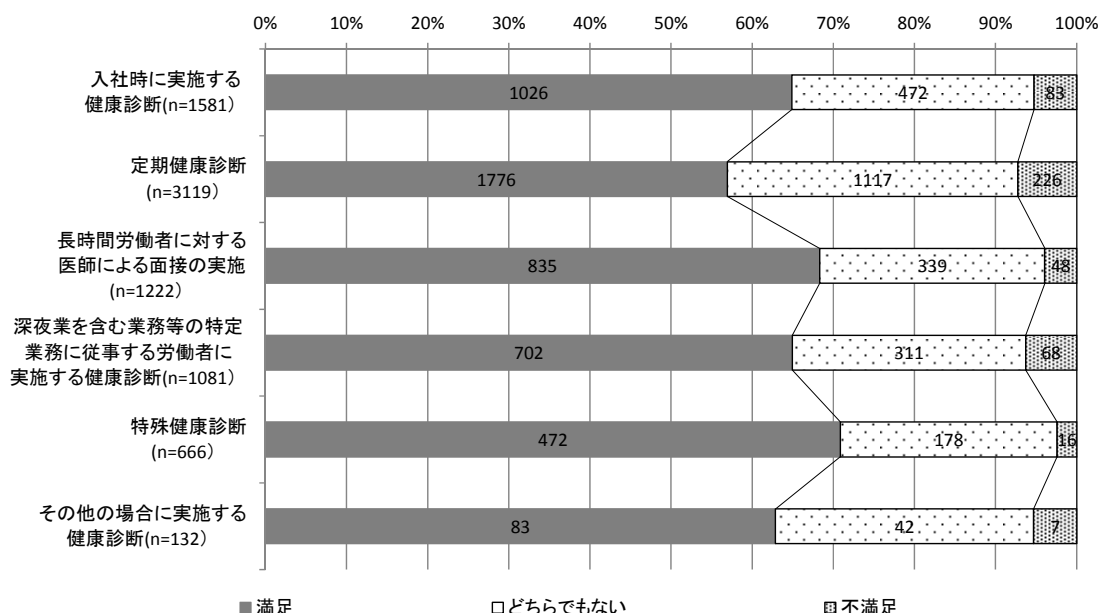


図 IV-22 健康診断等の実施事業所におけるパートタイム労働者の健康管理の取組満足度

IV. 3. 2 業務上の負傷・疾病の発生状況別のパートタイム労働者の健康管理の取組満足度（Q4）

業務上の負傷・疾病が発生したことのある事業所および業務上の負傷・疾病の発生の有無がわからない事業所（業務上の負傷・疾病の発生状況未回答事業所を除く）における、パートタイム労働者の健康管理の取組の満足度は、発生の有無などによって大きな差はなかった。

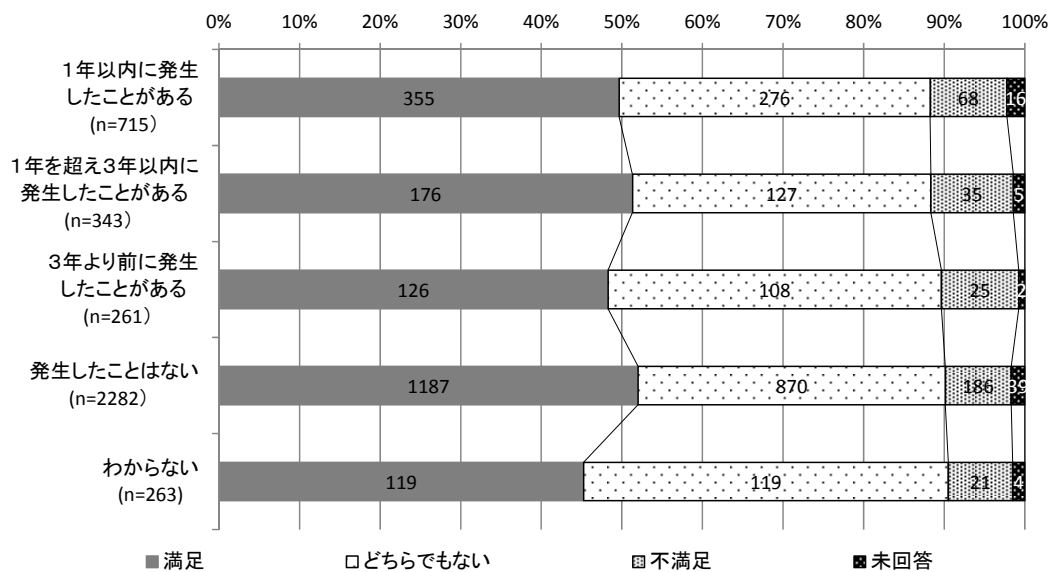


図 IV-23 業務上の負傷・疾病の発生状況別のパートタイム労働者の健康管理の取組満足度（複数回答）

IV. 3. 3 パートタイム労働者の健康管理の取組実施事業所におけるパートタイム労働者の健康管理の取組満足度（Q11）

パートタイム労働者が在籍する事業所（健康管理の取組実施状況未回答事業所を除く）のうち、「THP（トータル・ヘルスプロモーション・プラン）による健康づくりの実施」を実施している事業所においては、満足していると回答した事業所が80%以上と、最も満足度が高かった。一方で、いずれも「実施していない」と回答した事業所の満足度は、いずれかの取り組みを実施している事業所と比べて低く、50%程度であった。

また、満足度とパートタイム労働者の健康管理の取組実施有無とのオッズ比から、「労働者の健康の保持・増進に関する計画策定」と「健康相談」は、パートタイム労働者の健康管理の取組についての満足度を、統計的に有意に高める要因と考えられる。

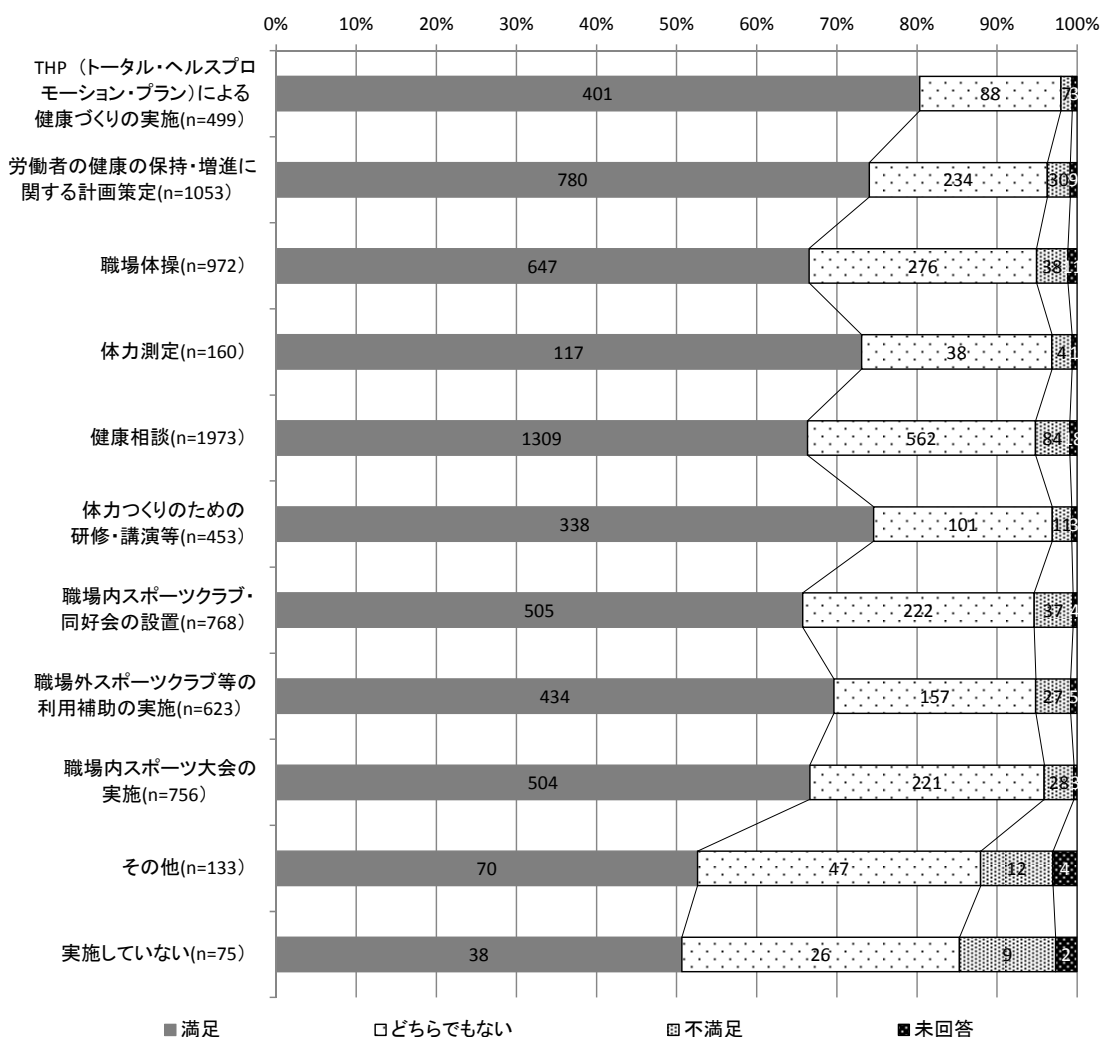


図 IV-24 パートタイム労働者の健康管理の取組実施事業所におけるパートタイム労働者の健康管理の取組満足度（複数回答）

表 IV-11 満足度とパートタイム労働者の健康管理の取組の実施とのオッズ比

| 取組 | 粗オッズ比 | | | | 調整オッズ比※ | | | |
|-------------------------------------|-------|---------|-------|------|---------|---------|-------|------|
| | オッズ比 | 95%信頼区間 | | 有意確率 | オッズ比 | 95%信頼区間 | | 有意確率 |
| | | 下限 | 上限 | | | 下限 | 上限 | |
| THP（トータル・ヘルスプロモーション・プラン）による健康づくりの実施 | 1.123 | .716 | 1.761 | .614 | 1.113 | .684 | 1.813 | .666 |
| 労働者の健康の保持・増進に関する計画策定 | 2.084 | 1.506 | 2.883 | .000 | 1.967 | 1.384 | 2.796 | .000 |
| 職場体操 | 1.239 | .925 | 1.658 | .150 | 1.346 | .967 | 1.875 | .079 |
| 体力測定 | .480 | .262 | .881 | .018 | .546 | .284 | 1.053 | .071 |
| 健康相談 | 2.267 | 1.775 | 2.896 | .000 | 2.076 | 1.588 | 2.713 | .000 |
| 体力づくりのための研修・講演等 | 1.093 | .729 | 1.639 | .667 | 1.058 | .687 | 1.629 | .797 |
| 職場内スポーツクラブ・同好会の設置 | 1.243 | .902 | 1.713 | .184 | 1.182 | .834 | 1.676 | .347 |
| 職場外スポーツクラブ等の利用補助の実施 | 1.483 | 1.085 | 2.026 | .013 | 1.339 | .956 | 1.877 | .090 |
| 職場内スポーツ大会の実施 | 1.062 | .761 | 1.480 | .725 | 1.015 | .709 | 1.453 | .935 |
| その他 | 1.215 | .794 | 1.859 | .370 | 1.054 | .672 | 1.654 | .819 |

※業種、従業員数を調整

IV. 3. 4 満足度別 メンタルヘルスケアの取組実施状況 (Q12)

パートタイム労働者が在籍する事業所(メンタルヘルスケアの取組実施状況未回答事業所を除く)のうち、パートタイム労働者を対象としたメンタルヘルスケアの取組を実施している事業所における、パートタイム労働者の健康管理の取組の満足度は、取組の種類によらず、大きな差はなかった。

また、満足度とパートタイム労働者のメンタルヘルスの取組実施有無とのオッズ比から、「労働者からの相談対応体制整備」が、パートタイム労働者のメンタルヘルスの取組についての満足度を、統計的に有意に高める要因と考えられる。

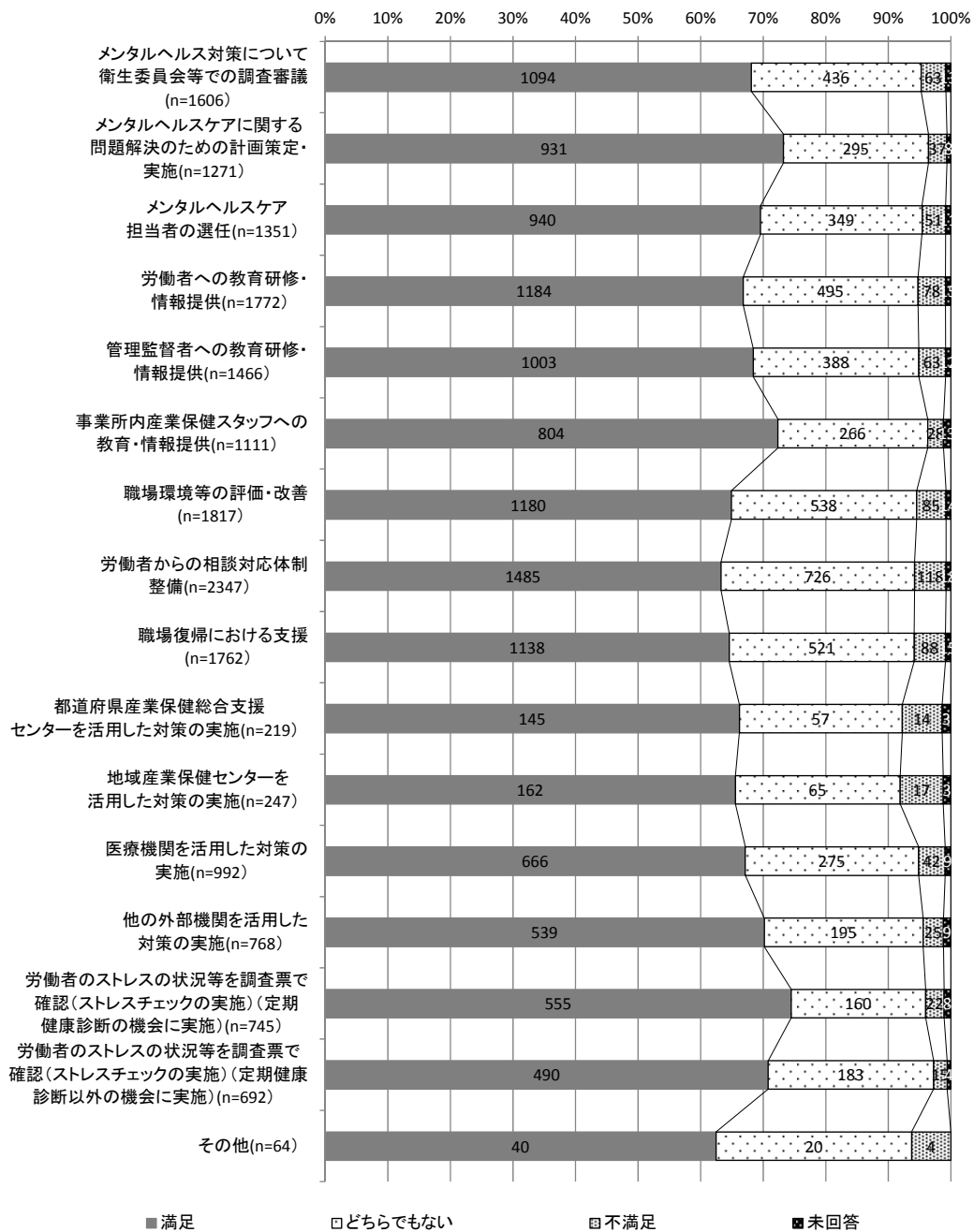


図 IV-25 パートタイム労働者の健康管理の取組実施事業所におけるパートタイム労働者のメンタルヘルスケアの取組満足度 (複数回答)

表 IV-12 満足度とパートタイム労働者のメンタルヘルスキアの取組実施有無とのオッズ比

| 取組 | 粗オッズ比 | | | | 調整オッズ比※ | | | |
|---|-------|---------|-------|------|---------|---------|-------|------|
| | オッズ比 | 95%信頼区間 | | 有意確率 | オッズ比 | 95%信頼区間 | | 有意確率 |
| | | 下限 | 上限 | | | 下限 | 上限 | |
| メンタルヘルス対策について衛生委員会等での調査審議 | .951 | .655 | 1.379 | .790 | .995 | .660 | 1.500 | .981 |
| メンタルヘルスキアに関する問題解決のための計画策定・実施 | 1.445 | .957 | 2.183 | .080 | 1.527 | .963 | 2.421 | .072 |
| メンタルヘルスキア担当者の選任 | 1.426 | 1.008 | 2.018 | .045 | 1.344 | .922 | 1.957 | .124 |
| 労働者への教育研修・情報提供 | .969 | .649 | 1.446 | .876 | .897 | .584 | 1.379 | .621 |
| 管理監督者への教育研修・情報提供 | .961 | .645 | 1.431 | .844 | .957 | .622 | 1.473 | .842 |
| 事業所内産業保健スタッフへの教育・情報提供 | 1.424 | 1.011 | 2.006 | .043 | 1.369 | .931 | 2.012 | .110 |
| 職場環境等の評価・改善 | 1.084 | .786 | 1.495 | .622 | 1.061 | .749 | 1.503 | .738 |
| 労働者からの相談対応体制整備 | 1.602 | 1.136 | 2.257 | .007 | 1.688 | 1.160 | 2.457 | .006 |
| 職場復帰における支援 | 1.251 | .900 | 1.739 | .182 | 1.114 | .778 | 1.595 | .555 |
| 都道府県産業保健総合支援センターを活用した対策の実施 | .983 | .460 | 2.100 | .964 | 1.306 | .549 | 3.107 | .546 |
| 地域産業保健センターを活用した対策の実施 | 1.251 | .672 | 2.329 | .480 | 1.190 | .601 | 2.357 | .617 |
| 医療機関を活用した対策の実施 | 1.299 | .918 | 1.839 | .140 | 1.248 | .852 | 1.829 | .255 |
| 他の外部機関を活用した対策の実施 | 1.134 | .786 | 1.638 | .500 | 1.117 | .750 | 1.663 | .585 |
| 労働者のストレスの状況等を調査票で確認(ストレスチェックの実施)(定期健康診断の機会に併せて実施) | 1.134 | .771 | 1.669 | .522 | 1.094 | .712 | 1.680 | .683 |
| 労働者のストレスの状況等を調査票で確認(ストレスチェックの実施)(定期健康診断以外の機会に実施) | 1.295 | .884 | 1.897 | .184 | 1.255 | .832 | 1.893 | .278 |
| その他 | 1.424 | .770 | 2.634 | .260 | 1.222 | .641 | 2.332 | .543 |

※業種，従業員数を調整

IV. 4 事業所調査 労働時間別クロス集計結果

パートタイム労働者の労働時間別に見た、健康診断の受診状況、業務上の負傷・疾病の発生状況を以下に示す。

IV. 4. 1 所定外労働時間別 パートタイム労働者の業務上の負傷・疾病の発生状況 (Q10)

パートタイム労働者の業務上の負傷・疾病が発生したことがある事業所（未回答事業所を除く）の割合を、所定外労働時間別に見ると、「60 時間を超え、80 時間以下」の事業所が最も高く、64.7%であった。所定外労働時間が短くなるにつれ、発生割合は低くなる傾向にあった。一方で、最も所定外労働時間が長い分類である「80 時間を超える」事業所における割合は、36.6%であった。

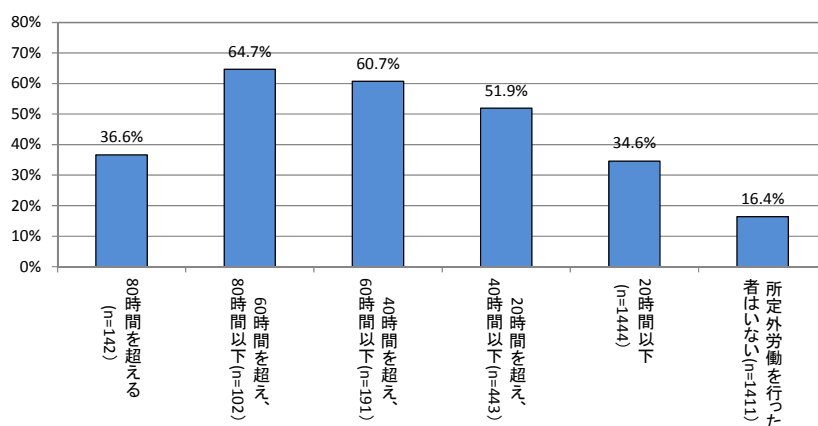


図 IV-26 所定外労働時間別 パートタイム労働者の業務上の負傷・疾病が発生したことがある事業所割合

IV. 4. 2 時間外・休日労働時間別 業務上の負傷・疾病の発生状況 (Q10)

パートタイム労働者の業務上の負傷・疾病が発生したことがある事業所（未回答事業所を除く）の割合を、時間外・休日労働時間別に見ると、「45 時間を超え、80 時間以下」の事業所が最も高く、73.9%であった。一方で、「時間外・休日労働時間を行っている者はいない」事業所は 20.2%と最も低かった。

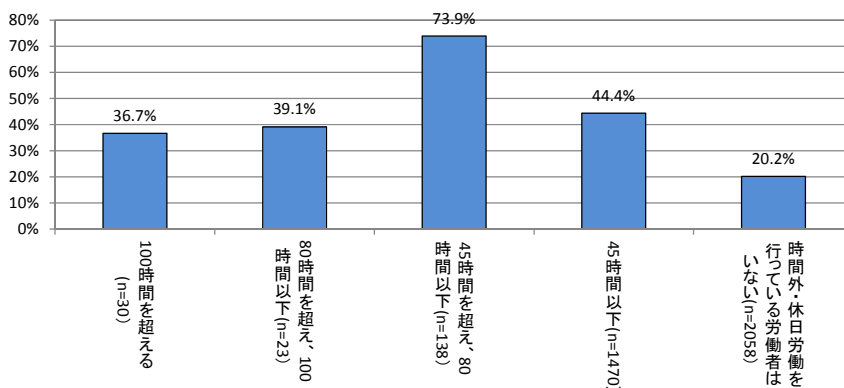


図 IV-27 時間外・休日労働時間別 パートタイム労働者の業務上の負傷・疾病が発生したことがある事業所割合

IV. 5 事業所調査 その他のクロス集計結果

事業所調査における、業種、事業所規模、満足度、労働時間以外のクロス集計結果を以下に示す。

IV. 5. 1 健康診断等を実施している事業所における規程の有無 (Q4)

パートタイム労働者を対象として健康診断等を実施している事業所(未回答事業所を除く)における、当該健康診断等の実施に関する明文化された規程の有無を見てみると、「定期健康診断」は「規程がある」と回答した事業所の割合が70%強であり、「長時間労働者に対する医師による面接の実施」「深夜業を含む業務等の特定業務に従事する労働者に対する健康診断」は50%弱であった。

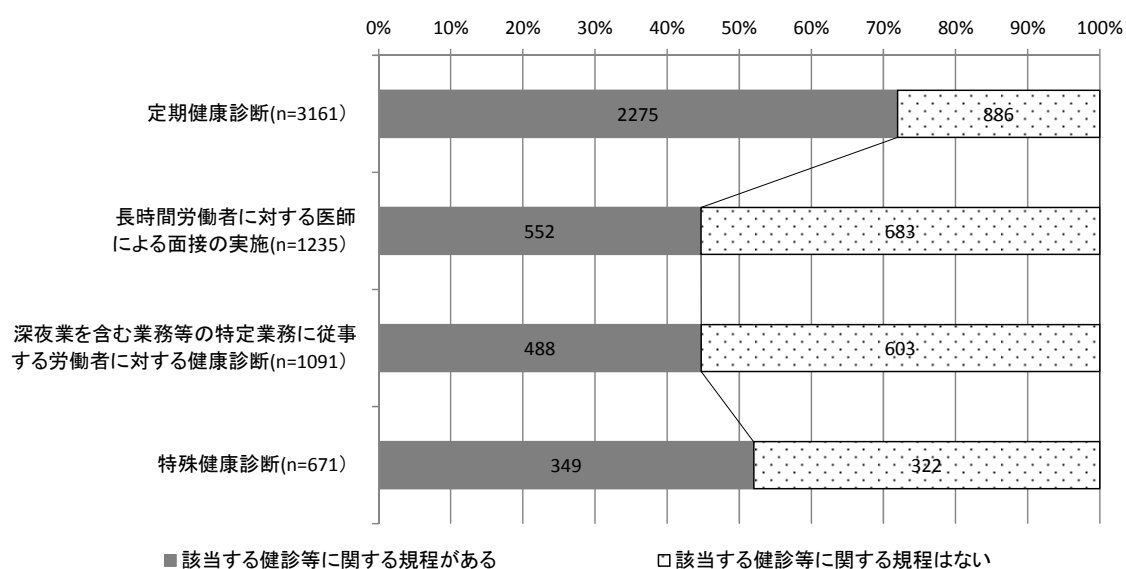


図 IV-28 健康診断等の実施事業所における規程の有無

IV. 5. 2 健康診断等に関する規程の有無別 健康診断等の実施有無 (Q5)

パートタイム労働者が在籍する事業所(未回答事業所を除く)について、パートタイム労働者への健康診断等の実施に関する規程の有無別に、健康診断等の実施状況を見てみると、「定期健康診断」については、規程ありの事業所の96%程度が定期健康診断を実施していた。また、規程なしの事業所においては、63%程度が定期健康診断を実施していた。

「長時間労働者に対する医師による面接の実施」については、規程ありの事業所の86%が医師による面接を実施していた。また、規程なしの事業所においては、22%程度が医師による面接を実施していた。

「深夜業を含む特定業務に従事する労働者に対する健康診断」については、規程ありの事業所の84%が実施していた。また、規程なしの事業所においては、19%程度が実施していた。

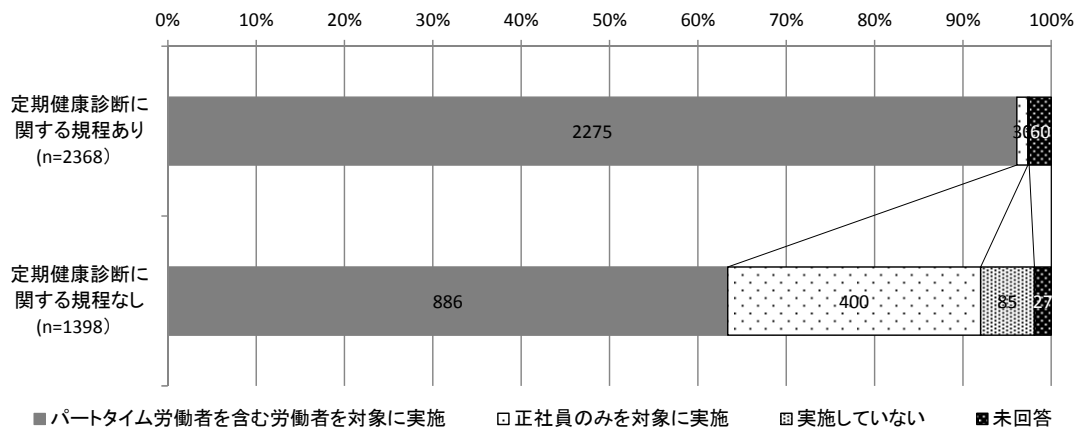


図 IV-29 規程の有無別 定期健康診の実施事業所割合

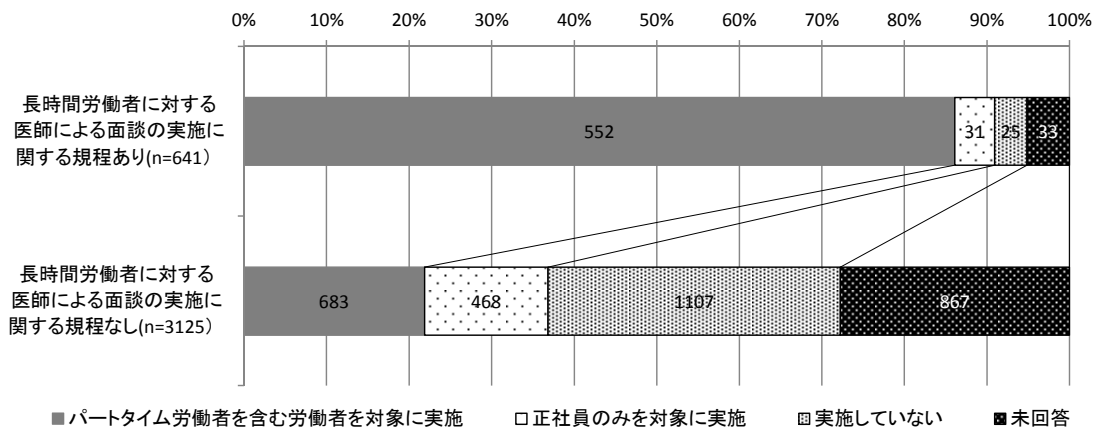


図 IV-30 規程の有無別 長時間労働者に対する医師による面接の実施事業所割合

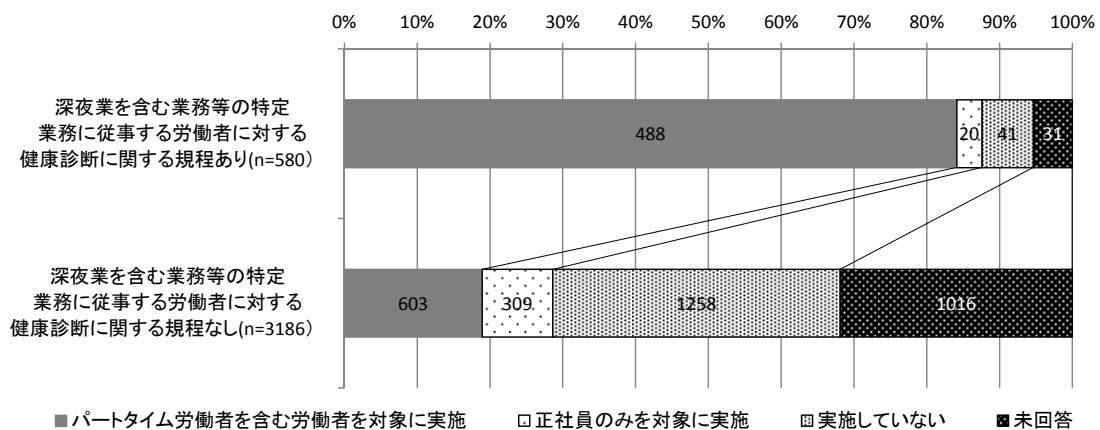


図 IV-31 規程の有無別 深夜業を含む業務等の特定業務に従事する労働者に対する健康診断の実施事業所割合

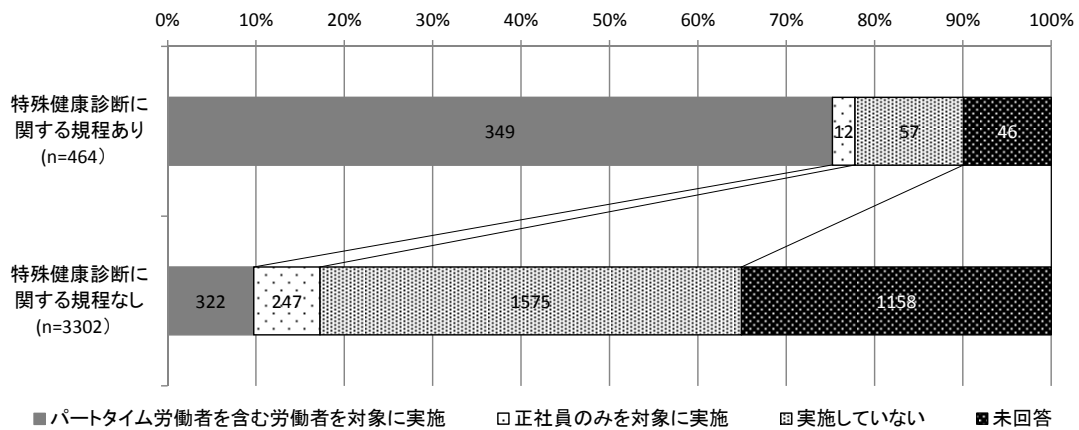


図 IV-32 規程の有無別 特殊健康診断の実施事業所割合

IV. 5. 3 深夜業従事者への定期健康診断の実施状況 (Q5)

深夜業を含む業務に従事するパートタイム労働者が在籍する事業所(未回答事業所を除く。n=600)における、深夜業を含む業務に従事する労働者への定期健康診断の実施割合は、71.3%であった。

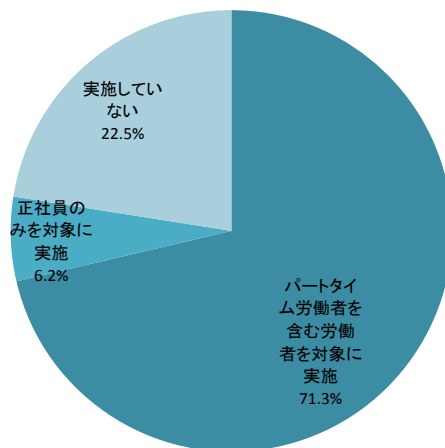


図 IV-33 深夜業を含む業務等の特定業務に従事する労働者に健康診断を実施している事業所割合 (n=600)

V. アンケート調査結果（労働者調査クロス集計）

V. 1 労働者調査 業種別クロス集計結果

業種別の各設問におけるクロス集計結果を以下に示す。

V. 1. 1 業種別 パートタイム労働者の年齢（Q3）

業種別（農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、業種未回答者を除く）にパートタイム労働者の年齢を確認すると、以下のとおりであった。

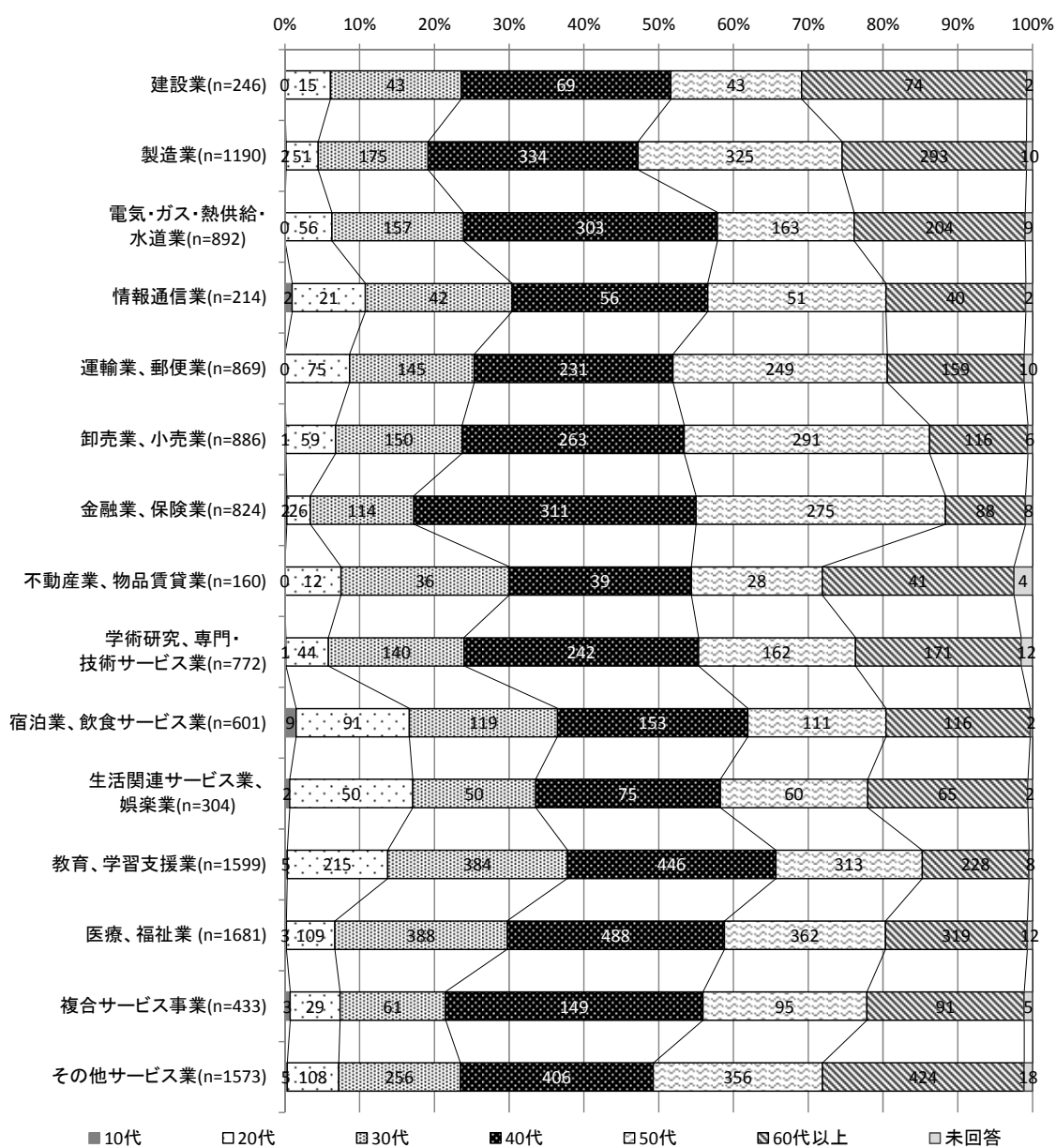


図 V-1 業種別 パートタイム労働者の年齢の割合

V. 1. 2 業種別 パートタイム労働者の勤続年数 (Q3)

業種別（農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、業種未回答者を除く）にパートタイム労働者の勤続年数を確認すると、以下のとおりであった。

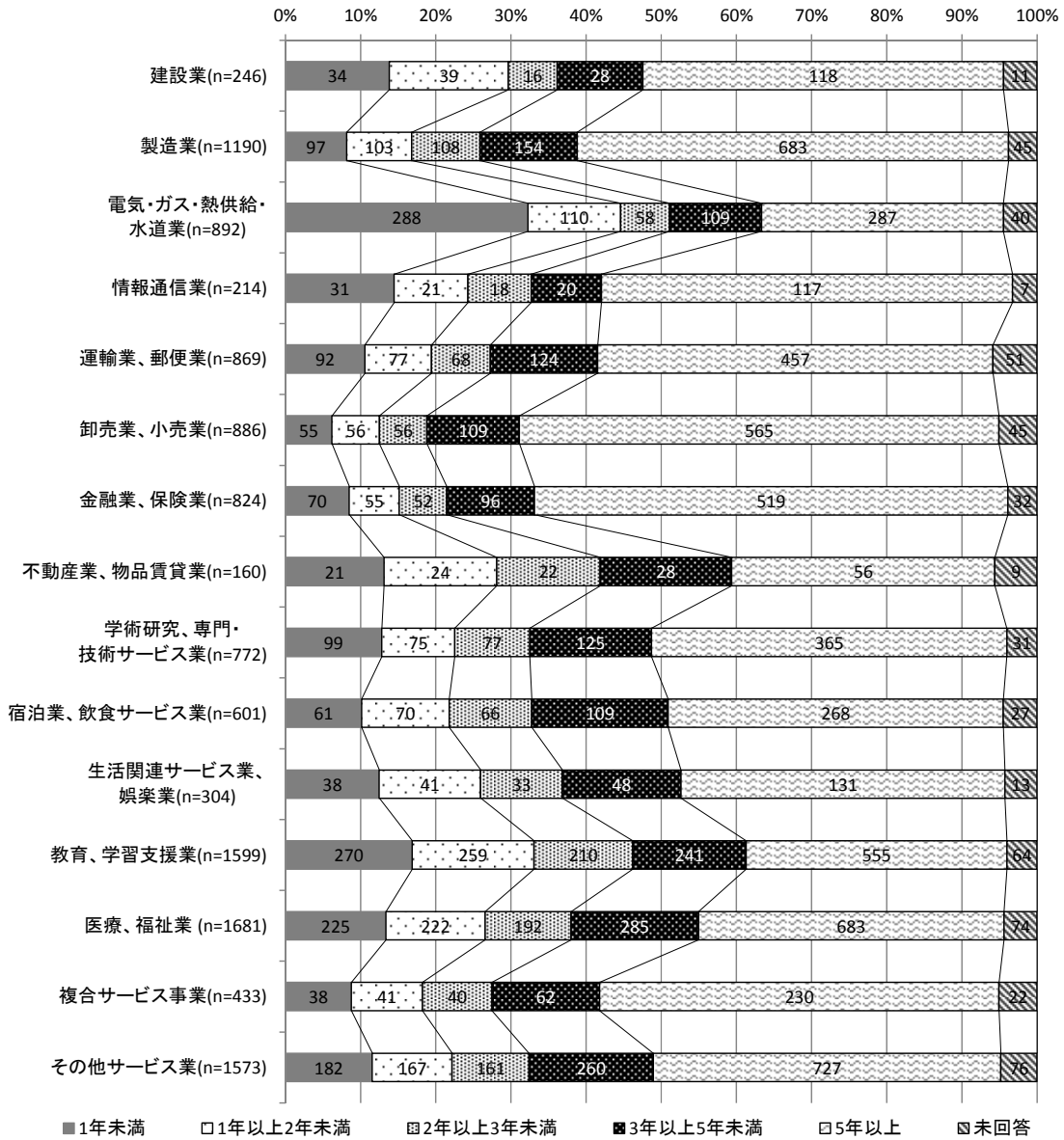


図 V-2 業種別 パートタイム労働者の勤続年数の割合

V. 1. 3 業種別 パートタイム労働者の実労働時間（Q4）

アンケート回答者（農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、業種未回答者を除く）の実労働時間は、「20 時間より長く 30 時間以下」の割合が高い業種が多かった。特に「電気・ガス・熱供給・水道業」では 6 割を超えていた。

なお、「40 時間より長く 50 時間以下」「50 時間より長い」は「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」などで割合が高かった。

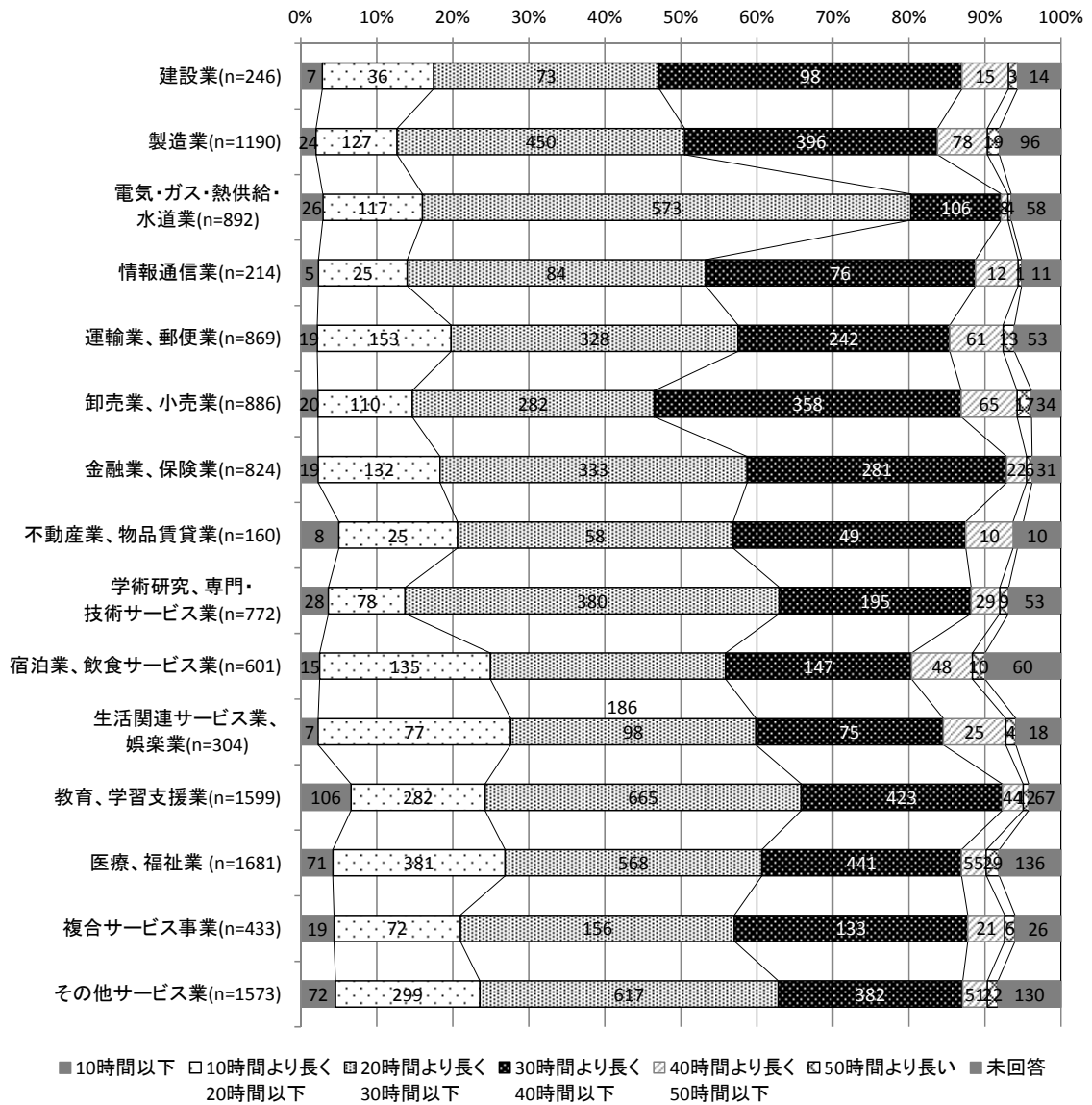


図 V-3 業種別 パートタイム労働者の実労働時間の割合

V. 1. 4 業種別 パートタイム労働者の所定外労働時間 (Q4)

アンケート回答者（農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、業種未回答者を除く）における、業種別の所定外労働時間は、すべての業種で「0時間」の割合が最も高く、50%を超えていた。

また、「0時間」と「10時間以下」を合わせた10時間以下の事業所の割合は、「宿泊業、飲食サービス業」以外で8割を超えていた。

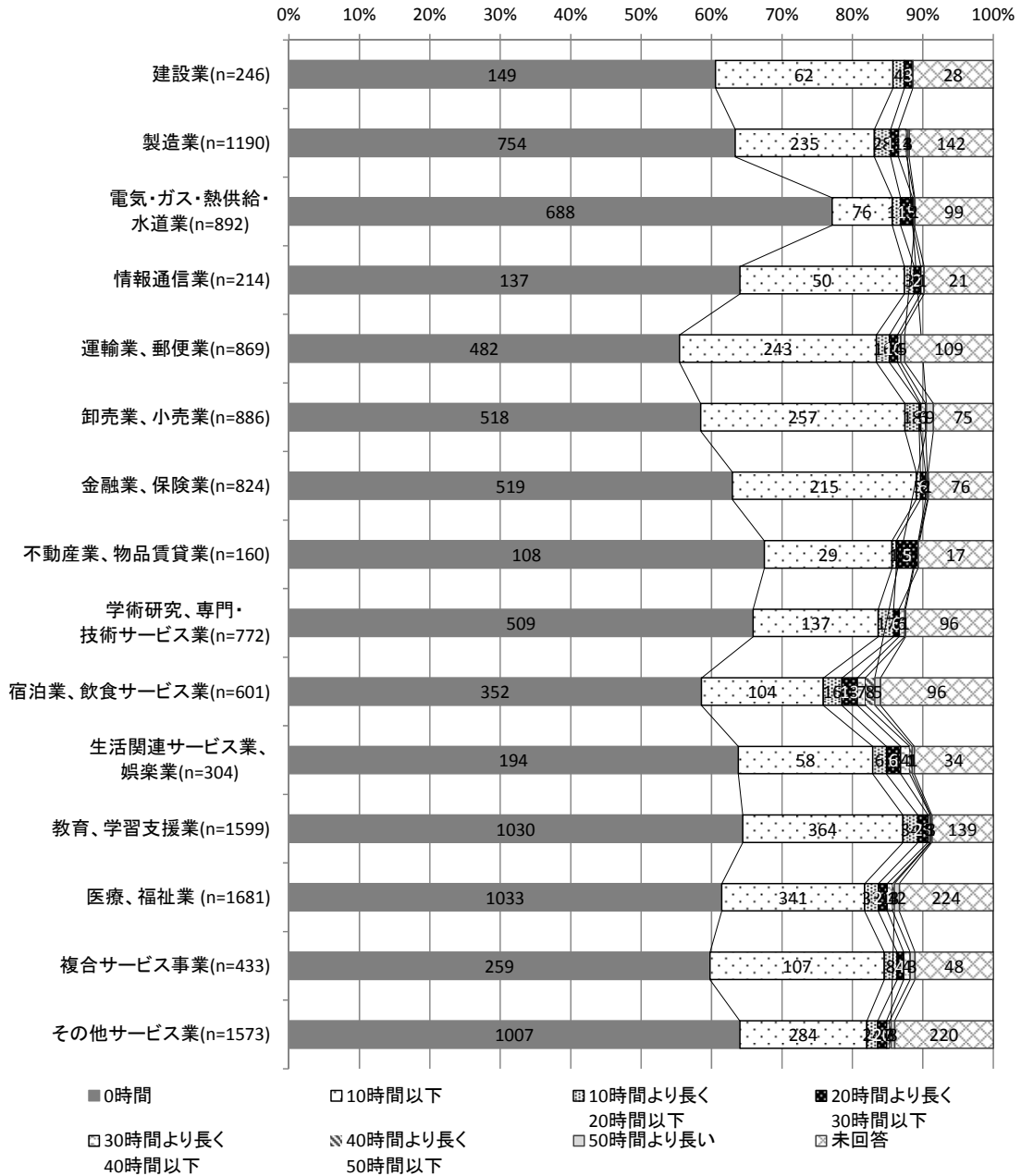


図 V-4 業種別 パートタイム労働者の所定外労働時間の割合

V. 1. 5 業種別 深夜勤務の実施有無 (Q6)

アンケート回答者（農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、業種未回答者を除く）における、深夜勤務の実施があるパートタイム労働者の割合は、「生活関連サービス業、娯楽業」「宿泊業、飲食サービス業」で10%を超えていた。次いで「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「その他サービス業」で6%程度であった。

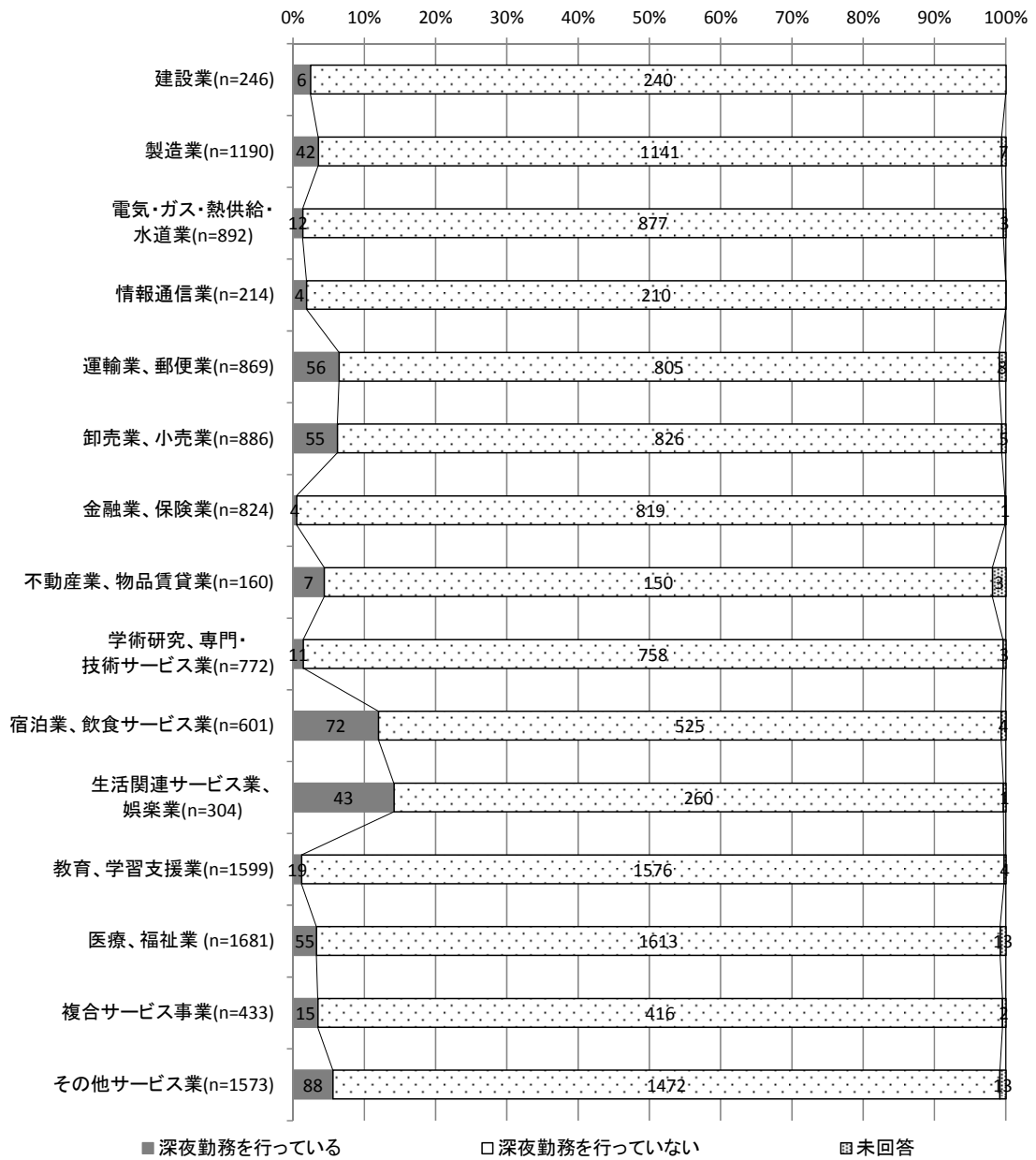


図 V-5 業種別 深夜勤務の実施割合

V. 1. 6 業種別 深夜勤務を行う一週間当たりの日数 (Q6-1)

深夜勤務の実施があるパートタイム労働者（農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、業種未回答者を除く）のうち、深夜勤務を行う一週間当たりの日数は、「6日以上」が「卸売業、小売業」においては2割、「宿泊業、飲食サービス業」においては1割を超えていた。

また「6日以上」「5日」を合わせた5日以上のパートタイム労働者は、「製造業」「卸売業、小売業」において5割を超えていた。

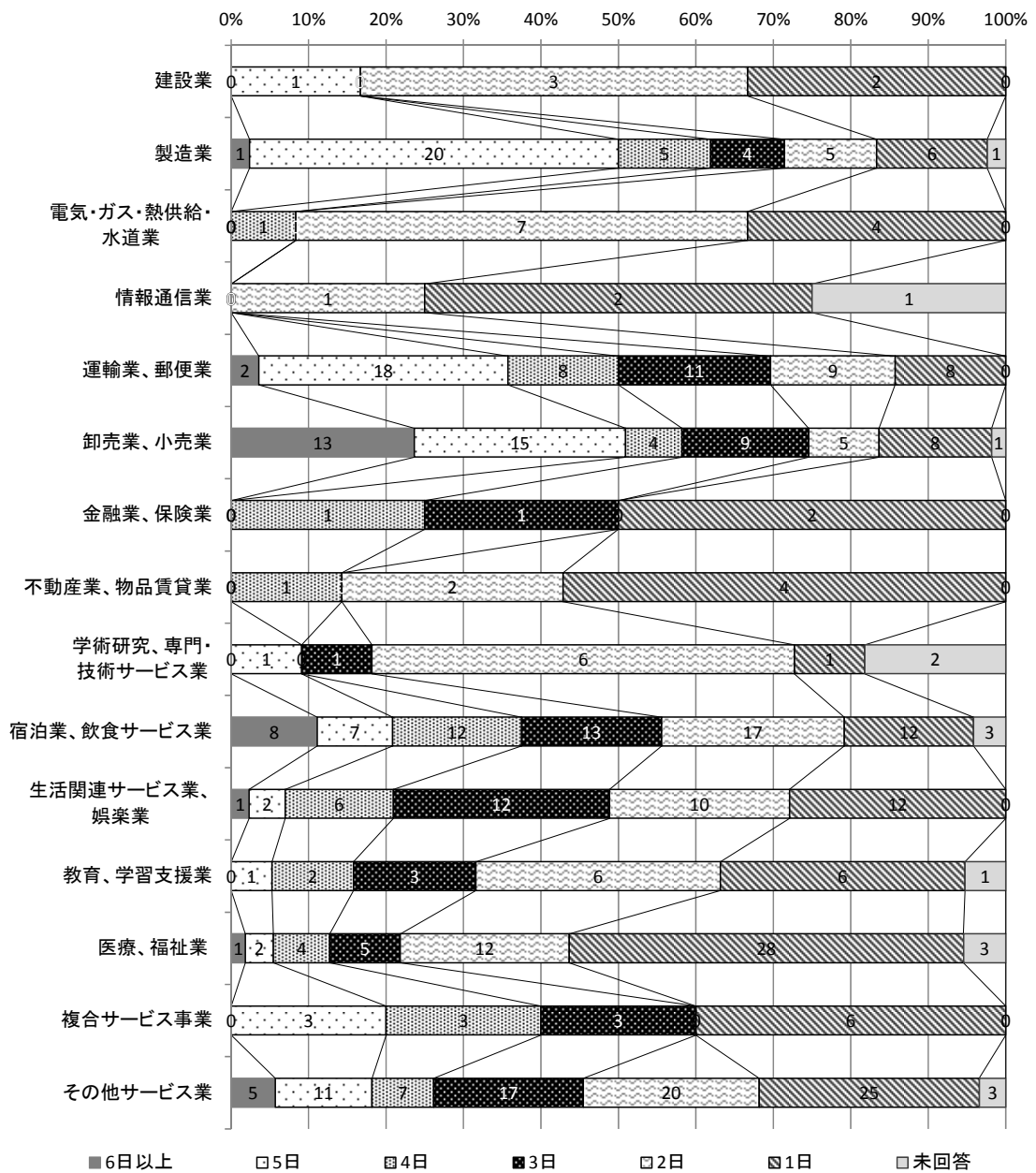


図 V-6 業種別 深夜勤務の実施があるパートタイム労働者のうち
深夜勤務を行う一週間当たりの日数の割合

V. 1. 7 業種別 健康診断等の実施状況 (Q9)

アンケート回答者（農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、業種未回答者を除く）における健康診断等の実施状況のうち、「入社時に実施する健康診断」については、「医療、福祉業」で「受診した」が 60.1%であり、その他の業種では 40%程度の業種が多かった。

ただし、「宿泊業、飲食サービス業」では 16.0%、「生活関連サービス業、娯楽業」では 20.4%、「複合サービス事業」では 25.6%と、他の業種に比べて受診割合が低かった。

また、「定期健康診断」の受診割合は、「製造業」「運輸業、郵便業」「金融業、保険業」「医療、福祉業」で 8 割を超えていた。一方で、「生活関連サービス業、娯楽業」は 51.0%、「宿泊業、飲食サービス業」は 51.7%であり、受診割合が低かった。

「長時間労働者に対する医師による面接」については、「受診した」と「受診する機会があったが受診していない」を合せた、受診する機会があったパートタイム労働者の割合は、「運輸業、郵便業」「不動産業、物品賃貸業」で他の業種に比べて高かった。さらに「不動産業、物品賃貸業」では、「受診する機会があったが受診していない」の割合が他の業種に比べて高かった。

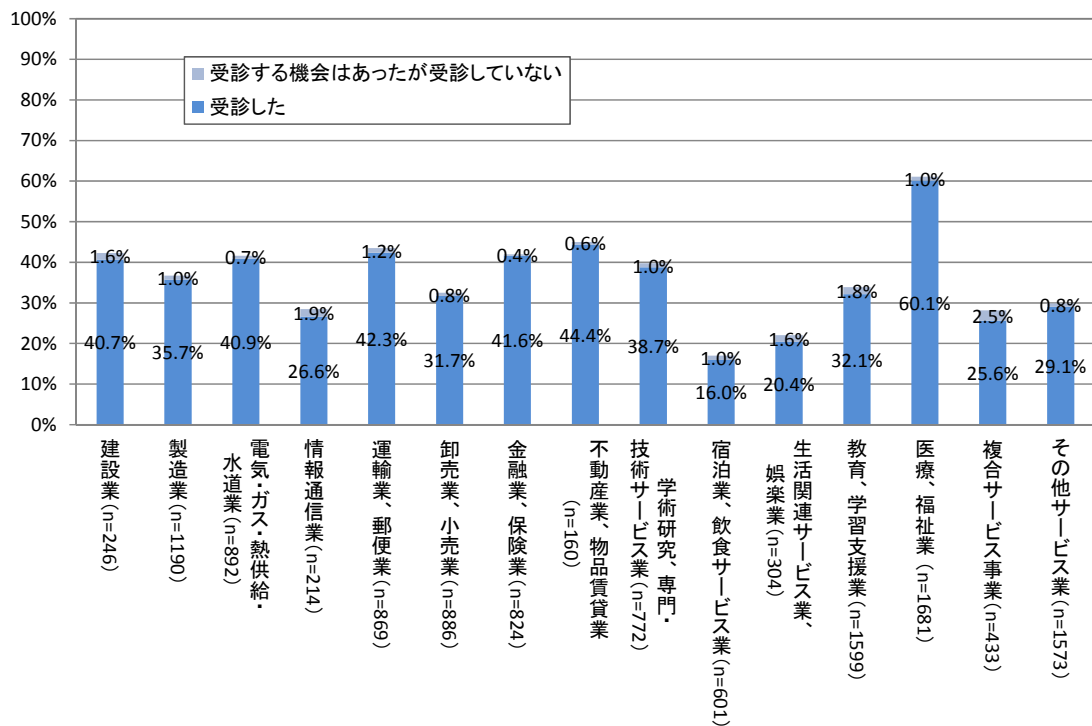


図 V-7 業種別 入社時の健康診断の受診割合

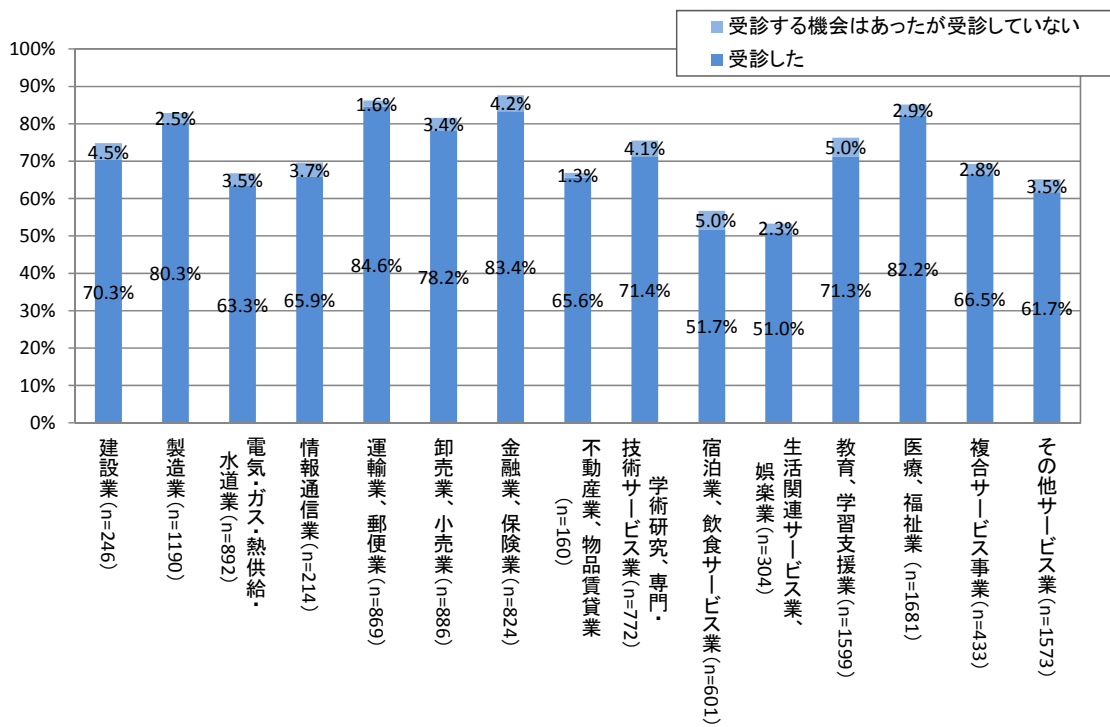


図 V-8 業種別 定期健康診断の受診割合

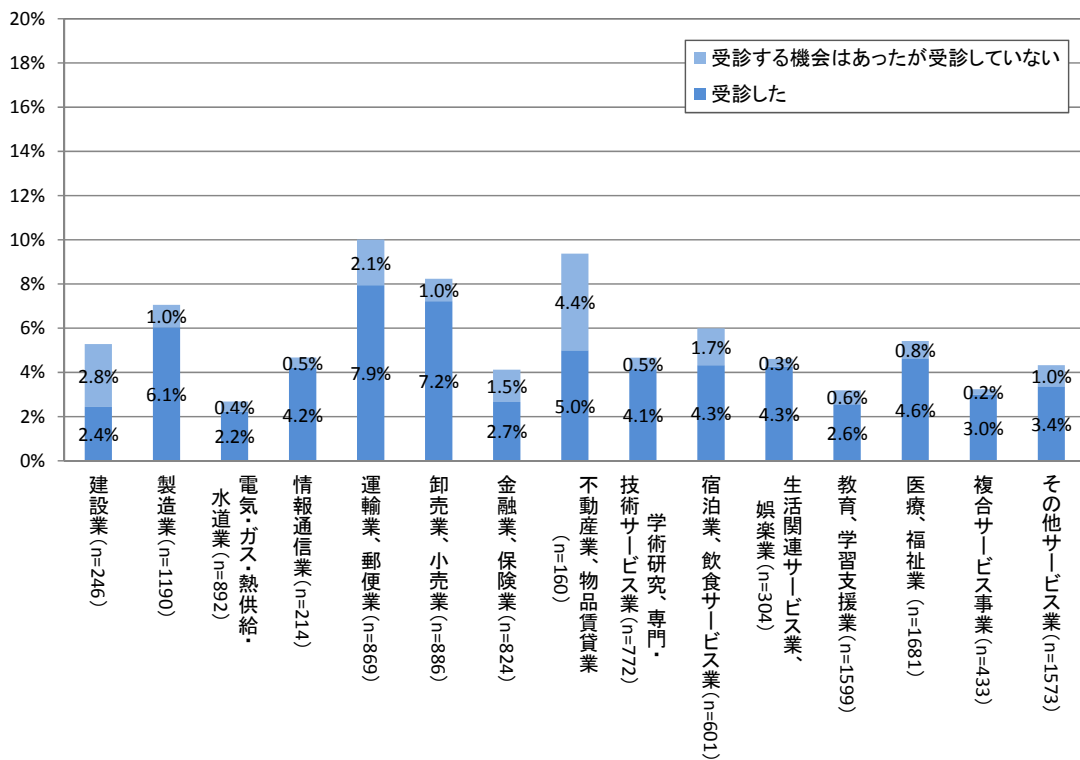


図 V-9 業種別 長時間労働者に対する医師による面接の受診割合

V. 1. 8 業種別 健康診断における所見（異常）の有無、再検査・治療の受診状況（Q9-1～3）

いずれかの健康診断等を受診したと回答したパートタイム労働者（農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、業種未回答者を除く）において、業種別に見た健康診断における所見の有無は、大部分の業種で50%前後であった。

有所見者において再検査や治療が必要であった割合は、「学術研究、専門・技術サービス業」において59.2%と最も高かった。一方、「運輸業、郵便業」は43.6%と低かった。

再検査や治療が必要であった者のうち、再検査、治療を受けた割合は、「建設業」「金融業、保険業」で90%を超えていたが、「情報通信業」「複合サービス事業」は80%を下回った。

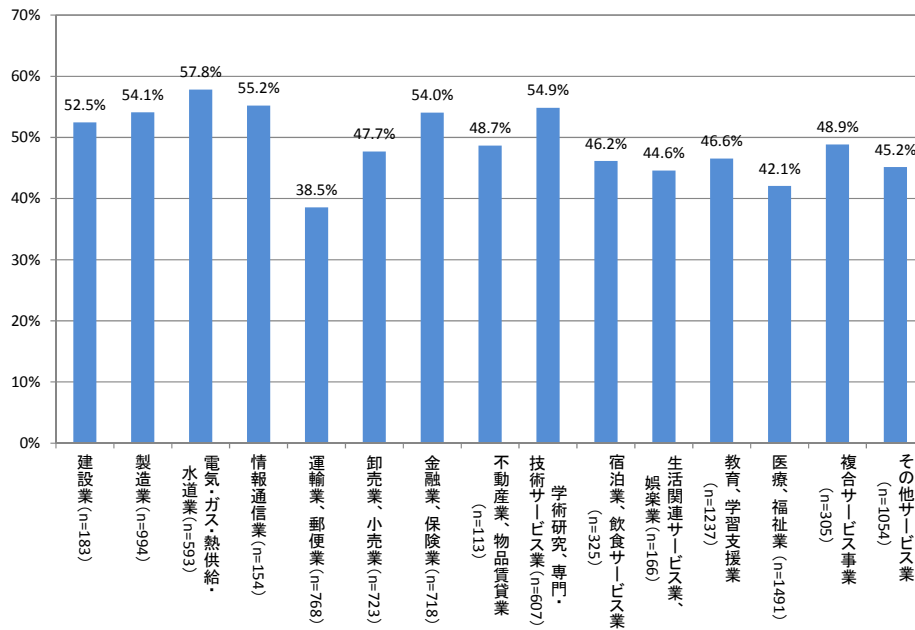


図 V-10 業種別 健康診断における有所見（異常あり）の割合

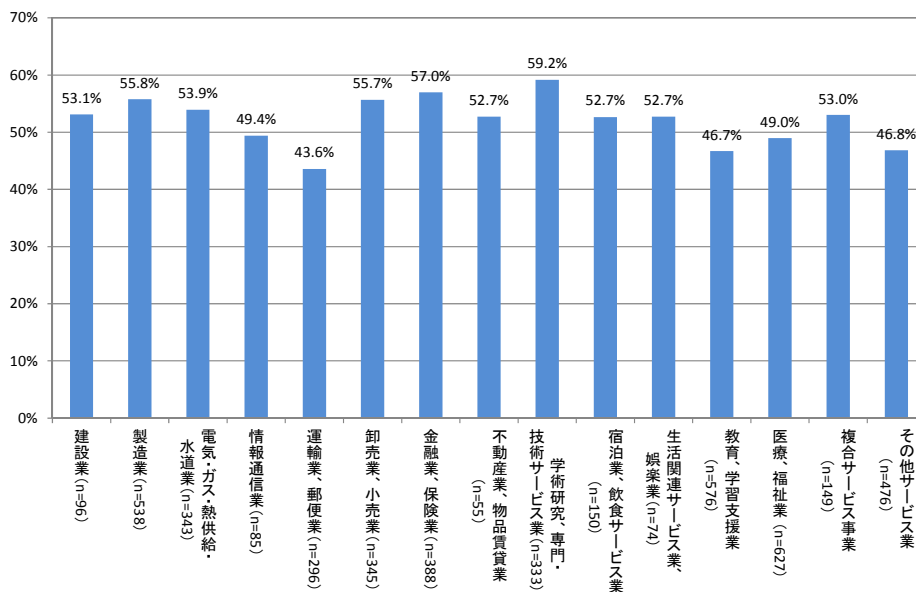


図 V-11 業種別 健康診断の有所見者における要再検査・治療となった割合

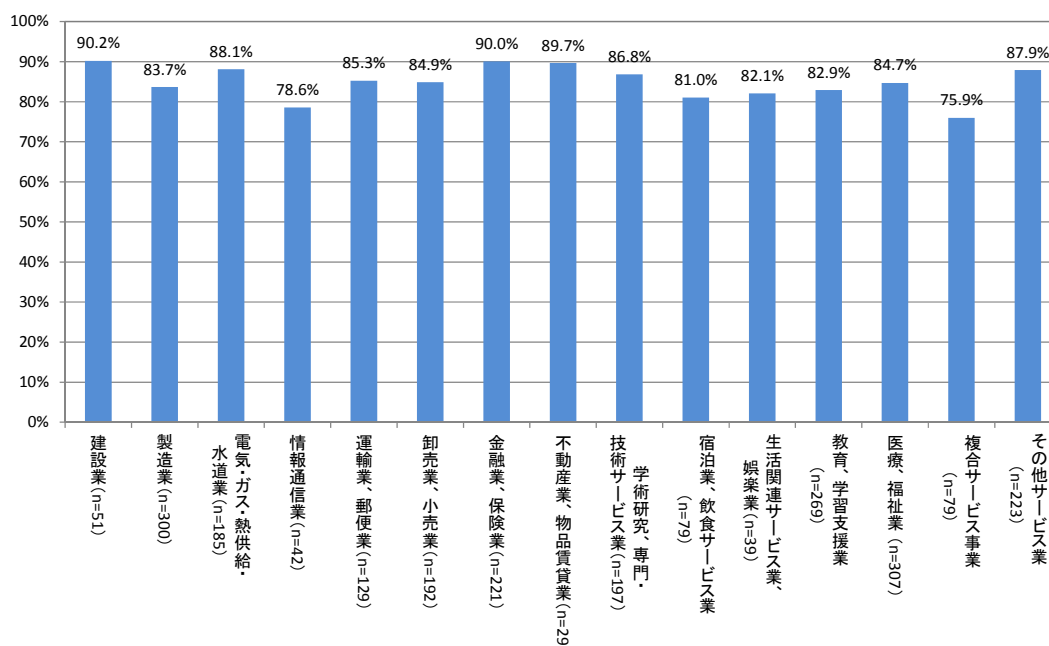


図 V-12 業種別 要再検査・治療となった者の再検査・治療の受診割合

V. 1. 9 業種別 業務上の負傷・疾病の発生状況 (Q10)

アンケート回答者（農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、業種未回答者を除く）における、業種別に見た、業務上の負傷の発生割合は、「宿泊業、飲食サービス業」での発生割合が最も高く 20.8%、次いで「生活関連サービス業、娯楽業」で 17.8%であった。一方、負傷の発生割合が低いのは、「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」であった。

また、疾病の発生割合は、多くの業種が 2%程度であるのに対して、「医療、福祉業」が最も高く 4.2%、次いで「運輸業、郵便業」で 3.3%であった。

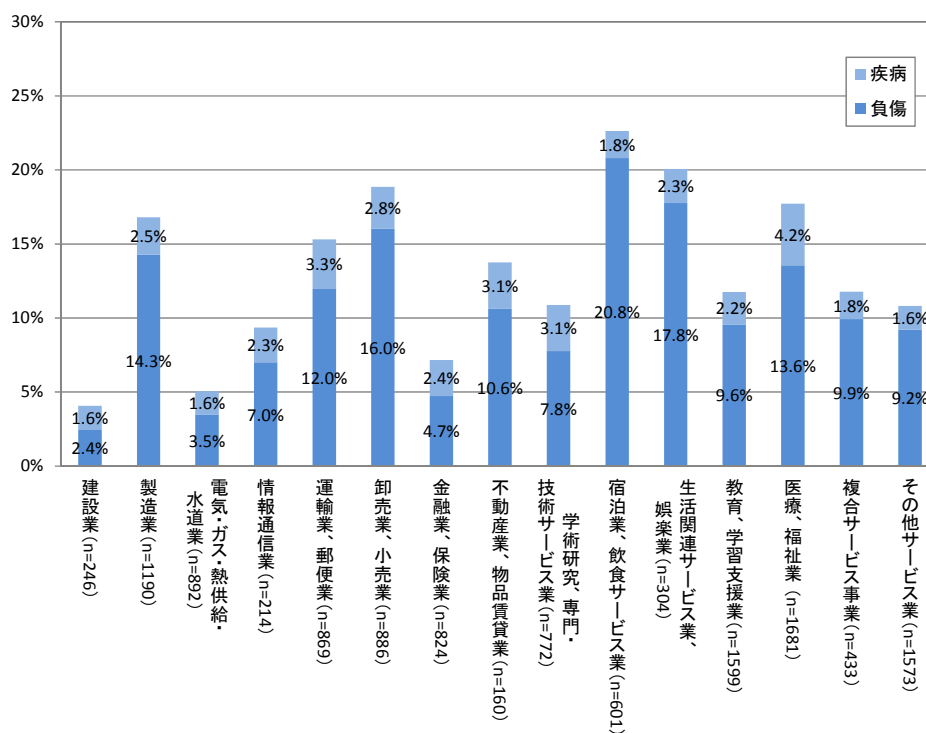


図 V-13 業種別 業務上の負傷・疾病の発生割合

V. 1. 10 業種別 業務上の負傷・疾病の内容 (Q10-1)

業務上の負傷・疾病の経験があるパートタイム労働者（農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、業種未回答者を除く）における、負傷・疾病の内容は、「建設業」以外の業種で「切創（切り傷）」の割合が最も高かった。また、次いで発生割合が高いのは「打撲」であった。

表 V-1 業種別 業務上の負傷・疾病の内容のうち割合の多いもの（複数回答）

| 業種 | 最も割合が高いもの | | 2番目に割合が高いもの | | 3番目に割合が高いもの | |
|------------------------|------------------|----------------|------------------|---------------|--------------------------------|---------------|
| 建設業 (n=10) | 急性腰痛症 (ぎっくり腰) | 3 (30.0%) | 切創(切り傷) | 2 (20.0%) | 骨折、打撲、疾病(メンタル不調を除く)、メンタル不調・鬱病等 | 1 (10.0%) |
| 製造業 (n=200) | 切創(切り傷) | 112 (56.0%) | 打撲 | 58 (29.0%) | 腱鞘炎 | 37 (18.5%) |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 (n=45) | 切創(切り傷) | 14 (31.1%) | 打撲 | 12 (26.7%) | 捻挫 | 10 (22.2%) |
| 情報通信業 (n=20) | 切創(切り傷) | 12 (60.0%) | 打撲 | 6 (30.0%) | 腱鞘炎 | 3 (15.0%) |
| 運輸業、郵便業 (n=133) | 切創(切り傷) | 67 (50.4%) | 打撲 | 53 (39.8%) | 急性腰痛症 (ぎっくり腰) | 35 (26.3%) |
| 卸売業、小売業 (n=167) | 切創(切り傷) | 82 (49.1%) | 打撲 | 49 (29.3%) | 急性腰痛症 (ぎっくり腰) | 35 (21.0%) |
| 金融業、保険業 (n=59) | 切創(切り傷) | 14 (23.7%) | 急性腰痛症 (ぎっくり腰) | 12 (20.3%) | 腱鞘炎 | 7 (11.9%) |
| 不動産業、物品賃貸業 (n=22) | 切創(切り傷) | 8 (36.4%) | 打撲 | 6 (27.3%) | 腱鞘炎 | 5 (22.7%) |
| 学術研究、専門・技術サービス業 (n=84) | 切創(切り傷) | 34 (40.5%) | 急性腰痛症 (ぎっくり腰) | 14 (16.7%) | 打撲 | 11 (13.1%) |
| 宿泊業、飲食サービス業 (n=136) | 切創(切り傷) | 80 (58.8%) | 火傷 | 56 (41.2%) | 打撲 | 27 (19.9%) |
| 生活関連サービス業、娯楽業 (n=61) | 切創(切り傷) | 24 (39.3%) | 急性腰痛症 (ぎっくり腰) | 16 (26.2%) | 打撲 | 11 (18.0%) |
| 教育、学習支援業 (n=188) | 切創(切り傷) | 83 (44.1%) | 打撲 | 46 (24.5%) | 火傷、急性腰痛症 (ぎっくり腰) | 28 (14.9%) |
| 医療、福祉業 (n=298) | 切創(切り傷) | 86 (28.9%) | 急性腰痛症 (ぎっくり腰) | 95 (31.9%) | 打撲 | 55 (18.5%) |
| 複合サービス事業 (n=51) | 切創(切り傷) | 26 (51.0%) | 打撲 | 16 (31.4%) | 急性腰痛症 (ぎっくり腰) | 15 (29.4%) |
| その他サービス業 (n=170) | 切創(切り傷) | 65 (38.2%) | 急性腰痛症 (ぎっくり腰) | 44 (25.9%) | 打撲 | 40 (23.5%) |

上段：件数、下段括弧内：割合

V. 1. 11 業種別 業務上の負傷・疾病の発生理由 (Q10-2)

業務上の負傷・疾病の経験があるパートタイム労働者（農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、業種未回答者を除く）における、負傷・疾病の発生理由うち、割合が高い理由は、「動作の反動・無理な動作」であった業種は 11 業種あった。また、次いで割合が高かったのは、「切れ・こすれ」「転倒」であった。

表 V-2 業種別 業務上の負傷・疾病の発生理由のうち割合の多いもの（複数回答）

| 業種 | 最も割合が高いもの | 2 番目に割合が高いもの | 3 番目に割合が高いもの |
|-----------------------|--------------------------------------|---|----------------------------|
| 建設業 (n=10) | 動作の反動・無理な動作 2 (20.0%) | ・動作の反動・無理な動作 ・はさまれ・巻き込まれ ・飛来・落下 1 (10.0%) | - |
| 製造業 (n=200) | 動作の反動・無理な動作 57 (28.5%) | 切れ・こすれ 49 (24.5%) | 転倒 30 (15.0%) |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 (n=45) | ・転倒 ・動作の反動・無理な動作 12 (26.7%) | | 切れ・こすれ 6 (13.3%) |
| 情報通信業 (n=20) | 切れ・こすれ 9 (45.0%) | ・動作の反動・無理な動作 ・はさまれ・巻き込まれ 2 (10.0%) | - |
| 運輸業、郵便業 (n=133) | 切れ・こすれ 34 (25.6%) | 動作の反動・無理な動作 33 (24.8%) | 転倒 30 (22.6%) |
| 卸売業、小売業 (n=167) | 動作の反動・無理な動作 48 (28.7%) | 切れ・こすれ 47 (28.1%) | 転倒 29 (17.4%) |
| 金融業、保険業 (n=59) | 動作の反動・無理な動作 11 (18.6%) | 転倒 9 (15.3%) | 切れ・こすれ 4 (6.8%) |
| 不動産業、物品賃貸業 (n=22) | 動作の反動・無理な動作 6 (27.3%) | 転倒 4 (18.2%) | 切れ・こすれ 3 (13.6%) |
| 学術研究、専門・術サービス業 (n=84) | 切れ・こすれ 24 (28.6%) | 動作の反動・無理な動作 23 (27.4%) | 転倒 9 (10.7%) |
| 宿泊業、飲食サービス業 (n=136) | 切れ・こすれ 44 (32.4%) | 動作の反動・無理な動作 42 (30.9%) | 転倒 17 (12.5%) |
| 生活関連サービス業、娯楽業 (n=61) | 動作の反動・無理な動作 28 (45.9%) | 切れ・こすれ 8 (13.1%) | 転倒 6 (9.8%) |
| 教育、学習支援業 (n=188) | 動作の反動・無理な動作 46 (24.5%) | 転倒 37 (19.7%) | 切れ・こすれ 34 (18.1%) |
| 医療、福祉業 (n=298) | 動作の反動・無理な動作 106 (35.6%) | 切れ・こすれ 33 (11.1%) | 転倒 28 (9.4%) |
| 複合サービス事業 (n=51) | 動作の反動・無理な動作 15 (29.4%) | 切れ・こすれ 9 (17.6%) | はさまれ・巻き込まれ 8 (15.7%) |
| その他サービス業 (n=170) | 動作の反動・無理な動作 50 (29.4%) | 転倒 36 (21.2%) | 切れ・こすれ 32 (18.8%) |

上段：件数、下段括弧内：割合

V. 1. 12 業種別 業務上の負傷・疾病の勤務先への申し出有無 (Q10-3)

業務上の負傷・疾病の経験があるパートタイム労働者（農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、業種未回答者を除く）における、勤務先に申し出た割合は、「建設業」が最も高く、「生活関連サービス業、娯楽業」が最も低かった。

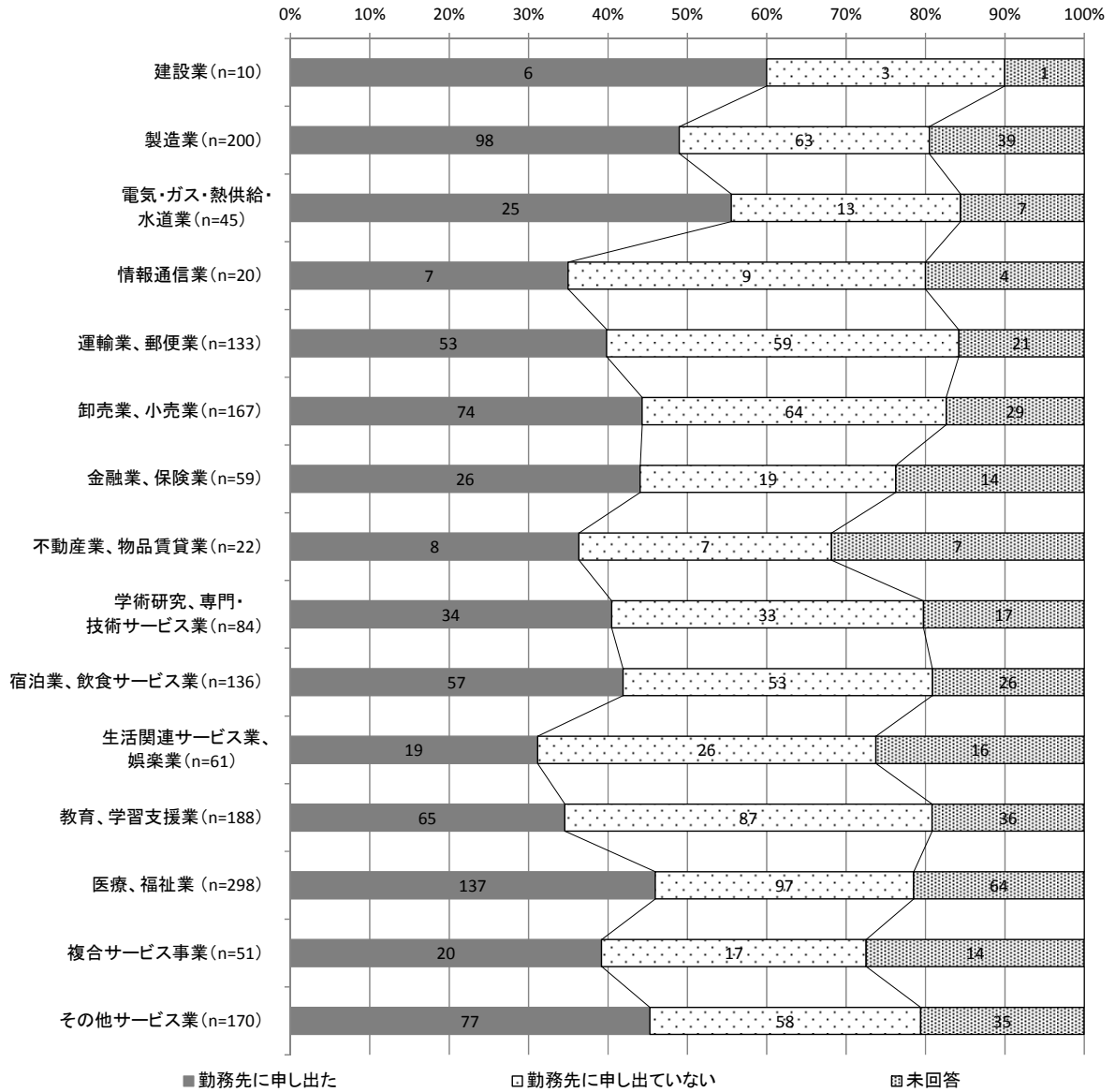


図 V-14 業種別 業種別 業務上の負傷・疾病の勤務先への申し出有無の割合

V. 1. 13 業種別 業務上の負傷・疾病を勤務先に申し出なかった理由 (Q10-4)

業務上の負傷・疾病を経験し、勤務先に申し出なかったパートタイム労働者（農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、業種未回答者を除く）における、業務上の負傷・疾病の発生を勤務先に申し出なかった理由は、すべての業種において「大したけが・病気ではなかったから」の割合が最も高かった。次いで多いのは「自分が悪かった（けが・病気の原因を自分で作った）から」が続いた。

表 V-3 業種別 業務上の負傷・疾病を勤務先に申し出なかった理由のうち割合の多いもの（複数回答）

| 業種 | 最も割合が高いもの | 2番目に割合が高いもの | 3番目に割合が高いもの |
|------------------------|-------------------------------|---------------|---|
| 建設業 (n=3) | ・大したけが・病気ではなかったから ・特に理由はない | 1 (33.3%) | - |
| 製造業 (n=63) | 大したけが・病気ではなかったから | 45 (71.4%) | 自分が悪かった(けが・病気の原因を自分で作った)から 12 (19.0%) |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 (n=13) | 大したけが・病気ではなかったから | 6 (46.2%) | 自分が悪かった(けが・病気の原因を自分で作った)から 3 (23.1%) |
| 情報通信業 (n=9) | 大したけが・病気ではなかったから | 9 (100.0%) | 自分が悪かった(けが・病気の原因を自分で作った)から 2 (22.2%) |
| 運輸業、郵便業 (n=59) | 大したけが・病気ではなかったから | 40 (67.8%) | 自分が悪かった(けが・病気の原因を自分で作った)から 11 (18.6%) |
| 卸売業、小売業 (n=64) | 大したけが・病気ではなかったから | 45 (70.3%) | 自分が悪かった(けが・病気の原因を自分で作った)から 16 (25.0%) |
| 金融業、保険業 (n=19) | 大したけが・病気ではなかったから | 14 (73.7%) | 自分が悪かった(けが・病気の原因を自分で作った)から 3 (15.8%) |
| 不動産業、物品賃貸業 (n=7) | 大したけが・病気ではなかったから | 6 (85.7%) | 申し出ることを思いつかなかったから 2 (28.6%) |
| 学術研究、専門・技術サービス業 (n=33) | 大したけが・病気ではなかったから | 19 (57.6%) | 自分が悪かった(けが・病気の原因を自分で作った)から 8 (24.2%) |
| 宿泊業、飲食サービス業 (n=53) | 大したけが・病気ではなかったから | 39 (73.6%) | 自分が悪かった(けが・病気の原因を自分で作った)から 13 (24.5%) |
| 生活関連サービス業、娯楽業 (n=26) | 大したけが・病気ではなかったから | 16 (61.5%) | 会社に迷惑がかかると思ったから 6 (23.1%) |
| 教育、学習支援業 (n=87) | 大したけが・病気ではなかったから | 57 (65.5%) | 自分が悪かった(けが・病気の原因を自分で作った)から 20 (23.0%) |
| 医療、福祉業 (n=97) | 大したけが・病気ではなかったから | 66 (68.0%) | 自分が悪かった(けが・病気の原因を自分で作った)から 28 (28.9%) |
| 複合サービス事業 (n=17) | 大したけが・病気ではなかったから | 11 64.7% | 自分が悪かった(けが・病気の原因を自分で作った)から 7 41.2% |
| その他サービス業 (n=58) | 大したけが・病気ではなかったから | 44 (75.9%) | 自分が悪かった(けが・病気の原因を自分で作った)から 14 (24.1%) |

上段：件数、下段括弧内：割合

V. 1. 14 業種別 掛け持ちの有無 (Q11)

アンケート回答者（農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、業種未回答者を除く）のうち、掛け持ちしているパートタイム労働者の割合は、「教育、学習支援業」で最も高く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」などで割合が高かった。

一方、「金融業、保険業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「製造業」などの割合が低かった。

なお、すべての業種で掛け持ちをしているパートタイム労働者が確認された。

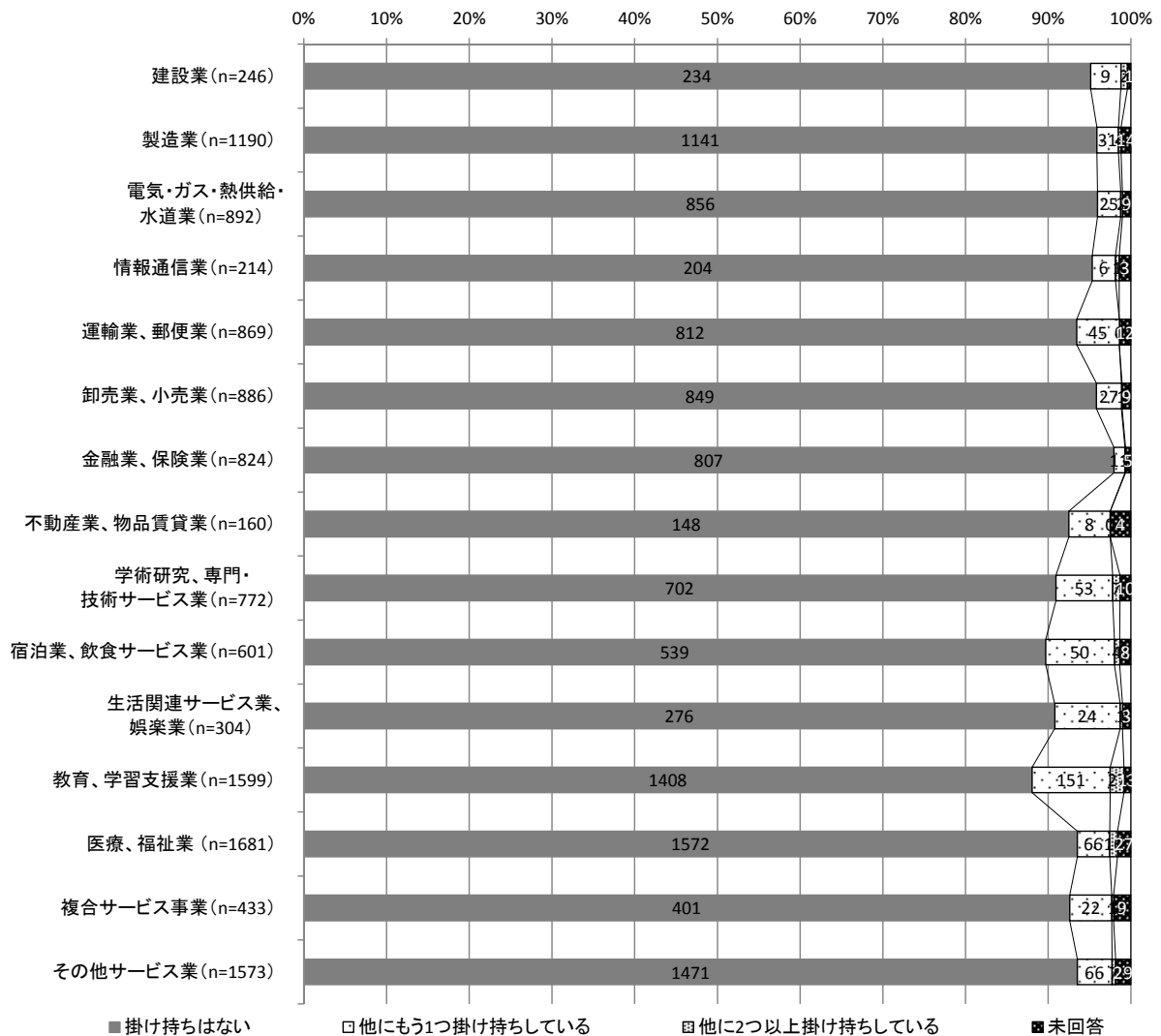


図 V-15 業種別 掛け持ちしているパートタイム労働者の割合

V. 1. 15 業種別 事業所における健康管理の取組実施状況（Q14）

アンケート回答者（農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、業種未回答者を除く）が勤務する事業所における健康管理の取組のうち、パートタイム労働者を対象として実施している割合が高いのは「健康相談」「職場体操」などであった。

表 V-4 業種別 事業所における健康管理の取組のうち実施割合の高いもの（複数回答）

| 業種 | 最も割合が高いもの | | 2番目に割合が高いもの | | 3番目に割合が高いもの | |
|--------------------------|---------------------|----------------|--------------|----------------|--|----------------|
| 建設業 (n=246) | 職場体操 | 85 (34.6%) | 健康相談 | 68 (27.6%) | 職場外スポーツクラブ等の利用補助の実施 | 35 (14.2%) |
| 製造業 (n=1190) | 職場体操 | 425 (35.7%) | 健康相談 | 306 (25.7%) | 職場内スポーツ大会の実施 | 255 (21.4%) |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 (n=892) | 職場体操 | 300 (33.6%) | 健康相談 | 280 (31.4%) | 職場内スポーツ大会の実施 | 188 (21.1%) |
| 情報通信業 (n=214) | 健康相談 | 52 (24.3%) | 職場体操 | 24 (11.2%) | 職場内スポーツ大会の実施 | 24 (11.2%) |
| 運輸業、郵便業 (n=869) | 健康相談 | 325 (37.4%) | 職場体操 | 267 (30.7%) | 職場内スポーツ大会の実施 | 95 (10.9%) |
| 卸売業、小売業 (n=886) | 職場外スポーツクラブ等の利用補助の実施 | 199 (22.5%) | 健康相談 | 167 (18.8%) | 職場外スポーツクラブ等の利用補助の実施 | 99 (11.2%) |
| 金融業、保険業 (n=824) | 健康相談 | 277 (33.6%) | 職場内スポーツ大会の実施 | 149 (18.1%) | 職場体操 | 124 (15.0%) |
| 不動産業、物品賃貸業(n=160) | 健康相談 | 25 (15.6%) | 職場体操 | 19 (11.9%) | 職場外スポーツクラブ等の利用補助の実施 | 18 (11.3%) |
| 学術研究、専門・技術サービス業(n=772) | 健康相談 | 256 (33.2%) | 職場内スポーツ大会の実施 | 218 (28.2%) | 職場体操 | 117 (15.2%) |
| 宿泊業、飲食サービス業 (n=601) | 健康相談 | 59 (9.8%) | 職場内スポーツ大会の実施 | 49 (8.2%) | ・職場内スポーツクラブ・同好会の設置 ・職場外スポーツクラブ等の利用補助の実施 | 24 (4.0%) |
| 生活関連サービス業、娯楽業 (n=304) | 職場体操 | 38 (12.5%) | 職場内スポーツ大会の実施 | 32 (10.5%) | 健康相談 | 29 (9.5%) |
| 教育、学習支援業(n=1599) | 健康相談 | 398 (24.9%) | 職場内スポーツ大会の実施 | 244 (15.3%) | 職場内スポーツクラブ・同好会の設置 | 213 (13.3%) |
| 医療、福祉業 (n=1681) | 職場内スポーツクラブ・同好会の設置 | 263 (15.6%) | 健康相談 | 261 (15.5%) | 職場内スポーツ大会の実施 | 258 (15.3%) |
| 複合サービス事業(n=433) | 健康相談 | 65 (15.0%) | 職場体操 | 51 (11.8%) | 職場内スポーツ大会の実施 | 55 (12.7%) |
| その他サービス業(n=1573) | 職場体操 | 275 (17.5%) | 健康相談 | 273 (17.4%) | 職場内スポーツ大会の実施 | 206 (13.1%) |

上段：件数、下段括弧内：割合

V. 1. 16 業種別 事業所におけるメンタルヘルスケアの取組実施状況 (Q15)

アンケート回答者（農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、業種未回答者を除く）が勤務する事業所における、メンタルヘルスケアの取組で実施割合が高かったのは、「労働者からの相談対応体制整備」「労働者への教育研修・情報提供」などであった。

表 V-5 業種別 事業所におけるメンタルヘルスケアの取組のうち実施割合の高いもの
(複数回答)

| 業種 | 最も割合が高いもの | | 2番目に割合が高いもの | | 3番目に割合が高いもの | |
|-------------------------|--|----------------|----------------|----------------|------------------|----------------|
| 建設業 (n=246) | 労働者への教育研修・情報提供 | 75 (30.5%) | 職場環境等の評価・改善 | 72 (29.3%) | 労働者からの相談対応体制整備 | 59 (24.0%) |
| 製造業 (n=1190) | 労働者への教育研修・情報提供 | 336 (28.2%) | 労働者からの相談対応体制整備 | 286 (24.0%) | 労働者への教育研修・情報提供 | 277 (23.3%) |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 (n=892) | 労働者からの相談対応体制整備 | 330 (37.0%) | 職場復帰における支援 | 290 (32.5%) | 職場環境等の評価・改善 | 287 (32.2%) |
| 情報通信業 (n=214) | ・職場環境等の評価・改善 ・労働者からの相談対応体制整備 ・職場復帰における支援 | 55 (25.7%) | 同左 | | 同左 | |
| 運輸業、郵便業 (n=869) | 労働者からの相談対応体制整備 | 263 (30.3%) | 職場環境等の評価・改善 | 224 (25.8%) | 労働者への教育研修・情報提供 | 206 (23.7%) |
| 卸売業、小売業 (n=886) | 労働者からの相談対応体制整備 | 257 (29.0%) | 職場復帰における支援 | 251 (28.3%) | 職場環境等の評価・改善 | 231 (26.1%) |
| 金融業、保険業 (n=824) | 労働者からの相談対応体制整備 | 266 (32.3%) | 労働者への教育研修・情報提供 | 249 (30.2%) | 職場復帰における支援 | 248 (30.1%) |
| 不動産業、物品賃貸業 (n=160) | 労働者への教育研修・情報提供 | 37 (23.1%) | 職場環境等の評価・改善 | 32 (20.0%) | 管理監督者への教育研修・情報提供 | 26 (16.3%) |
| 学術研究、専門・技術サービス業 (n=772) | 労働者からの相談対応体制整備 | 285 (36.9%) | 労働者への教育研修・情報提供 | 273 (35.4%) | 職場環境等の評価・改善 | 253 (32.8%) |
| 宿泊業、飲食サービス業 (n=601) | 労働者への教育研修・情報提供 | 100 (16.6%) | 職場環境等の評価・改善 | 122 (20.3%) | 労働者からの相談対応体制整備 | 98 (16.3%) |
| 生活関連サービス業、娯楽業 (n=304) | 職場環境等の評価・改善 | 57 (18.8%) | 労働者からの相談対応体制整備 | 53 (17.4%) | 労働者への教育研修・情報提供 | 52 (17.1%) |
| 教育、学習支援業 (n=1599) | 労働者からの相談対応体制整備 | 391 (24.5%) | 労働者への教育研修・情報提供 | 383 (24.0%) | 職場環境等の評価・改善 | 373 (23.3%) |
| 医療、福祉業 (n=1681) | 労働者への教育研修・情報提供 | 485 (28.9%) | 職場復帰における支援 | 443 (26.4%) | 職場環境等の評価・改善 | 418 (24.9%) |
| 複合サービス事業 (n=433) | 労働者への教育研修・情報提供 | 100 (23.1%) | 職場復帰における支援 | 83 (19.2%) | 職場環境等の評価・改善 | 82 (18.9%) |
| その他サービス業 (n=1573) | 労働者への教育研修・情報提供 | 383 (24.3%) | 職場環境等の評価・改善 | 364 (23.1%) | 労働者からの相談対応体制整備 | 330 (21.0%) |

上段：件数、下段括弧内：割合

V. 1. 17 業種別 勤務先における健康管理の取組満足度 (Q16)

アンケート回答者（農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、業種未回答者を除く）が勤務する事業所における健康管理の取組に対する満足度については、「電気・ガス・熱供給・水道業」「学術研究、専門・技術サービス業」で満足している傾向が強く、一方で、「生活関連サービス業、娯楽業」「卸売業、小売業」で不満足傾向が強かった。

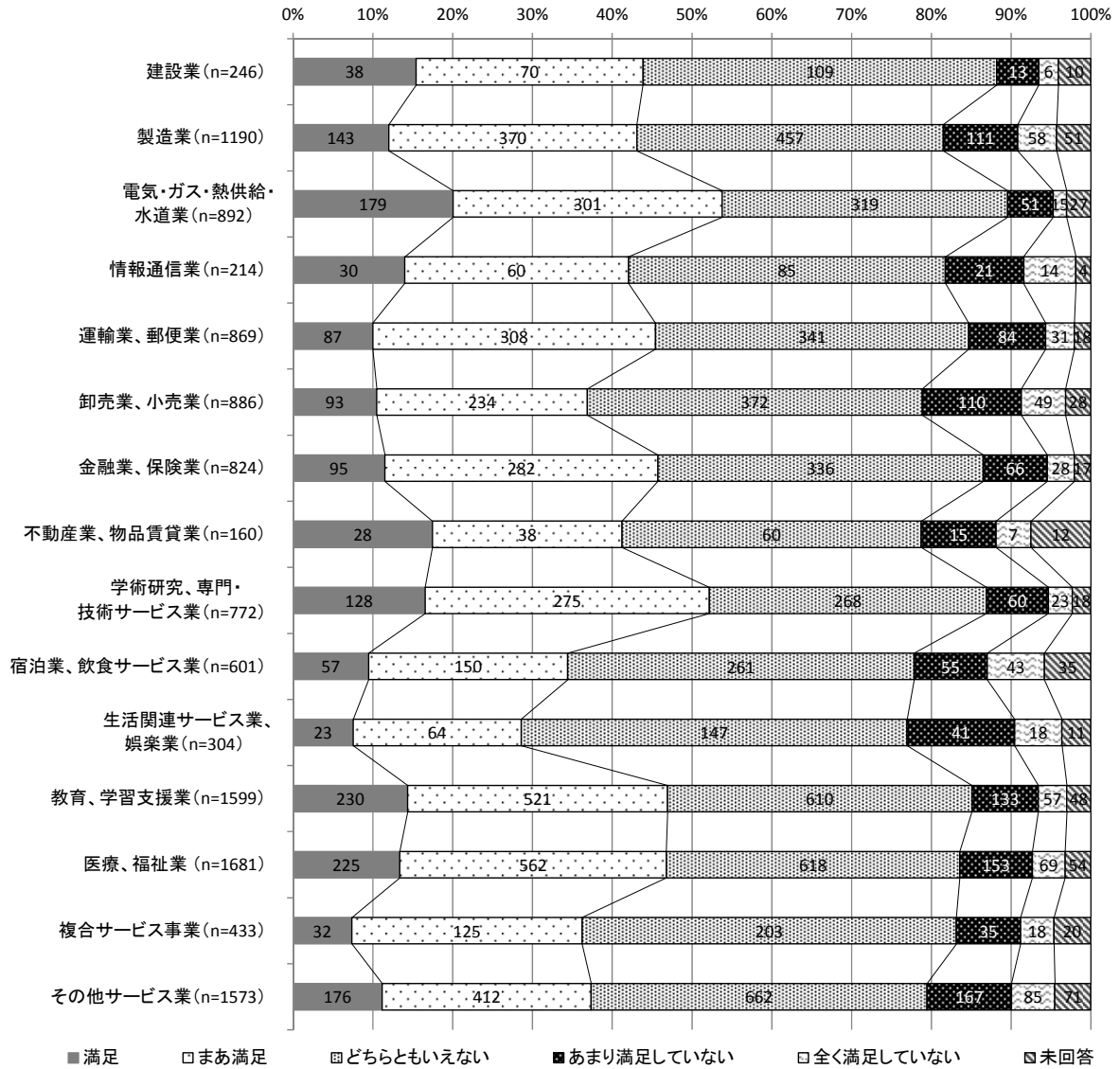


図 V-16 業種別 勤務先における健康管理の取組満足度の割合

V. 1. 18 業種別 勤務先における健康管理の取組満足度の理由 (Q16-1)

アンケート回答者（農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、業種未回答者を除く）における、勤務する事業所での健康管理の取組満足度の理由のうち、ポジティブ理由は、「無料で利用できるから」の割合が最も高く、次いで「雇用形態によらず参加できるから」の割合が高かった。

一方で、ネガティブな理由は、「雇用形態によって参加できないものがあるから」の割合が最も高く、次いで「取組の数が少ないから」の割合が高かった。

表 V-6 業種別 勤務先における健康管理の取組満足度の理由のうち割合の高いもの（複数回答）

| 業種 | ポジティブな理由 | | | | ネガティブな理由 | | | |
|-------------------------|-------------------|----------------|-------------------|----------------|-----------------------|----------------|-----------------------|----------------|
| | 最も割合が高いもの | | 2番目に割合が高いもの | | 最も割合が高いもの | | 2番目に割合が高いもの | |
| 建設業 (n=246) | 雇用形態によらず参加できるから | 48 (19.5%) | 無料で利用できるから | 45 (18.3%) | 雇用形態によって参加できないものがあるから | 33 (13.4%) | 取組の数が少ないから | 24 (9.8%) |
| 製造業 (n=1190) | 無料で利用できるから | 287 (24.1%) | 雇用形態によらず参加できるから | 223 (18.7%) | 取組の数が少ないから | 152 (12.8%) | 雇用形態によって参加できないものがあるから | 126 (10.6%) |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 (n=892) | 健康増進に役立っているから | 178 (20.0%) | 無料で利用できるから | 177 (19.8%) | 雇用形態によって参加できないものがあるから | 157 (17.6%) | その他、参加に制限があるから | 49 (5.5%) |
| 情報通信業 (n=214) | 無料で利用できるから | 39 (18.2%) | 雇用形態によらず参加できるから | 38 (17.8%) | 雇用形態によって参加できないものがあるから | 42 (19.6%) | 取組の数が少ないから | 23 (10.7%) |
| 運輸業、郵便業 (n=869) | 無料で利用できるから | 223 (25.7%) | 雇用形態によらず参加できるから | 174 (20.0%) | 雇用形態によって参加できないものがあるから | 100 (11.5%) | 取組の数が少ないから | 94 (10.8%) |
| 卸売業、小売業 (n=886) | 無料で利用できるから | 180 (20.3%) | 雇用形態によらず参加できるから | 107 (12.1%) | 取組の数が少ないから | 132 (14.9%) | 雇用形態によって参加できないものがあるから | 117 (13.2%) |
| 金融業、保険業 (n=824) | 無料で利用できるから | 178 (21.6%) | 雇用形態によらず参加できるから | 148 (18.0%) | 雇用形態によって参加できないものがあるから | 151 (18.3%) | 取組の数が少ないから | 83 (10.1%) |
| 不動産業、物品賃貸業 (n=160) | 無料で利用できるから | 29 (18.1%) | 雇用形態によらず参加できるから | 19 (11.9%) | 雇用形態によって参加できないものがあるから | 28 (17.5%) | 取組の数が少ないから | 13 (8.1%) |
| 学術研究、専門・技術サービス業 (n=772) | 無料で利用できるから | 192 (24.9%) | 雇用形態によらず参加できるから | 184 (23.8%) | 雇用形態によって参加できないものがあるから | 115 (14.9%) | 取組の数が少ないから | 60 (7.8%) |
| 宿泊業、飲食サービス業 (n=601) | 会社に大切にされていると感じるから | 82 (13.6%) | 無料で利用できるから | 81 (13.5%) | 雇用形態によって参加できないものがあるから | 79 (13.1%) | 取組の数が少ないから | 61 (10.1%) |
| 生活関連サービス業、娯楽業 (n=304) | 無料で利用できるから | 53 (17.4%) | 会社に大切にされていると感じるから | 30 (9.9%) | 雇用形態によって参加できないものがあるから | 46 (15.1%) | 取組の数が少ないから | 44 (14.5%) |
| 教育、学習支援業 (n=1599) | 無料で利用できるから | 417 (26.1%) | 雇用形態によらず参加できるから | 320 (20.0%) | 雇用形態によって参加できないものがあるから | 245 (15.3%) | 取組の数が少ないから | 118 (7.4%) |
| 医療、福祉業 (n=1681) | 無料で利用できるから | 399 (23.7%) | 雇用形態によらず参加できるから | 333 (19.8%) | 取組の数が少ないから | 190 (11.3%) | 雇用形態によって参加できないものがあるから | 172 (10.2%) |
| 複合サービス事業 (n=433) | 無料で利用できるから | 69 (15.9%) | 雇用形態によらず参加できるから | 59 (13.6%) | 雇用形態によって参加できないものがあるから | 74 (17.1%) | 取組の数が少ないから | 52 (12.0%) |
| その他サービス業 (n=1573) | 無料で利用できるから | 292 (18.6%) | 雇用形態によらず参加できるから | 233 (14.8%) | 雇用形態によって参加できないものがあるから | 215 (13.7%) | 取組の数が少ないから | 180 (11.4%) |

上段：件数、下段括弧内：割合

V. 1. 19 業種別 勤務先に実施して欲しい取組 (Q17)

アンケート回答者（農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、業種未回答者を除く）における、勤務先に実施して欲しい取組は、すべての業種において「定期健康診断」の割合が最も高かった。次いで「健康相談」の割合が高かった。

表 V-7 業種別 勤務先に実施して欲しい取組のうち割合の高いもの（複数回答）

| 業種 | 最も割合が高いもの | 2番目に割合が高いもの | 3番目に割合が高いもの | | |
|-------------------------|-----------|----------------|-------------------------------|----------------|---|
| 建設業 (n=246) | 定期健康診断 | 84 (34.1%) | ・健康相談 ・職場外スポーツクラブ等の利用補助の実施 | 31 (12.6%) | 同左 |
| 製造業 (n=1190) | 定期健康診断 | 389 (32.7%) | その他の健康診断 (VDT 検診、腰痛検診等) | 157 (13.2%) | 健康相談 154 (12.9%) |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 (n=892) | 定期健康診断 | 293 (32.8%) | 健康相談 | 128 (14.3%) | 入社時健康診断 121 (13.6%) |
| 情報通信業 (n=214) | 定期健康診断 | 70 (32.7%) | ・健康相談 ・職場外スポーツクラブ等の利用補助の実施 | 31 (14.5%) | 同左 |
| 運輸業、郵便業 (n=869) | 定期健康診断 | 275 (31.6%) | その他の健康診断 (VDT 検診、腰痛検診等) | 111 (12.8%) | 健康相談 106 (12.2%) |
| 卸売業、小売業 (n=886) | 定期健康診断 | 300 (33.9%) | 健康相談 | 130 (14.7%) | メンタルヘルスケアの実施 114 (12.9%) |
| 金融業、保険業 (n=824) | 定期健康診断 | 266 (32.3%) | 健康相談 | 133 (16.1%) | メンタルヘルスケアの実施 113 (13.7%) |
| 不動産業、物品賃貸業 (n=160) | 定期健康診断 | 54 (33.8%) | メンタルヘルスケアの実施 | 21 (13.1%) | 入社時健康診断 16 (10.0%) |
| 学術研究、専門・技術サービス業 (n=772) | 定期健康診断 | 260 (33.7%) | メンタルヘルスケアの実施 | 116 (15.0%) | その他の健康診断 (VDT 検診、腰痛検診等) 113 (14.6%) |
| 宿泊業、飲食サービス業 (n=601) | 定期健康診断 | 171 (28.5%) | 健康相談 | 53 (8.8%) | 特殊健康診断 51 (8.5%) |
| 生活関連サービス業、娯楽業 (n=304) | 定期健康診断 | 105 (34.5%) | 健康相談 | 39 (12.8%) | 中高年労働者の健康対策の実施 36 (11.8%) |
| 教育、学習支援業 (n=1599) | 定期健康診断 | 500 (31.3%) | 健康相談 | 224 (14.0%) | メンタルヘルスケアの実施 204 (12.8%) |
| 医療、福祉業 (n=1681) | 定期健康診断 | 537 (31.9%) | 入社時健康診断 | 281 (16.7%) | ・その他の健康診断 (VDT 検診、腰痛検診等) ・メンタルヘルスケアの実施 224 (13.3%) |
| 複合サービス事業 (n=433) | 定期健康診断 | 147 (33.9%) | 入社時健康診断 | 61 (14.1%) | 健康相談 58 (13.4%) |
| その他サービス業 (n=1573) | 定期健康診断 | 521 (33.1%) | 健康相談 | 200 (12.7%) | 入社時健康診断 161 (10.2%) |

上段：件数、下段括弧内：割合

V. 2 労働者調査 事業所規模別クロス集計結果

V. 2. 1 事業所規模別 パートタイム労働者の実労働時間（Q4）

アンケート回答者（勤務先事業所規模未回答者を除く）における、事業所規模別のパートタイム労働者の実労働時間は、事業所規模が大きいほど、実労働時間の長い人の割合が高い傾向にあった。ただし、「50時間より長い」人の割合は、事業所規模によって大きな差はなかった。

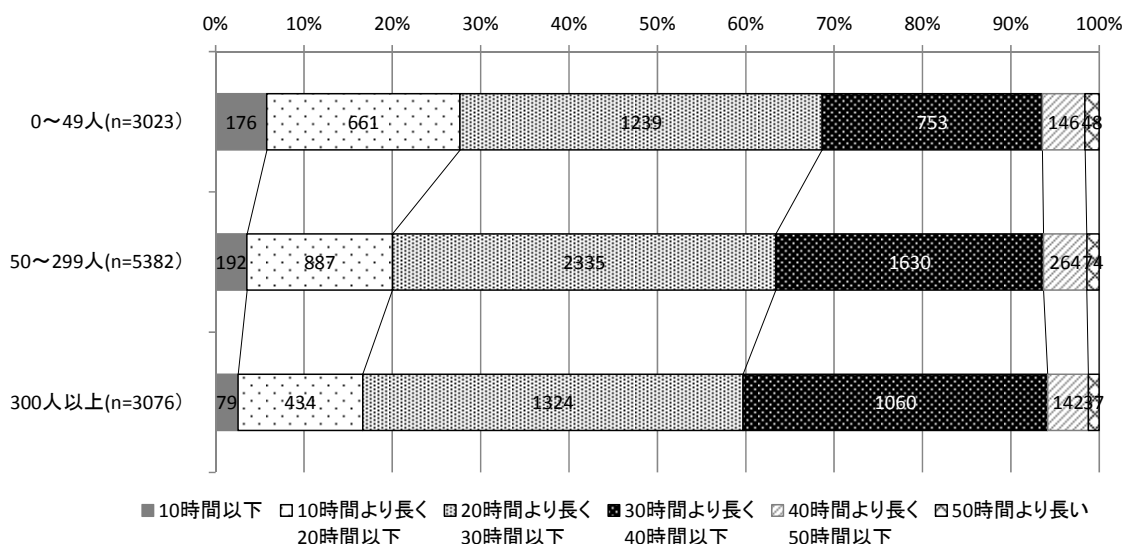


図 V-17 事業所規模別 パートタイム労働者の実労働時間の割合

V. 2. 2 事業所規模別 パートタイム労働者の所定外労働時間（Q4）

アンケート回答者（勤務先事業所規模未回答者を除く）における、パートタイム労働者の所定外労働時間は、事業所規模が大きいほど「0時間」の割合が少なくなっていた。ただし、所定外労働時間が10時間より長いパートタイム労働者の割合は、事業所規模が小さいほど割合が高くなる傾向が見られた。

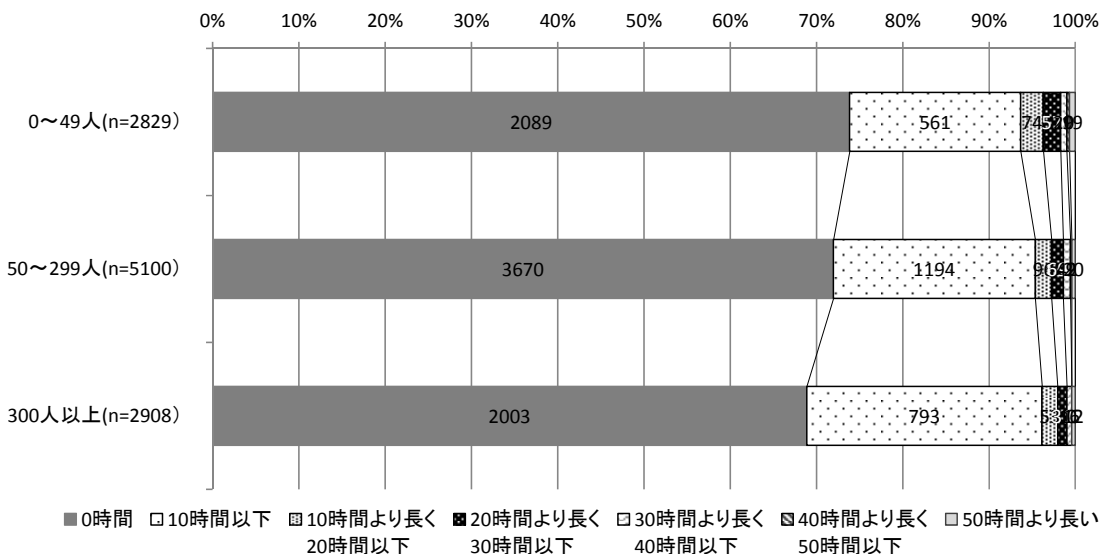


図 V-18 事業所規模別 パートタイム労働者の所定外労働時間の割合

V. 2. 3 事業所規模別 パートタイム労働者における深夜勤務の有無 (Q6)

アンケート回答者(勤務先事業所規模未回答者を除く)における、事業所規模別に見た、深夜勤務を行うパートタイム労働者の割合は、事業所規模が小さいほど高い傾向にあった。

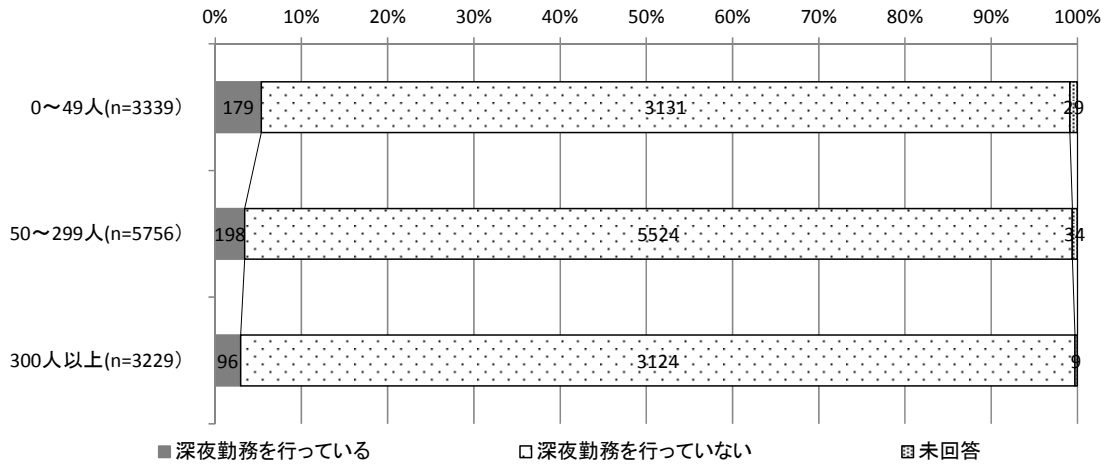


図 V-19 事業所規模別 深夜勤務を行っているパートタイム労働者の割合

V. 2. 4 事業所規模別 深夜勤務を行う一週間当たりの日数 (Q6-1)

深夜勤務を行うパートタイム労働者(未回答者を除く)における、深夜勤務を行う一週間当たりの日数は、事業所規模が小さいほど、「6日以上」の割合が高かった。

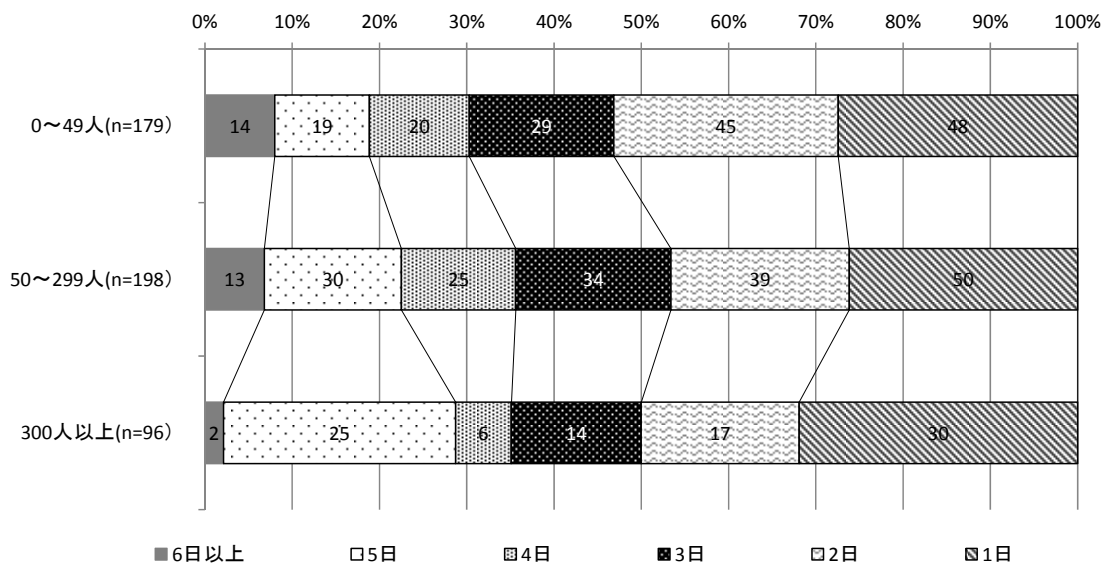


図 V-20 事業所規模別 深夜勤務を行う一週間当たりの日数別の割合

V. 2. 5 事業所規模別 健康診断等の実施状況 (Q9)

アンケート回答者（勤務先事業所規模未回答者を除く）における、健康診断等の実施状況は、いずれの項目においても、事業所規模が大きいほど「受診した」割合が高かった。

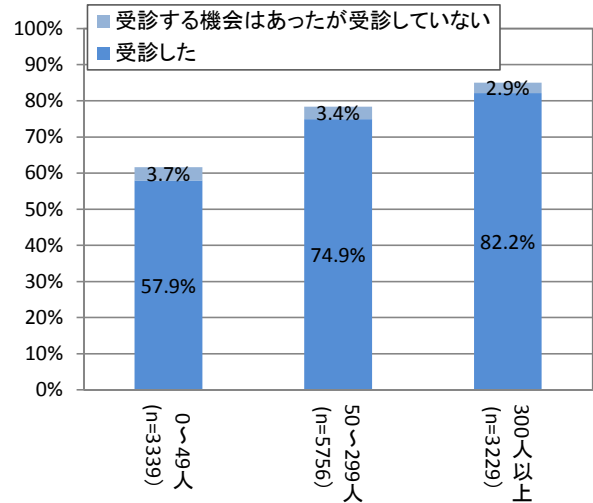
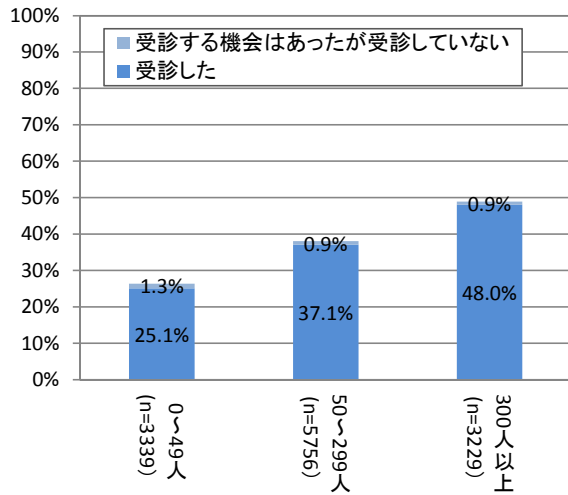


図 V-21 事業所規模別 入社時の健康診断の実施割合 図 V-22 事業所規模別 定期健康診断の実施割合

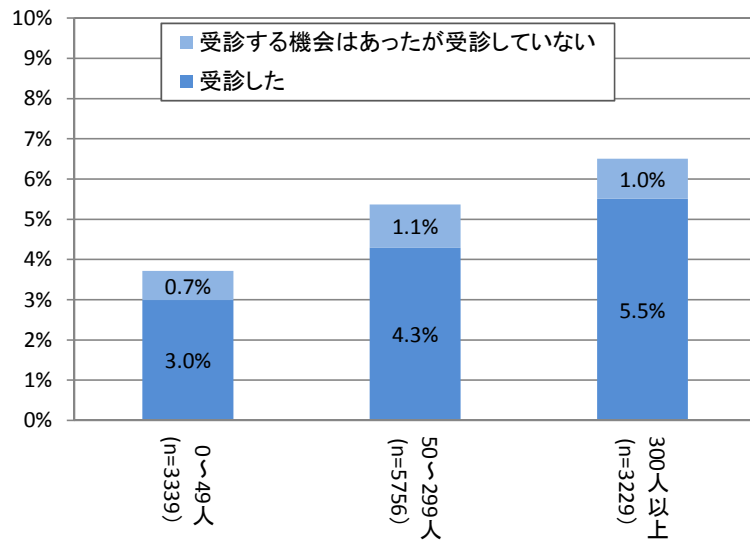


図 V-23 事業所規模別 長時間労働者に対する医師による面接の実施割合

V. 2. 6 事業所規模別・労働者の労働時間別 健康診断等の実施状況 (Q9)

正社員の週所定労働時間の3/4以上働くパートタイム労働者、正社員の週所定労働時間の1/2以上3/4未満働くパートタイム労働者および正社員の週所定労働時間の1/2未満働くパートタイム労働者（いずれも、契約期間は問わない。「勤務先で実施しているか分からない」の回答者および未回答者を除く）における、定期健康診断の受診割合は、事業所規模が大きいほど高い傾向にあった。

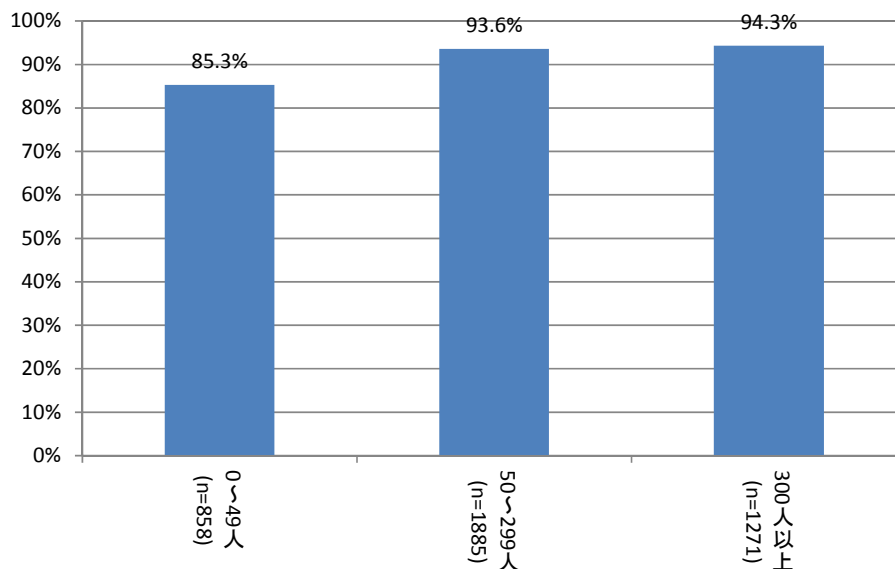


図 V-24 事業所規模別 正社員の週所定労働時間の3/4以上働くパートタイム労働者における定期健康診断の受診割合

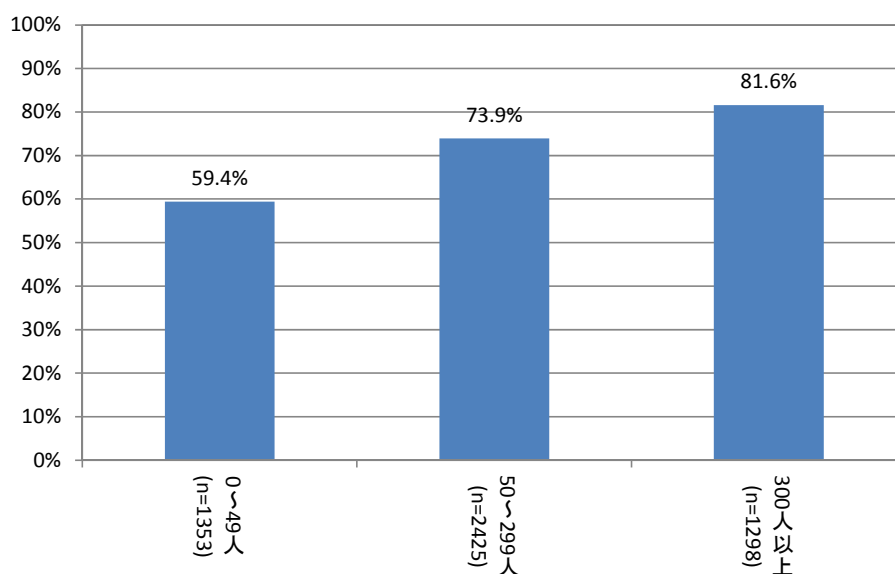


図 V-25 事業所規模別 正社員の週所定労働時間の1/2以上3/4未満働くパートタイム労働者における定期健康診断の受診割合

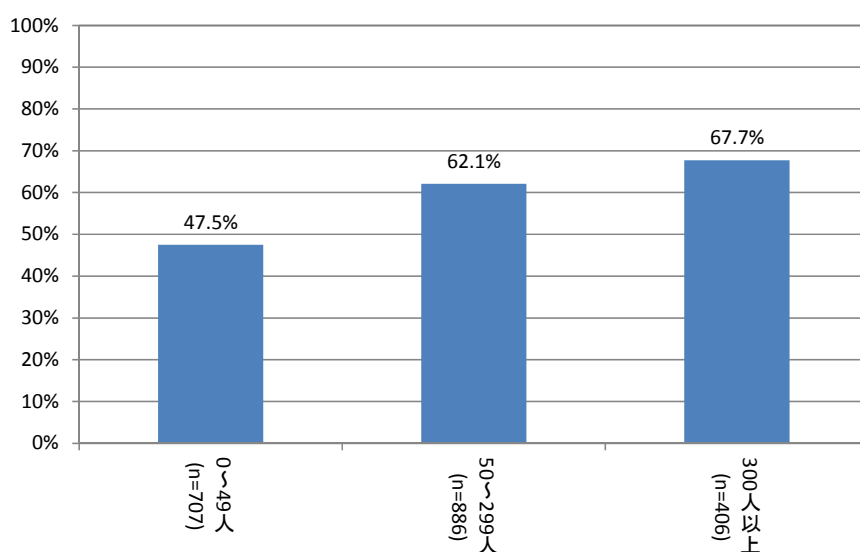


図 V-26 事業所規模別 正社員の週所定労働時間の1/2未満働くパートタイム労働者における定期健康診断の受診割合

V. 2. 7 事業所規模別 健康診断における所見の有無、再検査・治療の実施状況 (Q9-1~3)

健康診断を受診したと回答したパートタイム労働者（勤務先事業所規模未回答者を除く）における、健康診断で有所見であった割合は、事業所規模により大きな差はなかった。

また、有所見者において、再検査や治療が必要であるパートタイム労働者の割合も、事業所規模による差は見られなかった。

一方で、再検査や治療が必要であるパートタイム労働者において、再検査や治療を行った者の割合は、事業所規模が大きいほど割合が高い傾向が見られた。

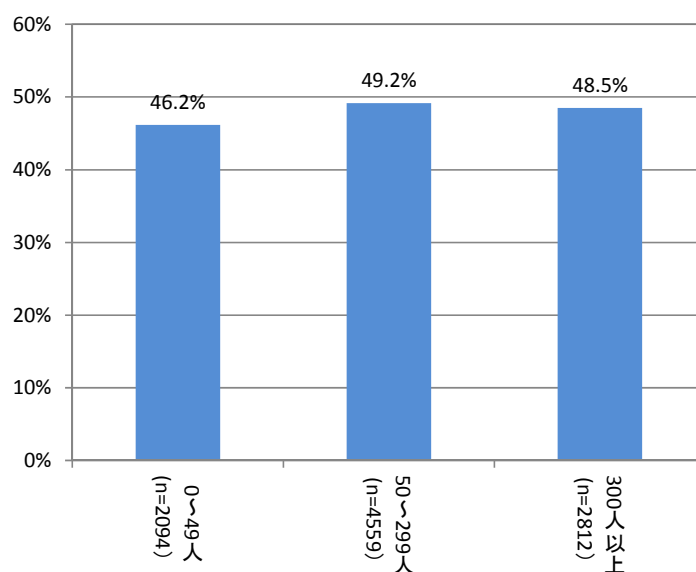


図 V-27 事業所規模別 健康診断における有所見（異常あり）の割合

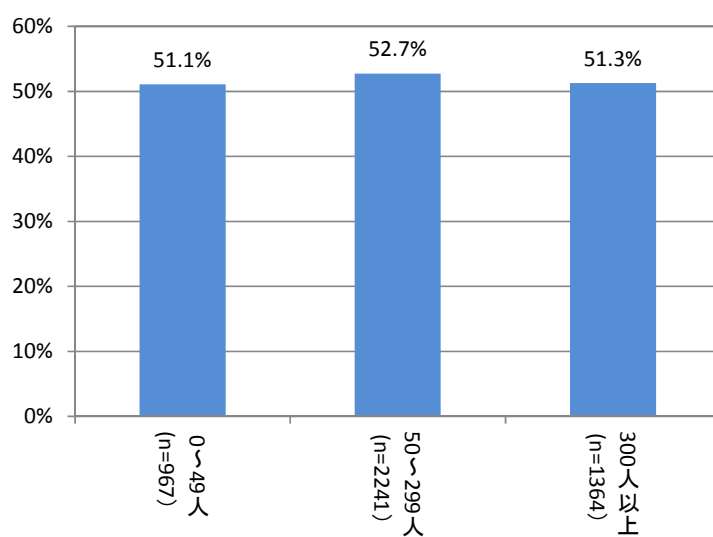


図 V-28 事業所規模別 健康診断の有所見者における要再検査・治療の割合

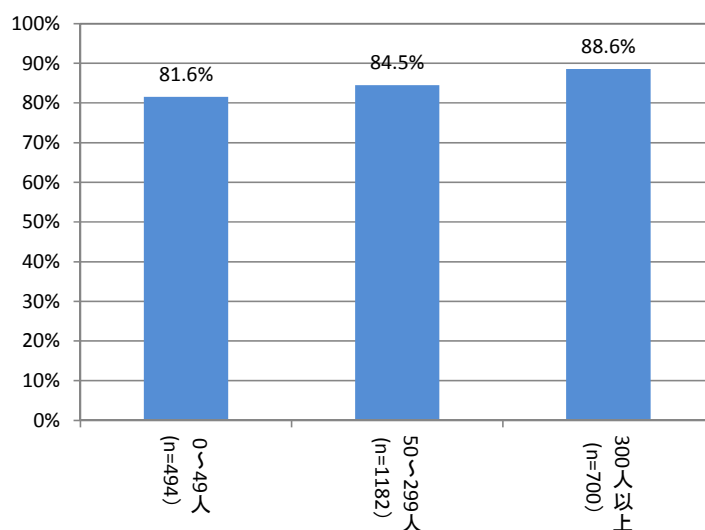


図 V-29 事業所規模別 要再検査・治療となった者の再検査・治療の実施割合

V. 2. 8 事業所規模別 業務上の負傷・疾病の発生状況 (Q10)

アンケート回答者における、業務上の負傷の発生割合は、事業所規模が小さいほど割合が高い傾向であった。

一方で、疾病の割合は、小さいながらも事業所規模が大きいほど割合が高い傾向であった。

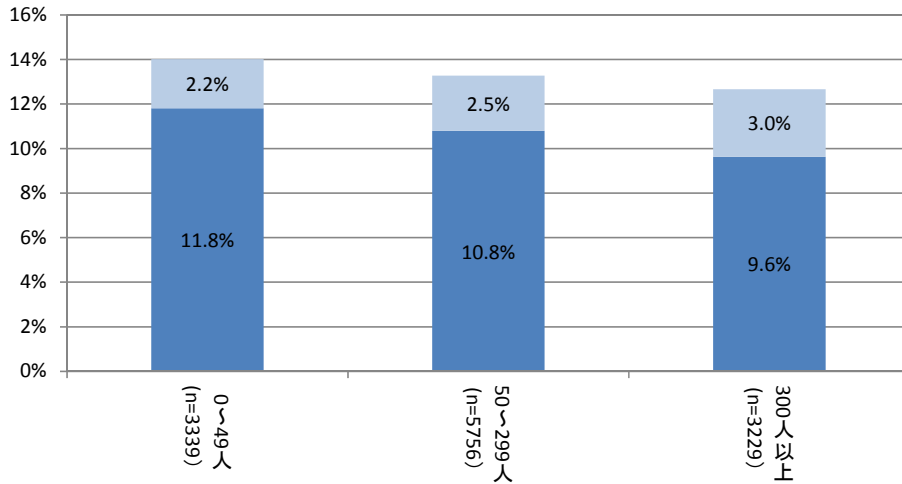


図 V-30 事業所規模別 業務上の負傷・疾病の発生割合

V. 2. 9 事業所規模別 業務上の負傷・疾病の勤務先への申し出有無 (Q10-3)

業務上の負傷・疾病の経験があるパートタイム労働者（勤務先事業所規模未回答者を除く）において、業務上の負傷・疾病を勤務先へ申し出た割合は、「50～299人」「300人以上」の事業所では45%程度であったが、「0～49人」の事業所では37%であり、割合が低かった。

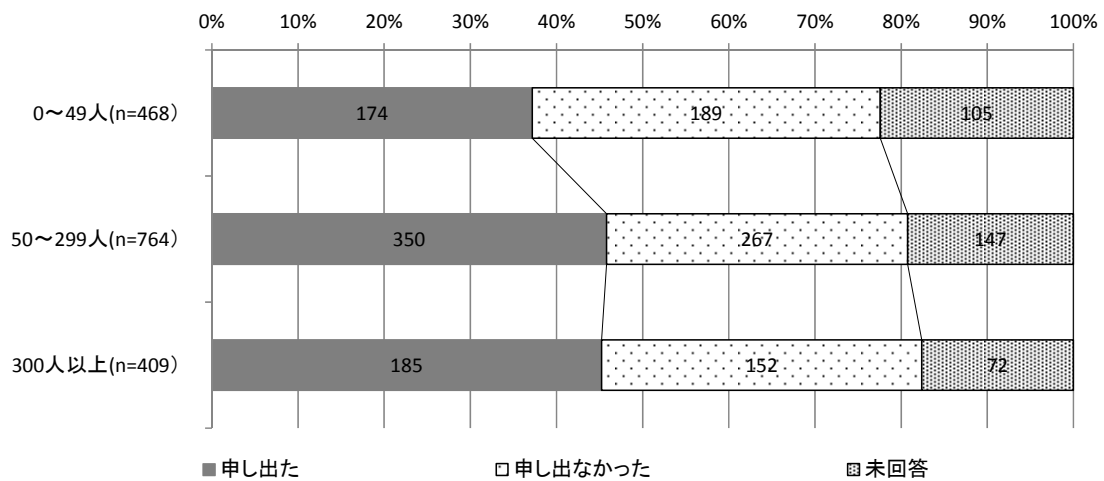


図 V-31 事業所規模別 業務上の負傷・疾病の勤務先への申し出有無の割合

V. 2. 10 事業所規模別 業務上の負傷・疾病を勤務先に申し出なかった理由 (Q10-4)

業務上の負傷・疾病を経験し、勤務先に申し出なかったパートタイム労働者（勤務先事業所規模未回答者を除く）が、勤務先に申し出なかった理由は、すべての事業所規模において「大したけが・病気ではなかったから」の割合が最も高く、次いで割合の高い理由についても、事業所規模による違いはなかった。

表 V-8 事業所規模別 業務上の負傷・疾病を勤務先に申し出なかった理由のうち
割合の高いもの（複数回答）

| 事業所規模 | 最も割合が高いもの | | 2番目に割合が高いもの | | 3番目に割合が高いもの | |
|--------------------|----------------------|----------------|------------------------------------|---------------|-----------------------|---------------|
| 0～49人 (n=468) | 大したけが・病気では なかったから | 142 (75.1%) | 自分が悪かった(け が・病気の原因を自 分で作った)から | 49 (25.9%) | 申し出ることを思い つかなかったから | 29 (15.3%) |
| 50～299人 (n=764) | 大したけが・病気では なかったから | 168 (62.9%) | 自分が悪かった(け が・病気の原因を自 分で作った)から | 64 (24.0%) | 申し出ることを思い つかなかったから | 34 (12.7%) |
| 300人以上 (n=409) | 大したけが・病気では なかったから | 100 (65.8%) | 自分が悪かった(け が・病気の原因を自 分で作った)から | 28 (18.4%) | 申し出ることを思い つかなかったから | 20 (13.2%) |

上段：件数、下段括弧内：割合

V. 2. 11 事業所規模別 勤務先におけるパートタイム労働者の健康管理のための取組実
施状況 (Q14)

アンケート回答者（勤務先事業所規模未回答者を除く）が勤務する事業所におけるパートタイム労働者の健康管理のための取組の実施状況は、「0～49人」の事業所では「職場体操」、「50～299人」「300人以上」の事業所では「健康相談」の割合が最も高かった。

なお、実施割合の数値は、事業所規模が大きいほど高い傾向にあった。

表 V-9 事業所規模別 勤務先におけるパートタイム労働者の健康管理のための取組のうち
実施割合の高いもの（複数回答）

| 事業所規模 | 最も割合が高いもの | | 2番目に割合が高いもの | | 3番目に割合が高いもの | |
|---------------------|-----------|-----------------|------------------|-----------------|-----------------------|----------------|
| 0～49人 (n=3339) | 職場体操 | 442 (13.2%) | 健康相談 | 394 (11.8%) | 職場内スポーツ大会の 実施 | 259 (7.8%) |
| 50～299人 (n=5756) | 健康相談 | 1375 (23.9%) | 職場体操 | 1060 (18.4%) | 職場内スポーツ大会の 実施 | 921 (16.0%) |
| 300人以上 (n=3229) | 健康相談 | 1071 (33.2%) | 職場内スポーツ大 会の実施 | 849 (26.3%) | 職場内スポーツクラブ・ 同好会の設置 | 681 (21.1%) |

上段：件数、下段括弧内：割合

V. 2. 12 事業所規模別 勤務先におけるメンタルヘルスケアの取組実施状況 (Q15)

アンケート回答者（勤務先事業所規模未回答者を除く）が勤務する事業所におけるメンタルヘルスケアの取組は、順位は異なるものの、実施割合の高い3項目は、事業所規模を通じて同様であった。ただし、実施割合自体は、事業所規模が大きいほど高い傾向にあった。

表 V-10 事業所規模別 勤務先におけるパートタイム労働者のメンタルヘルスケアの取組の
うち実施割合の高いもの（複数回答）

| 事業所規模 | 最も割合が高いもの | | 2番目に割合が高いもの | | 3番目に割合が高いもの | |
|---------------------|--------------------|-----------------|--------------------|-----------------|--------------------|-----------------|
| 0～49人 (n=3339) | 労働者への教育研修・ 情報提供 | 577 (17.3%) | 職場環境等の評価・ 改善 | 553 (16.6%) | 労働者からの相談対 応体制整備 | 514 (15.4%) |
| 50～299人 (n=5756) | 職場環境等の評価・改 善 | 1481 (25.7%) | 労働者への教育研 修・情報提供 | 1466 (25.5%) | 労働者からの相談対 応体制整備 | 1463 (25.4%) |
| 300人以上 (n=3229) | 労働者からの相談対応 体制整備 | 1158 (35.9%) | 労働者への教育研 修・情報提供 | 1121 (34.7%) | 職場環境等の評価・ 改善 | 1116 (34.6%) |

上段：件数、下段括弧内：割合

V. 2. 13 事業所規模別 勤務先における健康管理の取組満足度 (Q16)

アンケート回答者（勤務先事業所規模未回答者を除く）の勤務先における健康管理の取組の満足度は、事業所規模が大きいほど満足している傾向にあった。

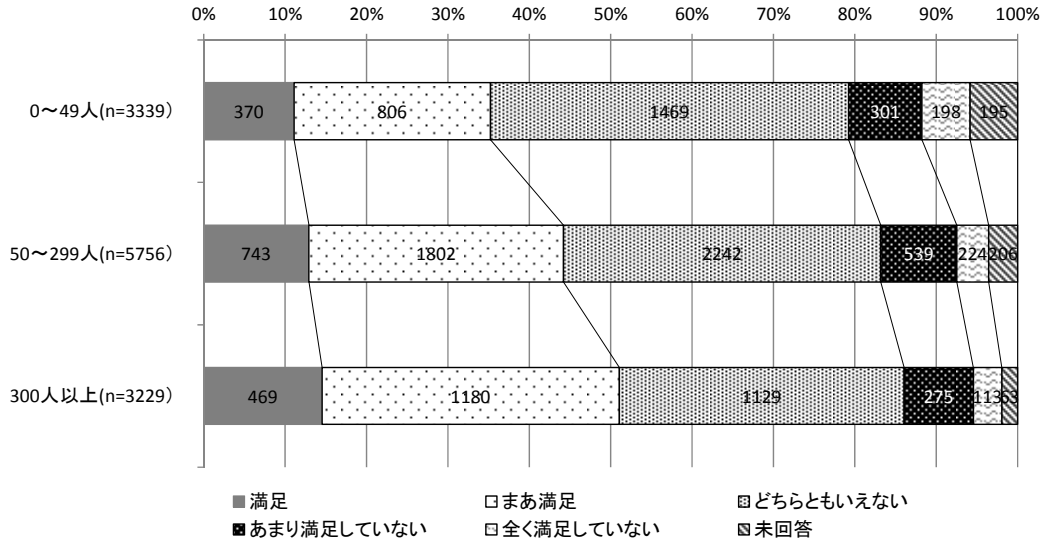


図 V-32 事業所規模別 勤務先における健康管理の取組満足度の割合

V. 2. 14 規模別 勤務先における健康管理の取組満足度の理由 (Q16-1)

アンケート回答者（勤務先事業所規模未回答者を除く）の勤務先におけるパートタイム労働者の健康管理の取組の満足度として回答した理由は、規模によらず同様で、ポジティブなものは、「無料で利用できるから」の割合が最も高く、ネガティブなものは、「雇用形態によって参加できないものがあるから」の割合が最も高かった。

表 V-11 規模別 勤務先におけるパートタイム労働者の健康管理の取組満足度の理由のうち割合の高いもの（複数回答）

| 規模 | ポジティブな理由 | | | | ネガティブな理由 | | | |
|---------------------|------------|-----------------|-----------------|----------------|-----------------------|----------------|-------------|----------------|
| | 最も割合が高いもの | | 2番目に割合が高いもの | | 最も割合が高いもの | | 2番目に割合が高いもの | |
| 0~49人 (n=3339) | 無料で利用できるから | 534 (16.0%) | 雇用形態によらず参加できるから | 420 (12.6%) | 雇用形態によって参加できないものがあるから | 382 (11.4%) | 取組の数が少ないから | 372 (11.1%) |
| 50~299人 (n=5756) | 無料で利用できるから | 1282 (22.3%) | 雇用形態によらず参加できるから | 996 (17.3%) | 雇用形態によって参加できないものがあるから | 811 (14.1%) | 取組の数が少ないから | 609 (10.6%) |
| 300人以上 (n=3229) | 無料で利用できるから | 843 (26.1%) | 雇用形態によらず参加できるから | 732 (22.7%) | 雇用形態によって参加できないものがあるから | 509 (15.8%) | 取組の数が少ないから | 289 (9.0%) |

上段：件数、下段括弧内：割合

V. 3 労働者調査 労働者属性別クロス集計結果

パートタイム労働者の属性別に見た、各設問における回答のクロス集計結果を以下に示す。

V. 3. 1 性別 年齢 (Q2)

アンケート回答者（性別未回答者を除く）における、性別ごとの年齢は、男性は「60代以上」が半数以上を占めていた。一方、女性は、「40代」が最も多く、次いで「50代」「30代」が多かった。

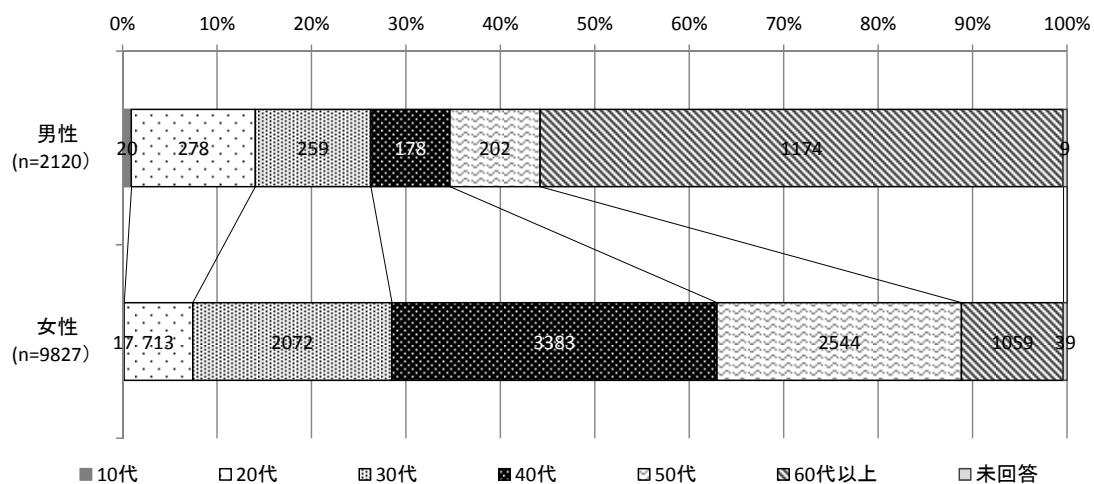


図 V-33 性別 各年齢層の割合

V. 3. 2 性別 勤続年数 (Q2)

アンケート回答者（性別未回答者を除く）における、勤続年数は、男性、女性ともに「5年以上」の割合が最も高かった。特に女性は、約半数が「5年以上」であった。

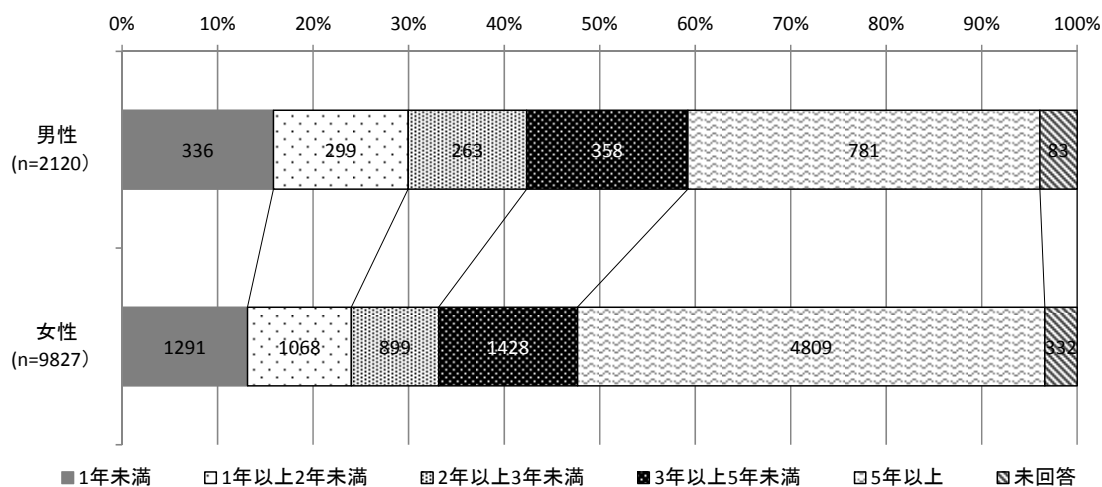


図 V-34 性別 勤続年数の割合

V. 3. 3 性別 実労働時間 (Q4)

アンケート回答者（性別未回答者を除く）における、性別ごとの実労働時間は、いずれも「20時間より長く 30時間以下」の割合が最も高かった。

「40時間より長く 50時間以下」「50時間より長い」を合わせた、実労働時間が40時間以上のパートタイム労働者は、男性で10%程度、女性では5%程度見られた。

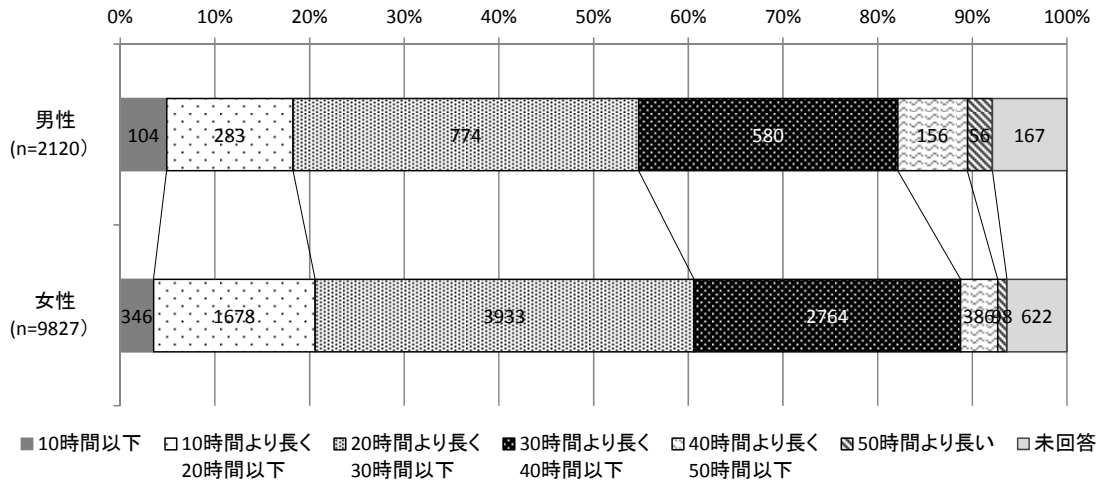


図 V-35 性別 実労働時間の割合

V. 3. 4 性別 所定外労働時間 (Q4)

アンケート回答者（性別未回答者を除く）における、所定外労働時間は、男女ともに6割超が「0時間」であった。

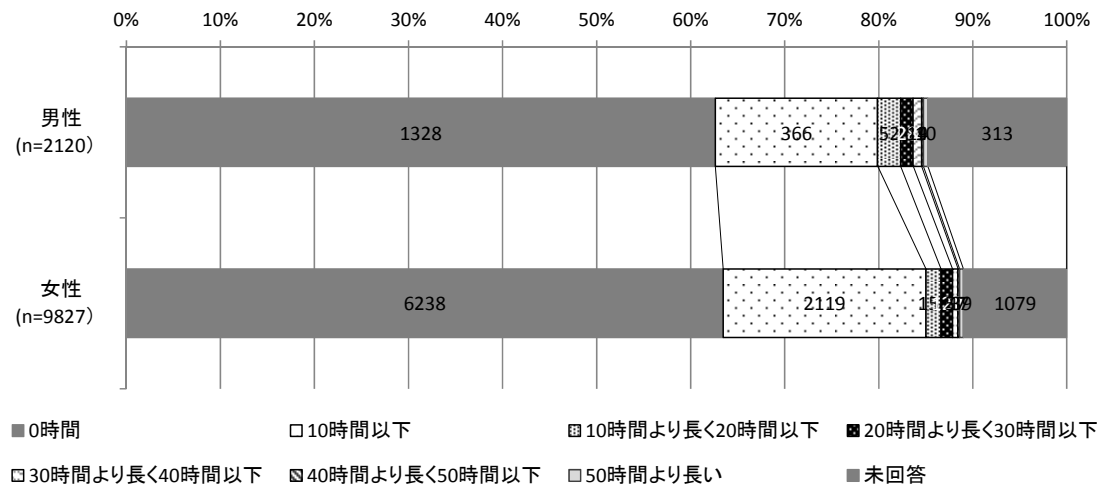


図 V-36 性別 所定外労働時間の割合

V. 3. 5 性別 パートタイム労働者の仕事 (Q5)

アンケート回答者（性別未回答者を除く）における、パートタイム労働者の仕事は、女性は「事務的な仕事」が半数近くを占めていた。男性は、「事務的な仕事」「専門・技術的な仕事」の割合が高かった。

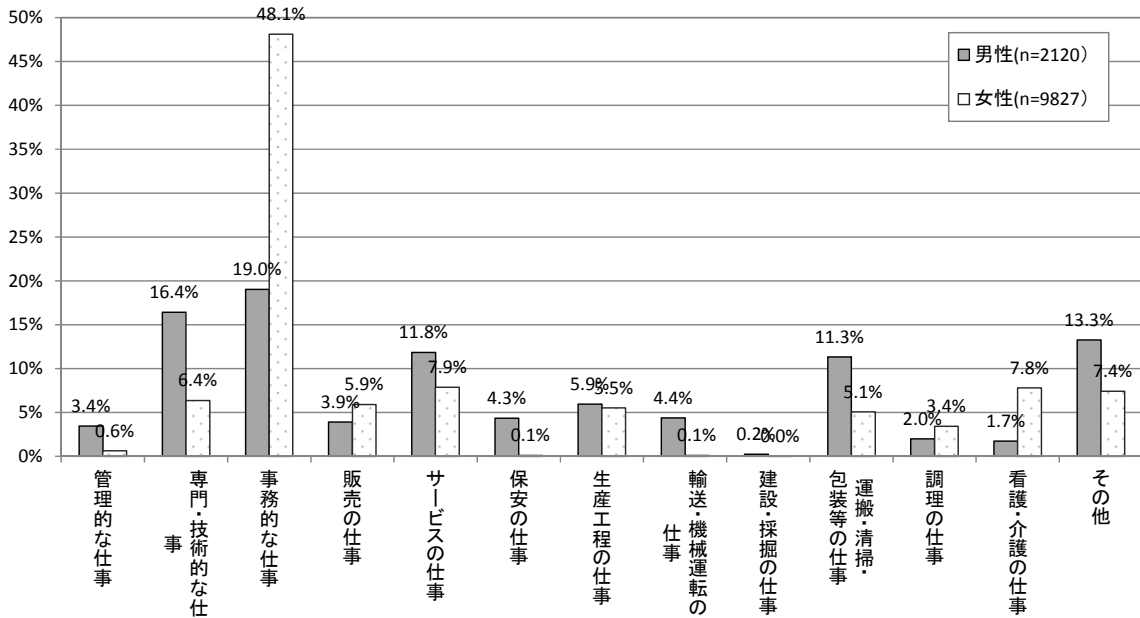


図 V-37 性別 パートタイム労働者の仕事の割合（複数回答）

V. 3. 6 性別 深夜勤務の有無 (Q6)

アンケート回答者（性別未回答者を除く）における、深夜勤務の実施については、男性の12.1%が深夜勤務に従事していた。

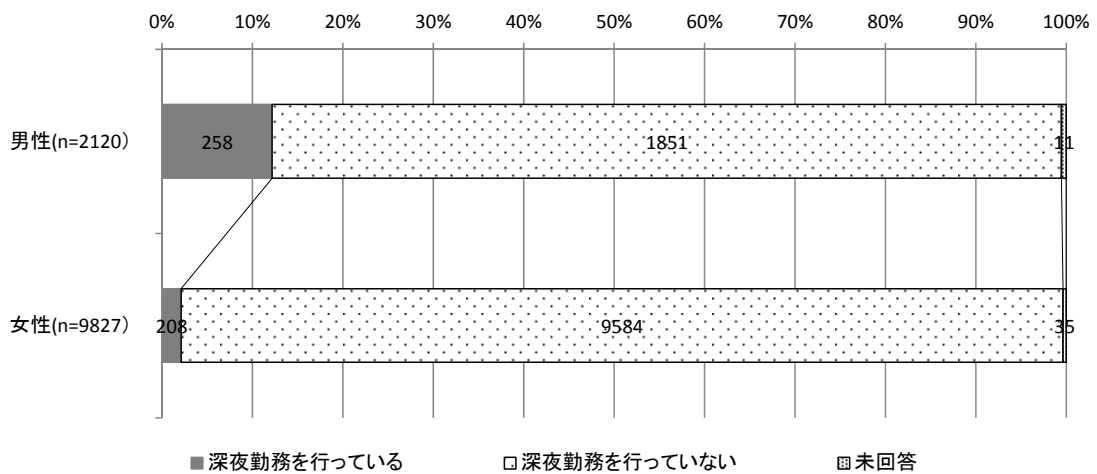


図 V-38 性別 深夜勤務の実施割合

V. 3. 7 性別 深夜勤務従事日数 (Q6-1)

深夜勤務を行うパートタイム労働者（性別未回答者を除く）における、深夜勤務の従事日数は、男女ともに「1日」の割合が最も高かった。

一方で、「6日以上」と「5日」を合わせた、5日以上は男女ともに2割以上を占めていた。

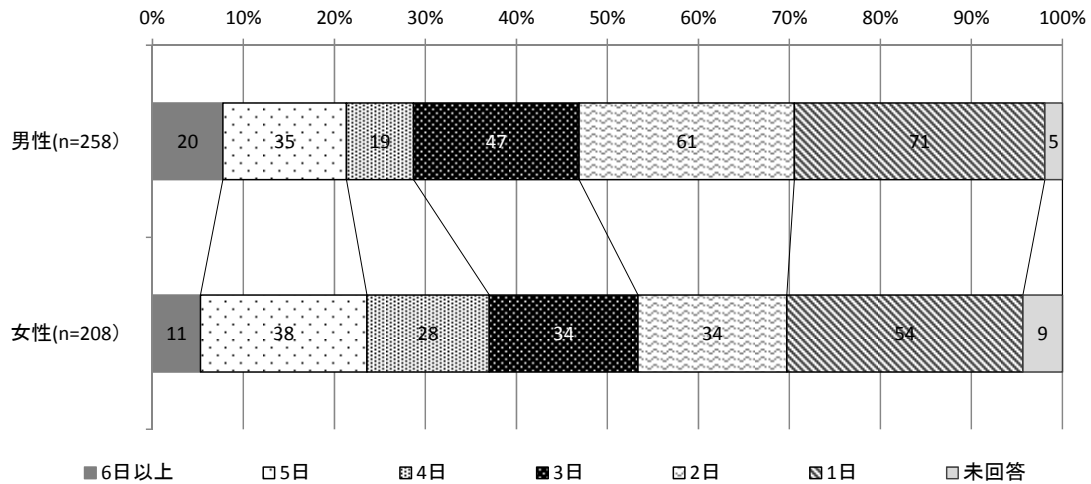


図 V-39 性別 深夜勤務の従事日数割合

V. 3. 8 性別 健康診断の受診状況 (Q9)

アンケート回答者（性別未回答者を除く）における、健康診断の実施状況について、「入社時に実施する健康診断」の受診割合は、男性で43.5%、女性で34.3%であった。

また、定期健康診断の受診割合は、男女ともに70%超であった。

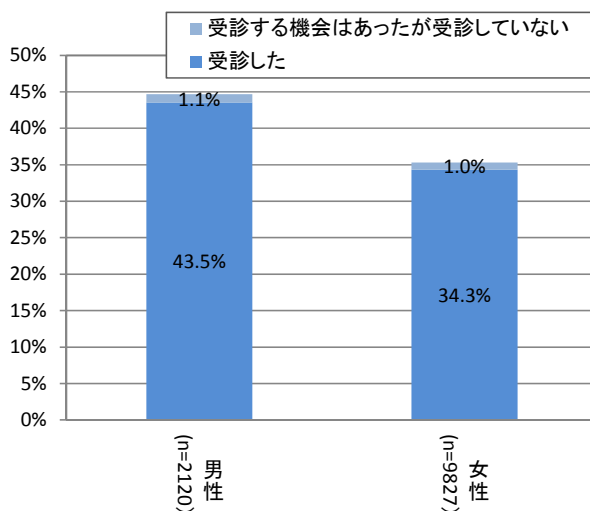


図 V-40 性別 入社時に実施する健康診断の受診割合

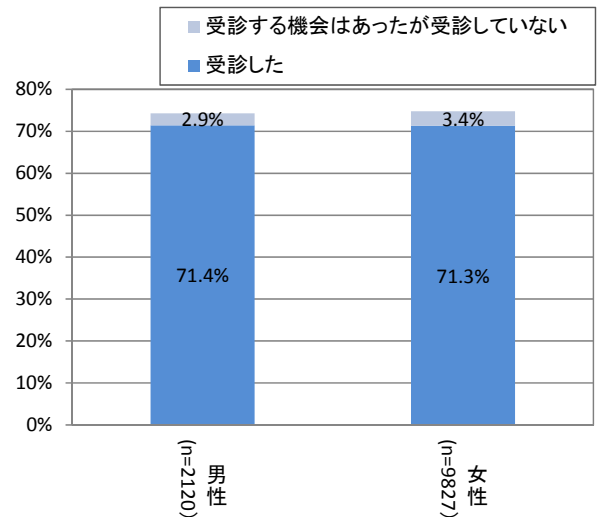


図 V-41 性別 定期健康診断受診割合

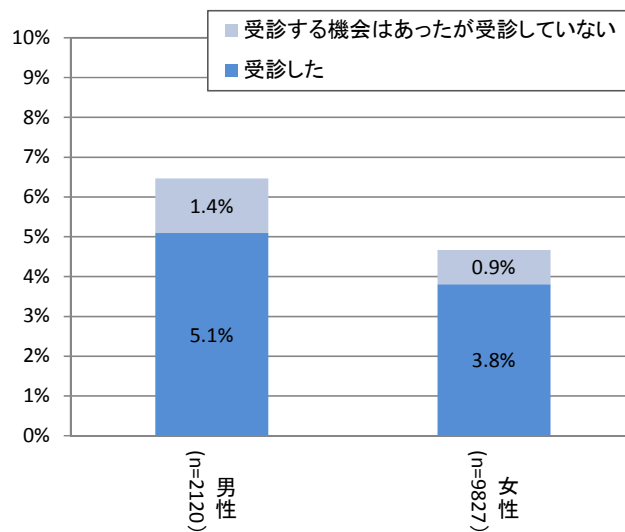


図 V-42 性別 長時間労働者に対する医師による面接の受診割合

V. 3. 9 性別 健康診断における所見の有無、再検査・治療の実施状況 (Q9-1~3)

健康診断の受診者（性別未回答者を除く）のうち、受診した健康診断において有所見であった割合は、男性で 54.4%、女性で 46.3%であり、男性の割合が高かった。

また、有所見者のうち、再検査や治療が必要とされた割合は、男性の 56.9%、女性の 50.5%であった。

さらに、再検査や治療が必要とされた者のうち、再検査や治療の実施については、男女ともに 85%程度が再検査や治療を行っていた。

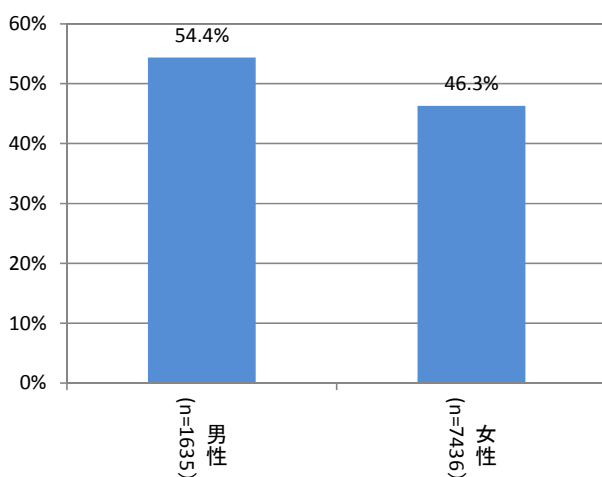


図 V-43 性別 健康診断における有所見の割合

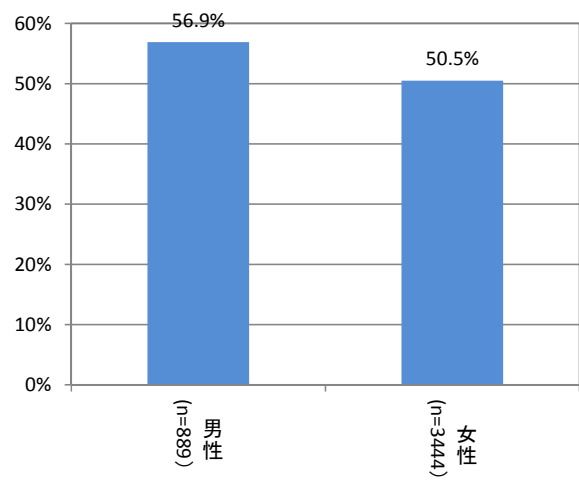


図 V-44 性別 有所見時の要再検査・治療の割合

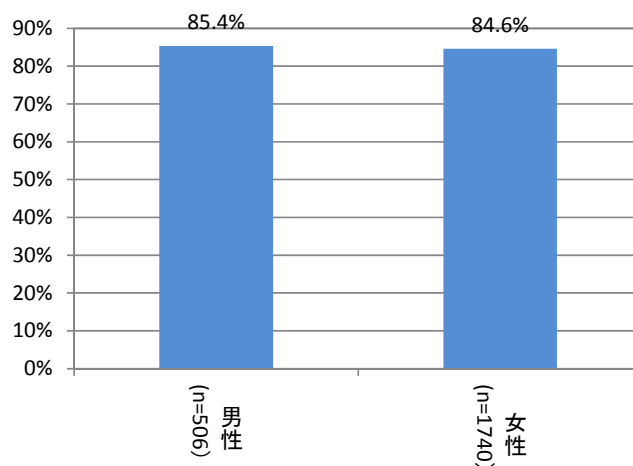


図 V-45 性別 要再検査・治療の場合の再検査・治療の実施割合

V. 3. 10 性別 業務上の負傷・疾病の有無 (Q10)

アンケート回答者（性別未回答者を除く）における、業務上の負傷・疾病の発生は、男女ともに大きな差はなかった。

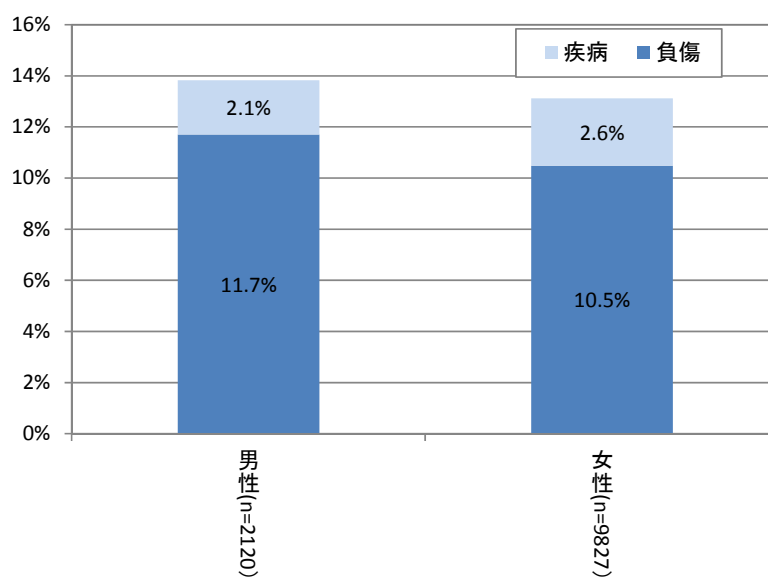


図 V-46 性別 業務上の負傷・疾病の発生割合

V. 3. 11 性別 業務上の負傷・疾病の内容 (Q11)

業務上の負傷・疾病の経験があるパートタイム労働者（性別未回答者を除く）における、発生した業務上の負傷・疾病の内容は、男女ともに「切創（切り傷）」の割合が最も高く、次いで「打撲」「急性腰痛症（ぎっくり腰）」の割合が高かった。

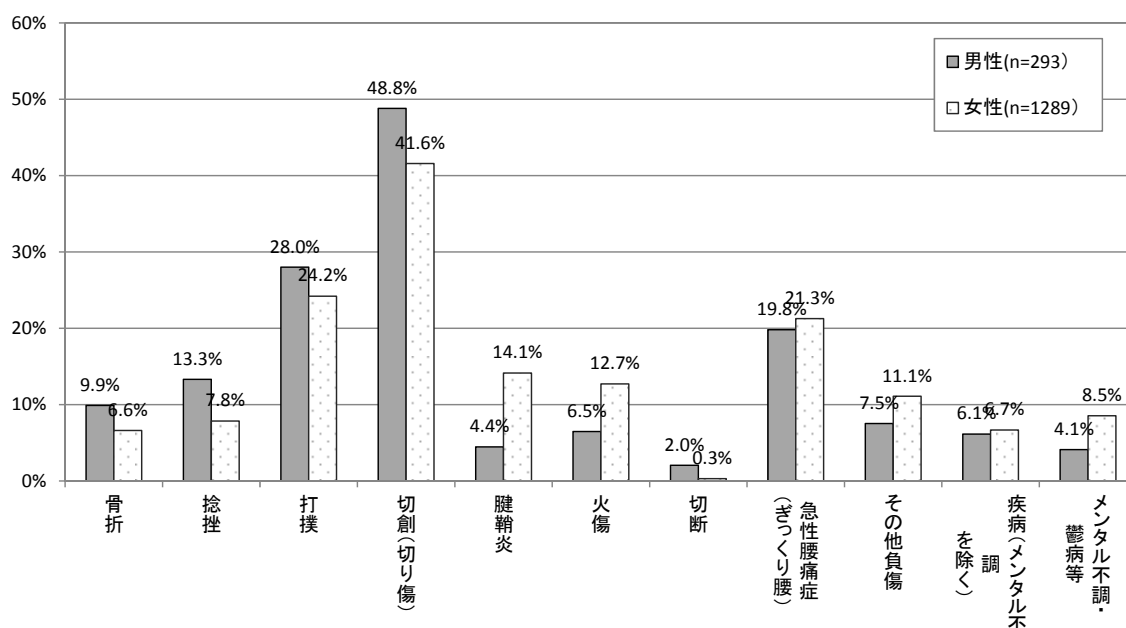


図 V-47 性別 業務上の負傷・疾病の内容についての割合（複数回答）

V. 3. 12 性別 業務上の負傷・疾病の発生理由（Q10-2）

業務上の負傷・疾病の経験があるパートタイム労働者(性別未回答者を除く)における、業務上の負傷・疾病の発生理由は、男女ともに「動作の反動・無理な動作」の割合が最も高かった。

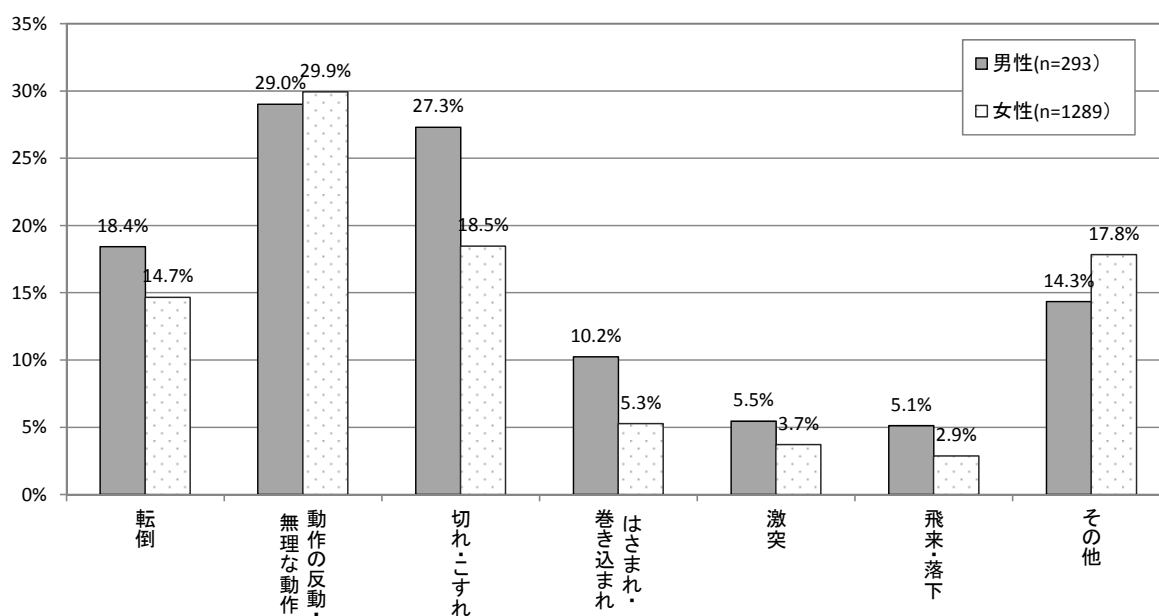


図 V-48 性別 業務上の負傷・疾病の発生理由についての割合（複数回答）

V. 3. 13 性別 業務上の負傷・疾病の勤務先への申し出有無 (Q10-3)

業務上の負傷・疾病の経験があるパートタイム労働者(性別未回答者を除く)において、業務上の負傷・疾病が発生した場合に、勤務先に申し出た割合は、男性が 57.3%、女性が 39.2%であり、男性に比べ、女性の申し出た割合が低かった。

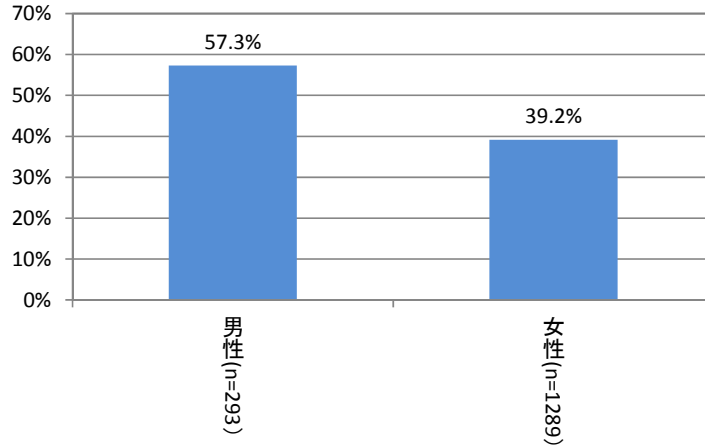


図 V-49 性別 業務上の負傷・疾病の勤務先への申し出をした割合

V. 3. 14 性別 業務上の負傷・疾病を勤務先に申し出なかった理由 (Q10-4)

業務上の負傷・疾病を経験し、業務上の負傷・疾病を勤務先に申し出なかったパートタイム労働者における、業務上の負傷・疾病を勤務先に申し出なかった理由は、男女ともに「大したけが・病気ではなかったから」の割合が最も高かった。

「申し出ることを思いつかなかったから」は、男性より女性の割合が高かった。

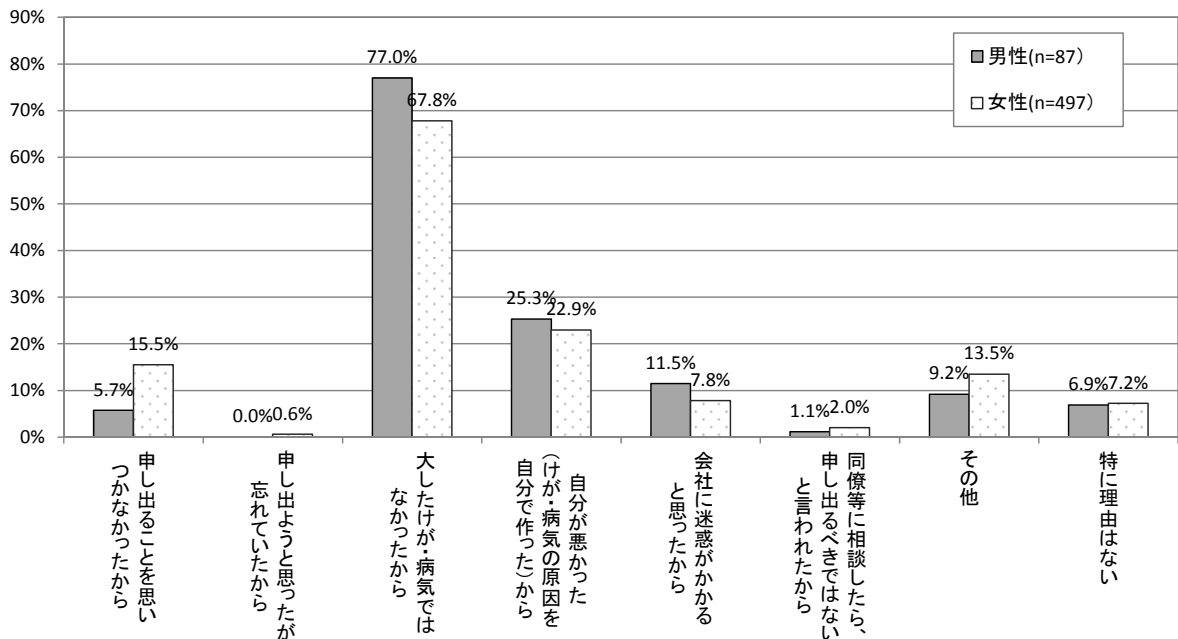


図 V-50 性別 業務上の負傷・疾病を勤務先に申し出なかった理由の割合（複数回答）

V. 3. 15 性別 掛け持ちの有無 (Q11)

アンケート回答者（性別未回答者を除く）における、男女別に見た掛け持ちの有無については、女性に比べて男性の掛け持ちしている割合が高かった。

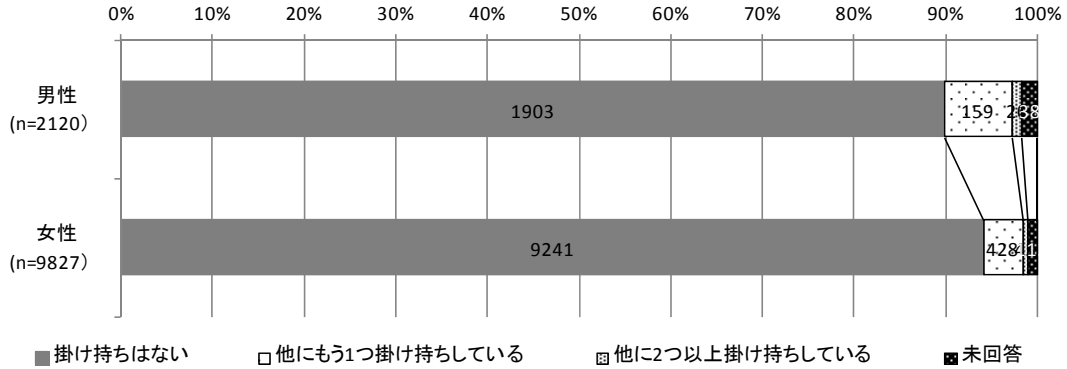


図 V-51 性別 掛け持ちしているパートタイム労働者の割合

V. 3. 16 年齢別 勤続年数 (Q3)

アンケート回答者（年齢未回答者を除く）における、年齢別の勤続年数は、「60代以上」を除き、年齢層が上がるにつれ、勤続年数が長くなる傾向にあった。特に「50代」では、「5年以上」の割合が7割近かった。

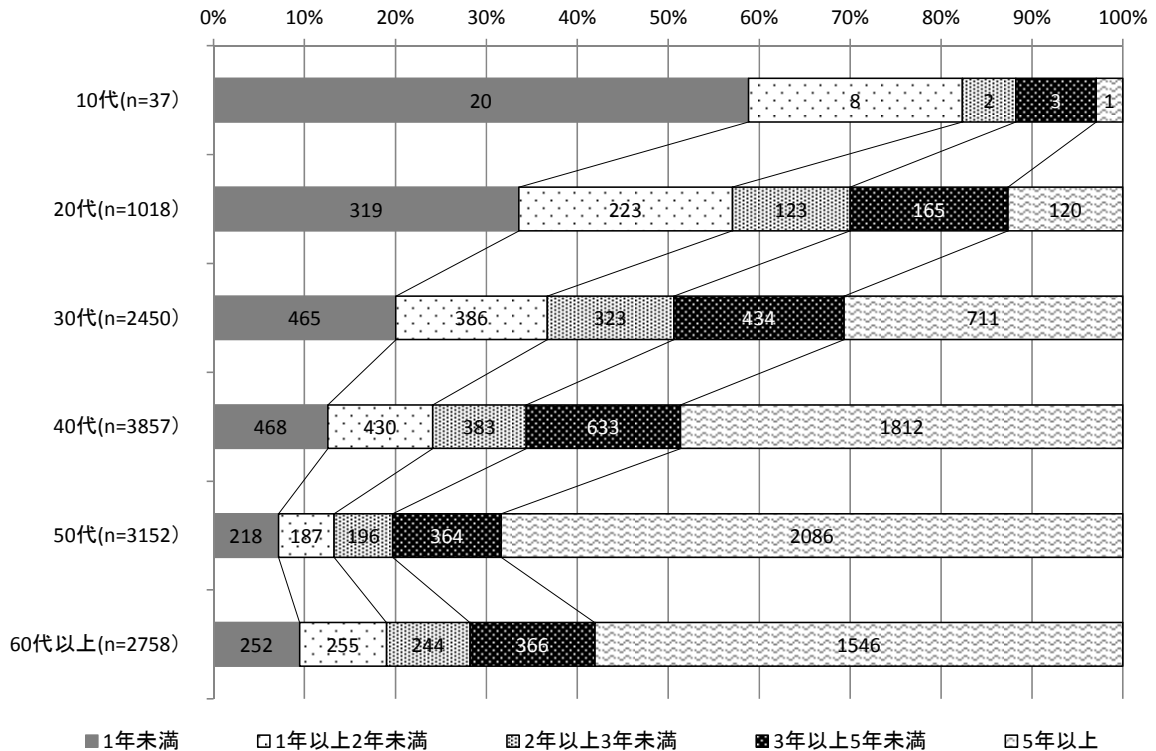


図 V-52 年齢別 勤続年数の割合

V. 3. 17 年齢別 実労働時間 (Q4)

アンケート回答者（年齢未回答者を除く）における、年齢別の実労働時間は、「10代」は他の年齢に比べて「10時間以下」「10時間より長く20時間以下」の割合が高かった。

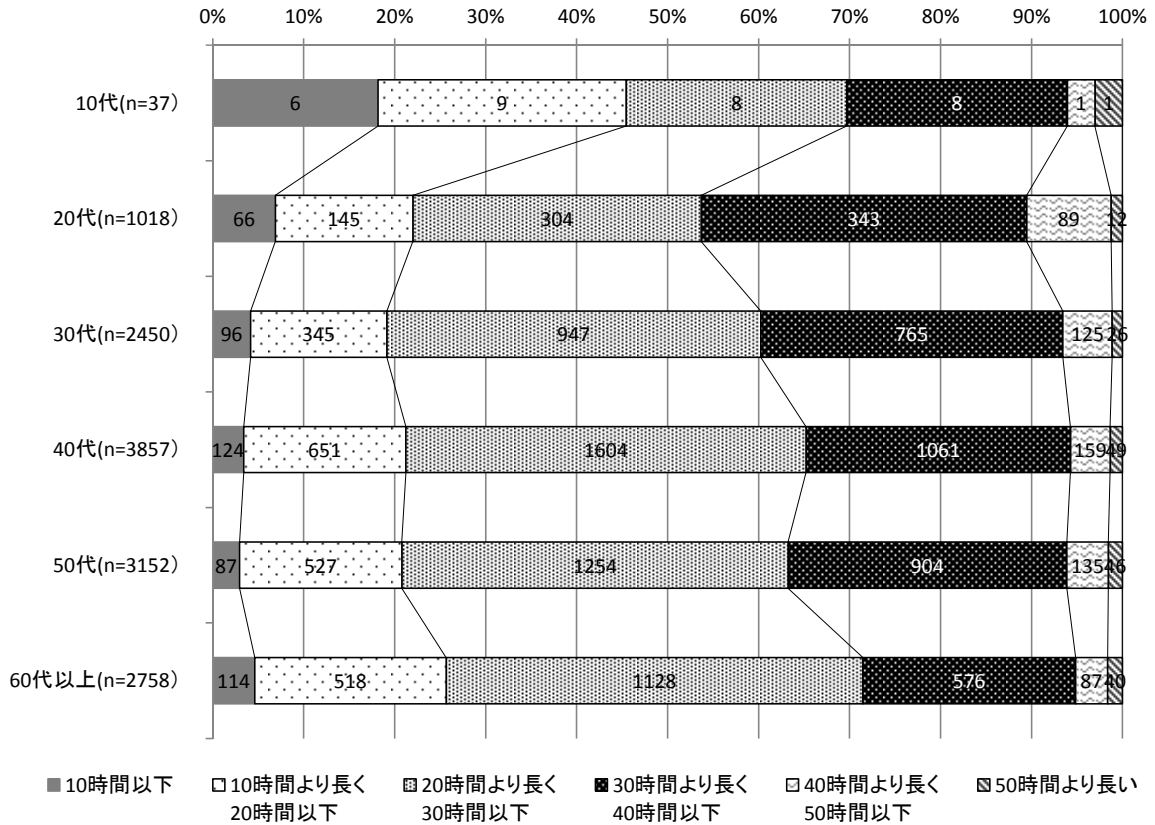


図 V-53 年齢別 実労働時間の割合

V. 3. 18 年齢別 所定外労働時間 (Q4)

アンケート回答者（年齢未回答者を除く）における、年齢別の所定外労働時間は、「10代」と「60代以上」で「0時間」の割合が高く、所定外労働を実施している割合が低かった。

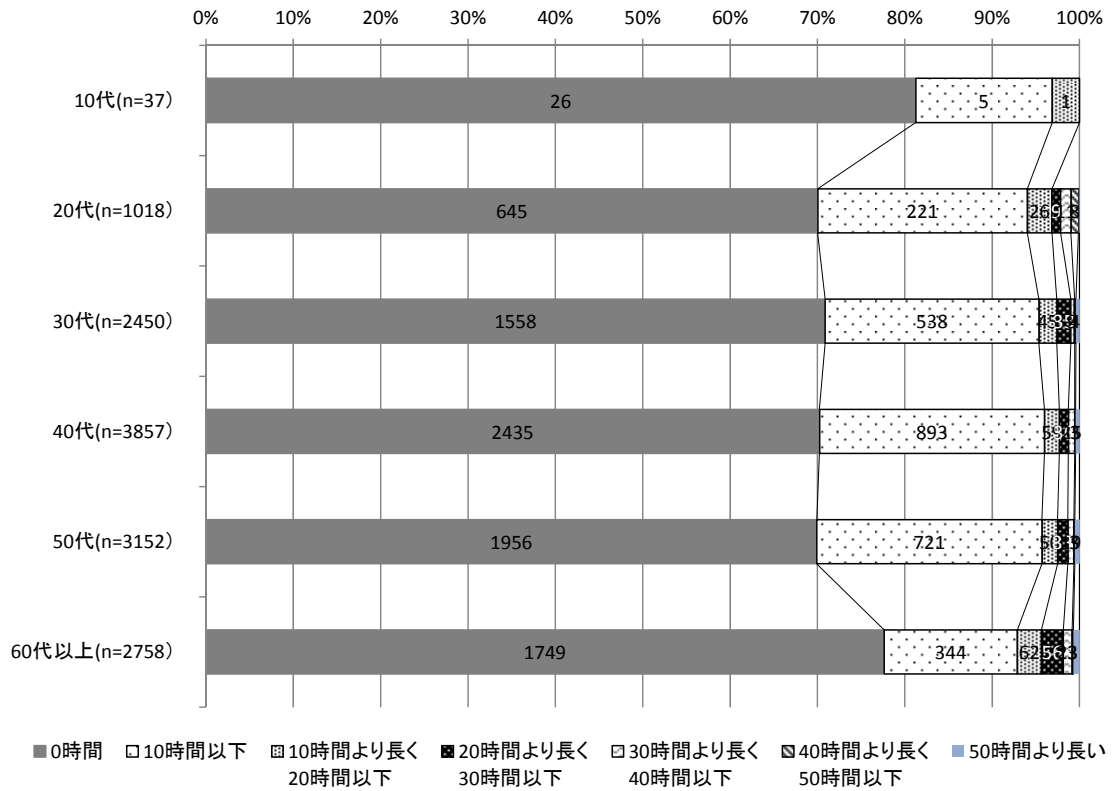


図 V-54 年齢別 所定外労働時間の割合

V. 3. 19 年齢別 深夜勤務有無 (Q6)

アンケート回答者（年齢未回答者を除く）における、年齢別の深夜勤務の実施状況は、「10代」の割合が最も高く、「10代」の1/4程度で深夜勤務の実施があった。

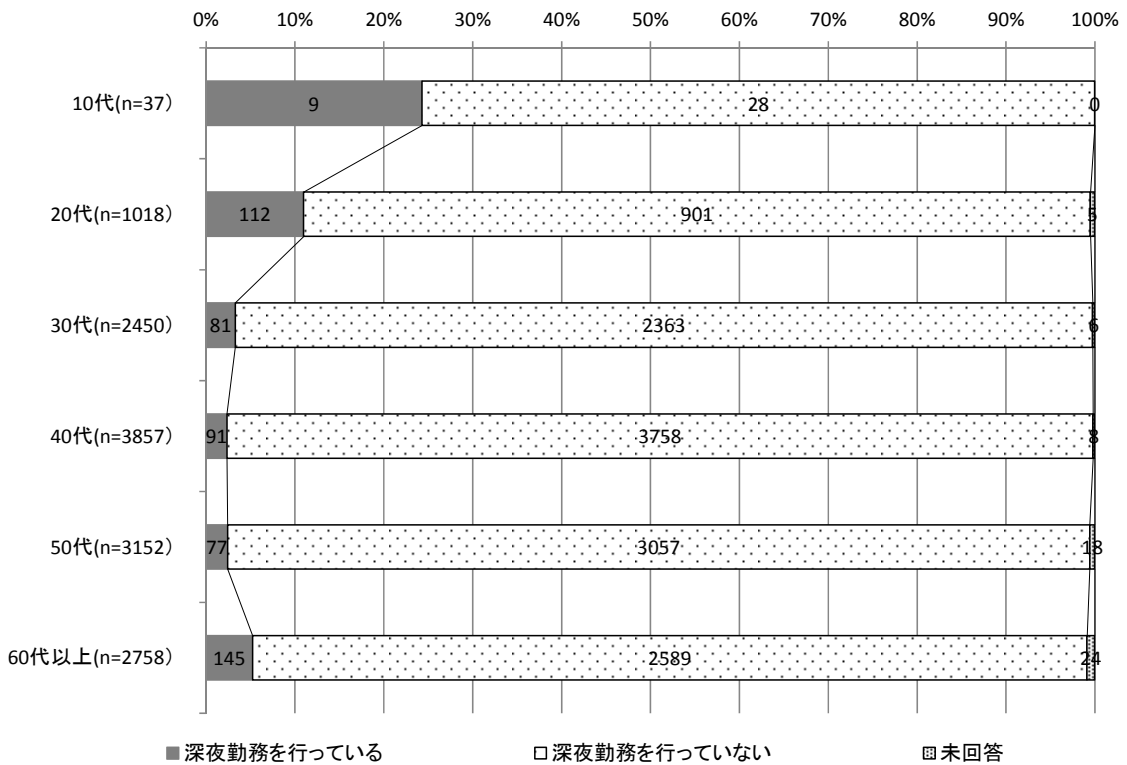


図 V-55 年齢別 深夜勤務の実施割合

V. 3. 20 年齢別 深夜勤務を行う一週間当たりの日数 (Q6-1)

深夜勤務に従事するパートタイム労働者における、年齢別に見た、深夜勤務に従事しているパートタイム労働者の深夜勤務の従事日数は、「30代」「40代」で多い傾向にあった。

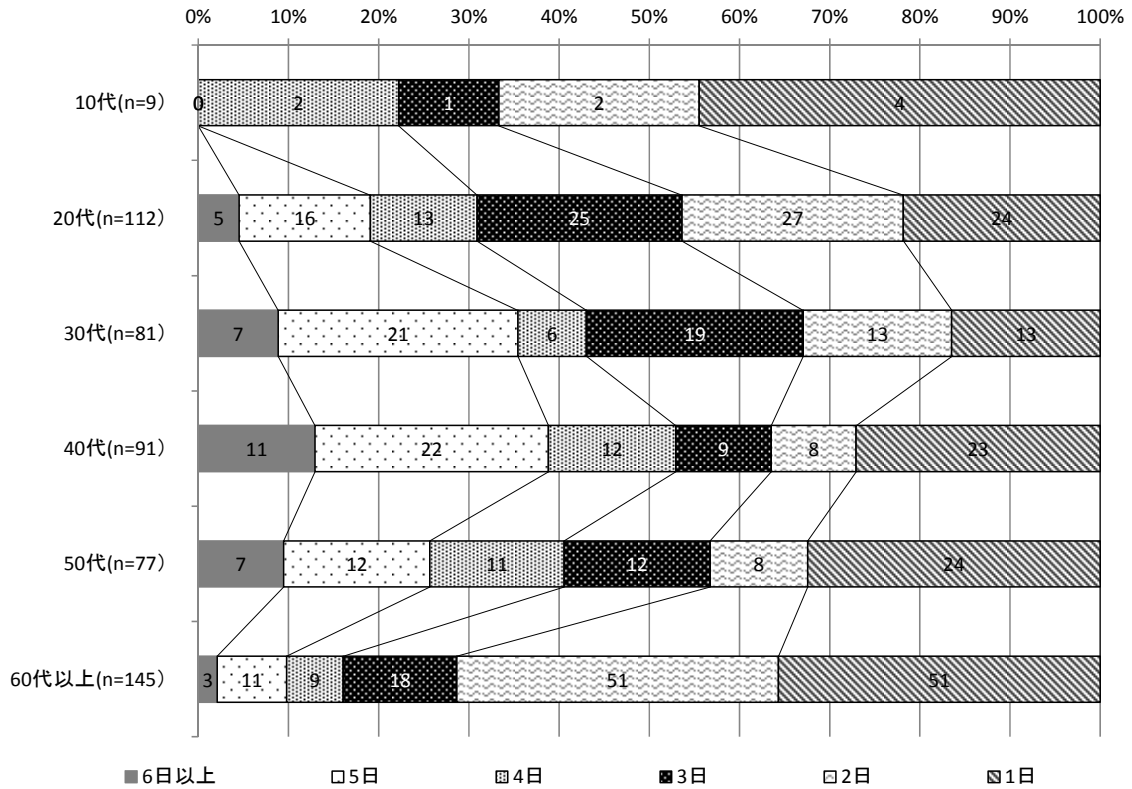


図 V-56 年齢別 深夜勤務を行う一週間当たりの日数別の割合

V. 3. 21 年齢別 健康診断の受診状況 (Q9)

アンケート回答者（年齢未回答者を除く）における、年齢別の健康診断の受診状況については、「入社時に実施する健康診断」は、「20代」で21.6%と最も受診割合が低かった。

また、「定期健康診断」は、30代以上の受診割合が70%以上であり、「20代」は57.9%、「10代」は24.3%であった。

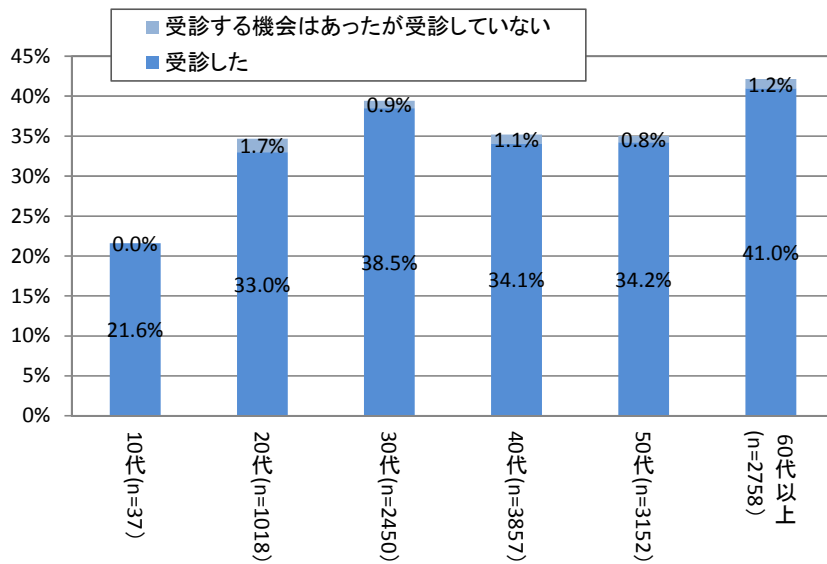


図 V-57 年齢別 入社時に実施する健康診断の実施割合

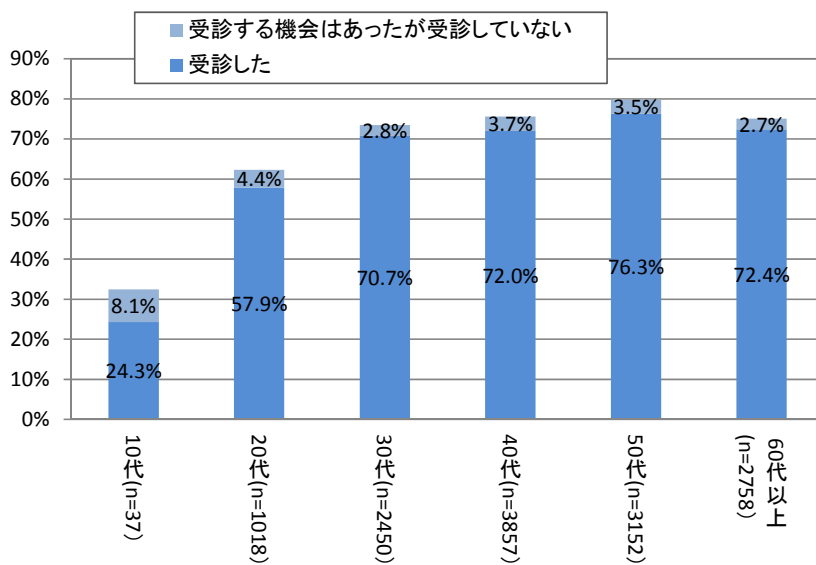


図 V-58 年齢別 定期健康診断の実施割合

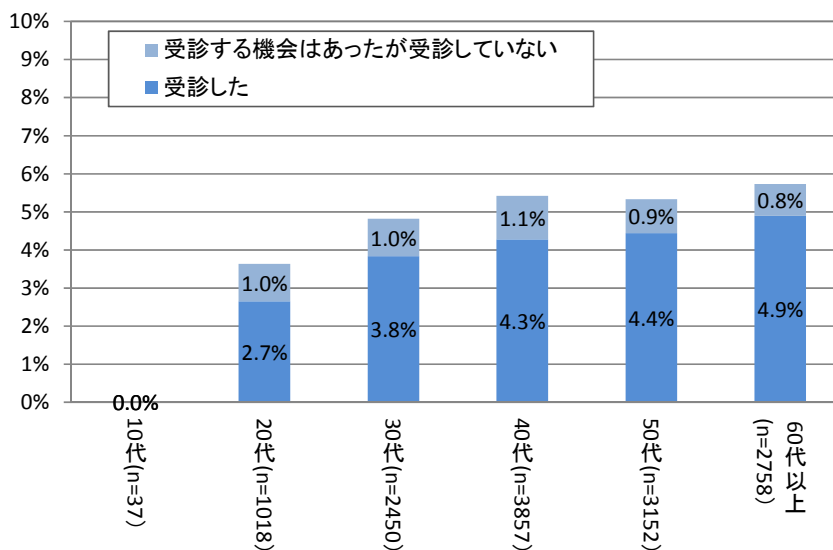


図 V-59 年齢別 長時間労働者に対する医師による面接の実施の実施割合

V. 3. 22 年齢別 健康診断における所見の有無、再検査・治療の実施状況 (Q9-1~3)

健康診断を受診したパートタイム労働者（年齢未回答者を除く）における有所見の割合は、高齢になるほど高かった。

また、有所見とされたパートタイム労働者（年齢未回答者を除く）における再検査や治療の要否については、こちらも年齢が上がるにつれて再検査や治療が必要とされた割合が高くなる傾向が見られた。

さらに、再検査や治療が必要とされたパートタイム労働者（年齢未回答者を除く）の、再検査や治療の受診については、年齢が上がるにつれ、受診割合が高くなる傾向が見られた。

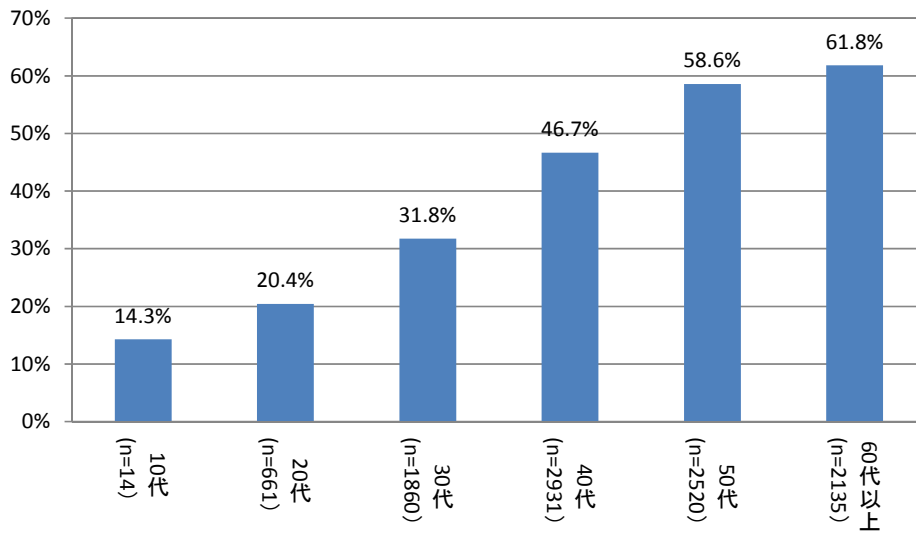


図 V-60 年齢別 健康診断における有所見の割合

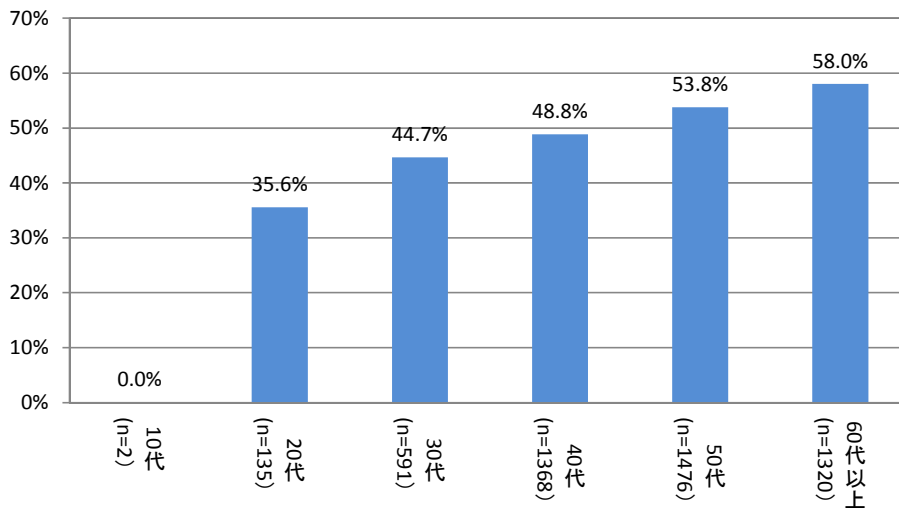


図 V-61 年齢別 有所見時の要再検査・治療の割合

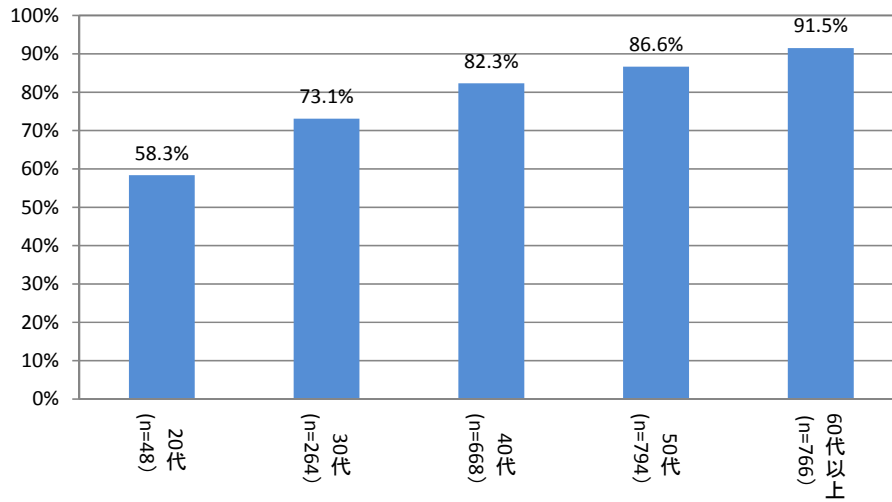


図 V-62 年齢別 要再検査・治療の場合の再検査・治療の実施割合

V. 3. 23 年齢別 業務上の負傷・疾病の有無 (Q10)

パートタイム労働者(年齢未回答者を除く)における、業務上の負傷の発生割合は、「10代」で13.5%、「50代」で12.6%であった。

業務上の疾病の発生割合は「50代」で3.0%と最も割合が高かった。

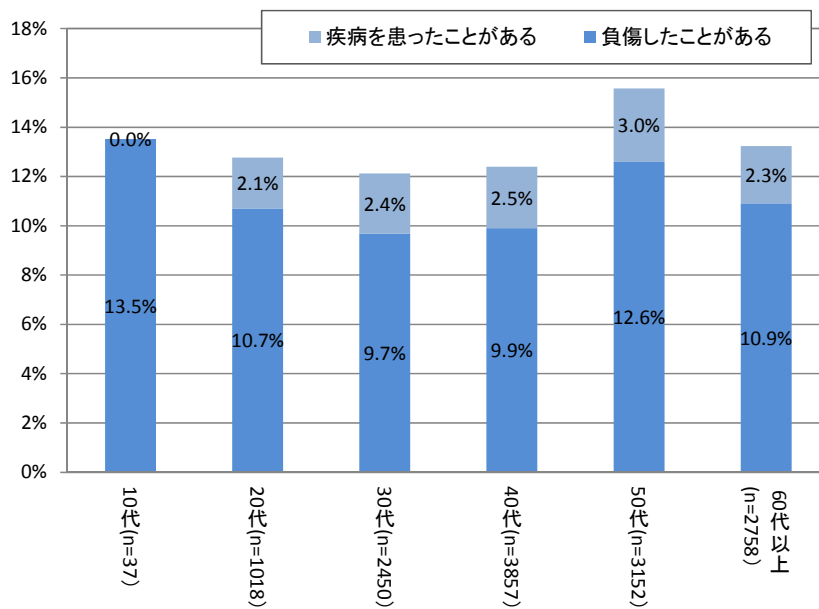


図 V-63 年齢別 業務上の負傷・疾病の発生割合

V. 3. 24 年齢別 業務上の負傷・疾病の内容 (Q10-1)

業務上の負傷・疾病の経験があるパートタイム労働者(年齢未回答者を除く)における、年齢別に見た、業務上の負傷・疾病の内容は、いずれも「切創(切り傷)」の割合が最も高かった。次いで多いのは、「10代」以外では「打撲」であった。

表 V-12 年齢別 業務上の負傷・疾病の内容のうち割合の高いもの(複数回答)

| 年齢 | 最も割合が高いもの | | 2番目に割合が高いもの | | 3番目に割合が高いもの | |
|--------------|-----------------|----------------|-------------|----------------|--------------|----------------|
| 10代(n=5) | ・切創(切り傷) ・火傷 | 3 (60.0%) | - | | 急性腰痛症(ぎっくり腰) | 1 (20.0%) |
| 20代(n=130) | 切創(切り傷) | 75 (57.7%) | 打撲 | 30 (23.1%) | 火傷 | 27 (20.8%) |
| 30代(n=297) | 切創(切り傷) | 151 (50.8%) | 打撲 | 68 (22.9%) | 急性腰痛症(ぎっくり腰) | 56 (18.9%) |
| 40代(n=478) | 切創(切り傷) | 211 (44.1%) | 打撲 | 113 (23.6%) | 急性腰痛症(ぎっくり腰) | 102 (21.3%) |
| 50代(n=491) | 切創(切り傷) | 185 (37.7%) | 打撲 | 129 (26.3%) | 急性腰痛症(ぎっくり腰) | 118 (24.0%) |
| 60代以上(n=365) | 切創(切り傷) | 122 (33.4%) | 打撲 | 91 (24.9%) | 急性腰痛症(ぎっくり腰) | 87 (23.8%) |

上段：件数、下段括弧内：割合

V. 3. 25 年齢別 業務上の負傷・疾病の発生理由 (Q10-2)

業務上の負傷・疾病の経験があるパートタイム労働者(年齢未回答者を除く)における、業務上の負傷・疾病の発生理由は、「20代」以外で「動作の反動・無理な動作」の割合が最も高かった。

表 V-13 年齢別 業務上の負傷・疾病の発生理由のうち割合の高いもの(複数回答)

| 年齢 | 最も割合が高いもの | | 2番目に割合が高いもの | | 3番目に割合が高いもの | |
|------------------|--------------------------------|----------------|-------------|---------------|-------------|---------------|
| 10代 (n=5) | ・転倒 ・動作の反動・無理な動作 ・切れ・こすれ | 1 (20.0%) | - | | - | |
| 20代 (n=130) | 切れ・こすれ | 52 (40.0%) | 動作の反動・無理な動作 | 26 (20.0%) | はさまれ・巻き込まれ | 13 (10.0%) |
| 30代 (n=297) | 動作の反動・無理な動作 | 88 (29.6%) | 切れ・こすれ | 86 (29.0%) | 転倒 | 37 (12.5%) |
| 40代 (n=478) | 動作の反動・無理な動作 | 146 (30.5%) | 切れ・こすれ | 96 (20.1%) | 転倒 | 64 (13.4%) |
| 50代 (n=491) | 動作の反動・無理な動作 | 150 (30.5%) | 転倒 | 96 (19.6%) | 切れ・こすれ | 64 (13.0%) |
| 60代以上 (n=365) | 動作の反動・無理な動作 | 106 (29.0%) | 転倒 | 67 (18.4%) | 切れ・こすれ | 54 (14.8%) |

上段：件数、下段括弧内：割合

V. 3. 26 年齢別 業務上の負傷・疾病の勤務先への申し出有無 (Q10-3)

業務上の負傷・疾病の経験があるパートタイム労働者(年齢未回答者を除く)における、年齢別に見た、業務上の負傷・疾病の勤務先への申し出の有無については、「60代以上」は5割以上であるものの、年齢が下がるにつれ、申し出た割合が低くなる傾向にあった。ただし、「10代」は40.0%であった。

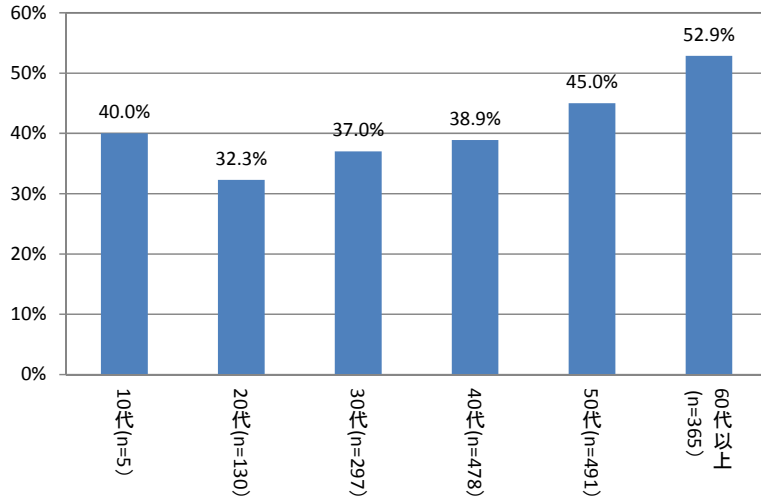


図 V-64 年齢別 業務上の負傷・疾病の勤務先へ申し出た割合

V. 3. 27 年齢別 業務上の負傷・疾病を勤務先に申し出なかった理由 (Q10-4)

業務上の負傷・疾病を経験し、勤務先に申し出なかったパートタイム労働者(年齢未回答者を除く)における、業務上の負傷・疾病を勤務先に申し出なかった理由は、いずれの年代も「大したけが・病気ではなかったから」の割合が最も高く、次いで「自分が悪かった(けが・病気の原因を自分で作った)から」「申し出ることを思いつかなかったから」が続いた。

表 V-14 年齢別 業務上の負傷・疾病を勤務先に申し出なかった理由のうち割合の高いもの(複数回答)

| 年齢 | 最も割合が高いもの | 2番目に割合が高いもの | 3番目に割合が高いもの |
|--------------|---|---|------------------------------------|
| 10代 (n=1) | ・大したけが・病気ではなかったから ・自分が悪かった(けが・病気の原因を自分で作った)から 1 (100.0%) | - | - |
| 20代 (n=70) | 大したけが・病気ではなかったから 57 (81.4%) | 自分が悪かった(けが・病気の原因を自分で作った)から 19 (27.1%) | 申し出ることを思いつかなかったから 7 (10.0%) |
| 30代 (n=125) | 大したけが・病気ではなかったから 90 (72.0%) | 自分が悪かった(けが・病気の原因を自分で作った)から 32 (25.6%) | 申し出ることを思いつかなかったから 21 (16.8%) |
| 40代 (n=189) | 大したけが・病気ではなかったから 124 (65.6%) | 自分が悪かった(けが・病気の原因を自分で作った)から 37 (19.6%) | 申し出ることを思いつかなかったから 22 (11.6%) |
| 50代 (n=171) | 大したけが・病気ではなかったから 107 (62.6%) | 自分が悪かった(けが・病気の原因を自分で作った)から 40 (23.4%) | 申し出ることを思いつかなかったから 32 (18.7%) |
| 60代以上 (n=98) | 大したけが・病気ではなかったから 63 (64.3%) | 自分が悪かった(けが・病気の原因を自分で作った)から 20 (20.4%) | 会社に迷惑がかかると思ったから 15 (15.3%) |

上段：件数、下段括弧内：割合

V. 3. 28 年齢別 掛け持ちの有無 (Q11)

アンケート回答者（年齢未回答者を除く）における、年齢別に見た、勤務先の掛け持ち（「他にもう1つ掛け持ちしている」と「他に2つ以上掛け持ちしている」の合計）については、「10代」で13.5%、「20代」で11.7%であった。最も割合が低いのは、「60代以上」で2.8%であった。

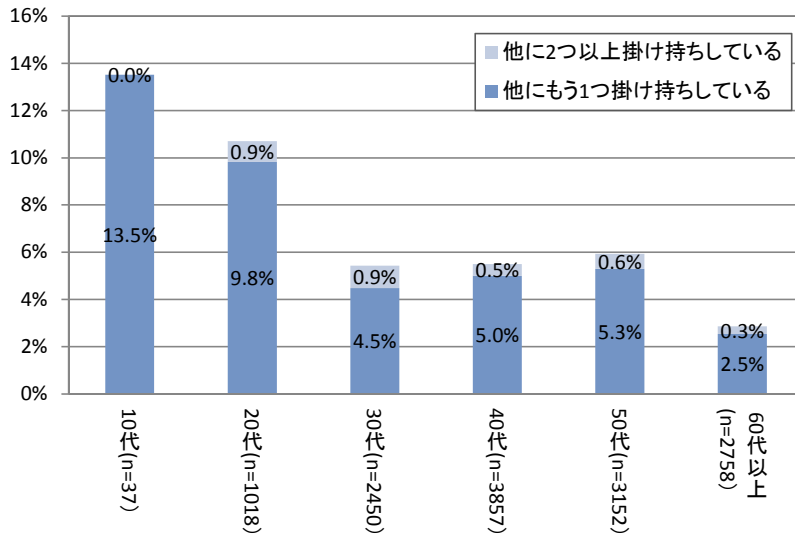


図 V-65 年齢別 掛け持ちしているパートタイム労働者の割合

V. 3. 29 勤続年数別 健康診断の受診状況 (Q9)

アンケート回答者（勤続年数未回答者を除く）における健康診断の受診状況を、勤続年数別に見てみると、「定期健康診断」は、勤続年数が長くなるにつれ「受診した」割合が高くなっていった。

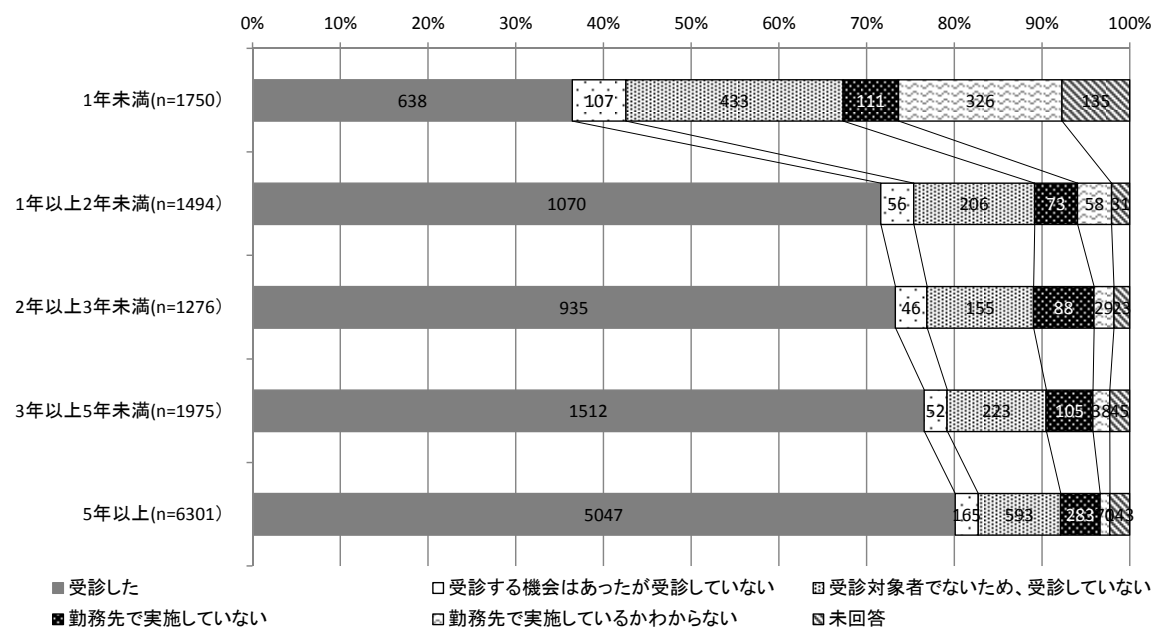


図 V-66 勤続年数別 定期健康診断の受診割合

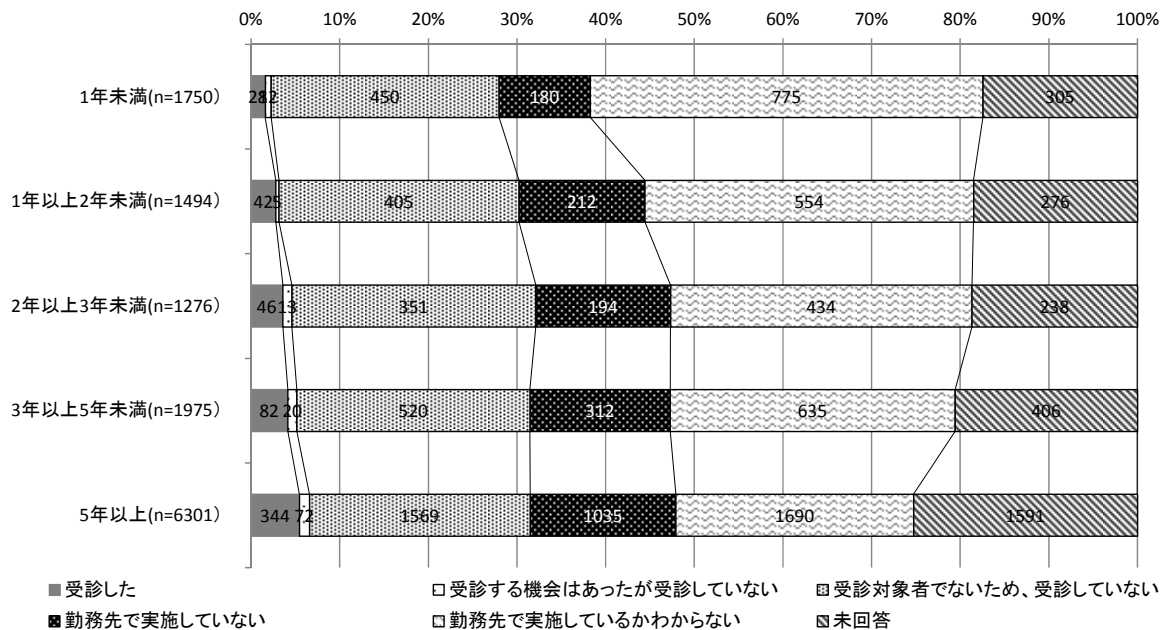


図 V-67 勤続年数別 長時間労働者に対する医師による面接の受診割合

V. 3. 30 パートタイム労働者の労働時間別 健康診断の受診状況 (Q9)

アンケート回答者（契約期間は問わない。労働時間未回答者を除く）における、パートタイム労働者の労働時間別に見た健康診断の受診状況は、「入社時の健康診断」は、「正社員の週所定労働時間の 3/4 以上」の労働者の受診割合は 56.7%強であり、「正社員の週所定労働時間の 1/2 未満」の労働者の受診割合は 40.1%であった。

また、「定期健康診断」の受診割合は、「正社員の週所定労働時間の 3/4 以上」の労働者が 91.8%近くであり、「正社員の週所定労働時間の 1/2 未満」の労働者は 58.7%であった。

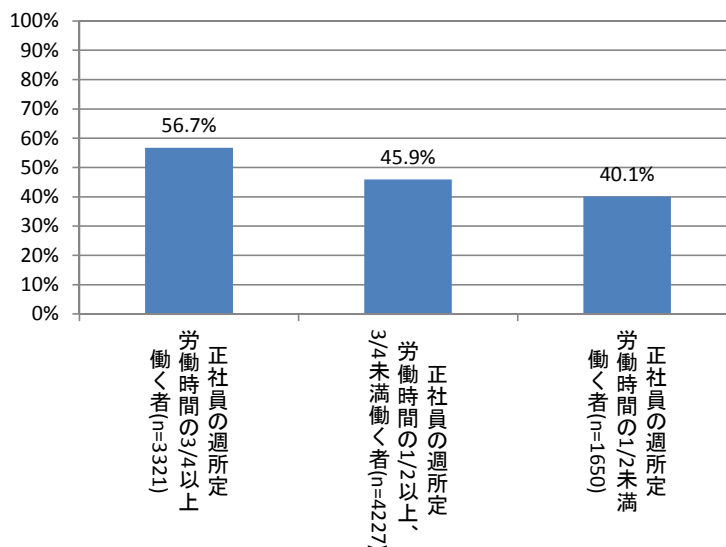


図 V-68 パートタイム労働者の労働時間別 入社時の健康診断の受診割合

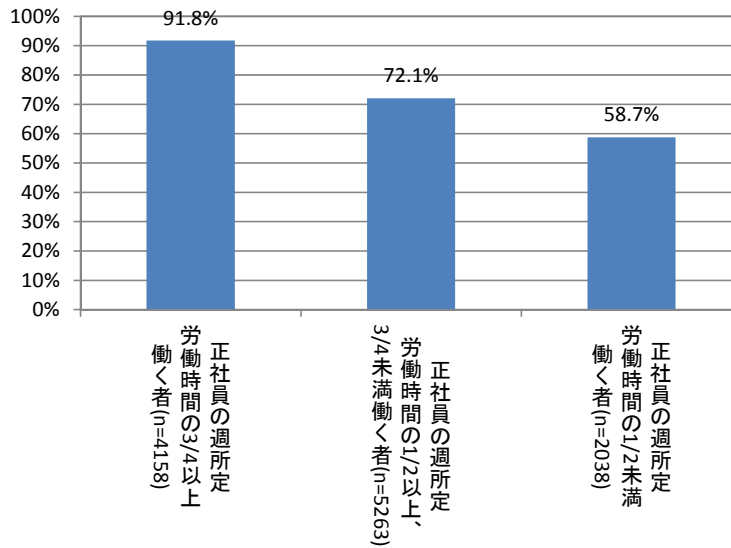


図 V-69 パートタイム労働者の労働時間別 定期健康診断の受診割合

また、深夜業に従事するパートタイム労働者（契約期間は問わない。労働時間未回答者を除く）における、「深夜業を含む業務等の特定業務に従事する労働者に対する健康診断」の受診状況を、パートタイム労働者の労働時間別に見ると、「正社員の週所定労働時間の3/4以上」の労働者で60.8%であった。

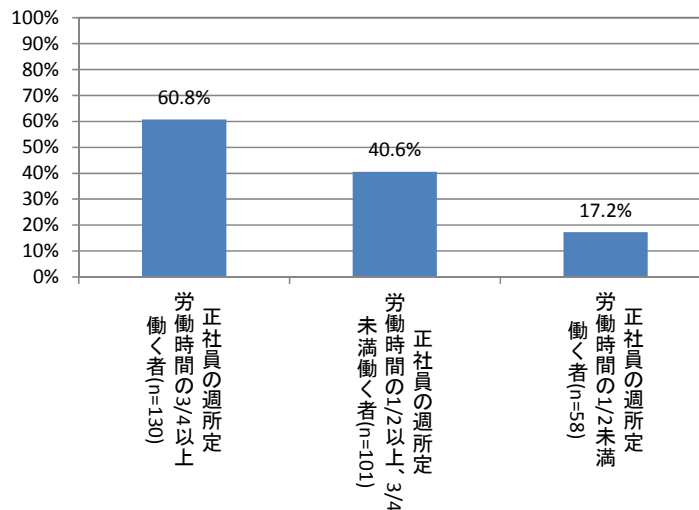


図 V-70 パートタイム労働者の労働時間別 深夜業に従事するパートタイム労働者の、深夜業を含む業務等の特定業務に従事する労働者に対する健康診断の受診割合

V. 3. 31 深夜業に従事するパートタイム労働者の労働時間別 健康診断の受診状況 (Q9)

正社員の週所定労働時間の 3/4 以上働き、深夜業に従事するパートタイム労働者（契約期間は問わない。未回答者を除く。n=179 名）において、深夜業を含む業務等の特定業務に従事するパートタイム労働者に対する定期健康診断を受診した者の割合は、44.1%であった。

さらに、正社員の週所定労働時間の 1/2 以上 3/4 未満働き、深夜業に従事するパートタイム労働者（契約期間は問わない。未回答者を除く。n=122 名）において、深夜業を含む業務等の特定業務に従事するパートタイム労働者に対する定期健康診断を受診した者の割合は、33.6%であった。

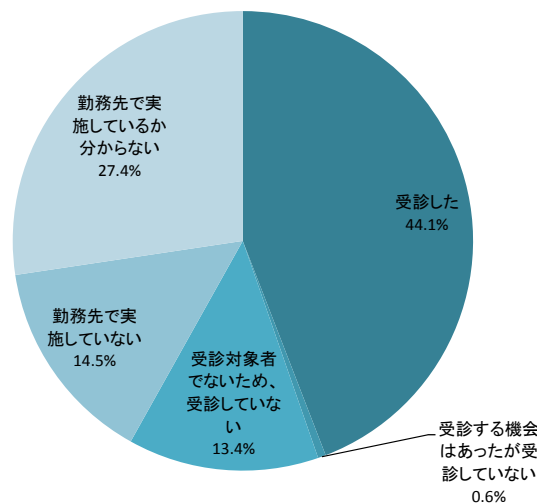


図 V-71 正社員の週所定労働時間の 3/4 以上働き、深夜業に従事するパートタイム労働者における深夜業を含む業務等の特定業務に従事する労働者に対する定期健康診断の受診状況 (n=179)

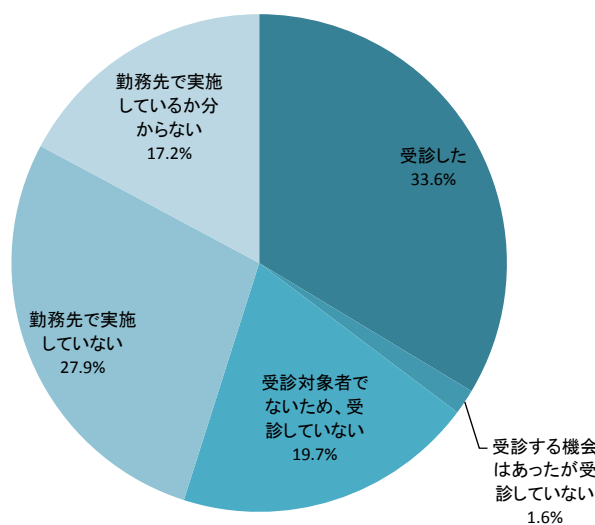


図 V-72 正社員の週所定労働時間の 1/2 以上 3/4 未満働き、深夜業に従事するパートタイム労働者における、深夜業を含む業務等の特定業務に従事する労働者に対する定期健康診断の受診状況 (n=122)

V. 4 労働者調査 負傷・疾病の経験がある労働者に関するクロス集計結果

業務上の負傷・疾病の経験があるパートタイム労働者における、勤続年数、労働時間のクロス集計結果を以下に示す。

V. 4. 1 勤続年数別 負傷・疾病の発生状況 (Q10)

アンケート回答者（勤続年数未回答者を除く）について、勤務年数別に、業務上の負傷・疾病の発生割合を見ると、「5年以上」の割合が最も高く、勤続年数が少なくなるにつれ、割合が低くなる傾向が見られた。

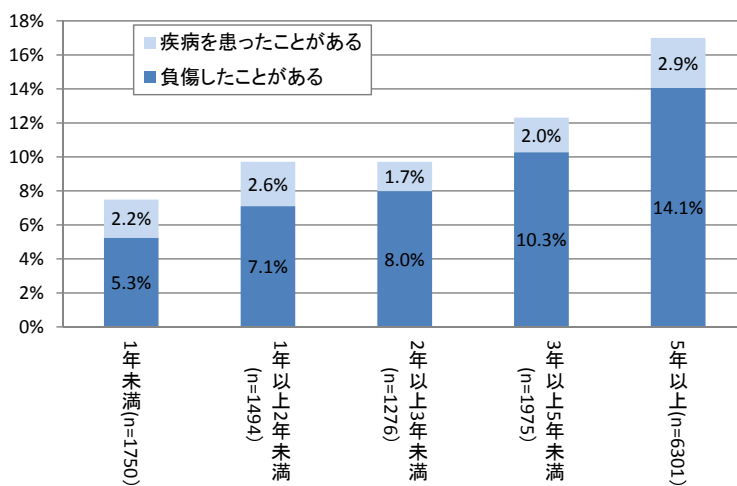


図 V-73 勤続年数別 負傷・疾病の発生割合

V. 4. 2 実労働時間別 負傷・疾病の有無 (Q10)

アンケート回答者（実労働時間未回答者を除く）について、実労働時間別に、業務上の負傷・疾病の発生割合を見ると、負傷の発生割合は「40時間より長く50時間以下」での割合が最も高かった。一方、疾病は「50時間より長い」の割合が最も高かった。

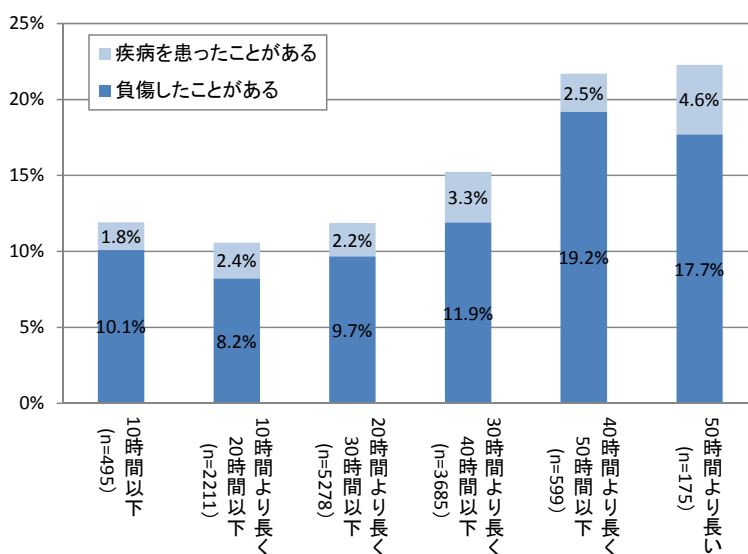


図 V-74 実労働時間別 負傷・疾病の発生割合

V. 4. 3 実労働時間別 メンタル疾患罹患割合 (Q10-1)

アンケート回答者（実労働時間未回答者を除く）における、実労働時間別に見た、メンタル疾患の罹患割合は、「50 時間より長い」の割合が最も高く、時間が短くなるにつれ、割合が低くなる傾向が見られた。ただし、「10 時間以下」は 1.0%であった。

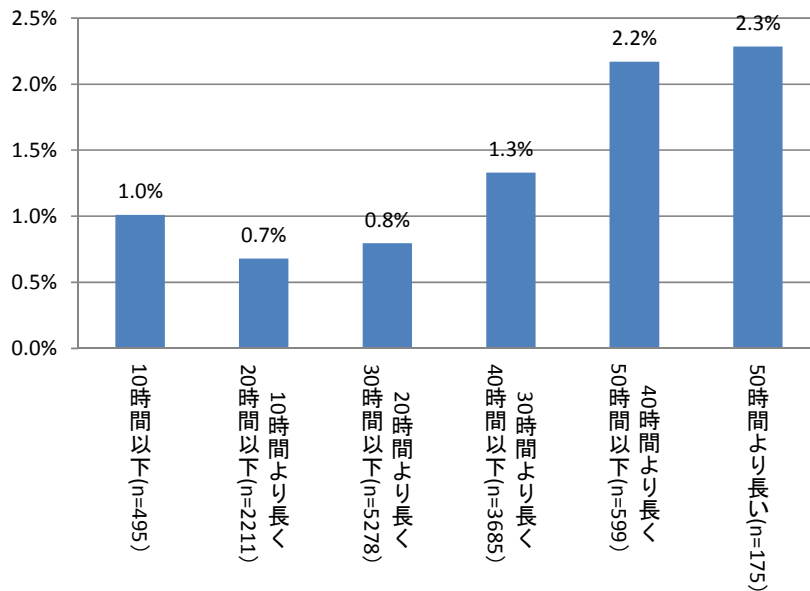


図 V-75 実労働時間別 メンタル疾患の罹患割合

V. 4. 4 所定外労働時間別 負傷・疾病の発生状況 (Q10)

アンケート回答者（所定外労働時間未回答者を除く）について、所定外労働時間別に負傷の発生割合を見ると、「40 時間より長く 50 時間以下」の割合が最も高く 23.8%であった。また、疾病の発生割合は、「30 時間より長く 40 時間以下」が 5.6%、「10 時間より長く 20 時間以下」が 4.9%であった。

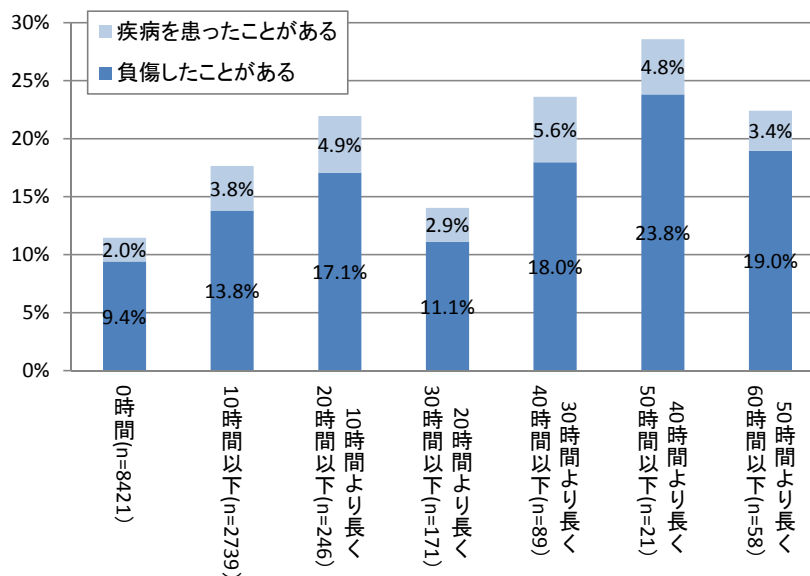


図 V-76 所定外労働時間別 負傷・疾病の発生割合

V. 4. 5 所定外労働時間別 メンタル疾患罹患割合 (Q10-1)

「メンタル不調・鬱病等」を患ったことがあるパートタイム労働者（所定外労働時間未回答者を除く）について、所定外労働時間別に見た、メンタル疾患の罹患割合は、「50時間より長い」が3.4%と最も高かった。

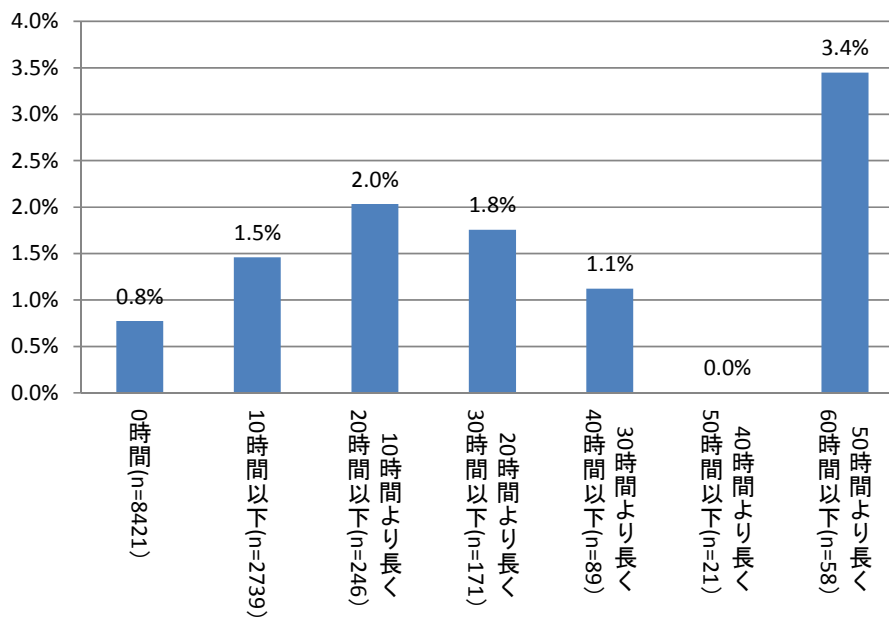


図 V-77 所定外労働時間別 メンタル疾患の罹患割合

V. 5 労働者調査 勤務先の取組満足度別クロス集計結果

勤務先におけるパートタイム労働者の健康管理の取組の満足度の回答と、各設問についてのクロス集計した結果を以下に示す。

なお、満足度の回答において、「満足」「まあ満足」の回答は満足している傾向にあるとして、本項では「満足」と表示し、「あまり満足していない」「全く満足していない」は満足していない傾向にあるとして、本項では「不満足」と表示する。

V. 5. 1 健康診断等を受診したパートタイム労働者における勤務先の取組の満足度 (Q9)

健康診断等を受診したパートタイム労働者における、勤務先のパートタイム労働者の健康管理の取組の満足度は、「定期健康診断」を受診している労働者では 52%程度であり、「特殊健康診断」を受診している労働者では 61%程度であった。

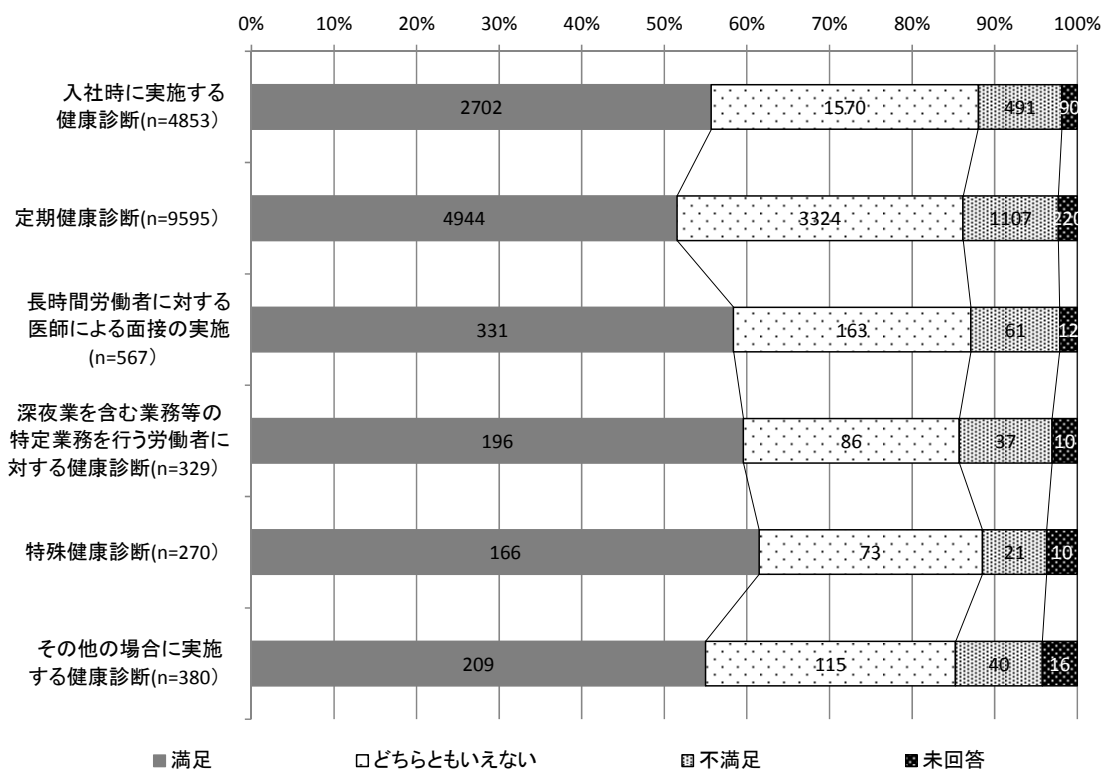


図 V-78 勤務先における取組の満足度別 健康診断等の実施割合

V. 5. 2 業務上の負傷・疾病の発生有無別 勤務先における取組の満足度 (Q10)

アンケート回答者（業務上の負傷・疾病の有無の未回答者を除く）について、業務上の負傷・疾病の発生の有無別に見た、勤務先におけるパートタイム労働者の健康管理の取組の満足度は、業務上の負傷・疾病の経験があるパートタイム労働者に比べて、負傷・疾病の経験がないパートタイム労働者の満足度が高かった。

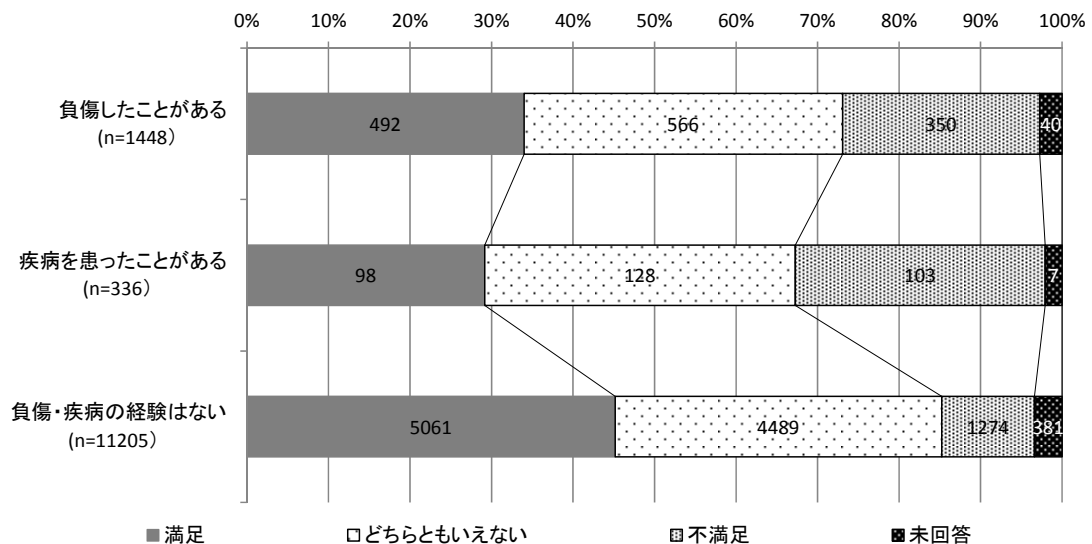


図 V-79 業務上の負傷・疾病の発生有無に応じた勤務先における取組の満足度

V. 5. 3 勤務先におけるパートタイム労働者の健康管理の取組参加者別 勤務先の健康管理の取組満足度 (Q14)

勤務先におけるパートタイム労働者の健康管理の取組に参加しているパートタイム労働者について、勤務先の健康管理の取組の満足度を見ると、「労働者の健康の保持・増進に関する計画策定」に参加している労働者の満足度が最も高く、80%を超えていた。

一方で、「職場体操」に参加している労働者の満足度が最も低く、60%に満たなかった。

また、満足度とパートタイム労働者の健康管理の取組実施のオッズ比から、「労働者の健康の保持・増進に関する計画策定」と「健康相談」は、パートタイム労働者の勤務先における健康管理の取組についての満足度を、統計的に有意に高める要因と考えられる。

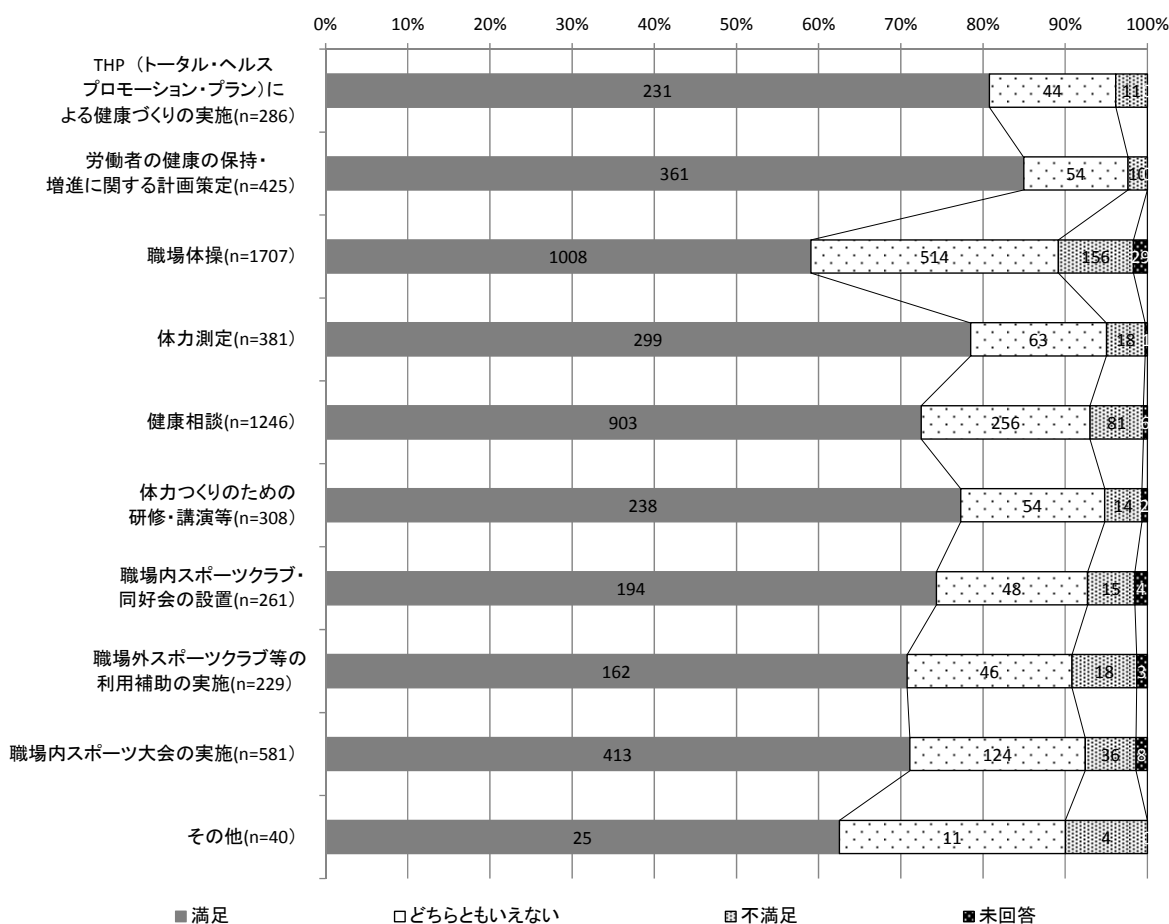


図 V-80 勤務先におけるパートタイム労働者の健康管理の取組参加者別
勤務先の健康管理の取組満足度 (複数回答)

表 V-15 満足度とパートタイム労働者の健康管理の取組の実施とのオッズ比

| 取組 | 粗オッズ比 | | | | 調整オッズ比※ | | | |
|--------------------------------------|-------|---------|-------|------|---------|---------|--------|------|
| | オッズ比 | 95%信頼区間 | | 有意確率 | オッズ比 | 95%信頼区間 | | 有意確率 |
| | | 下限 | 上限 | | | 下限 | 上限 | |
| THP (トータル・ヘルスプロモーション・プラン)による健康づくりの実施 | .775 | .286 | 2.098 | .616 | .599 | .208 | 1.722 | .341 |
| 労働者の健康の保持・増進に関する計画策定 | 4.077 | 1.720 | 9.666 | .001 | 5.647 | 2.120 | 15.047 | .001 |
| 職場体操 | 1.246 | .952 | 1.630 | .109 | 1.139 | .839 | 1.547 | .404 |
| 体力測定 | 1.391 | .724 | 2.674 | .322 | 1.080 | .535 | 2.182 | .830 |
| 健康相談 | 2.605 | 1.862 | 3.645 | .000 | 2.213 | 1.521 | 3.218 | .000 |
| 体力づくりのための研修・講演等 | .874 | .351 | 2.175 | .772 | .811 | .322 | 2.040 | .656 |
| 職場内スポーツクラブ・同好会の設置 | 1.756 | .590 | 5.225 | .312 | 2.943 | .883 | 9.803 | .079 |
| 職場外スポーツクラブ等の利用補助の実施 | 3.159 | 1.039 | 9.602 | .043 | 1.552 | .440 | 5.470 | .494 |
| 職場内スポーツ大会の実施 | 1.921 | 1.000 | 3.688 | .050 | 1.795 | .882 | 3.652 | .106 |
| その他 | 1.760 | .746 | 4.151 | .196 | 1.913 | .707 | 5.174 | .201 |

※業種, 従業員数, 性別, 年代, 勤続年数を調整

V. 5. 4 勤務先におけるパートタイム労働者の健康管理の取組参加者別 勤務先のメンタルヘルスケアの取組満足度 (Q15)

勤務先においてパートタイム労働者のメンタルヘルスケアの取組を実施しているパートタイム労働者の、勤務先のパートタイム労働者の健康管理の取組の満足度は、「その他」を除き、「地域産業保健センターを活用した対策の実施」に参加している労働者の満足している割合が最も高かった。

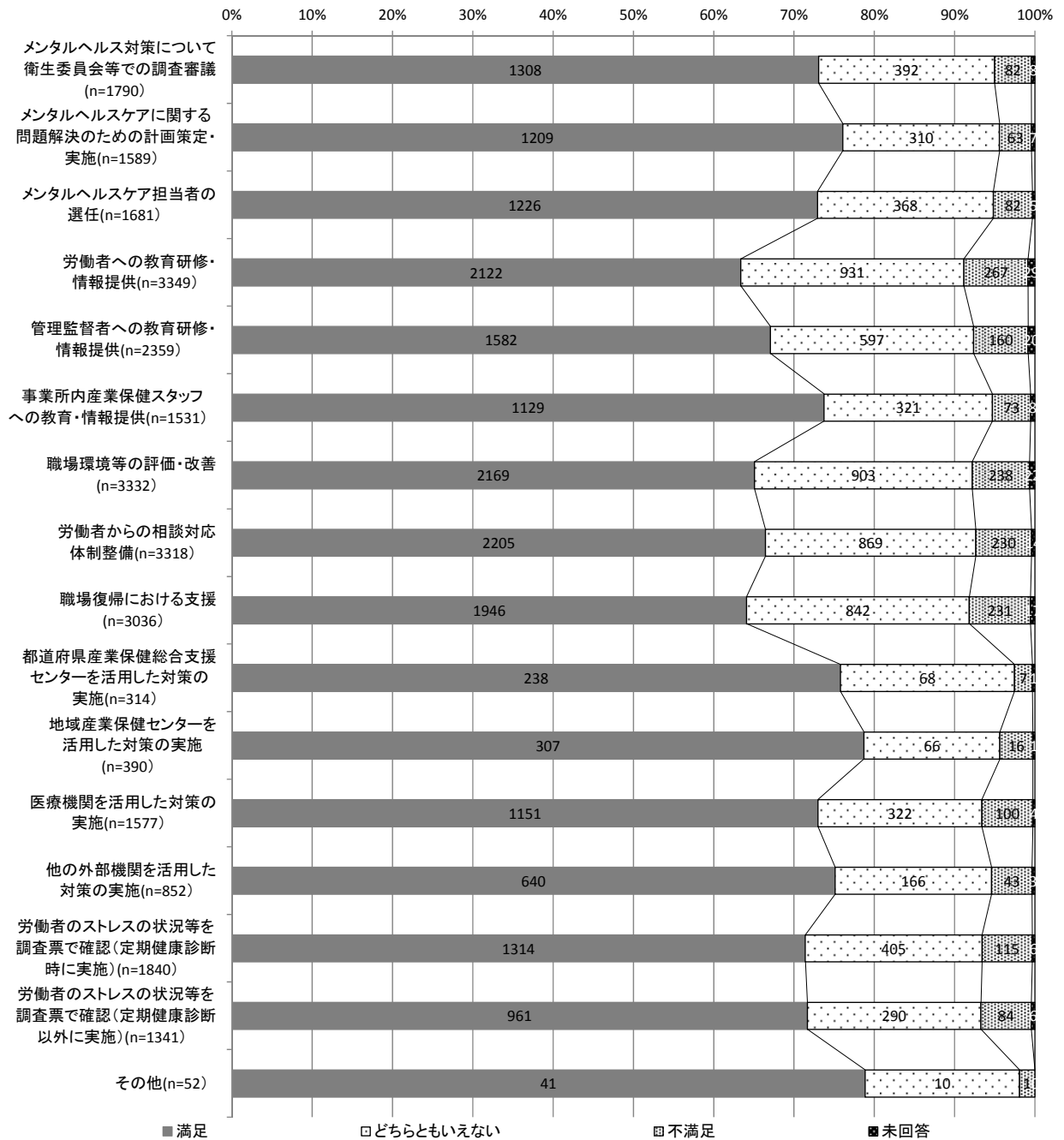


図 V-81 勤務先における取組の満足度別 メンタルヘルスケアの取組実施割合 (複数回答)

また、満足度とパートタイム労働者のメンタルヘルスケアの取組実施のオッズ比から、「職場環境等の評価・改善」と「労働者のストレスの状況等を調査票で確認（ストレスチェックの実施）（定期健康診断の機会に併せて実施）」は、パートタイム労働者の勤務先における健康管理の取組についての満足度を、統計的有意に高める要因と考えられる。

表 V-16 満足度とパートタイム労働者のメンタルヘルスケアの取組実施有無とのオッズ比

| 取組 | 粗オッズ比 | | | | 調整オッズ比※ | | | |
|---|-------|---------|-------|------|---------|---------|-------|------|
| | オッズ比 | 95%信頼区間 | | 有意確率 | オッズ比 | 95%信頼区間 | | 有意確率 |
| | | 下限 | 上限 | | | 下限 | 上限 | |
| メンタルヘルス対策について衛生委員会等での調査審議 | 1.442 | .864 | 2.407 | .162 | 1.171 | .665 | 2.063 | .585 |
| メンタルヘルスケアに関する問題解決のための計画策定・実施 | .917 | .528 | 1.593 | .759 | 1.041 | .561 | 1.929 | .900 |
| メンタルヘルスケア担当者の選任 | 1.166 | .766 | 1.776 | .474 | 1.045 | .660 | 1.654 | .850 |
| 労働者への教育研修・情報提供 | 1.193 | .869 | 1.638 | .275 | 1.200 | .846 | 1.702 | .307 |
| 管理監督者への教育研修・情報提供 | .928 | .629 | 1.369 | .706 | 1.017 | .662 | 1.560 | .940 |
| 事業所内産業保健スタッフへの教育・情報提供 | .954 | .619 | 1.470 | .831 | .897 | .559 | 1.440 | .653 |
| 職場環境等の評価・改善 | 1.645 | 1.240 | 2.183 | .001 | 1.839 | 1.340 | 2.522 | .000 |
| 労働者からの相談対応体制整備 | 1.305 | .976 | 1.745 | .073 | 1.256 | .912 | 1.728 | .162 |
| 職場復帰における支援 | 1.213 | .927 | 1.588 | .160 | 1.099 | .816 | 1.479 | .535 |
| 都道府県産業保健総合支援センターを活用した対策の実施 | .755 | .280 | 2.039 | .580 | .938 | .326 | 2.702 | .906 |
| 地域産業保健センターを活用した対策の実施 | 1.297 | .488 | 3.443 | .602 | .983 | .353 | 2.739 | .974 |
| 医療機関を活用した対策の実施 | 1.309 | .886 | 1.935 | .176 | 1.337 | .867 | 2.063 | .189 |
| 他の外部機関を活用した対策の実施 | 1.105 | .630 | 1.938 | .727 | .896 | .480 | 1.672 | .730 |
| 労働者のストレスの状況等を調査票で確認（ストレスチェックの実施）（定期健康診断の機会に併せて実施） | 1.992 | 1.369 | 2.899 | .000 | 2.088 | 1.380 | 3.160 | .000 |
| 労働者のストレスの状況等を調査票で確認（ストレスチェックの実施）（定期健康診断以外の機会に実施） | 1.367 | .868 | 2.152 | .177 | 1.488 | .898 | 2.465 | .123 |
| その他 | 1.170 | .495 | 2.763 | .720 | 1.106 | .409 | 2.995 | .842 |

※業種，従業員数，性別，年代，勤続年数を調整

V. 6 労働者調査 相談相手のいない者に関する集計結果

健康に関して相談する相手の有無に関する設問において、「相談相手はいない」と回答したパートタイム労働者の属性を集計した。

V. 6. 1 性別 相談相手のいないパートタイム労働者の割合 (Q7)

相談相手のいないパートタイム労働者(相談相手の有無の未回答者を除く)を性別に見ると、「男性」は4.0%、「女性」は1.5%であった。

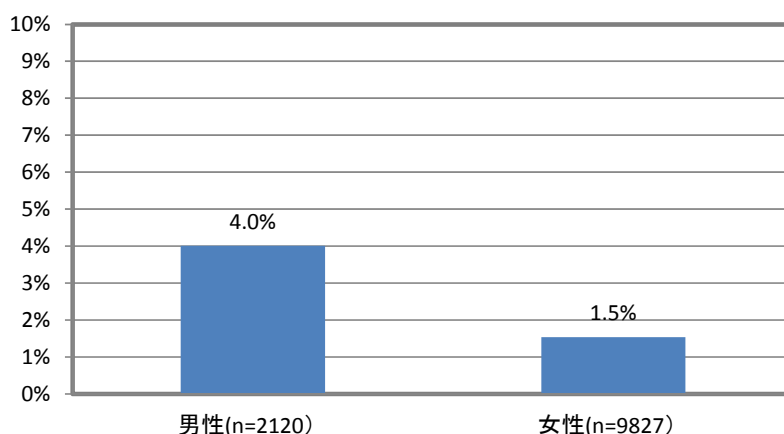


図 V-82 性別 相談相手のいないパートタイム労働者の割合

V. 6. 2 年齢別 相談相手のいないパートタイム労働者の割合 (Q7)

相談相手のいないパートタイム労働者(相談相手の有無の未回答者を除く)を年齢別に見ると、他の年齢層に比べて「10代」の割合が高く、10.8%であった。

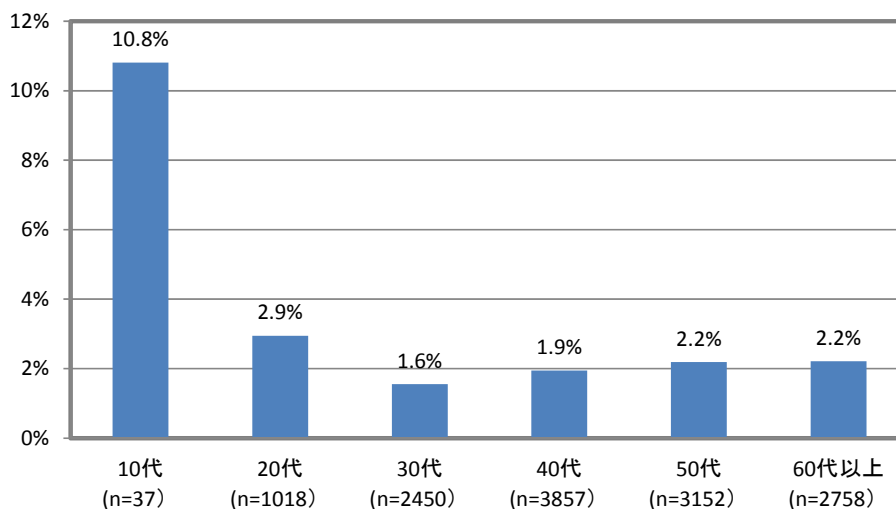


図 V-83 年齢別 相談相手のいないパートタイム労働者の割合

V. 6. 3 勤続年数別 相談相手のいないパートタイム労働者の割合 (Q7)

相談相手のいないパートタイム労働者(相談相手の有無の未回答者を除く)を勤続年数別に見ると、「2年以上3年未満」の割合が最も高く2.6%であり、「1年未満」の割合が最も低く1.6%であった。

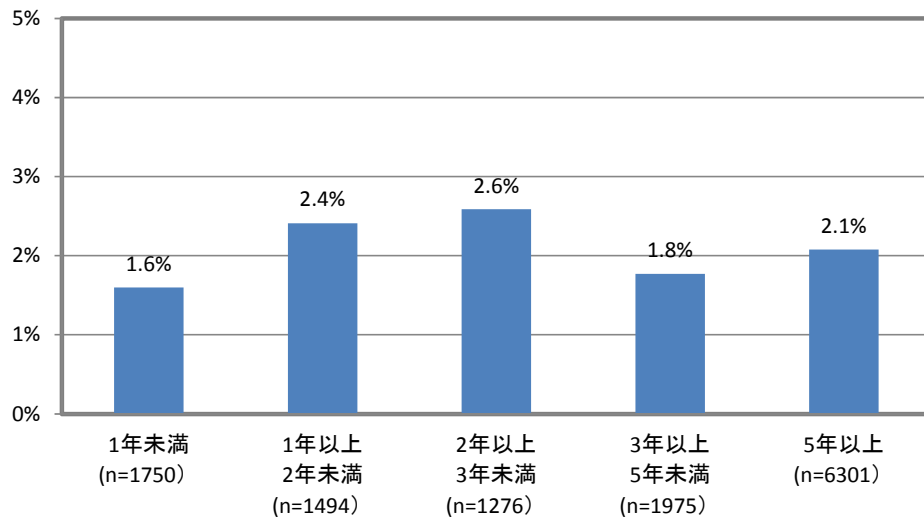


図 V-84 勤続年数別 相談相手のいないパートタイム労働者の割合

VI. ヒアリング調査結果

VI. 1 ヒアリング調査項目

ヒアリング調査項目の概要は、以下のとおりである。

表 VI-1 ヒアリング調査項目（事業所調査）

| No. | 項目 | 内容 |
|-----|---|--|
| 1 | 事業所におけるパートタイム労働者の位置づけ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 正社員と同等の戦力として位置づけているのか、それとも正社員の補助や、繁忙期対応要員などと考えているのか ・ 従事する業務を限定しているか、またどのような業務に従事しているのか など |
| 2 | 事業所におけるパートタイム労働者の特徴 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 年齢、性別、経験、勤続年数、家庭環境など、パートタイム労働者の属性面の特徴 ・ 可能であれば、就労観など意識面の傾向、特徴 ・ 深夜勤務、危険有害業務等の有無、これらの業務に従事する高齢者の有無 ・ 掛け持ちの有無を把握しているか、掛け持ちがある場合、どのくらいの人数がいるか ・ （事業者が考える）パートタイム労働者の健康に対する意識 |
| 3 | 事業所におけるパートタイム労働者の健康管理に対する考え方、方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康管理に関わる事業所、会社の考え方（積極的にすべきと考えている／法の規定をやっていればよい など） |
| 4 | パートタイム労働者・労働組合の、事業者における健康管理の取り組みに対する要望等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ パートタイム労働者の要望（事業者が想定していること） ・ 労働組合の考え、要望（組合があれば） |
| 5 | 事業所における健康管理に関する組織・体制等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康管理を行うための体制、規程等の有無 ・ 体制的に十分だと感じているか |
| 6 | 健康問題・労働災害等の発生状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自事業所で発生したことがある（または発生のおそれのある）健康問題・労働災害とその原因 ・ 経験年数や年齢と、事故内容（症例）に傾向があるか など |
| 7 | パートタイム労働者を対象にした具体的な取り組み状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇い入れ時、定期、特殊健康診断の実施状況 ・ 深夜業従事者の健康管理の取り組み状況 ・ 危険有害業務従事者の健康管理の取り組み状況 ・ 掛け持ち者の健康管理の取り組み状況 ・ 育児・介護実施者の健康管理の取り組み状況 ・ 高齢者・有病者の健康管理の取り組み状況 ・ メンタルヘルスケアの実施状況 など ・ その他、特徴的な取り組み |

| | | |
|---|--------------------|---|
| 8 | パートタイム労働者の健康管理上の課題 | <ul style="list-style-type: none"> パートタイム労働者の健康管理に取り組む上での課題（健康診断の実施、メンタルヘルスケアの実施、その他取り組みの実施、また実施していない項目があればその理由） |
| 9 | 課題解決の方策 | <ul style="list-style-type: none"> 今後の方向性、実施しようと考えている事項について 行政（国、地方自治体等）に求めること |

表 VI-2 ヒアリング調査項目（労働者調査）

| No. | 項目 | 内容 |
|-----|---------------------------|---|
| 1 | 人物像 | <ul style="list-style-type: none"> 年齢、勤務先での勤務期間、雇用形態、従事する業務、深夜業・危険有害業務の有無、労働時間、掛け持ちの有無、勤労観（何のために仕事をしているか）など |
| 2 | 事業所の組織・体制への参加 | <ul style="list-style-type: none"> （健康管理に関わらず）組織上の役割（管理者、リーダー等）、安全衛生委員会等への参加有無 など |
| 3 | 健康管理に関する意識 | <ul style="list-style-type: none"> 自身の健康管理を自分で行いたいと考えているのか、できるだけ会社で行ってほしいと考えているのか など |
| 4 | 健康問題・労働災害の経験 | <ul style="list-style-type: none"> 自身が経験した（または自身に発生するおそれのある）健康問題・労働災害はあるか、またその理由（身体面・メンタル面の両面について） 同僚のパートタイム労働者に発生した（または発生するおそれのある）健康問題・労働災害はあるか、またその理由 パートタイム労働者に特有の事故・災害等はあると思うか |
| 5 | 具体的な取り組み事例 | <ul style="list-style-type: none"> 勤務先における取り組みと参加状況 （勤務先以外での）個人的な取り組みとその理由 |
| 6 | 取り組みに関する評価 | <ul style="list-style-type: none"> 勤務先の取り組みの評価 自身の取り組みの評価 |
| 7 | パートタイム労働者が健康管理を行う上での課題と対策 | <ul style="list-style-type: none"> 勤務先において、事業者がパートタイム労働者の健康管理を行う上で課題と考えられること、およびその対策として考えられること 勤務先において、パートタイム労働者が健康管理を行う上で、労働者自身はどのようなことを行えばよいか |
| 8 | パートタイム労働者の健康管理についての行政への要望 | <ul style="list-style-type: none"> 行政（国や地方自治体等）に期待すること、実施して欲しい取り組み |

VI. 2 ヒアリング調査結果（事業所調査）

ヒアリング調査（事業所調査）の結果の概要は、以下のとおりである。

| No. | 項目 | 調査結果概要 |
|-----|---|---|
| 1 | 事業所におけるパートタイム労働者の位置づけ | <ul style="list-style-type: none"> すべての事業所にとって、重要な戦力である 1件の事業所で、正社員と同等の業務に従事。その他29事業所では、特定の業務に従事 |
| 2 | 事業所におけるパートタイム労働者の特徴 | <ul style="list-style-type: none"> 性別は女性が多い 年齢は、平均すると40代後半（主婦層、子どもが学校に通っており、日中の時間に余裕がある） また、60代以上の、定年後に時間の余裕がある人も少なくない パートタイム労働者として働く目的は、主婦層では家計の足しが多い。高齢者層では、家計の足しとともに、時間の有効活用、世間とのつながりの維持もある 勤続年数は、比較的長期間の人が多く 労働時間は、事業所によってまちまち 製造業（交代制で稼働している工場）、小売業（閉店後の商品陳列作業等が必要な店舗）、飲食業（深夜時間帯まで営業している店舗）、医療、福祉業（介護施設等で24時間対応が必要な施設）、その他サービス業（警備業等）で深夜業従事者あり 掛け持ちについて、掛け持ちを禁止している事業所は1割（3件/30件）、掛け持ちの有無を把握している事業所は7件、うちパートタイム労働者の労働時間を把握しているのは1件、残りは掛け持ちの有無を把握していない。 |
| 3 | 事業所におけるパートタイム労働者の健康管理に対する考え方、方針 | <ul style="list-style-type: none"> 3割（9件/30件）の事業所が、パートタイム労働者の健康管理を積極的に実施しようと考えている 2割（6件/30件）の事業所は、法の規定を実施していればよいと考えている |
| 4 | パートタイム労働者・労働組合の、事業者における健康管理の取り組みに対する要望等 | <ul style="list-style-type: none"> パートタイム労働者の健康管理について、要望等を受けたことのない事業所が多い 受けたことのある要望としては、職場環境（暑い/寒い）の改善、健康診断の機会（実施日数）の追加、健康診断の項目の追加 など |
| 5 | 事業所における健康管理に関する組織・体制等 | <ul style="list-style-type: none"> 大部分の事業所が労働者の健康管理の取組を事業者全体の枠組みとして実施 2件の事業所にて、安全衛生委員会へのパートタイム労働者の参加あり 安全衛生委員会の設置事業所では、委員会にて健康管理のための計画の策定等を実施 |
| 6 | 健康問題・労働災害等の発生状況 | <ul style="list-style-type: none"> 2割（6件/30件）の事業所で、災害の発生経験なし パートタイム労働者に災害が発生したことのある事業所における災害の内容のうち、パートタイム労働者に特有の事象として |

| | | |
|---|----------------------------------|---|
| | | <p>は、以下のようなものがあった</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 時間に制約があるために、急いで作業してけがをする ➤ 手順をしっかりと把握しておらず、手順通りに作業を行わないためにけがをする ➤ 高齢者のパートタイム労働者が多く、自身の能力を過信して行動してけがをする（脚立に登って作業して転落、重い荷物を持って腰痛 等） |
| 7 | <p>パートタイム労働者を対象にした具体的な取り組み状況</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康診断については以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> ➤ 全体の 1/3（10 件/30 件）の事業所で、雇い入れ時の健康診断を実施 ➤ 正社員の所定労働時間の 3/4 以上働くパートタイム労働者に対して定期健康診断を実施していない事業所は 1 件あり ➤ 半数以上の事業所で、定期健康診断の受診率はほぼ 100%。その他事業所でも 80%～90%の事業所が多い。 ➤ 定期健康診断を実施している事業所における、定期健康診断の費用は基本的に事業者負担。ただし、会社が指定した日に受診できない場合には自己負担となる事業所あり ➤ 半数以上の事業所（16 件/30 件）で、勤務時間中に定期健康診断を実施し、給与を支払っている ➤ 4 件の事業所では、定期健康診断を勤務時間中に実施しておらず、給与を支払っていない。その他の事業所は、パートタイム労働者の受診のタイミングにより、給与を支払っている場合と、無給・有給休暇を取得して受診している場合が混在している ・ 深夜業従事者に対する取組は、健康診断の年 2 回の実施 ・ メンタルヘルスケアの取組は、管理職研修の実施、連絡・相談窓口の設置、問題発生時の異動、従業員アンケートの実施、メンタルヘルスチェックの実施 等 ・ その他の安全衛生対策の取組は、健康相談の実施、安全パトロールの実施、職場体操の実施、運動サークルの実施 等 |
| 8 | <p>パートタイム労働者の健康管理上の課題</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 46.7%（14 件/30 件）の事業所で、健康診断については特に課題はないと感じている ・ 健康診断に関する課題としては、以下のような事項がある <ul style="list-style-type: none"> ➤ 最低限の項目しか実施できておらず、女性特有の項目、予防接種の補助などがコストの問題により難しい ➤ 労働時間が短い者を対象としたいが、コストがかかるため難しい ➤ 健康診断の実施義務のあるパートタイム労働者が、1 年に満たない期間で辞めてしまう場合があり、健康診断を事業者が実施する意味があるのか疑問に思う ➤ 健康診断を受けられるようにしているのに、パートタイム労働者の関心がなく、受診しない者が多い |

| | | |
|---|---------|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 業務時間中は多忙であり、代替の要員もいないため健診に行くことができず、業務時間外では病院が診察していないため、受診が難しい ➤ 深夜業従事者は、昼間は休養に充てたいため、健康診断に出向かない者が多い ➤ 本社に健診車が来て健診を実施しているが、遠方の営業所の従業員は時間・交通費等の問題から受診しない場合が少なくない ➤ パートタイム労働者の労働時間に応じて、定期的に健康診断を実施すべき旨を把握していなかった ・ メンタルヘルスに関する課題としては、以下のような事項がある <ul style="list-style-type: none"> ➤ メンタルヘルスケアに関する仕組みがない ➤ 管理職の知識が不足している ➤ 職場内のコミュニケーションが十分に取れていないおそれがある ・ その他の課題としては、以下のような事項がある <ul style="list-style-type: none"> ➤ 直行直帰のパートタイム労働者がおり、会う機会が少ないために、健康状態の把握、取組の実施が難しい ➤ 人員が不足しており、取組を実施する余裕がない ➤ パートタイム労働者の就業時間がばらばらのため、まとまった取組が実施できない ➤ 高齢者の事故が多い ➤ 休むことで収入が減るため、ケガをしても無理して仕事をする場合があると考えられる ➤ 仕事のできる人に仕事が集まる傾向があり、長時間労働になっているパートタイム労働者がいる |
| 9 | 課題解決の方策 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 他企業における好取組事例があり、どんなことができるのか知る機会があるとよい ・ 管理者が読むマニュアルがあるとよい ・ 高齢者向けの健康管理について、情報が欲しい ・ パートタイム労働者が読む、容易に理解できるマニュアルがあるとよい ・ 健康診断の費用を安くする仕組みがあるとよい |

VI. 3 ヒアリング調査結果（労働者調査）

ヒアリング調査（労働者調査）の結果の概要は、以下のとおりである。

| No. | 項目 | 調査結果概要 |
|-----|---------------------------|---|
| 1 | 人物像 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 40代、50代、60代 各1名 ・ 勤続年数は7年程度が2名、20年程度が1名 ・ 労働時間は固定の労働者と、シフト制で不規則の労働者あり |
| 2 | 事業所の組織・体制への参加 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所組織、体制への参加はいずれもなし |
| 3 | 健康管理に関する意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2名は健康問題について、特に関心はなく、考えたことはない ・ 1名は、関心があるが、夫の会社の健康診断等を受診しており、パート先の事業者への期待は特でない |
| 4 | 健康問題・労働災害の経験 | <ul style="list-style-type: none"> ・ いずれも、自身の健康問題、労災の発生経験なし |
| 5 | 具体的な取り組み事例 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康診断については以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> ➢ 2名は勤務先で定期健康診断を受診、1名は夫の会社の人間ドックを受診 ➢ 定期健康診断は、勤務時間内での受診が1名、有給休暇を取得して受診が1名 ➢ 健康診断の費用はいずれの事業者負担 ・ 深夜業、危険有害業務、掛け持ちについてはいずれも該当なし ・ メンタルヘルスケアの取組として、月1回の研修の実施あり ・ その他安全衛生対策として、職場環境の改善（空調設備の更新）の実施あり |
| 6 | 取り組みに関する評価 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務先の取組の評価としては、1名は特に改善すべき点はなく、満足している。2名は改善してほしい点があり、あまり満足していない ・ 個人の取組に対する評価としては、2名は健康に関心がなく、1名は運動したいと考えているが、機会がなく、実施できていないため、満足していない |
| 7 | パートタイム労働者が健康管理を行う上での課題と対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務先に改善してほしい点は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> ➢ 健康診断を、社員は勤務時間中に受診しているのに対して、パートタイム労働者等は有給休暇を取得しているのは不公平だと感じる ➢ 人員に余裕がなく、勤務の予定のある人が急病等で出勤できない場合、他の人がサポートしなくてはならず、長時間労働になる可能性がある ➢ 分煙をしてほしい |
| 8 | パートタイム労働者の健康管理についての行政への要望 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 他社の良い事例などを紹介してもらうことで、会社が取組むきっかけになるとよい |